

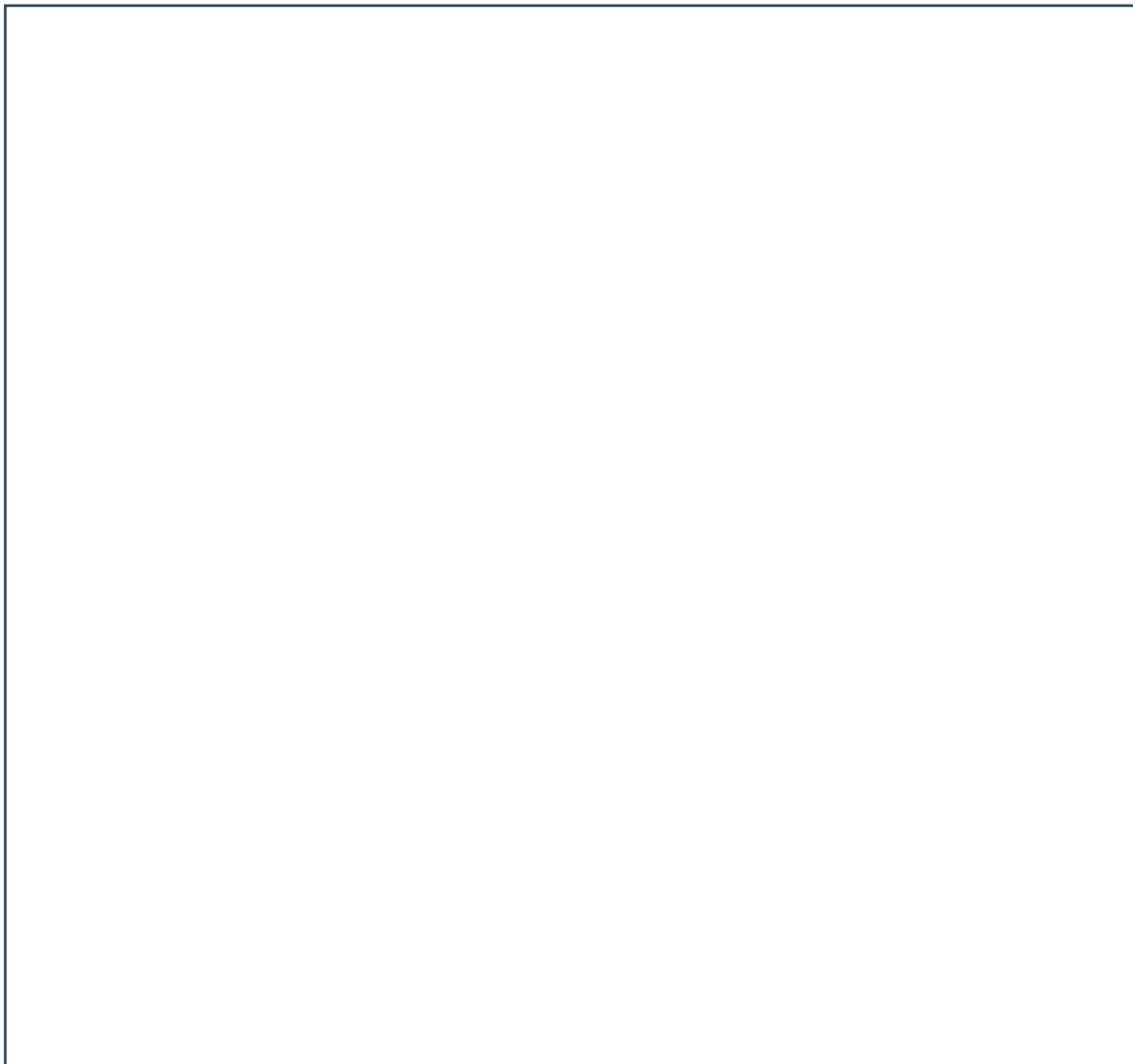
第9期高松市高齢者保健福祉計画 (案)

計画期間：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6（2024）年3月

高松市

はじめに



令和6（2024）年3月

高松市長 大西 秀人

目次

第Ⅰ部 総論

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨.....	1
2	計画の位置付け.....	2
3	高齢者を取り巻く概況.....	4
第2章	日常生活圏域の状況	13
1	高松市の日常生活圏域、地域包括支援センター管轄地域.....	13
2	日常生活圏域ごとの状況.....	15
第3章	アンケート結果からみた高齢者の概況	45
1	高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果（抜粋）.....	45
2	在宅介護実態調査結果（抜粋）.....	56
第4章	第8期計画の進捗状況	58
1	第8期計画の成果指標の達成状況.....	58
2	第8期計画の進捗状況.....	58
3	第8期計画の評価.....	62

第Ⅱ部 ビジョン編

第1章	計画の基本方針	65
1	第9期計画における基本的な考え方.....	65
2	基本理念と成果指標.....	67
3	基本目標.....	69
4	重点課題.....	70
第2章	施策の展開	72
1	施策の体系.....	72
2	施策ごとの数値目標.....	73

第Ⅲ部 プラン編

第1章	重点課題① 介護予防と社会参加の推進	75
1	介護予防・重度化防止の推進.....	75
2	居場所づくりの推進.....	83
3	健康づくりの推進.....	87
4	社会参加・生きがいづくりの促進.....	93
第2章	重点課題② 包括的な支援体制の構築	105
1	包括的な相談・支援体制の推進.....	105
2	認知症施策の推進.....	113
3	地域包括支援センターの機能強化.....	120
4	介護保険サービスの推進.....	127
5	在宅医療・介護連携の充実.....	137
第3章	重点課題③ 生活環境の充実	140
1	住まいの整備・充実.....	140
2	外出支援の充実.....	145
3	安全で住みよい環境づくりの推進.....	151
4	災害時等の援護体制の充実.....	155
第4章	介護保険事業の円滑な運営	161
1	介護保険サービス基盤の計画的な整備.....	161
2	事業費の見込みと介護保険料.....	168
3	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組.....	171
4	介護保険サービスの質的向上と業務の効率化.....	173
第5章	計画の推進体制	176
1	計画の推進体制.....	176
2	サービス提供体制.....	176
3	計画の進行管理.....	178
4	情報の公開.....	178
	資料編	179

用語解説について

本文中で解説が必要な用語については、初めて登場した用語に「*」を付けています。
また194ページからの用語解説一覧にて、50音順に解説文を掲載しています。

第 I 部

總論

1 計画策定の背景と趣旨

令和5（2023）年版高齢社会白書によると、令和4（2022）年10月1日現在、国の65歳以上の人口は、3,624万人で、総人口1億2,495万人に占める割合は29.0%と過去最高になっています。高齢者数は、令和25（2043）年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

本市においても、高齢者人口は増加傾向にあり、平成30（2018）年の116,859人から、令和5（2023）年9月末にかけて3,107人増加しています。

また、高齢化率についても年々上昇し、令和22（2040）年には、33.5%に達することが想定されています。

これまで本市では、地域全体での健康づくりや介護予防・重度化防止に向けた取組、また、支援や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、医療・介護の連携や、認知症施策、相談支援体制の充実等、様々な高齢者施策に取り組んできました。

また、国においては、急速な高齢化の進行に伴い、認知症の人が増加している現状等を踏まえ、令和5（2023）年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。今後、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があります。

更に、高齢化の一層の進行と人口減少社会への突入による世帯構造の大きな変化に伴い増加傾向にある、老老介護やヤングケアラー、ダブルケア等の様々な課題を抱えている家族介護者に対する負担軽減に向けた支援体制の充実が重要です。

このような背景を踏まえ、本市では、引き続き、地域包括ケアシステム*の更なる深化・推進を図るとともに、その先にある地域共生社会の実現に向けて取り組む施策を明らかにするため、「第9期高松市高齢者保健福祉計画（以下、「本計画」又は「第9期計画」という。）」を策定します。

「老老介護」、「ヤングケアラー」、「ダブルケア」

老老介護…高齢者の介護を高齢者が行うこと。

ヤングケアラー…家族のケアを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

ダブルケア…育児と介護を同時に担っている状態のこと。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の根拠

本計画は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を「高齢者保健福祉計画」として、一体的に策定するものです。

老人福祉法 第20条の8第1項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
老人福祉法 第20条の8第7項	市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
介護保険法 第117条第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条第6項	市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 計画期間

「介護保険事業計画」については、第6期から「地域包括ケア計画」として位置付けられており、令和7（2025）年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされています。第9期計画策定においては、計画期間中に令和7（2025）年を迎えること、また、生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる令和22（2040）年を念頭におき、地域包括ケアシステムを更に深化・推進してまいります。

このようなことから、本市においては、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする第9期計画を、地域包括ケアシステムの構築に向けた「実現期」の計画として位置付けます。

平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)				
令和7（2025）年に向けて、地域包括ケアシステムを段階的に構築															
第6期 高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)				第7期 高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)				第8期 高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)				第9期 高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)			
準備・推進				充 実				発 展				実 現			

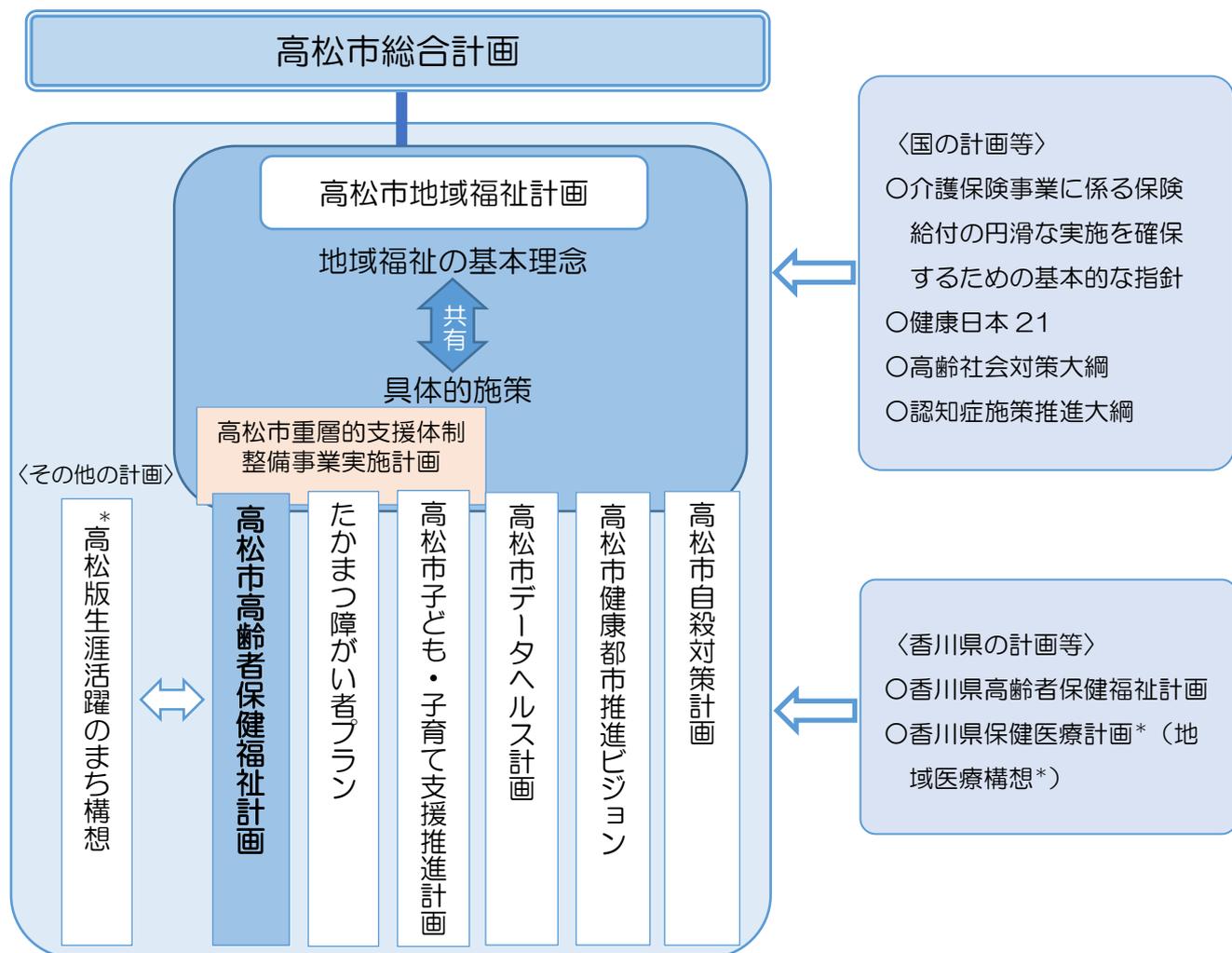
(3) 他の計画との関係

この計画は、高松市の最上位計画である「高松市総合計画*」の分野別計画であり、本市の高齢者福祉・介護保険事業の総合的な計画です。

老人福祉法第20条の8第8項の規定にあるとおり、高松市地域福祉計画*のほか、その他の法律の規定による計画で、老人の福祉に関する事項を定めるものとも調和が保たれたものでなければなりません。また、国及び県の関連計画等とも整合性をとりながら、施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、令和元(2019)年6月にまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づく「認知症施策推進計画」を、本計画と一体的に策定することで、認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、施策を推進します。

更に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2(2020)年)により改正された社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。本市では、令和4(2022)年度から実施している重層的支援体制整備事業の枠組みを活用して、高齢者だけでなく、障がい者や児童等、他分野との連携促進を図ることで、高齢者になっても住み慣れた地域で、希望を持って安心して暮らし続けることができるよう、施策を推進します。



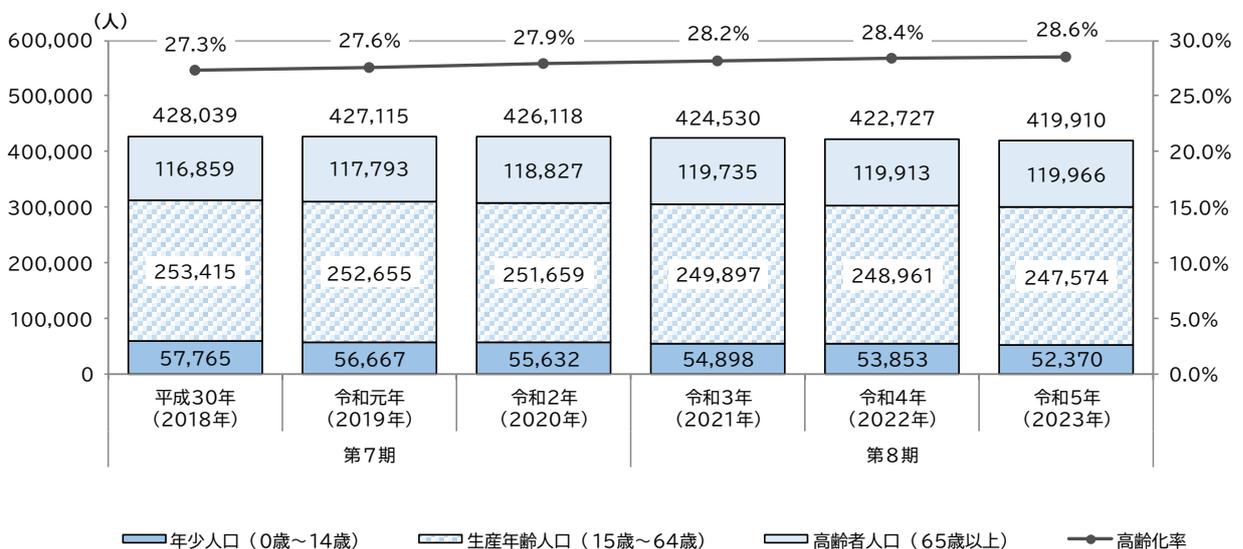
3 高齢者を取り巻く概況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向となっており、令和5（2023）年では419,910人と、平成30（2018）年の428,039人から5年間で8,129人減少しています。一方で、高齢化率は増加傾向にあり、令和5（2023）年では28.6%となっています。

単位：人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	428,039	427,115	426,118	424,530	422,727	419,910
年少人口(0歳～14歳)	57,765	56,667	55,632	54,898	53,853	52,370
生産年齢人口(15歳～64歳)	253,415	252,655	251,659	249,897	248,961	247,574
40歳～64歳	142,088	142,599	142,855	142,681	142,735	142,747
高齢者人口(65歳以上)	116,859	117,793	118,827	119,735	119,913	119,966
65歳～74歳(前期高齢者)	59,163	58,639	59,070	59,653	56,570	53,687
75歳以上(後期高齢者)	57,696	59,154	59,757	60,082	63,343	66,279
高齢化率	27.3%	27.6%	27.9%	28.2%	28.4%	28.6%
総人口に占める75歳以上の割合	13.5%	13.8%	14.0%	14.2%	15.0%	15.8%



※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在

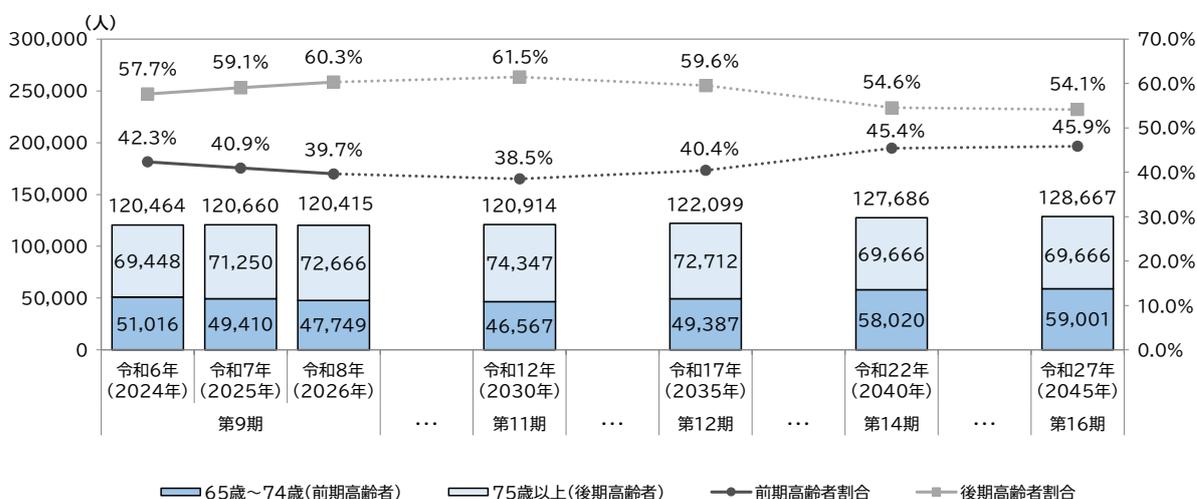
(2) 将来人口の推計

将来人口については、今後も減少傾向で推移し、令和8（2026）年では414,180人と、令和6（2024）年から3,915人減少する見込みとなっています。今後も減少は続き、令和12（2030）年には405,602人、本市の最大の人口集団である団塊ジュニア世代が全て65歳以上の高齢者となる令和22（2040）年には381,570人にまで減少することが見込まれます。

その一方で、高齢化率については増加傾向で推移し、令和12（2030）年には29.8%、令和27（2045）年には34.7%にまで増加することが見込まれます。

単位:人

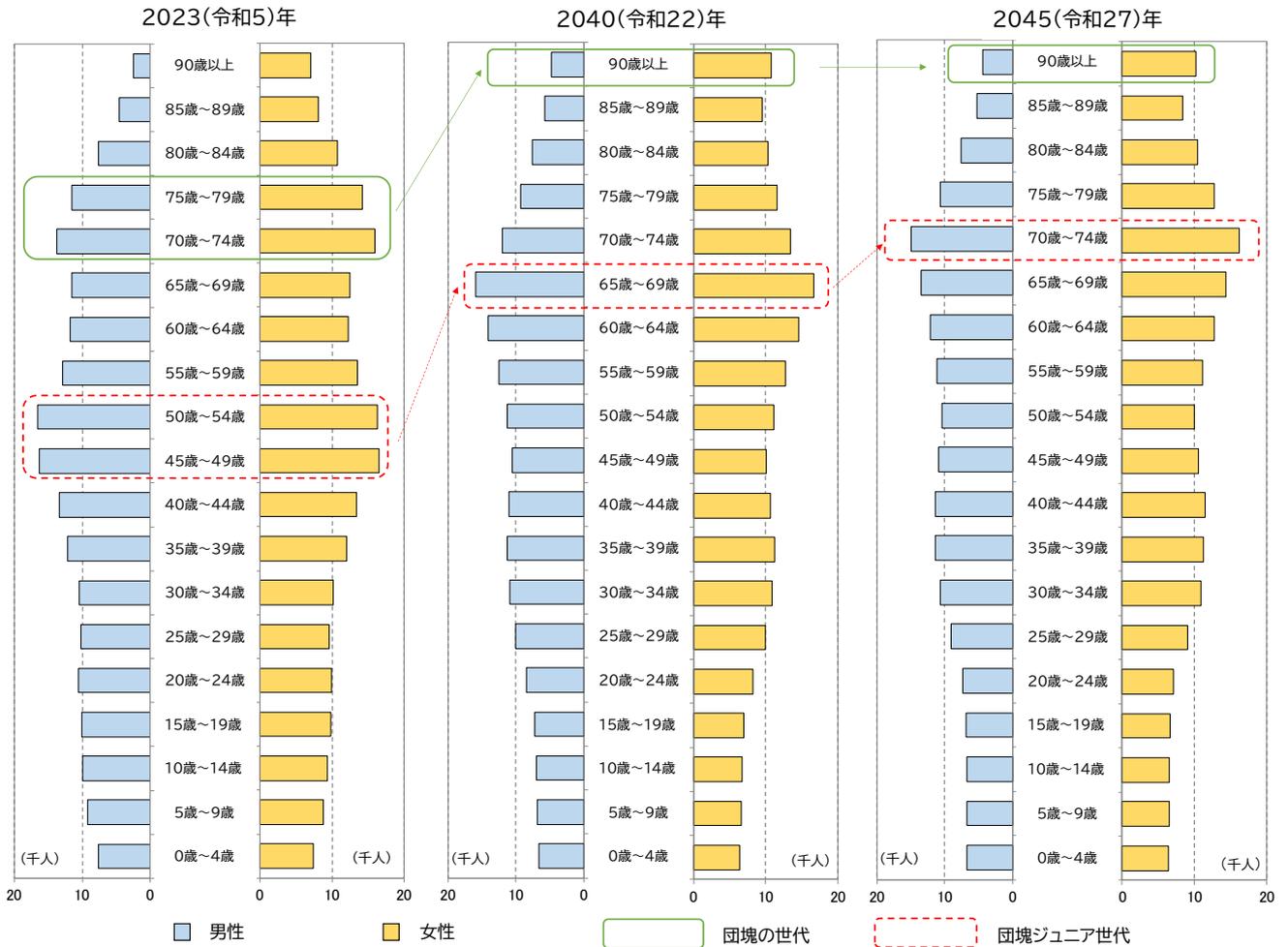
区分	第9期			第11期	第12期	第14期	第16期
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総人口	418,095	416,170	414,180	405,602	394,008	381,570	370,357
年少人口(0歳~14歳)	51,236	50,087	49,073	44,847	41,432	40,175	39,613
生産年齢人口(15歳~64歳)	246,395	245,423	244,692	239,841	230,477	213,709	202,077
40歳~64歳	142,594	142,570	142,651	139,315	131,397	118,484	111,872
高齢者人口(65歳以上)	120,464	120,660	120,415	120,914	122,099	127,686	128,667
65歳~74歳(前期高齢者)	51,016	49,410	47,749	46,567	49,387	58,020	59,001
75歳以上(後期高齢者)	69,448	71,250	72,666	74,347	72,712	69,666	69,666
高齢化率	28.8%	29.0%	29.1%	29.8%	31.0%	33.5%	34.7%
総人口に占める75歳以上の割合	16.6%	17.1%	17.5%	18.3%	18.5%	18.3%	18.8%



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法

【参考】高松市の年齢別人口の推計



※資料：住民基本台帳（各年 10月1日）

※令和 22（2040）、令和 27（2045）年については、住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計

「団塊の世代」と「団塊ジュニア世代」

「団塊の世代」とは、第一次ベビーブーム期の昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年頃に生まれた世代を指します。また、「団塊ジュニア世代」とは、昭和 46（1971）年から昭和 49（1974）年頃に生まれた世代を指し、いずれも、我が国における大きな人口集団となっています。

(3) 高齢者世帯の推移

本市の世帯数については、一貫して増加傾向で推移しており、令和2（2020）年には187,144世帯となっています。

高齢者のいる世帯数は、増加傾向で推移しており、令和2（2020）年には72,524世帯で、平成27（2015）年から2,487世帯増加しています。

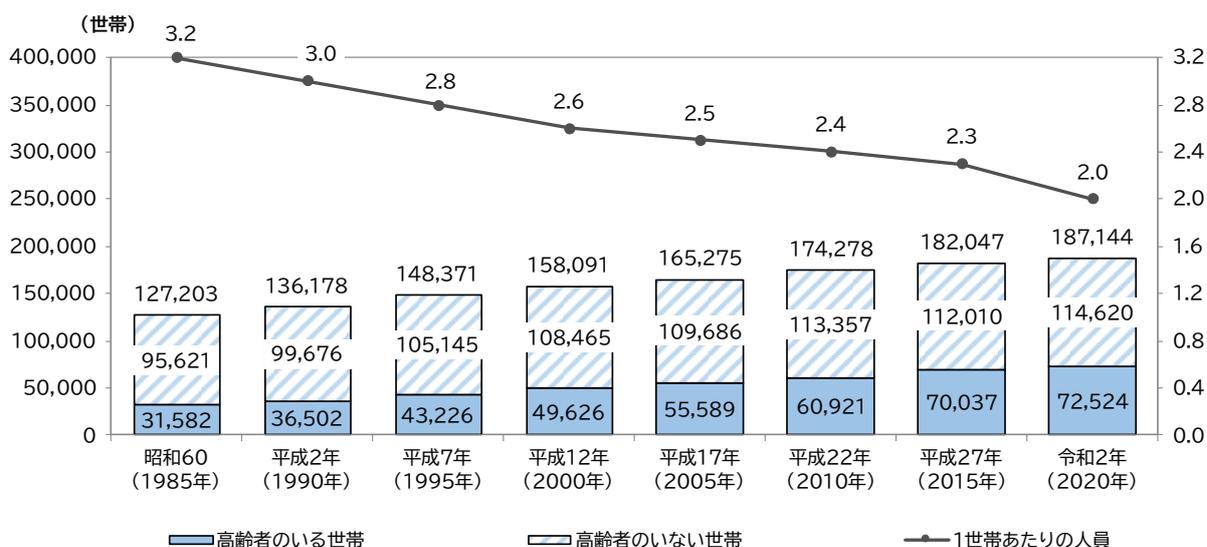
また、令和2（2020）年の高齢者のみの世帯のうち、一人暮らし世帯は22,457世帯で、総世帯数の12.0%となっています。

単位：世帯

	総世帯	高齢者のいる世帯					非親族世帯
			単独世帯・親族世帯			その他の親族同居世帯	
				高齢者のみの世帯			
				一人暮らし世帯	夫婦のみ世帯		
昭和60年 (1985年)	127,203 (100.0%)	31,582 (24.8%)	31,546 (24.8%)	4,260 (3.3%)	6,269 (4.9%)	21,017 (16.5%)	36 (0.0%)
平成2年 (1990年)	136,178 (100.0%)	36,502 (26.8%)	36,464 (26.8%)	5,939 (4.4%)	8,476 (6.2%)	22,049 (16.2%)	38 (0.0%)
平成7年 (1995年)	148,371 (100.0%)	43,226 (29.1%)	43,187 (29.1%)	8,122 (5.5%)	11,582 (7.8%)	23,483 (15.8%)	39 (0.0%)
平成12年 (2000年)	158,091 (100.0%)	49,626 (31.4%)	49,569 (31.4%)	11,068 (7.0%)	14,688 (9.3%)	23,813 (15.1%)	57 (0.0%)
平成17年 (2005年)	165,275 (100.0%)	55,589 (33.6%)	55,525 (33.6%)	13,666 (8.3%)	17,084 (10.3%)	24,775 (15.0%)	64 (0.0%)
平成22年 (2010年)	174,278 (100.0%)	60,921 (35.0%)	60,615 (34.8%)	15,963 (9.2%)	19,248 (11.0%)	25,404 (14.6%)	306 (0.2%)
平成27年 (2015年)	182,047 (100.0%)	70,037 (38.5%)	69,718 (38.3%)	20,829 (11.4%)	18,655 (10.2%)	30,234 (16.6%)	319 (0.2%)
令和2年 (2020年)	187,144 (100.0%)	72,524 (38.8%)	72,209 (38.6%)	22,457 (12.0%)	20,556 (11.0%)	29,196 (15.6%)	315 (0.2%)

<参考 令和2(2020)年>

香川県	406,062 (100.0%)	184,337 (45.4%)	183,553 (45.2%)	53,301 (13.1%)	50,650 (12.5%)	79,602 (19.6%)	784 (0.2%)
全国	55,704,949 (100.0%)	22,655,031 (40.7%)	22,524,170 (40.4%)	6,716,806 (12.1%)	5,830,834 (10.5%)	9,976,530 (17.9%)	130,861 (0.2%)



※資料：総務省「国勢調査」

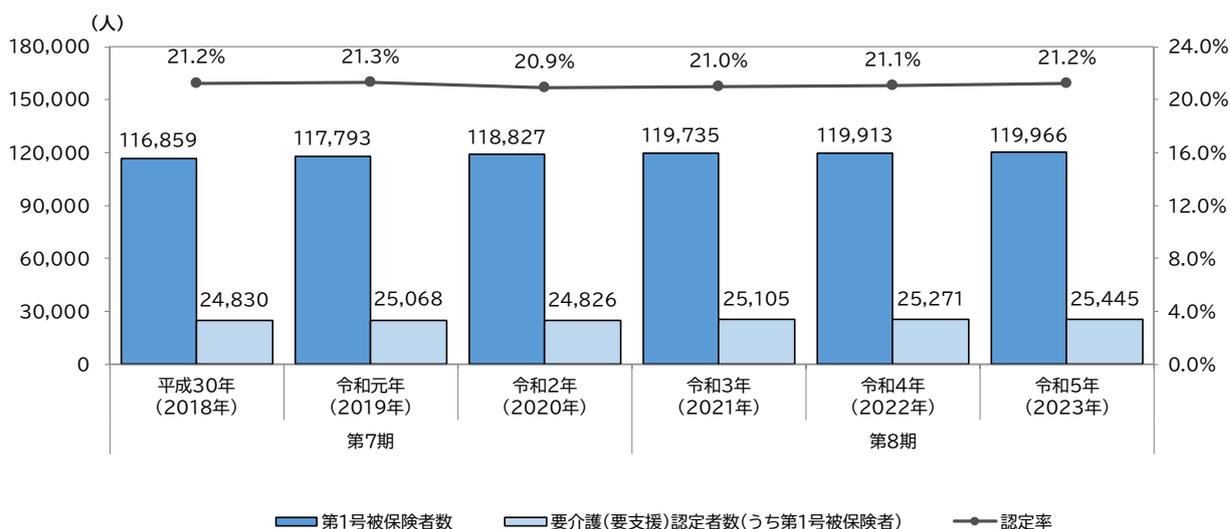
(4) 要介護（要支援）認定者数の推移

本市の要介護(要支援)認定者数（うち第1号被保険者）の推移は、令和5（2023）年に25,445人と、平成30（2018）年の24,830人から5年間で615人増加しています。

認定率は令和5（2023）年で21.2%となっています。

単位:人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
第1号被保険者数	116,859	117,793	118,827	119,735	119,913	119,966
要介護(要支援)認定者数	25,296	25,516	25,263	25,544	25,691	25,860
第1号被保険者	24,830	25,068	24,826	25,105	25,271	25,445
第2号被保険者	466	448	437	439	420	415
認定率	21.2%	21.3%	20.9%	21.0%	21.1%	21.2%



※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システム*より）各年9月末日現在
 ※本指標の「認定率」は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数。

要介護(要支援)認定者(うち第1号被保険者)の内訳の推移をみると、平成30(2018)年と令和5(2023)年を比較して、要介護3の伸びが最も大きく、次いで、要介護4の伸びが大きくなっています。

単位:人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
要介護(要支援)認定者数 (うち第1号被保険者)	24,830	25,068	24,826	25,105	25,271	25,445
要支援1	2,866	2,778	2,617	2,619	2,505	2,508
要支援2	4,000	3,985	3,859	3,963	3,915	4,072
要介護1	5,333	5,441	5,410	5,377	5,320	5,273
要介護2	4,725	4,741	4,720	4,873	4,907	5,030
要介護3	3,323	3,447	3,547	3,728	3,906	3,895
要介護4	2,579	2,712	2,781	2,697	2,841	2,778
要介護5	2,004	1,964	1,892	1,848	1,877	1,889



※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 各年9月末日現在

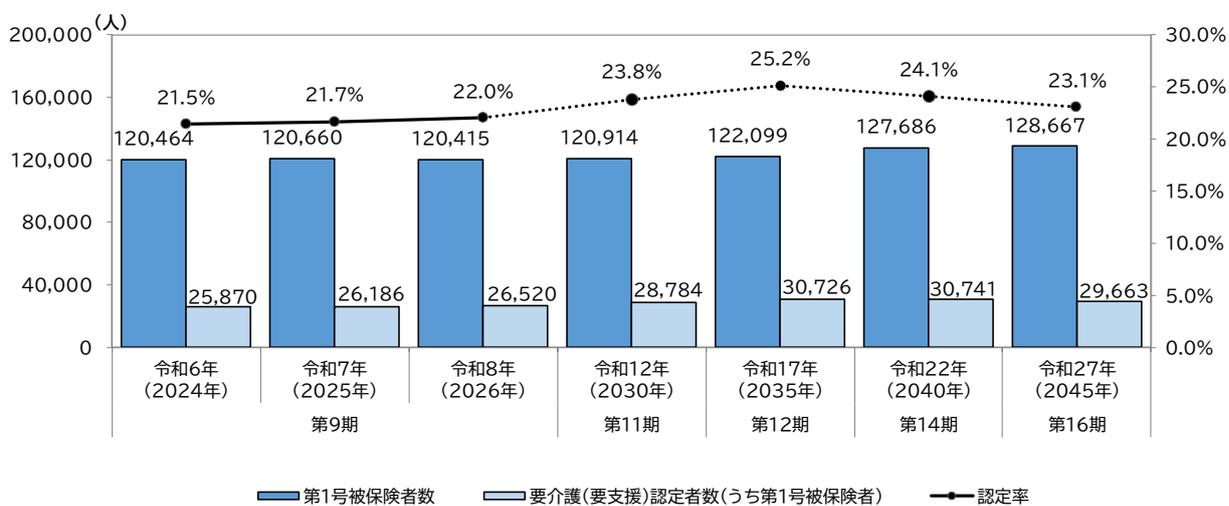
(5) 要介護（要支援）認定者数の推計

本市の要介護(要支援)認定者数（うち第1号被保険者）の推計は、令和22（2040）年まで増加する見込みとなっています。

認定率は、令和17（2035）年まで上昇する見込みとなっています。

単位:人

区分	第9期			第11期	第12期	第14期	第16期
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
第1号被保険者数	120,464	120,660	120,415	120,914	122,099	127,686	128,667
要介護(要支援)認定者数	26,285	26,601	26,935	29,190	31,107	31,085	29,988
第1号被保険者	25,870	26,186	26,520	28,784	30,726	30,741	29,663
第2号被保険者	415	415	415	406	381	344	325
認定率	21.5%	21.7%	22.0%	23.8%	25.2%	24.1%	23.1%



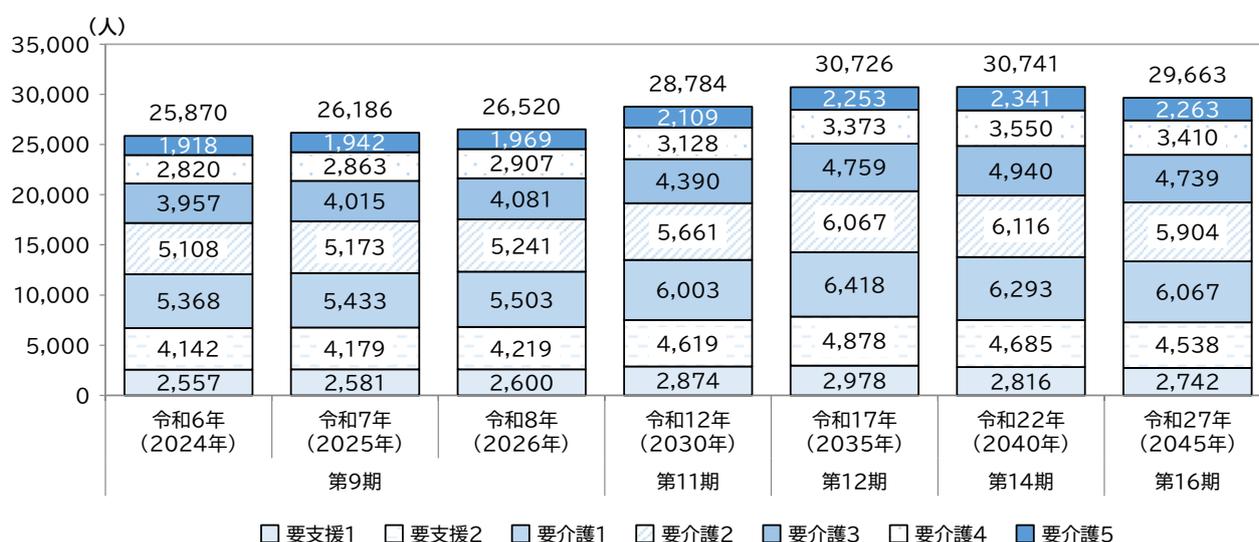
※資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

※本指標の「認定率」は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数。

本市の要介護(要支援)認定者数(うち第1号被保険者)の推計は、全ての介護度で年々上昇傾向となっています。要支援1・2、要介護1は、令和22(2040)年に減少する見込みとなっています。

単位:人

区分	第9期			第11期	第12期	第14期	第16期
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
要介護(要支援)認定者数 (うち第1号被保険者)	25,870	26,186	26,520	28,784	30,726	30,741	29,663
要支援1	2,557	2,581	2,600	2,874	2,978	2,816	2,742
要支援2	4,142	4,179	4,219	4,619	4,878	4,685	4,538
要介護1	5,368	5,433	5,503	6,003	6,418	6,293	6,067
要介護2	5,108	5,173	5,241	5,661	6,067	6,116	5,904
要介護3	3,957	4,015	4,081	4,390	4,759	4,940	4,739
要介護4	2,820	2,863	2,907	3,128	3,373	3,550	3,410
要介護5	1,918	1,942	1,969	2,109	2,253	2,341	2,263

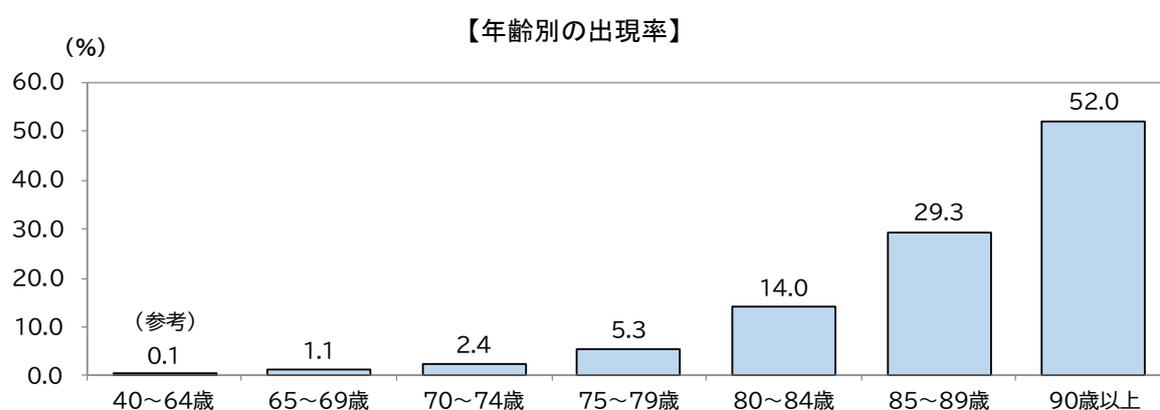


※資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

(6) 第1号被保険者における認知症高齢者数の推移

令和5（2023）年9月末時点の第1号被保険者における認知症高齢者（ここでは要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者を指す。）数は13,587人で、要介護（要支援）認定者のうち認知症高齢者の割合は53.4%となっています。また、年齢別人口に対する認知症高齢者の割合（出現率）をみると、65～69歳では1.1%であるのに対し、90歳以上では52.0%と、おおむね2人に1人が認知症高齢者となっています。

このような特性を踏まえた、要介護（要支援）認定者のうち認知症高齢者の推計は、令和7（2025）年には13,989人、令和22（2040）年には16,691人に増加すると見込まれます。



※資料：高松市介護保険課による算出（令和5（2023）年9月末）

※新型コロナウイルス感染症による、要介護認定の有効期間の延長対象者は含んでいない

【第1号被保険者における認知症高齢者数の推移（要介護度別）】

単位：人

認定者数	現況			推計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
認定者数	13,964	13,723	13,587	13,809	13,989	14,183	16,691	16,081
要支援1	488	478	488	498	502	506	548	534
要支援2	465	474	471	479	483	488	542	525
要介護1	3,429	3,310	3,240	3,298	3,338	3,381	3,867	3,728
要介護2	2,902	2,823	2,819	2,863	2,899	2,937	3,428	3,309
要介護3	2,848	2,873	2,854	2,899	2,942	2,990	3,620	3,472
要介護4	2,193	2,187	2,118	2,150	2,183	2,216	2,707	2,600
要介護5	1,639	1,578	1,597	1,622	1,642	1,665	1,979	1,913

※資料：令和3（2021）年～令和5（2023）年については、高松市介護保険課による算出（各年9月末）。

新型コロナウイルス感染症による、要介護認定の有効期間の延長対象者は含んでいない

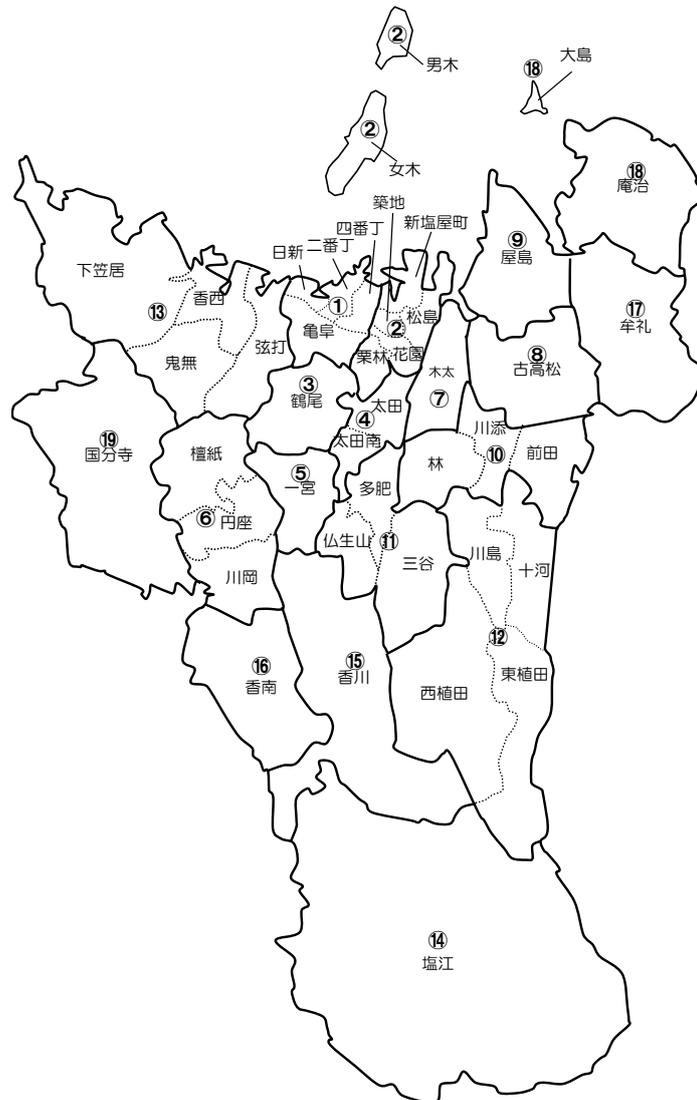
※令和6（2024）年以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法*による推計

1 高松市の日常生活圏域、地域包括支援センター管轄地域

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、「その住民が日常生活を営んでいる地域」を地理的条件、人口、交通事情、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を勘案して設定するものです。

本市においては、行政サービスを始め、自治会活動や保健・福祉活動等については、小学校区を基本として行われていますが、介護保険サービスについては、高齢者の身体状況等に応じた多様なサービスを提供するとともに、利用者のサービスの選択肢をより広いものとする必要があることから、小学校区よりやや広い中学校区を基本として、人口規模等を勘案し、19の日常生活圏域を設定しています。

【日常生活圏域】



また、事業対象者や要支援認定者への介護予防サービスの提供、高齢者に関する相談、高齢者の権利擁護*、介護支援専門員*への支援を推進する拠点として、市内に2か所の地域包括支援センターと5か所のサブセンターを設置しています。

更に、市内の27か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ブランチ）として位置付け、地域の様々な福祉課題に対応するネットワーク構築を図っています。

【地域包括支援センターの管轄地域】

管轄するセンター		日常生活圏域	地区	窓口 (老人介護支援センター)	
直営	高松市地域包括支援センター (中央)	①中央西	日新、二番丁、亀阜、四番丁	さぬき、あかね	
		②中央東	新塩屋町、築地、花園、松島、栗林、女木、男木	玉藻荘、はなぞの園、高松市社会福祉協議会	
		⑦木太	木太	法寿苑、さくら荘	
	サブセンター	仏生山	③鶴尾	鶴尾	西春日
			④太田	太田、太田南	おりいぶ荘
			⑤一宮	一宮	一宮の里
			⑪龍雲	三谷、仏生山、多肥	竜雲舜虹苑、なでしこ香川
			⑩協和	林 前田、川添	さくら荘 弘恩苑
		山田	⑫山田	川島、十河、西植田、東植田	すみれ荘、高松さんさん荘
		勝賀	⑬勝賀・下笠居	香西、弦打、鬼無、下笠居	ヨハネの里、大寿苑、ハピネス
		牟礼	⑧古高松	古高松	香色苑
			⑨屋島	屋島	逅里苑
			⑰牟礼	牟礼	守里苑
			⑱庵治	庵治	あじの里
		国分寺	⑥香東	川岡、円座、檀紙	岡本荘、大寿苑
			⑲国分寺	国分寺	高松市社会福祉協議会国分寺
	委託	高松市地域包括支援センター香川	⑭塩江	塩江	高松市社会福祉協議会塩江
			⑮香川	香川	高松市社会福祉協議会香川
			⑯香南	香南	高松市社会福祉協議会香南

※各地区に属する町の詳細については、資料「日常生活圏域・地区・町名の一覧」(P181~182)を御参照ください。

2 日常生活圏域ごとの状況

(1) 総人口の推移・推計

単位：上段：人
下段：%

日常生活圏域	現況			推計		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
① 中央西	32,228 (101.3)	32,002 (100.6)	31,823 (100.0)	31,543 (99.1)	31,246 (98.2)	30,939 (97.2)
② 中央東	41,110 (101.7)	40,573 (100.4)	40,406 (100.0)	39,988 (99.0)	39,564 (97.9)	39,124 (96.8)
③ 鶴尾	9,669 (103.3)	9,523 (101.7)	9,362 (100.0)	9,245 (98.8)	9,122 (97.4)	9,008 (96.2)
④ 太田	37,819 (100.5)	37,914 (100.7)	37,645 (100.0)	37,679 (100.1)	37,709 (100.2)	37,730 (100.2)
⑤ 一宮	15,078 (102.1)	14,969 (101.4)	14,766 (100.0)	14,606 (98.9)	14,441 (97.8)	14,275 (96.7)
⑥ 香東	23,878 (100.0)	23,969 (100.3)	23,886 (100.0)	23,910 (100.1)	23,924 (100.2)	23,927 (100.2)
⑦ 木太	32,005 (101.3)	31,759 (100.6)	31,584 (100.0)	31,430 (99.5)	31,271 (99.0)	31,105 (98.5)
⑧ 古高松	21,855 (101.1)	21,802 (100.9)	21,613 (100.0)	21,543 (99.7)	21,457 (99.3)	21,367 (98.9)
⑨ 屋島	19,150 (103.2)	18,913 (101.9)	18,556 (100.0)	18,241 (98.3)	17,927 (96.6)	17,608 (94.9)
⑩ 協和	29,687 (98.3)	29,902 (99.1)	30,187 (100.0)	30,664 (101.6)	31,151 (103.2)	31,658 (104.9)
⑪ 龍雲	29,273 (97.2)	29,913 (99.4)	30,104 (100.0)	30,621 (101.7)	31,130 (103.4)	31,647 (105.1)
⑫ 山田	22,018 (101.6)	21,865 (100.9)	21,680 (100.0)	21,499 (99.2)	21,313 (98.3)	21,119 (97.4)
⑬ 勝賀・下笠居	31,806 (101.8)	31,545 (101.0)	31,247 (100.0)	30,964 (99.1)	30,664 (98.1)	30,357 (97.2)
⑭ 塩江	2,359 (106.4)	2,285 (103.0)	2,218 (100.0)	2,150 (96.9)	2,085 (94.0)	2,017 (90.9)
⑮ 香川	22,771 (102.7)	22,505 (101.5)	22,172 (100.0)	21,876 (98.7)	21,574 (97.3)	21,256 (95.9)
⑯ 香南	7,083 (102.7)	7,027 (101.9)	6,898 (100.0)	6,804 (98.6)	6,707 (97.2)	6,612 (95.9)
⑰ 牟礼	17,139 (102.2)	16,942 (101.0)	16,773 (100.0)	16,612 (99.0)	16,439 (98.0)	16,263 (97.0)
⑱ 庵治	4,769 (104.8)	4,649 (102.1)	4,552 (100.0)	4,437 (97.5)	4,329 (95.1)	4,224 (92.8)
⑲ 国分寺	24,833 (101.6)	24,670 (100.9)	24,438 (100.0)	24,283 (99.4)	24,117 (98.7)	23,944 (98.0)
高松市	424,530 (101.1)	422,727 (100.7)	419,910 (100.0)	418,095 (99.6)	416,170 (99.1)	414,180 (98.6)

※資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※将来人口は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

※（ ）内の数値は、令和5（2023）年値＝100とした場合の変化指数

(2) 高齢者（65歳以上）人口の推移・推計

単位：上段：人
下段：%

日常生活圏域	現況			推計		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
① 中央西	9,997 (99.5)	10,005 (99.6)	10,044 (100.0)	10,117 (100.7)	10,188 (101.4)	10,213 (101.7)
② 中央東	11,979 (100.8)	11,892 (100.1)	11,886 (100.0)	11,835 (99.6)	11,827 (99.5)	11,766 (99.0)
③ 鶴尾	3,592 (104.8)	3,519 (102.7)	3,428 (100.0)	3,401 (99.2)	3,338 (97.4)	3,290 (96.0)
④ 太田	7,749 (98.7)	7,810 (99.5)	7,851 (100.0)	7,912 (100.8)	8,005 (102.0)	8,071 (102.8)
⑤ 一宮	4,854 (100.6)	4,892 (101.4)	4,824 (100.0)	4,815 (99.8)	4,812 (99.8)	4,772 (98.9)
⑥ 香東	6,269 (99.2)	6,296 (99.6)	6,321 (100.0)	6,365 (100.7)	6,378 (100.9)	6,346 (100.4)
⑦ 木太	7,502 (99.4)	7,488 (99.2)	7,549 (100.0)	7,645 (101.3)	7,718 (102.2)	7,803 (103.4)
⑧ 古高松	6,325 (99.4)	6,326 (99.4)	6,364 (100.0)	6,390 (100.4)	6,378 (100.2)	6,349 (99.8)
⑨ 屋島	5,680 (98.3)	5,726 (99.1)	5,778 (100.0)	5,864 (101.5)	5,930 (102.6)	5,963 (103.2)
⑩ 協和	7,071 (99.8)	7,121 (100.5)	7,086 (100.0)	7,104 (100.3)	7,116 (100.4)	7,117 (100.4)
⑪ 龍雲	6,595 (99.2)	6,653 (100.1)	6,648 (100.0)	6,740 (101.4)	6,775 (101.9)	6,769 (101.8)
⑫ 山田	6,603 (99.0)	6,659 (99.9)	6,668 (100.0)	6,707 (100.6)	6,736 (101.0)	6,725 (100.9)
⑬ 勝賀・下笠居	9,716 (100.2)	9,748 (100.5)	9,698 (100.0)	9,693 (99.9)	9,636 (99.4)	9,529 (98.3)
⑭ 塩江	1,155 (105.1)	1,128 (102.6)	1,099 (100.0)	1,088 (99.0)	1,072 (97.5)	1,042 (94.8)
⑮ 香川	7,808 (99.8)	7,830 (100.1)	7,826 (100.0)	7,869 (100.5)	7,861 (100.4)	7,826 (100.0)
⑯ 香南	2,423 (99.6)	2,449 (100.7)	2,432 (100.0)	2,435 (100.1)	2,434 (100.1)	2,433 (100.0)
⑰ 牟礼	5,539 (100.2)	5,500 (99.5)	5,527 (100.0)	5,558 (100.6)	5,563 (100.7)	5,543 (100.3)
⑱ 庵治	2,081 (102.3)	2,054 (100.9)	2,035 (100.0)	2,006 (98.6)	1,980 (97.3)	1,962 (96.4)
⑲ 国分寺	6,797 (98.5)	6,817 (98.8)	6,902 (100.0)	6,920 (100.3)	6,913 (100.2)	6,896 (99.9)
高松市	119,735 (99.8)	119,913 (100.0)	119,966 (100.0)	120,464 (100.4)	120,660 (100.6)	120,415 (100.4)

※資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※将来人口は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

※（ ）内の数値は、令和5（2023）年値＝100とした場合の変化指数

(3) 後期高齢者（75歳以上）人口の推移・推計

単位：上段：人
下段：%

日常生活圏域	現況			推計		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
① 中央西	5,132 (92.8)	5,355 (96.8)	5,532 (100.0)	5,769 (104.3)	5,913 (106.9)	5,997 (108.4)
② 中央東	6,400 (95.0)	6,551 (97.2)	6,739 (100.0)	6,883 (102.1)	6,945 (103.1)	6,940 (103.0)
③ 鶴尾	1,880 (93.1)	1,972 (97.7)	2,019 (100.0)	2,060 (102.0)	2,085 (103.3)	2,119 (105.0)
④ 太田	3,880 (91.6)	4,053 (95.7)	4,235 (100.0)	4,451 (105.1)	4,561 (107.7)	4,644 (109.7)
⑤ 一宮	2,503 (91.9)	2,625 (96.3)	2,725 (100.0)	2,856 (104.8)	2,916 (107.0)	2,992 (109.8)
⑥ 香東	3,144 (90.0)	3,320 (95.0)	3,495 (100.0)	3,693 (105.7)	3,807 (108.9)	3,869 (110.7)
⑦ 木太	3,662 (90.0)	3,836 (94.2)	4,071 (100.0)	4,309 (105.8)	4,422 (108.6)	4,546 (111.7)
⑧ 古高松	3,188 (88.3)	3,410 (94.5)	3,610 (100.0)	3,808 (105.5)	3,921 (108.6)	3,998 (110.7)
⑨ 屋島	2,685 (90.3)	2,814 (94.7)	2,972 (100.0)	3,149 (106.0)	3,263 (109.8)	3,349 (112.7)
⑩ 協和	3,648 (89.3)	3,894 (95.3)	4,084 (100.0)	4,280 (104.8)	4,399 (107.7)	4,513 (110.5)
⑪ 龍雲	3,413 (89.6)	3,635 (95.4)	3,810 (100.0)	3,957 (103.9)	4,035 (105.9)	4,111 (107.9)
⑫ 山田	3,202 (89.5)	3,414 (95.4)	3,579 (100.0)	3,783 (105.7)	3,904 (109.1)	4,023 (112.4)
⑬ 勝賀・下笠居	4,869 (90.7)	5,152 (95.9)	5,370 (100.0)	5,615 (104.6)	5,756 (107.2)	5,863 (109.2)
⑭ 塩江	695 (104.5)	689 (103.6)	665 (100.0)	666 (100.2)	670 (100.8)	656 (98.6)
⑮ 香川	3,749 (86.8)	4,057 (93.9)	4,320 (100.0)	4,600 (106.5)	4,775 (110.5)	4,887 (113.1)
⑯ 香南	1,102 (87.5)	1,196 (94.9)	1,260 (100.0)	1,335 (106.0)	1,400 (111.1)	1,444 (114.6)
⑰ 牟礼	2,706 (90.0)	2,860 (95.1)	3,006 (100.0)	3,151 (104.8)	3,258 (108.4)	3,333 (110.9)
⑱ 庵治	1,103 (94.3)	1,133 (96.8)	1,170 (100.0)	1,224 (104.6)	1,239 (105.9)	1,252 (107.0)
⑲ 国分寺	3,121 (86.3)	3,377 (93.4)	3,617 (100.0)	3,859 (106.7)	3,981 (110.1)	4,130 (114.2)
高松市	60,082 (90.7)	63,343 (95.6)	66,279 (100.0)	69,448 (104.8)	71,250 (107.5)	72,666 (109.6)

※資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※将来人口は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

※（ ）内の数値は、令和5（2023）年値＝100とした場合の変化指数

(4) 高齢化率・後期高齢化率の推移・推計

単位：％

日常生活圏域	現況			推計		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
① 中央西	31.0	31.3	31.6	32.1	32.6	33.0
	15.9	16.7	17.4	18.3	18.9	19.4
② 中央東	29.1	29.3	29.4	29.6	29.9	30.1
	15.6	16.1	16.7	17.2	17.6	17.7
③ 鶴尾	37.1	37.0	36.6	36.8	36.6	36.5
	19.4	20.7	21.6	22.3	22.9	23.5
④ 太田	20.5	20.6	20.9	21.0	21.2	21.4
	10.3	10.7	11.2	11.8	12.1	12.3
⑤ 一宮	32.2	32.7	32.7	33.0	33.3	33.4
	16.6	17.5	18.5	19.6	20.2	21.0
⑥ 香東	26.3	26.3	26.5	26.6	26.7	26.5
	13.2	13.9	14.6	15.4	15.9	16.2
⑦ 木太	23.4	23.6	23.9	24.3	24.7	25.1
	11.4	12.1	12.9	13.7	14.1	14.6
⑧ 古高松	28.9	29.0	29.4	29.7	29.7	29.7
	14.6	15.6	16.7	17.7	18.3	18.7
⑨ 屋島	29.7	30.3	31.1	32.1	33.1	33.9
	14.0	14.9	16.0	17.3	18.2	19.0
⑩ 協和	23.8	23.8	23.5	23.2	22.8	22.5
	12.3	13.0	13.5	14.0	14.1	14.3
⑪ 龍雲	22.5	22.2	22.1	22.0	21.8	21.4
	11.7	12.2	12.7	12.9	13.0	13.0
⑫ 山田	30.0	30.5	30.8	31.2	31.6	31.8
	14.5	15.6	16.5	17.6	18.3	19.0
⑬ 勝賀・下笠居	30.5	30.9	31.0	31.3	31.4	31.4
	15.3	16.3	17.2	18.1	18.8	19.3
⑭ 塩江	49.0	49.4	49.5	50.6	51.4	51.7
	29.5	30.2	30.0	31.0	32.1	32.5
⑮ 香川	34.3	34.8	35.3	36.0	36.4	36.8
	16.5	18.0	19.5	21.0	22.1	23.0
⑯ 香南	34.2	34.9	35.3	35.8	36.3	36.8
	15.6	17.0	18.3	19.6	20.9	21.8
⑰ 牟礼	32.3	32.5	33.0	33.5	33.8	34.1
	15.8	16.9	17.9	19.0	19.8	20.5
⑱ 庵治	43.6	44.2	44.7	45.2	45.7	46.4
	23.1	24.4	25.7	27.6	28.6	29.6
⑲ 国分寺	27.4	27.6	28.2	28.5	28.7	28.8
	12.6	13.7	14.8	15.9	16.5	17.2
高松市	28.2	28.4	28.6	28.8	29.0	29.1
	14.2	15.0	15.8	16.6	17.1	17.5

※資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※令和6（2024）年以降については、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

※各欄の上段は高齢化率、下段は後期高齢化率（総人口に占める後期高齢者の割合）

(5) 第1号被保険者(65歳以上)の認定者数・認定率の推移・推計

単位: 上段:人
下段:%

日常生活圏域	現況			推計		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
① 中央西	2,246	2,253	2,232	2,265	2,293	2,322
	22.5	22.5	22.2	22.4	22.5	22.7
② 中央東	2,941	2,929	2,894	2,937	2,973	3,011
	24.6	24.6	24.3	24.8	25.1	25.6
③ 鶴尾	883	871	844	857	867	878
	24.6	24.8	24.6	25.2	26.0	26.7
④ 太田	1,862	1,860	1,836	1,863	1,886	1,910
	24.0	23.8	23.4	23.5	23.6	23.7
⑤ 一宮	949	974	978	993	1,005	1,017
	19.6	19.9	20.3	20.6	20.9	21.3
⑥ 香東	1,195	1,214	1,243	1,261	1,277	1,293
	19.1	19.3	19.7	19.8	20.0	20.4
⑦ 木太	1,336	1,343	1,394	1,415	1,432	1,450
	17.8	17.9	18.5	18.5	18.6	18.6
⑧ 古高松	1,251	1,253	1,282	1,301	1,317	1,334
	19.8	19.8	20.1	20.4	20.6	21.0
⑨ 屋島	1,074	1,136	1,125	1,142	1,156	1,170
	18.9	19.8	19.5	19.5	19.5	19.6
⑩ 協和	1,555	1,628	1,640	1,664	1,685	1,706
	22.0	22.9	23.1	23.4	23.7	24.0
⑪ 龍雲	1,525	1,533	1,538	1,561	1,580	1,600
	23.1	23.0	23.1	23.2	23.3	23.6
⑫ 山田	1,330	1,387	1,434	1,455	1,473	1,492
	20.1	20.8	21.5	21.7	21.9	22.2
⑬ 勝賀・下笠居	1,940	1,977	2,015	2,045	2,070	2,096
	20.0	20.3	20.8	21.1	21.5	22.0
⑭ 塩江	338	326	303	307	311	315
	29.3	28.9	27.6	28.3	29.0	30.3
⑮ 香川	1,501	1,517	1,532	1,555	1,574	1,594
	19.2	19.4	19.6	19.8	20.0	20.4
⑯ 香南	453	459	460	467	473	479
	18.7	18.7	18.9	19.2	19.4	19.7
⑰ 牟礼	1,107	1,071	1,094	1,110	1,124	1,138
	20.0	19.5	19.8	20.0	20.2	20.5
⑱ 庵治	439	445	454	461	466	472
	21.1	21.7	22.3	23.0	23.6	24.1
⑲ 国分寺	1,194	1,143	1,194	1,212	1,227	1,242
	17.6	16.8	17.3	17.5	17.7	18.0
高松市	25,105	25,271	25,445	25,870	26,186	26,520
	21.0	21.1	21.2	21.5	21.7	22.0

※資料: 高松市介護保険課(各年9月末 ※合計には住所地特例対象者を含む)

※令和6(2024)年以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計

※圏域ごとの要介護(要支援)認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計と一致しない場合があります。

※各欄の上段は認定者数、下段は認定率

(6) 前期高齢者（65～74歳）の認定者数・認定率の推移・推計

単位：上段：人
下段：%

日常生活圏域	現況			推計		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
① 中央西	259	249	246	223	215	207
	5.3	5.4	5.5	5.1	5.0	4.9
② 中央東	300	293	255	231	223	215
	5.4	5.5	5.0	4.7	4.6	4.4
③ 鶴尾	124	118	92	83	80	77
	7.2	7.6	6.5	6.2	6.4	6.6
④ 太田	179	186	173	157	151	146
	4.6	5.0	4.8	4.5	4.4	4.2
⑤ 一宮	111	126	114	103	100	96
	4.7	5.6	5.4	5.3	5.3	5.4
⑥ 香東	126	125	117	106	102	98
	4.0	4.2	4.1	4.0	4.0	4.0
⑦ 木太	161	153	139	126	121	117
	4.2	4.2	4.0	3.8	3.7	3.6
⑧ 古高松	129	117	106	96	93	89
	4.1	4.0	3.8	3.7	3.8	3.8
⑨ 屋島	136	132	140	127	122	118
	4.5	4.5	5.0	4.7	4.6	4.5
⑩ 協和	179	193	176	160	154	148
	5.2	6.0	5.9	5.6	5.7	5.7
⑪ 龍雲	166	142	133	121	116	112
	5.2	4.7	4.7	4.3	4.2	4.2
⑫ 山田	148	148	151	137	132	127
	4.4	4.6	4.9	4.7	4.7	4.7
⑬ 勝賀・下笠居	231	225	212	192	185	178
	4.8	4.9	4.9	4.7	4.8	4.9
⑭ 塩江	20	16	9	8	8	8
	4.3	3.6	2.1	1.9	2.0	2.0
⑮ 香川	174	173	154	140	134	130
	4.3	4.6	4.4	4.3	4.4	4.4
⑯ 香南	67	64	57	52	50	48
	5.1	5.1	4.9	4.7	4.8	4.9
⑰ 牟礼	134	112	111	101	97	93
	4.7	4.2	4.4	4.2	4.2	4.2
⑱ 庵治	39	45	39	35	34	33
	4.0	4.9	4.5	4.5	4.6	4.6
⑲ 国分寺	162	136	132	120	115	111
	4.4	4.0	4.0	3.9	3.9	4.0
高松市	2,817	2,665	2,480	2,317	2,232	2,151
	4.7	4.7	4.6	4.5	4.5	4.5

※資料：高松市介護保険課（各年9月末 ※合計には住所地特例対象者を含む）

※令和6（2024）年以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計

※圏域ごとの要介護（要支援）認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計と一致しない場合があります。

※各欄の上段は認定者数、下段は認定率

(7) 後期高齢者（75歳以上）の認定者数・認定率の推移・推計

単位：上段：人
下段：%

日常生活圏域	現況			推計		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
① 中央西	1,987	2,004	1,986	2,042	2,078	2,115
	38.7	37.4	35.9	35.4	35.1	35.3
② 中央東	2,641	2,636	2,639	2,706	2,750	2,796
	41.3	40.2	39.2	39.3	39.6	40.3
③ 鶴尾	759	753	752	773	787	801
	40.4	38.2	37.2	37.5	37.7	37.8
④ 太田	1,683	1,674	1,663	1,706	1,735	1,764
	43.4	41.3	39.3	38.3	38.0	38.0
⑤ 一宮	838	848	864	889	905	922
	33.5	32.3	31.7	31.1	31.0	30.8
⑥ 香東	1,069	1,089	1,126	1,155	1,175	1,195
	34.0	32.8	32.2	31.3	30.9	30.9
⑦ 木太	1,175	1,190	1,255	1,289	1,311	1,333
	32.1	31.0	30.8	29.9	29.6	29.3
⑧ 古高松	1,122	1,136	1,176	1,205	1,224	1,244
	35.2	33.3	32.6	31.6	31.2	31.1
⑨ 屋島	938	1,004	985	1,015	1,033	1,053
	34.9	35.7	33.1	32.2	31.7	31.4
⑩ 協和	1,376	1,435	1,464	1,505	1,531	1,558
	37.7	36.9	35.8	35.2	34.8	34.5
⑪ 龍雲	1,359	1,391	1,405	1,440	1,464	1,488
	39.8	38.3	36.9	36.4	36.3	36.2
⑫ 山田	1,182	1,239	1,283	1,318	1,341	1,365
	36.9	36.3	35.8	34.9	34.4	33.9
⑬ 勝賀・下笠居	1,709	1,752	1,803	1,853	1,885	1,918
	35.1	34.0	33.6	33.0	32.7	32.7
⑭ 塩江	318	310	294	299	303	308
	45.8	45.0	44.2	44.9	45.3	46.9
⑮ 香川	1,327	1,344	1,378	1,415	1,439	1,464
	35.4	33.1	31.9	30.8	30.1	30.0
⑯ 香南	386	395	403	415	423	431
	35.0	33.0	32.0	31.1	30.2	29.8
⑰ 牟礼	973	959	983	1,010	1,027	1,045
	36.0	33.5	32.7	32.0	31.5	31.3
⑱ 庵治	400	400	415	425	432	439
	36.3	35.3	35.5	34.8	34.9	35.1
⑲ 国分寺	1,032	1,007	1,062	1,092	1,111	1,131
	33.1	29.8	29.4	28.3	27.9	27.4
高松市	22,288	22,606	22,965	23,553	23,954	24,369
	37.1	35.7	34.6	33.9	33.6	33.5

※資料：高松市介護保険課（各年9月末 ※合計には住所地特例対象者を含む）

※令和6（2024）年以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計

※圏域ごとの要介護（要支援）認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計と一致しない場合があります。

※各欄の上段は認定者数、下段は認定率

(8) 第2号被保険者(40~64歳)の認定者数・認定率の推移・推計

単位: 上段:人
下段:%

日常生活圏域	現況			推計		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
① 中央西	39	36	40	39	39	39
	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4
② 中央東	43	50	44	43	43	43
	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
③ 鶴尾	10	9	10	10	10	10
	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
④ 太田	31	34	33	32	32	32
	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
⑤ 一宮	16	17	13	13	13	13
	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
⑥ 香東	19	17	18	18	18	18
	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
⑦ 木太	26	28	41	40	40	40
	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4
⑧ 古高松	16	18	19	19	19	19
	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
⑨ 屋島	32	27	24	23	23	23
	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
⑩ 協和	26	24	26	25	25	25
	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
⑪ 龍雲	25	28	25	24	24	24
	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
⑫ 山田	28	28	23	23	23	23
	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
⑬ 勝賀・下笠居	35	29	29	28	28	28
	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
⑭ 塩江	1	2	3	3	3	3
	0.1	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5
⑮ 香川	33	29	24	23	23	23
	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
⑯ 香南	6	6	2	2	2	2
	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
⑰ 牟礼	19	19	23	23	23	23
	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
⑱ 庵治	10	9	8	8	8	8
	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
⑲ 国分寺	22	16	19	19	19	19
	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
高松市	439	420	415	415	415	415
	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

※資料: 高松市介護保険課(各年9月末 ※合計には住所地特例対象者を含む)

※令和6(2024)年以降については、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による推計

※圏域ごとの要介護(要支援)認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計と一致しない場合があります。

※各欄の上段は認定者数、下段は認定率

(9) 圏域別カルテ

日常生活圏域ごとの高齢者の状況を把握するために、次のようなカルテを圏域ごとに作成し、次ページ以降に記載しています。

なお、圏域ごとの要介護（要支援）認定者数については、高松市独自の集計を行っているため、全ての圏域の合計が、介護保険事業状況報告月報と一致しない場合があります。

○各種統計データを記載

<資料>

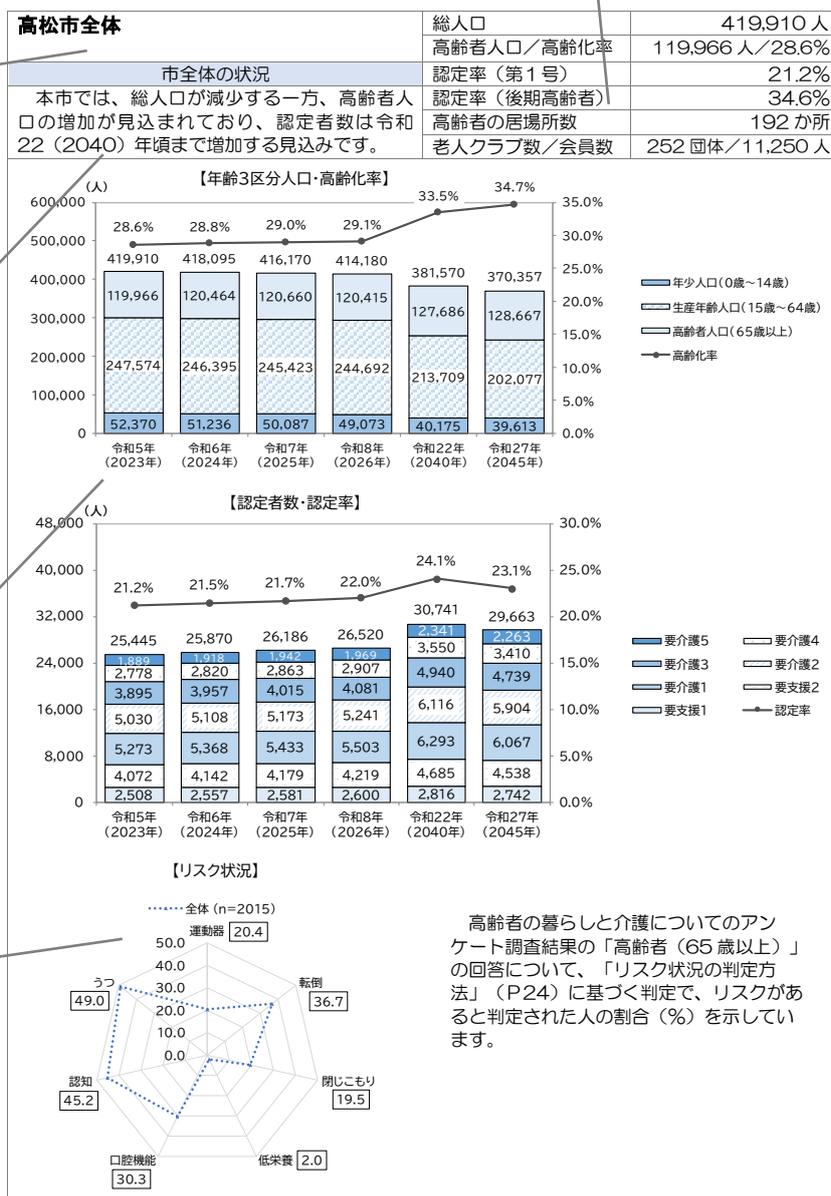
- ・ 総人口／高齢者人口 : 住民基本台帳 (R5.10.1)
- ・ 認定率 : 高松市介護保険課 (R5.9末)
- ・ 高齢者の居場所数 : 高松市長寿福祉課 (R5.9末)
- ・ 老人クラブ数／会員数 : 高松市長寿福祉課 (R5.4.1)

○圏域の名称と、圏域に含まれる地区名を記載

○掲載データからみる圏域の概況を記載

○人口、高齢化率、認定率（実績及び推計）のグラフを掲載

○アンケート調査結果からみえる圏域の状況を記載



●圏域別カルテに示すリスク状況の判定方法

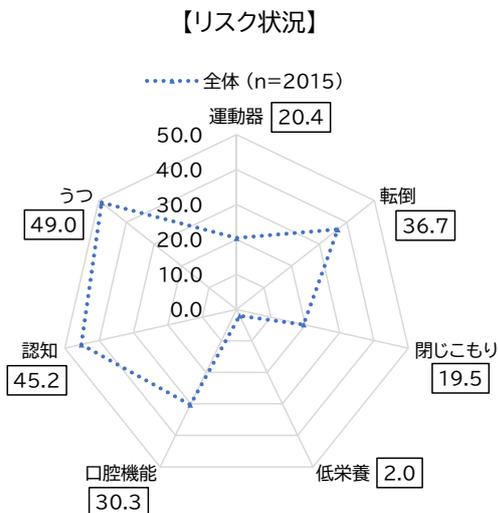
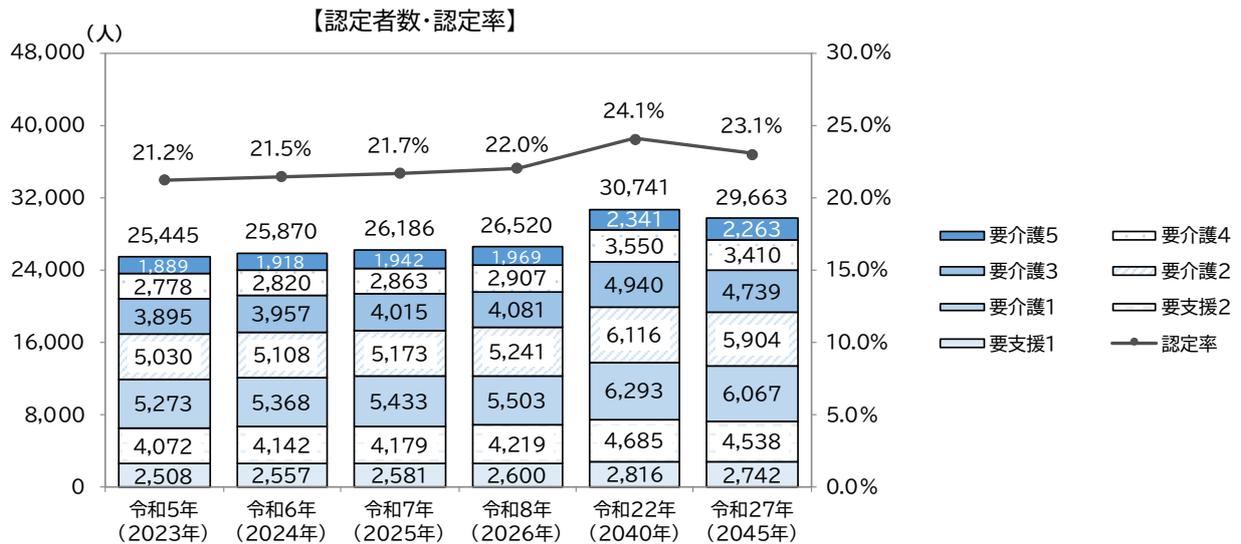
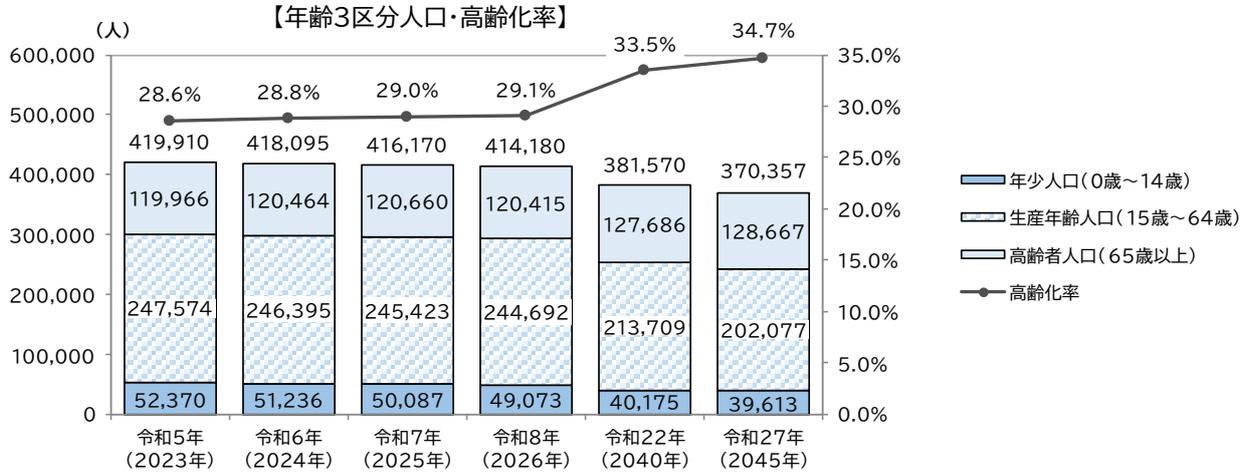
高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果のうち、65歳以上の高齢者（要介護1～5の認定者を除く）の回答について、以下の方法でリスクの判定をしています。

評価項目	問NO.	質問項目	該当する選択肢
(1) 運動器の 機能低下	問2-1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	3. できない
	問2-2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	3. できない
	問2-3	15分位続けて歩いていますか	3. できない
	問2-4	過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある or 2. 1度ある
	問2-5	転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である or 2. やや不安である
(2) 転倒 リスク	問2-4	過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある or 2. 1度ある
(3) 閉じこもり 傾向	問2-6	週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない or 2. 週1回
(4) 低栄養の 傾向	問3-1	身長、体重	BMI* < 18.5
	問3-7	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい
(5) 口腔機能 の低下	問3-2	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい
	問3-3	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい
	問3-4	口の渇きが気になりますか	1. はい
(6) 認知機能 の低下	問4-1	物忘れが多いと感じますか	1. はい
(7) うつ傾向	問7-3	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい
	問7-4	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい

■判定方法・・・該当する選択肢を回答した場合を1点としたときの合計点、又は該当選択肢を回答した場合

- (1) 運動器の機能低下・・・該当：3点以上
- (2) 転倒リスク・・・リスクあり：該当選択肢を回答した場合
- (3) 閉じこもり傾向・・・リスクあり：該当選択肢を回答した場合
- (4) 低栄養の傾向・・・該当：2点
- (5) 口腔機能の低下・・・該当：2点以上
- (6) 認知機能の低下・・・該当：該当選択肢を回答した場合
- (7) うつ傾向・・・リスクあり：1点以上

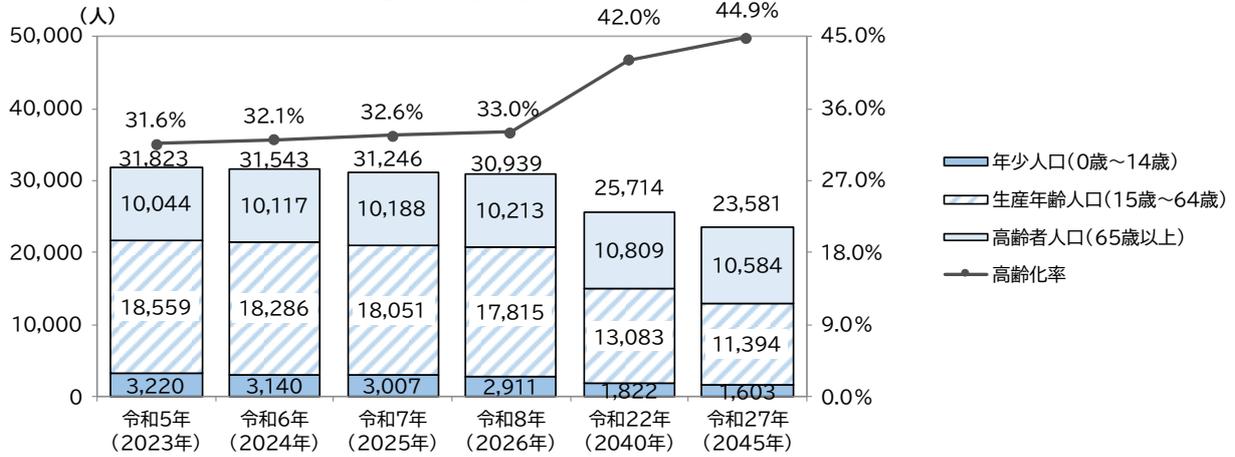
高松市全体	総人口	419,910人	
	高齢者人口／高齢化率	119,966人／28.6%	
市全体の状況		認定率（第1号）	21.2%
本市では、総人口が減少する一方、高齢者人口の増加が見込まれており、認定者数は令和22（2040）年頃まで増加する見込みです。		認定率（後期高齢者）	34.6%
		高齢者の居場所数	192か所
		老人クラブ数／会員数	252団体／11,250人



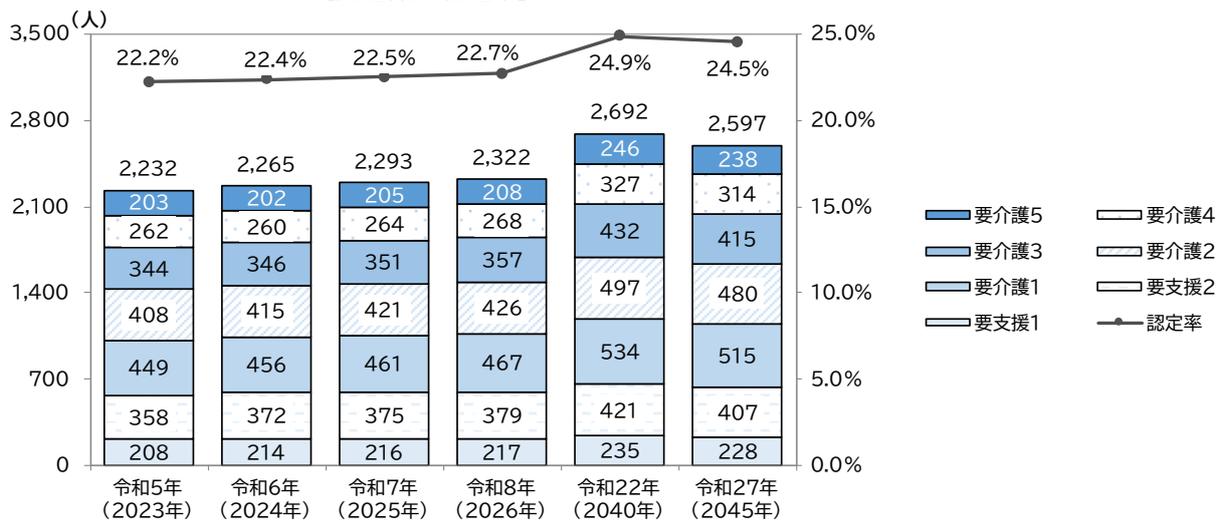
高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果の「高齢者（65歳以上）」の回答について、「リスク状況の判定方法」（P24）に基づく判定で、リスクがあると判定された人の割合（%）を示しています。

① 中央西圏域 (日新、二番丁、亀阜、四番丁)	総人口	31,823人	
	高齢者人口／高齢化率	10,044人／31.6%	
圏域の状況		認定率(第1号)	22.2%
高齢化率・認定率ともに、市全体より高くなっています。高齢化率については、今後も上昇が見込まれます。		認定率(後期高齢者)	35.9%
		高齢者の居場所数	15か所
		老人クラブ数／会員数	16団体／655人

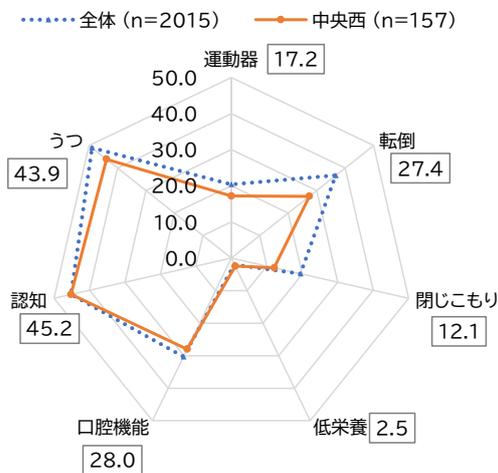
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】



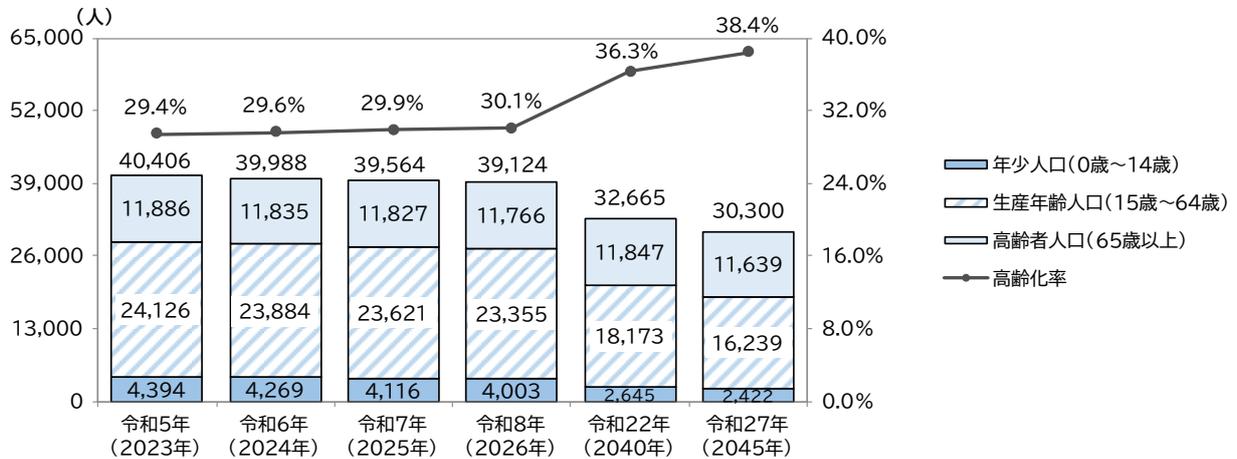
【リスク状況】



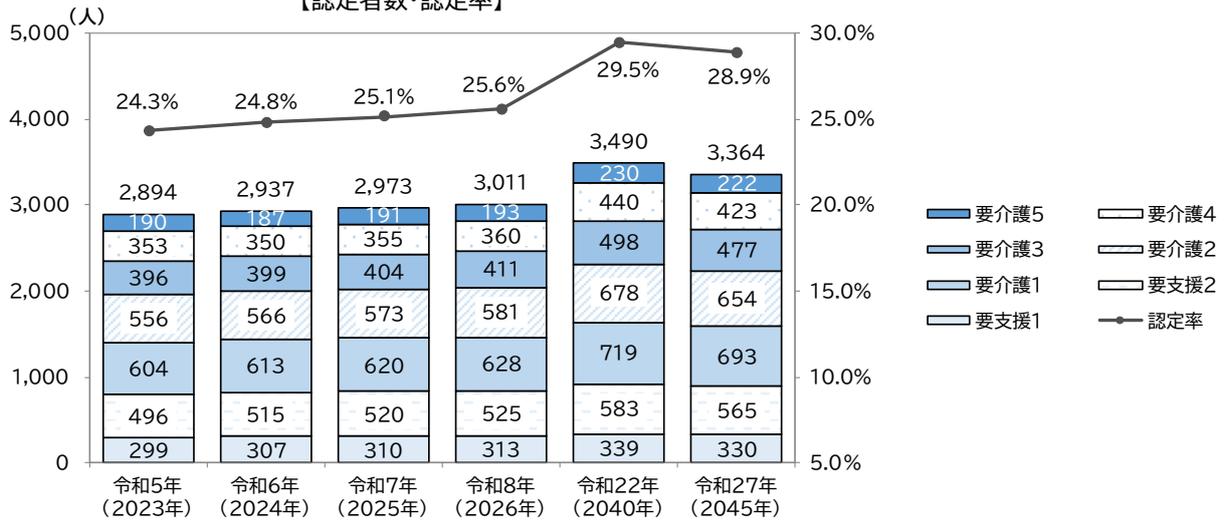
各項目とも市全体に比べて、低い傾向であり、運動器、転倒、閉じこもり、口腔機能、うつリスクは低くなっています。また、低栄養のリスクのみ高くなっています。

② 中央東圏域 (新塩屋町、築地、花園、松島、栗林、女木、男木)	総人口	40,406人	
	高齢者人口／高齢化率	11,886人／29.4%	
圏域の状況		認定率(第1号)	24.3%
高齢化率・認定率ともに、市全体より高くなっています。高齢化率については、今後も上昇が見込まれます。		認定率(後期高齢者)	39.2%
		高齢者の居場所数	13か所
		老人クラブ数／会員数	23団体／930人

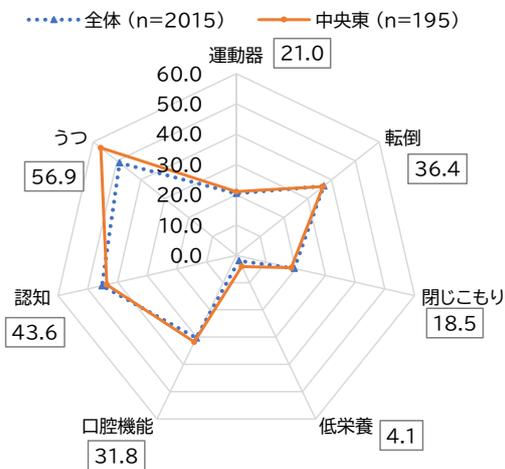
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】



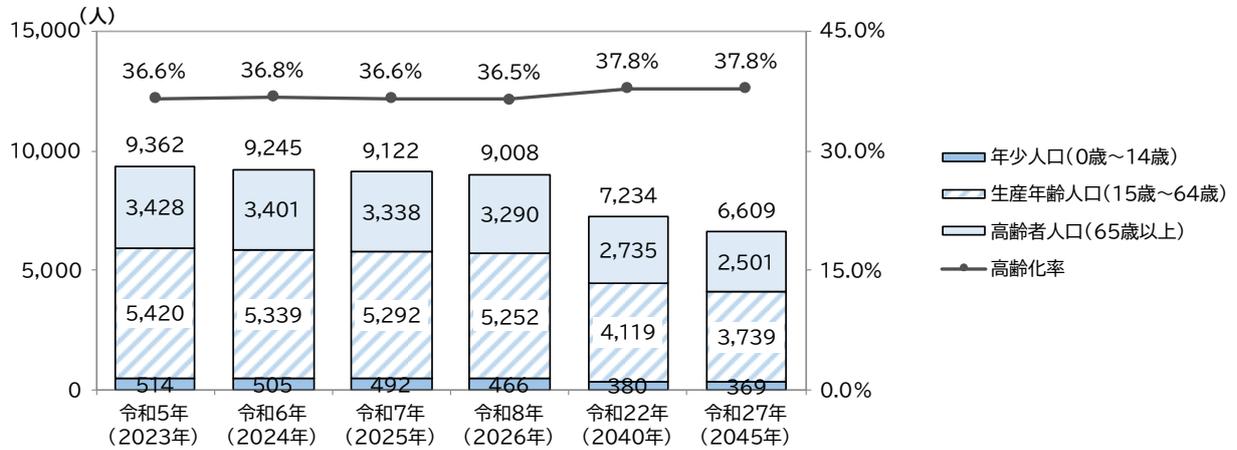
【リスク状況】



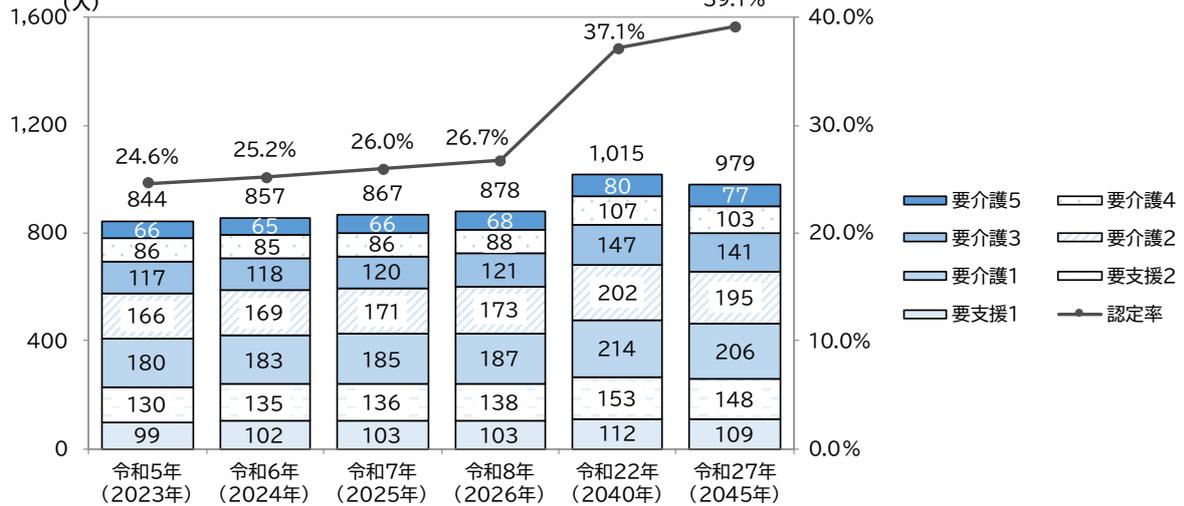
市全体と比べ、転倒、閉じこもり、認知機能のリスクは低くなっていますが、運動器、低栄養、口腔機能、うつのリスクが高くなっています。

③ 鶴尾圏域 (鶴尾)	総人口	9,362人	
	高齢者人口／高齢化率	3,428人／36.6%	
圏域の状況		認定率(第1号)	24.6%
高齢化率・認定率ともに、市全体より高く、 高齢化率は緩やかに上昇し、認定率も上昇が見 込まれます。		認定率(後期高齢者)	37.2%
		高齢者の居場所数	8か所
		老人クラブ数／会員数	2団体／93人

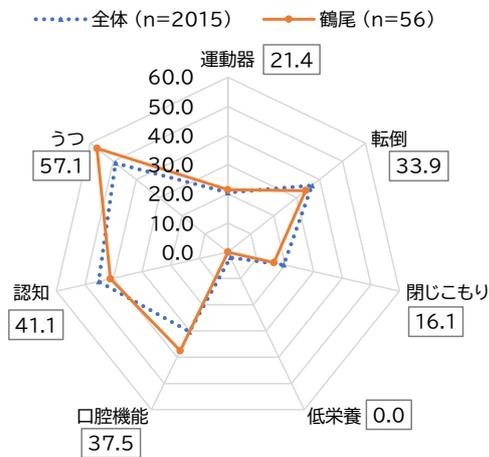
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】



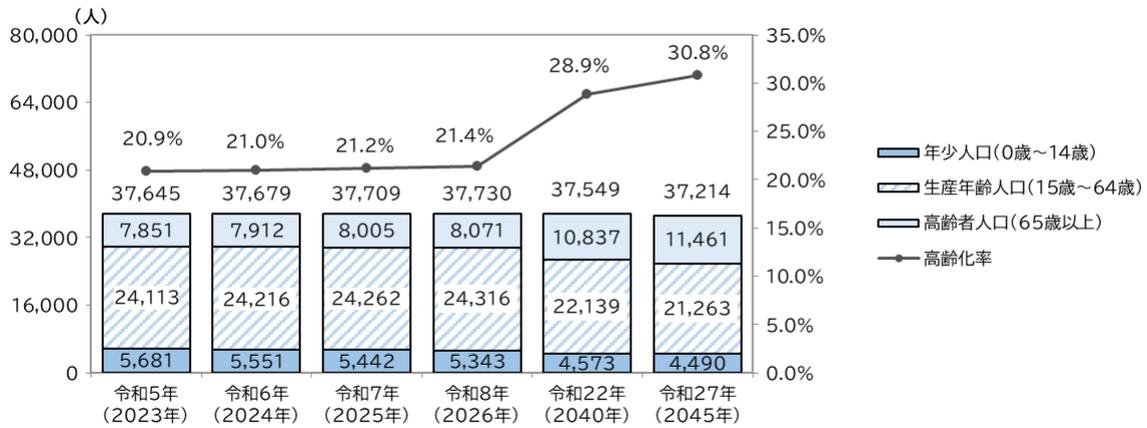
【リスク状況】



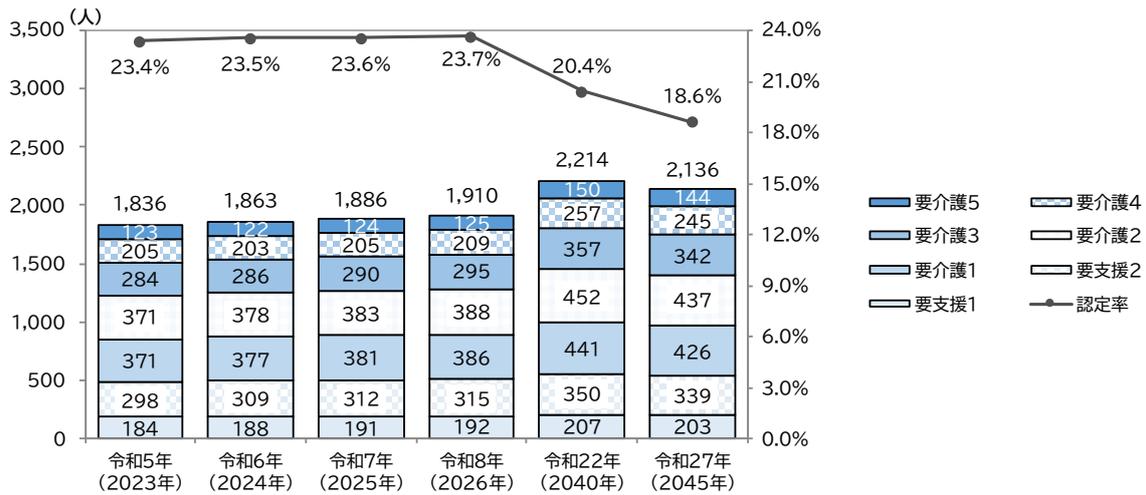
市全体と比べ、転倒、閉じこもり、低栄養、認知機能のリスクは低くなっていますが、運動器、口腔機能、うつのリスクが高くなっています。

④ 太田圏域 (太田、太田南)	総人口	37,645人	
	高齢者人口／高齢化率	7,851人／20.9%	
圏域の状況		認定率(第1号)	23.4%
高齢化率は、市全体より低く、今後も上昇していきませんが、一方で、認定率は将来的に低下していくと見込まれます。		認定率(後期高齢者)	39.3%
		高齢者の居場所数	11か所
		老人クラブ数／会員数	10団体／418人

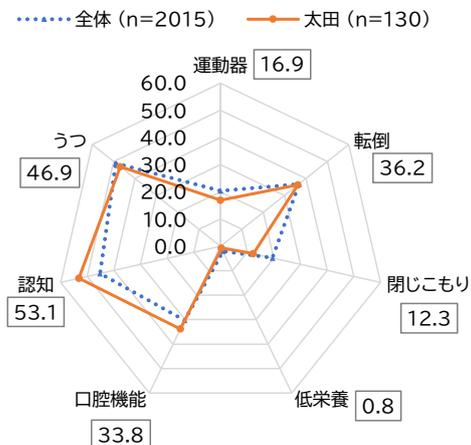
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】



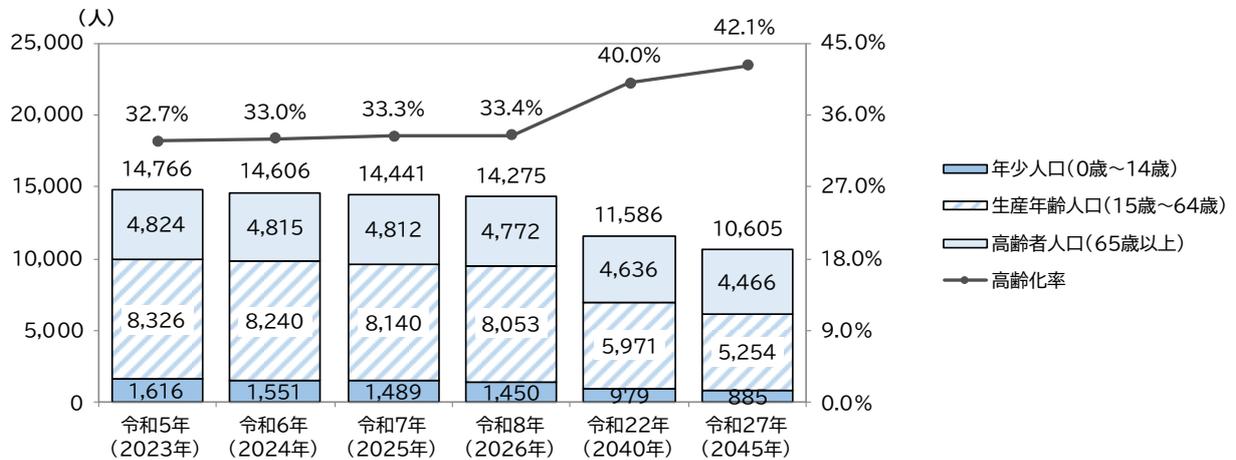
【リスク状況】



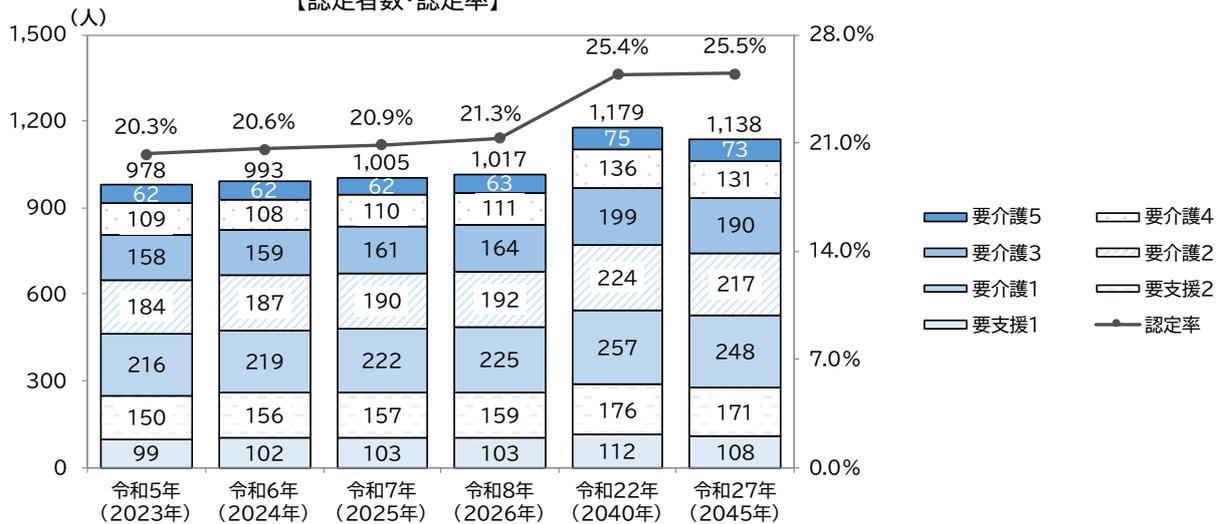
市全体と比べ、運動器、転倒、閉じこもり、低栄養、うつのリスクは低くなっていますが、口腔機能、認知機能のリスクが高くなっています。

⑤ 一宮圏域 (一宮)	総人口	14,766人	
	高齢者人口／高齢化率	4,824人／32.7%	
圏域の状況		認定率(第1号)	20.3%
高齢化率は市全体より高く、今後は高齢化率・認定率ともに上昇していく見込みとなっています。		認定率(後期高齢者)	31.7%
		高齢者の居場所数	5か所
		老人クラブ数／会員数	6団体／291人

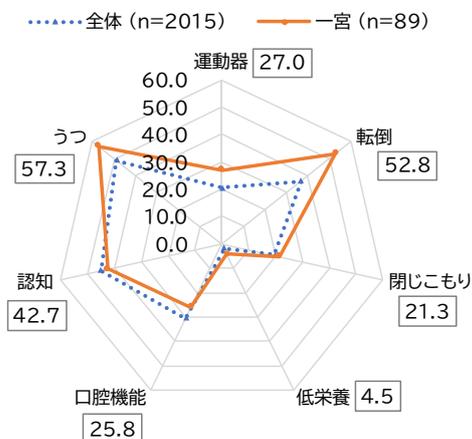
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】



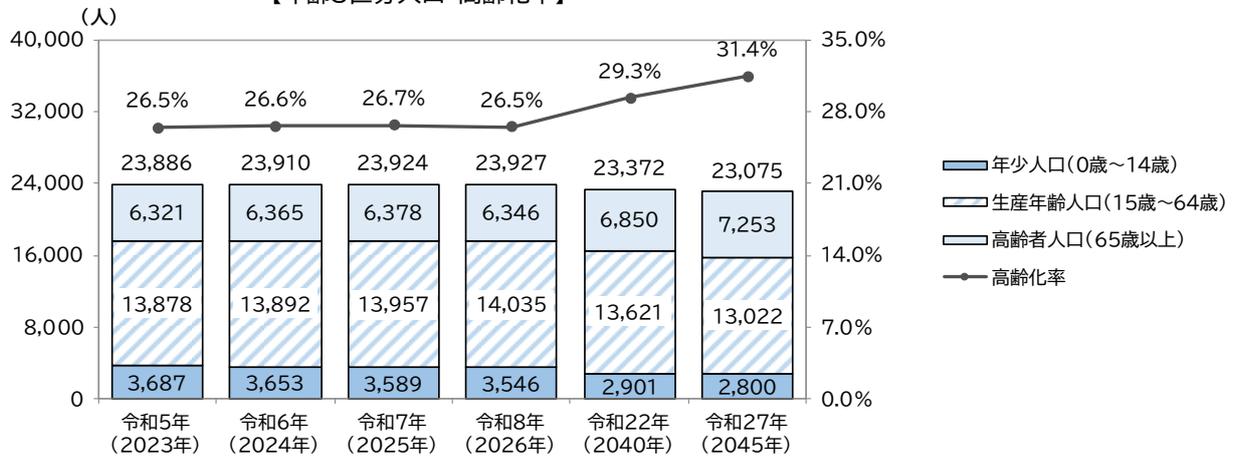
【リスク状況】



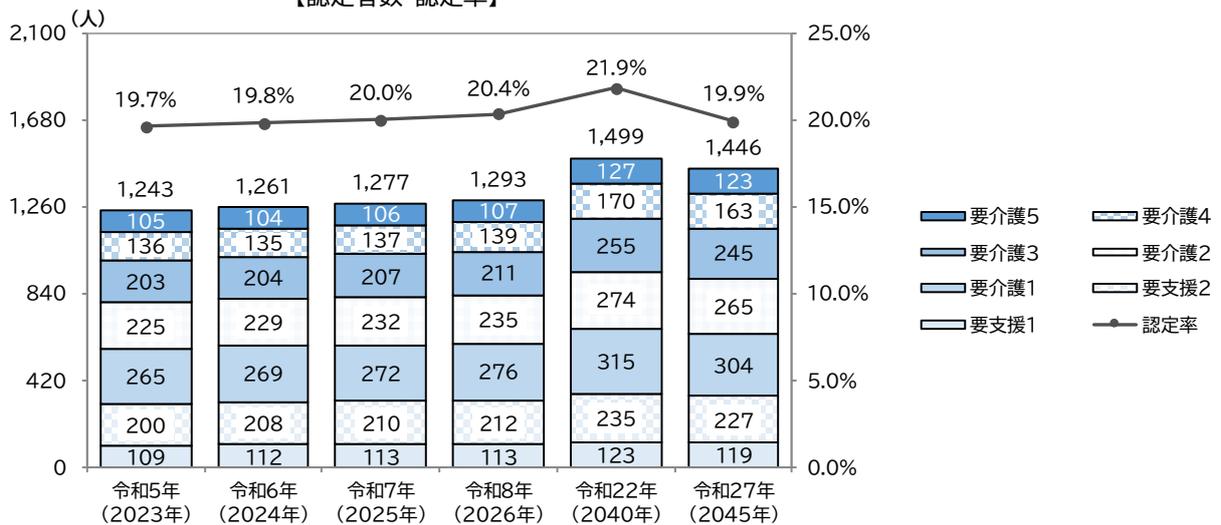
多くの項目で、市全体よりも高い傾向にあります。口腔機能、認知機能のリスクは低くなっていますが、運動器、転倒、閉じこもり、低栄養、うつのリスクが高くなっています。

⑥ 香東圏域 (川岡、円座、檀紙)	総人口	23,886人	
	高齢者人口／高齢化率	6,321人／26.5%	
圏域の状況		認定率(第1号)	19.7%
高齢化率・認定率ともに、市全体より低く、将来的に、高齢化率は上昇することが見込まれています。		認定率(後期高齢者)	32.2%
		高齢者の居場所数	6か所
		老人クラブ数／会員数	22団体／1,347人

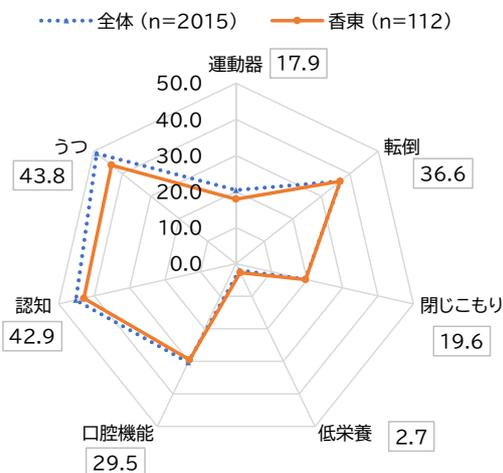
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】

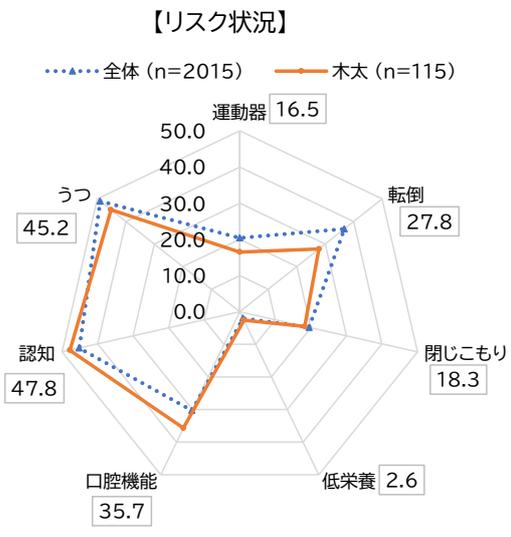
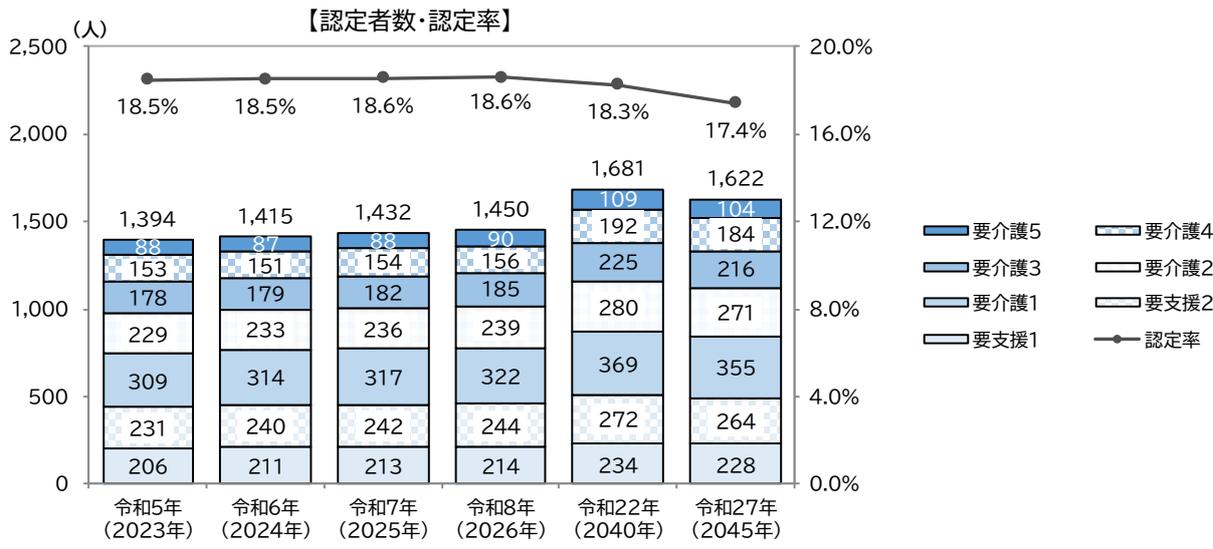
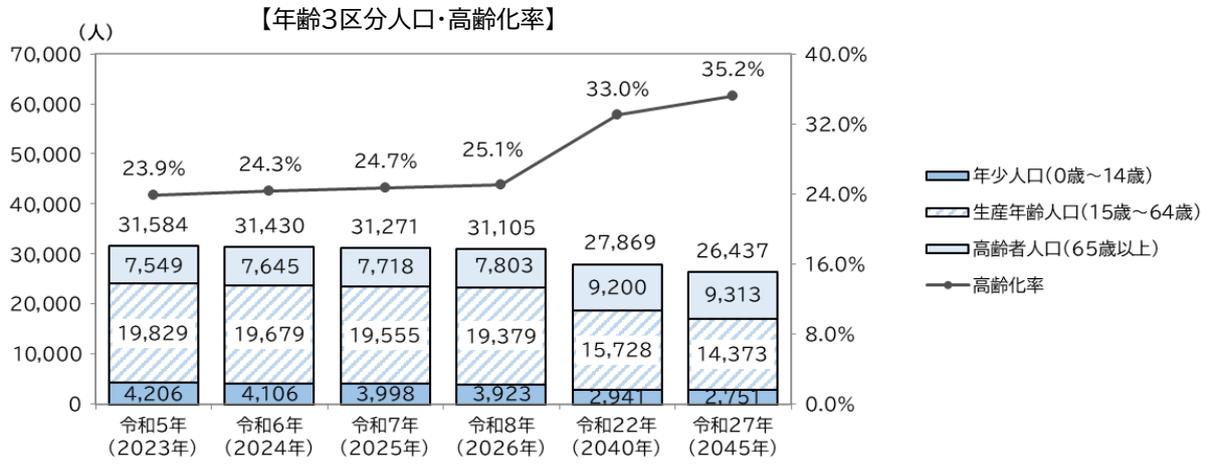


【リスク状況】



市全体と比べ、運動器、転倒、口腔機能、認知機能、うつのリスクは低くなっていますが、閉じこもり、低栄養のリスクが高くなっています。

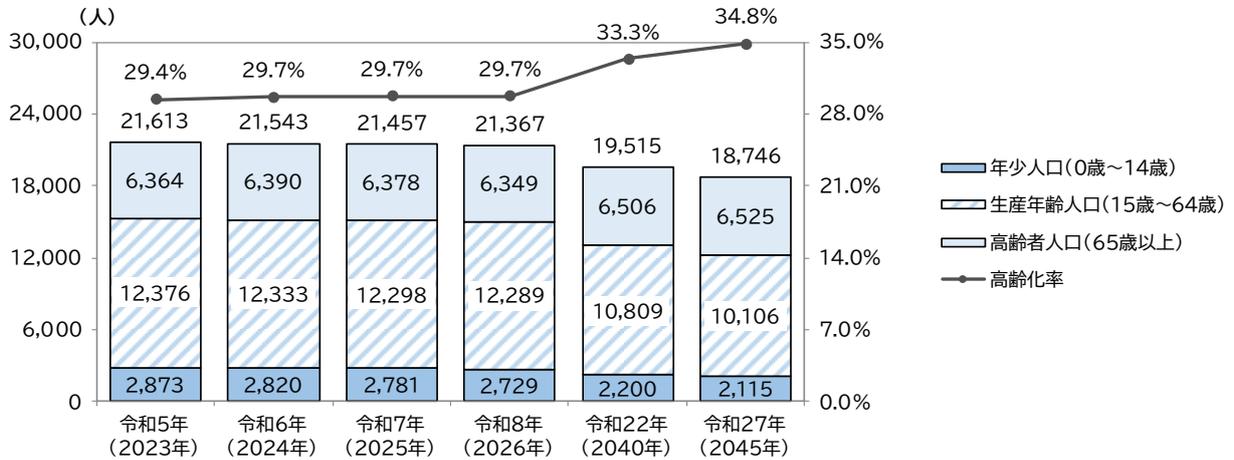
⑦ 木太圏域 (木太)	総人口	31,584人	
	高齢者人口／高齢化率	7,549人／23.9%	
圏域の状況		認定率(第1号)	18.5%
将来的に、高齢化率は上昇しますが、一方で、認定率は緩やかに低下する見込みとなっています。		認定率(後期高齢者)	30.8%
		高齢者の居場所数	11か所
		老人クラブ数／会員数	16団体／784人



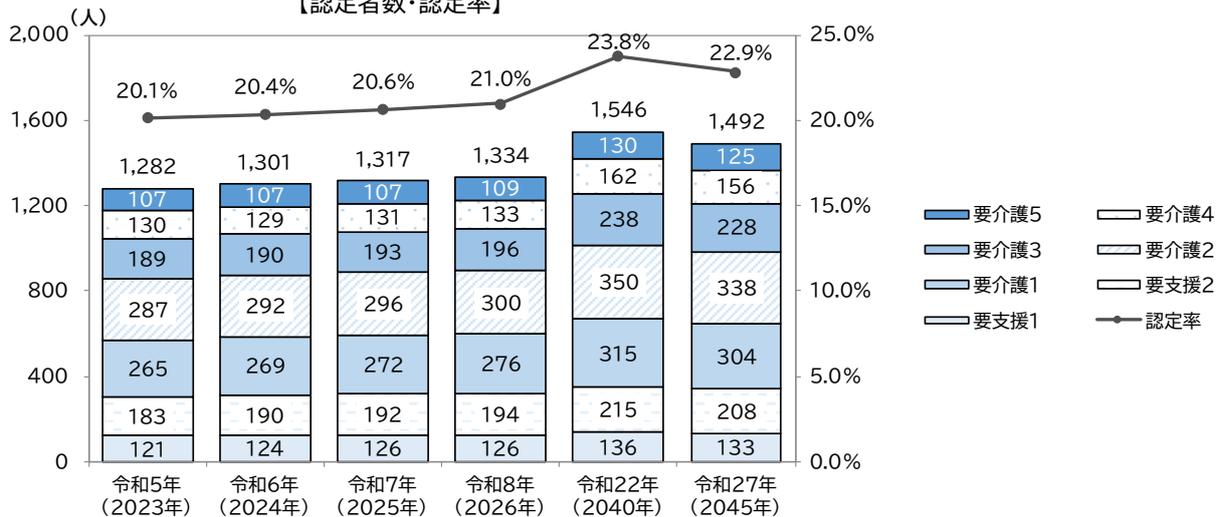
市全体と比べ、運動器、転倒、閉じこもり、うつのリスクは低くなっていますが、低栄養、口腔機能、認知機能のリスクが高くなっています。

⑧ 古高松圏域 (古高松)	総人口	21,613人	
	高齢者人口／高齢化率	6,364人／29.4%	
圏域の状況		認定率(第1号)	20.1%
高齢化率・認定率ともに、市全体と同様な割合で推移すると見込まれています。		認定率(後期高齢者)	32.6%
		高齢者の居場所数	13か所
		老人クラブ数／会員数	13団体／572人

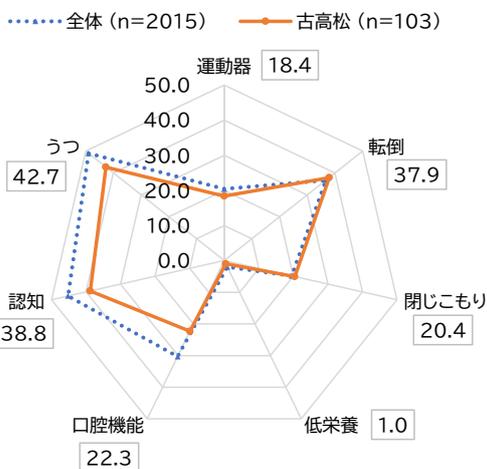
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】

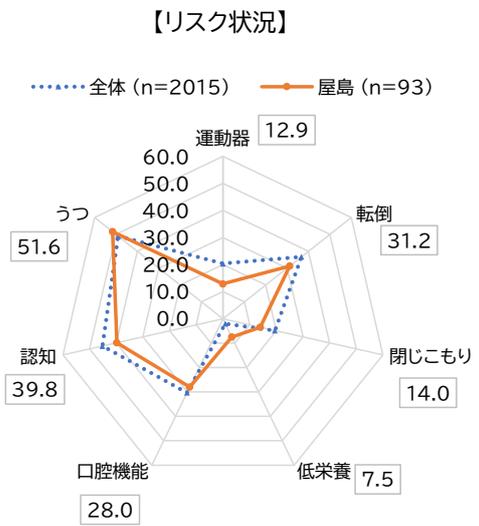
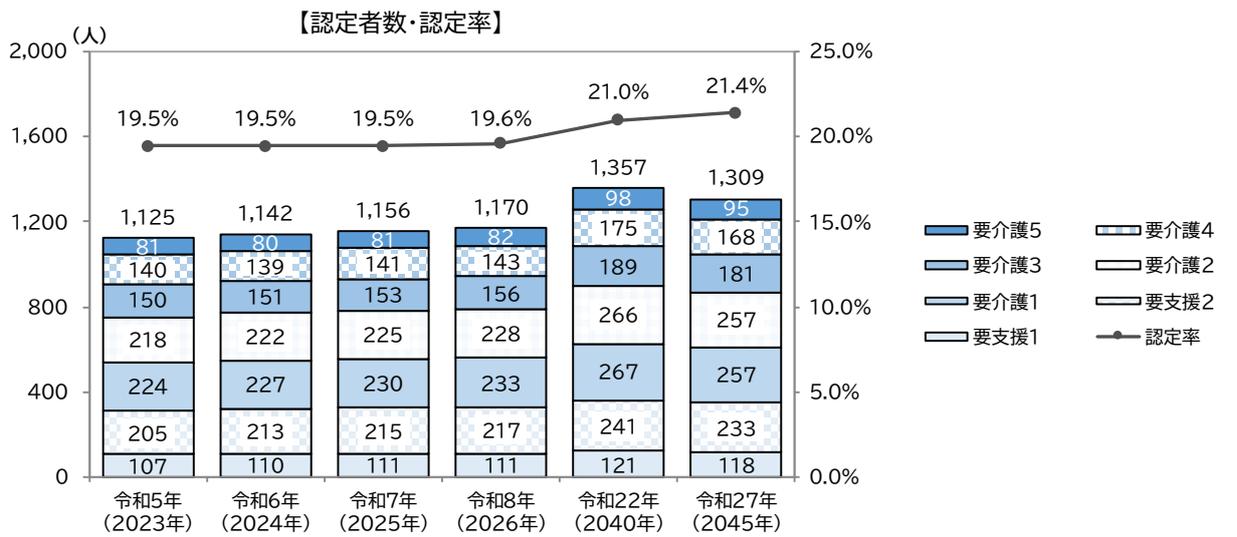
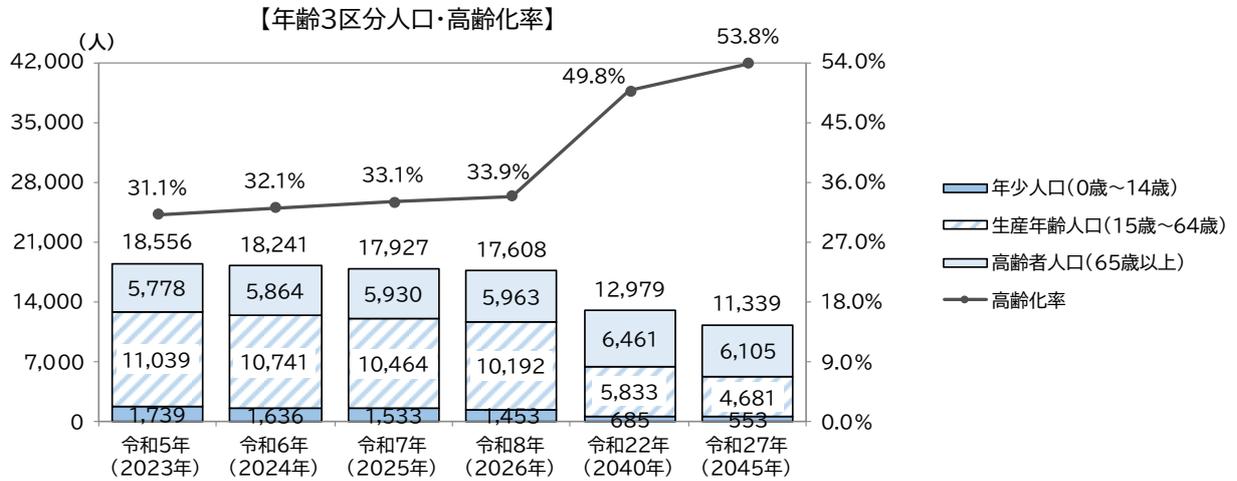


【リスク状況】



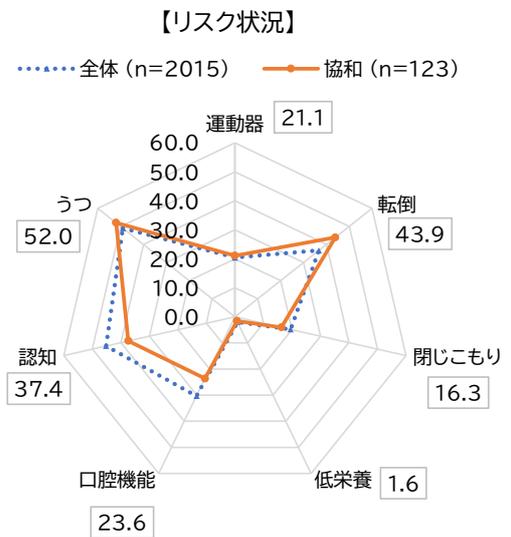
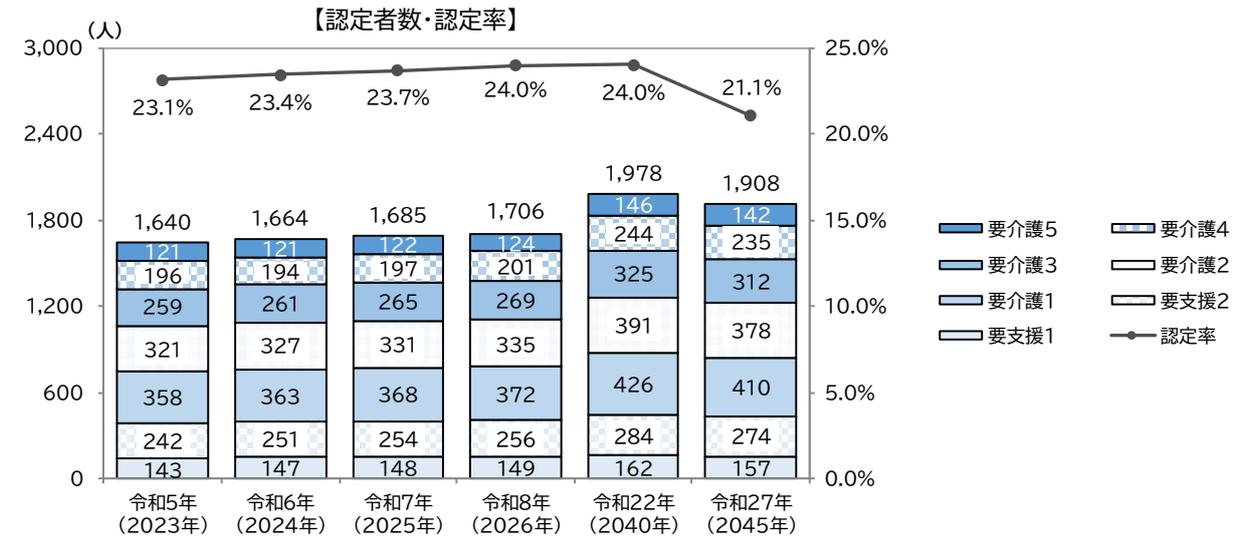
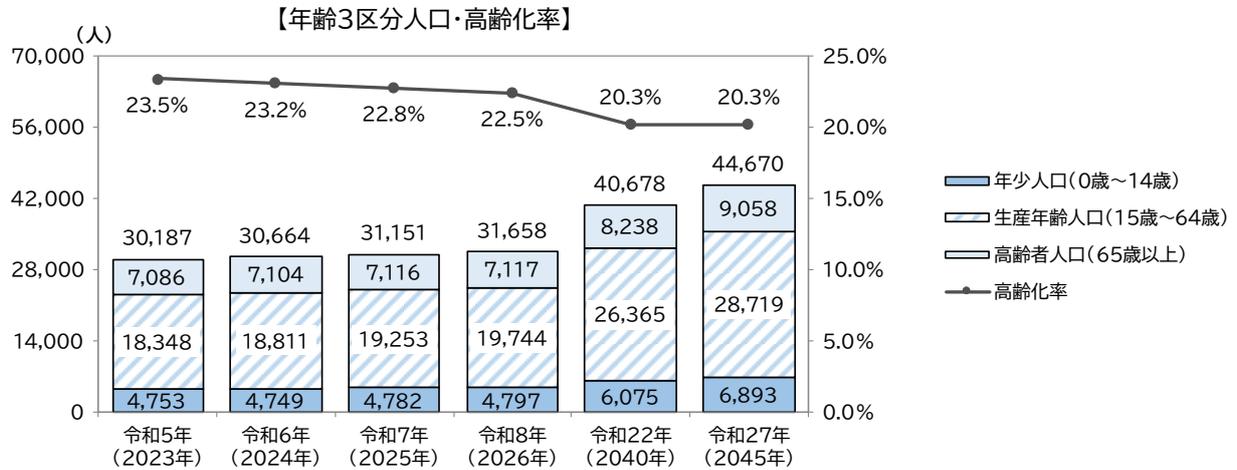
多くの項目で、市全体よりも低い傾向にあります。運動器、低栄養、口腔機能、認知機能、うつのリスクは低くなっていますが、転倒、閉じこもりのリスクが高くなっています。

⑨ 屋島圏域 (屋島)	総人口	18,556人	
	高齢者人口／高齢化率	5,778人／31.1%	
圏域の状況		認定率(第1号)	19.5%
高齢化率は市全体より高く、認定率は低くなっています。令和27(2045)年には、高齢化率が50%を超えると見込まれます。		認定率(後期高齢者)	33.1%
		高齢者の居場所数	14か所
		老人クラブ数／会員数	12団体／507人



多くの項目で、市全体よりも低い傾向にあります。運動器、転倒、閉じこもり、口腔機能、認知機能のリスクは低くなっていますが、低栄養、うつのリスクが高くなっています。

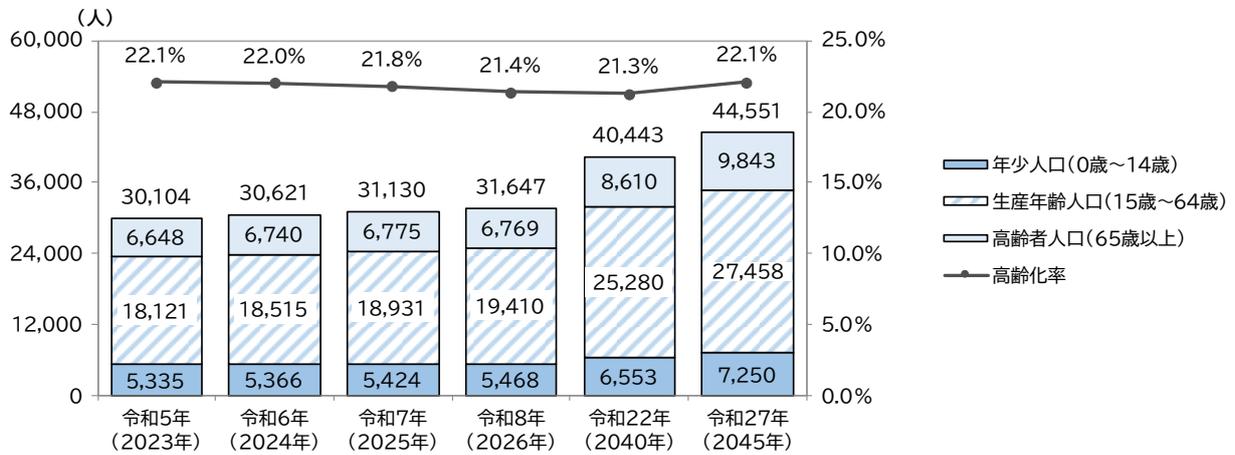
⑩ 協和圏域 (前田、川添、林)	総人口	30,187人	
	高齢者人口／高齢化率	7,086人／23.5%	
圏域の状況		認定率(第1号)	23.1%
将来的に、総人口と認定者数の増加が見込まれている一方、生産年齢人口の増加による高齢化率の低下が見込まれます。		認定率(後期高齢者)	35.8%
		高齢者の居場所数	9か所
		老人クラブ数／会員数	18団体／737人



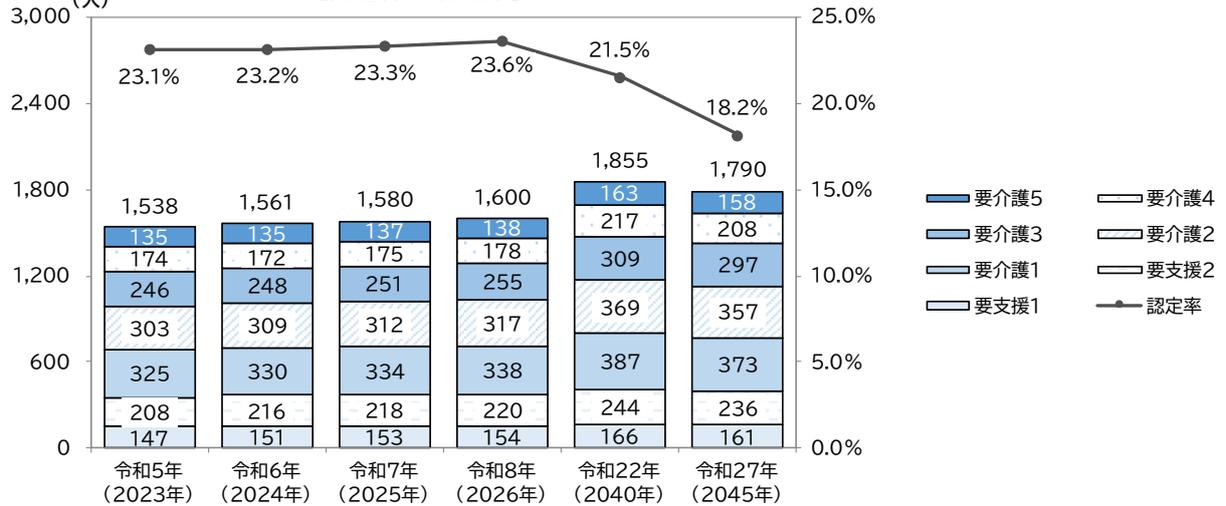
市全体と比べ、閉じこもり、低栄養、口腔機能、認知機能のリスクは低くなっていますが、運動器、転倒、うつのリスクが高くなっています。

⑪ 龍雲圏域 (三谷、仏生山、多肥)	総人口	30,104人	
	高齢者人口／高齢化率	6,648人／22.1%	
圏域の状況		認定率(第1号)	23.1%
高齢化率は市全体より低く、今後も大きな変化は見られませんが、認定率は将来的に低下する見込みとなっています。		認定率(後期高齢者)	36.9%
		高齢者の居場所数	9か所
		老人クラブ数／会員数	32団体／1,379人

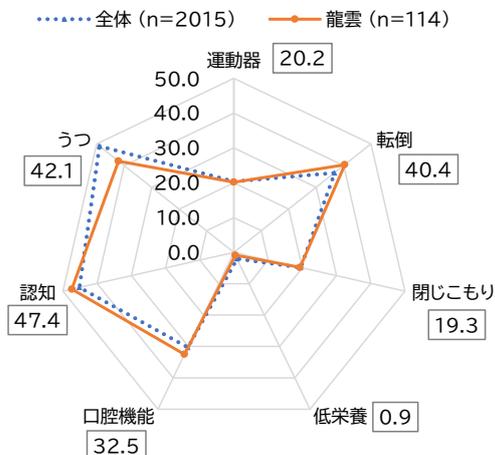
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】

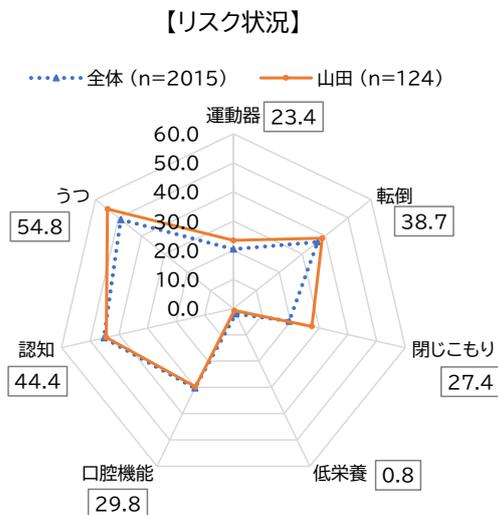
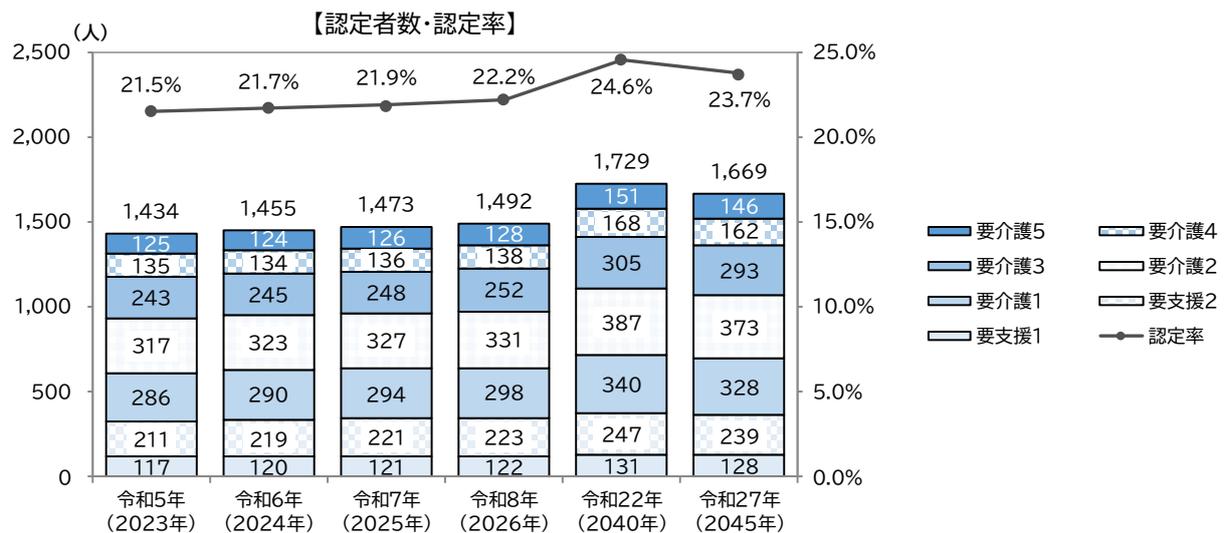
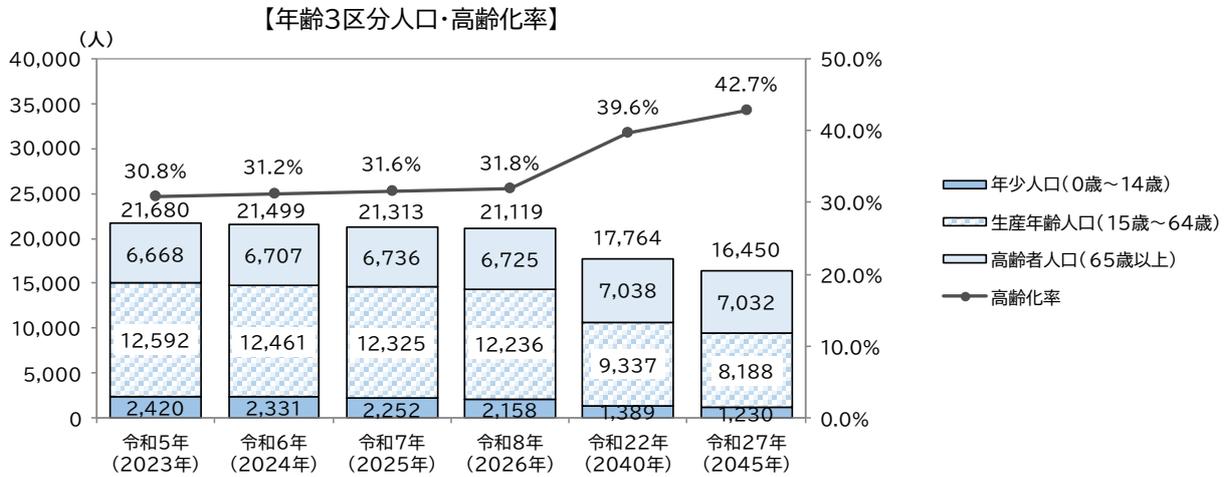


【リスク状況】



市全体と比べ、運動器、閉じこもり、低栄養、うつのリスクは低くなっていますが、転倒、口腔機能、認知機能のリスクが高くなっています。

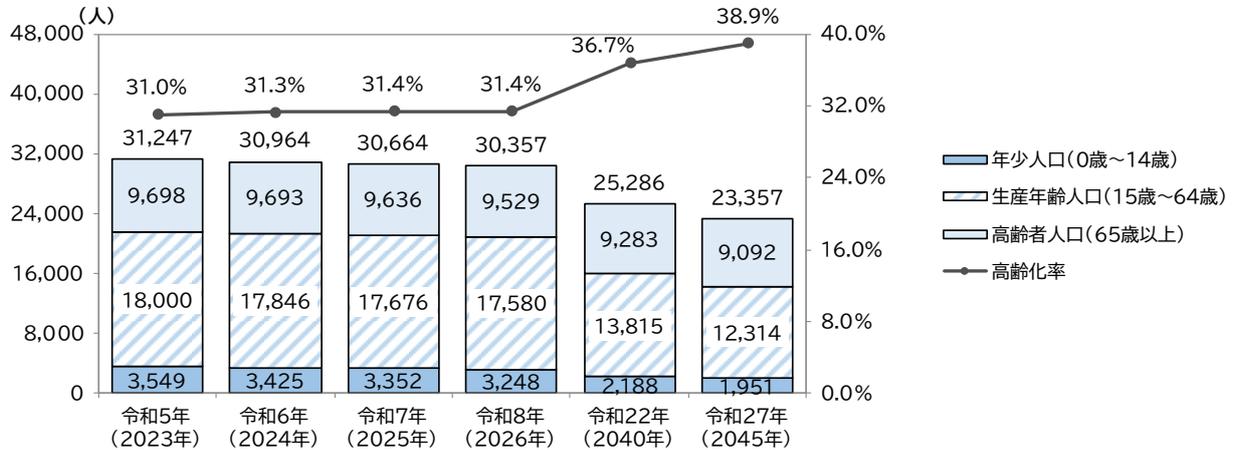
⑫ 山田圏域 (川島、十河、西植田、東植田)	総人口	21,680人	
	高齢者人口／高齢化率	6,668人／30.8%	
圏域の状況		認定率(第1号)	21.5%
高齢化率・認定率ともに、市全体より高く、将来的に総人口は減少し、高齢化率は上昇していく見込みとなっています。		認定率(後期高齢者)	35.8%
		高齢者の居場所数	8か所
		老人クラブ数／会員数	26団体／1,052人



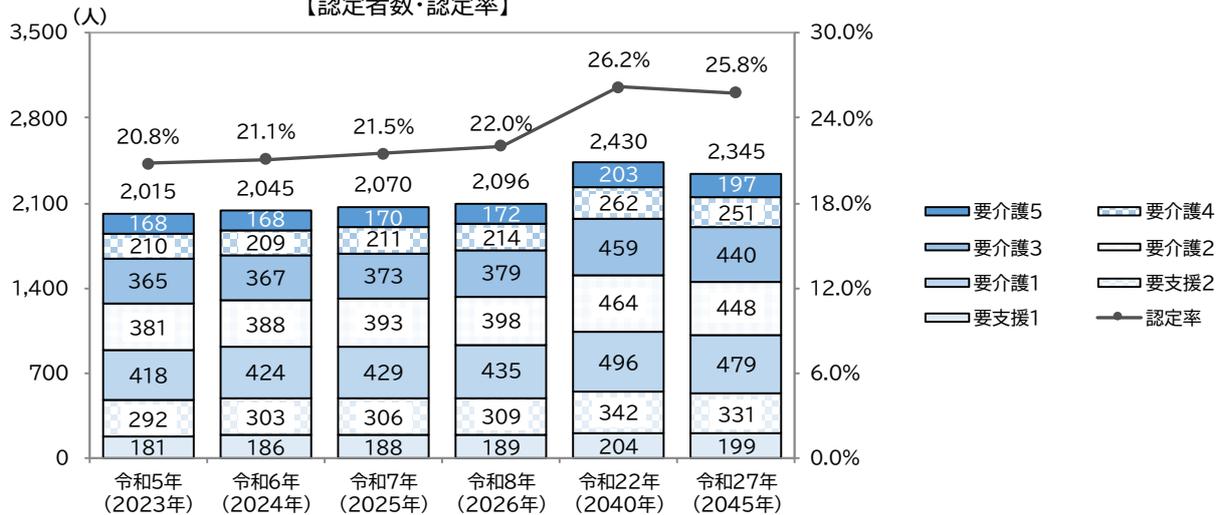
市全体と比べ、低栄養、口腔機能、認知機能のリスクは低くなっていますが、運動器、転倒、閉じこもり、うつのリスクが高くなっています。

⑬ 勝賀・下笠居圏域 (香西、弦打、鬼無、下笠居)	総人口	31,247人	
	高齢者人口／高齢化率	9,698人／31.0%	
圏域の状況		認定率(第1号)	20.8%
総人口の減少とともに、高齢者人口の減少も見込まれていますが、今後も高齢化率は上昇し、認定者数の増加も見込まれています。		認定率(後期高齢者)	33.6%
		高齢者の居場所数	25か所
		老人クラブ数／会員数	11団体／548人

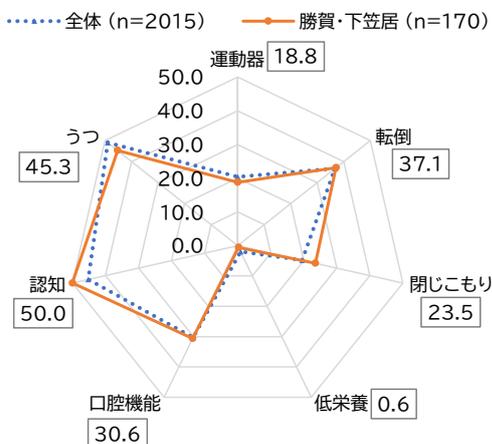
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】

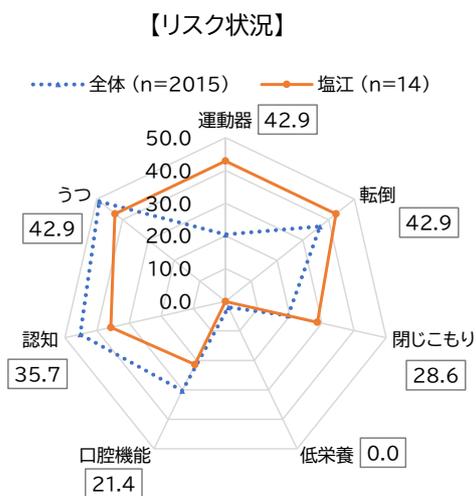
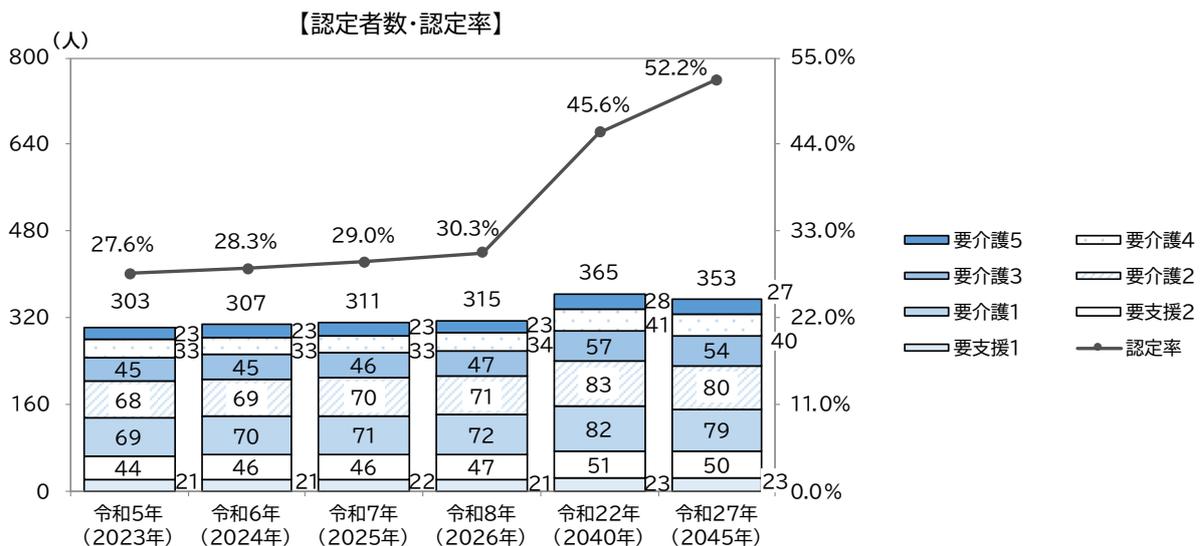
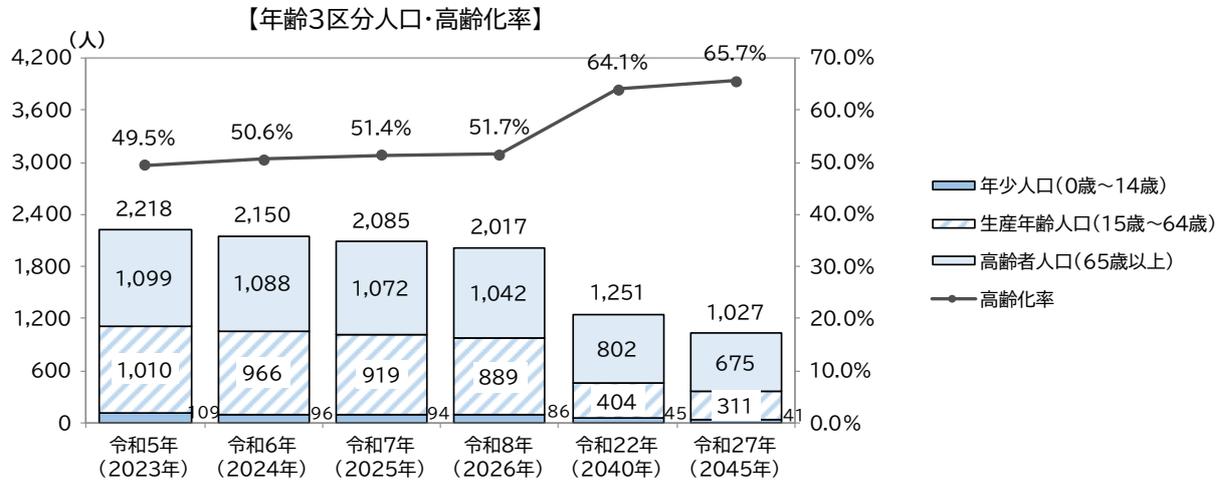


【リスク状況】



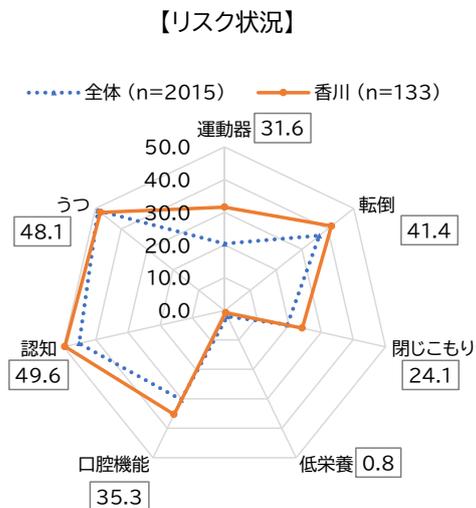
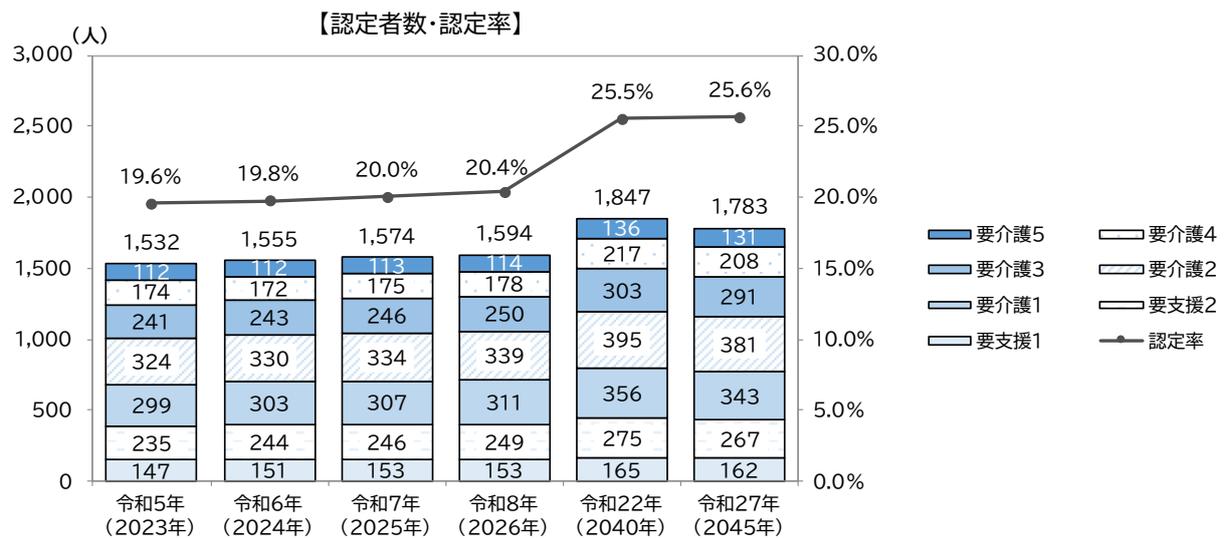
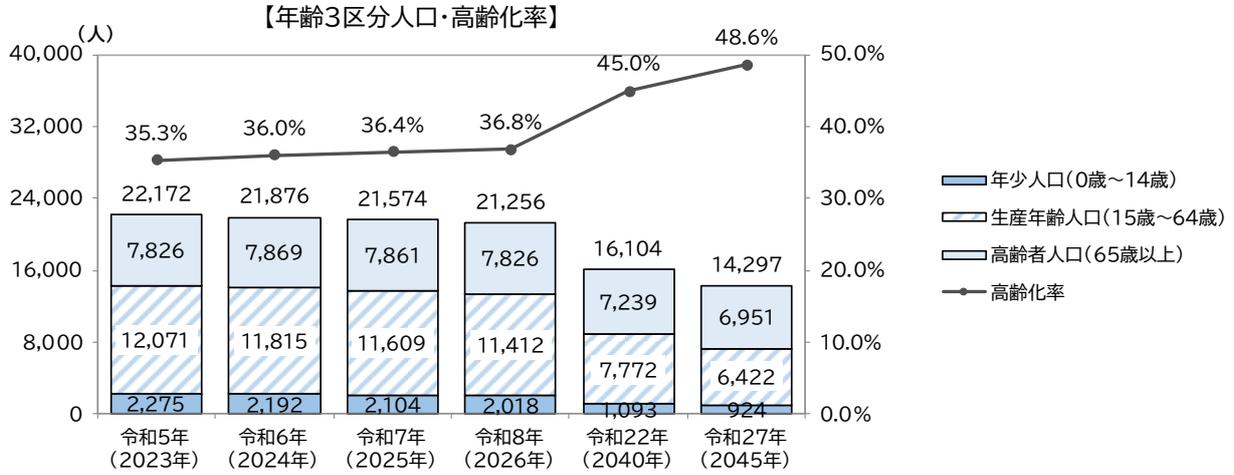
市全体と比べ、運動器、低栄養、うつのリスクは低くなっていますが、転倒、閉じこもり、口腔機能、認知機能のリスクが高くなっています。

⑭ 塩江圏域 (塩江)	総人口	2,218人	
	高齢者人口／高齢化率	1,099人／49.5%	
圏域の状況		認定率(第1号)	27.6%
高齢化率・認定率ともに、市全体より高く、令和22(2040)年には、高齢化率が64%を超えることが見込まれます。		認定率(後期高齢者)	44.2%
		高齢者の居場所数	5か所
		老人クラブ数／会員数	8団体／492人



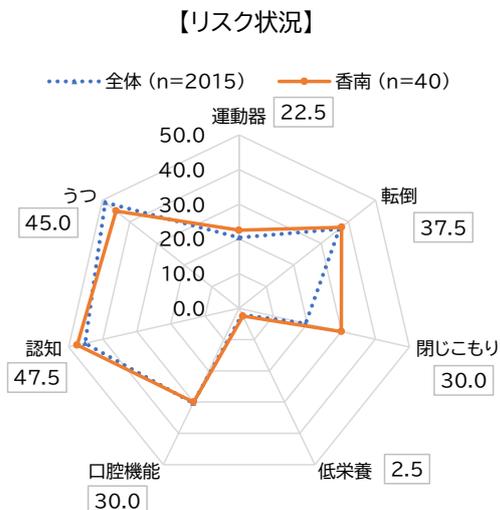
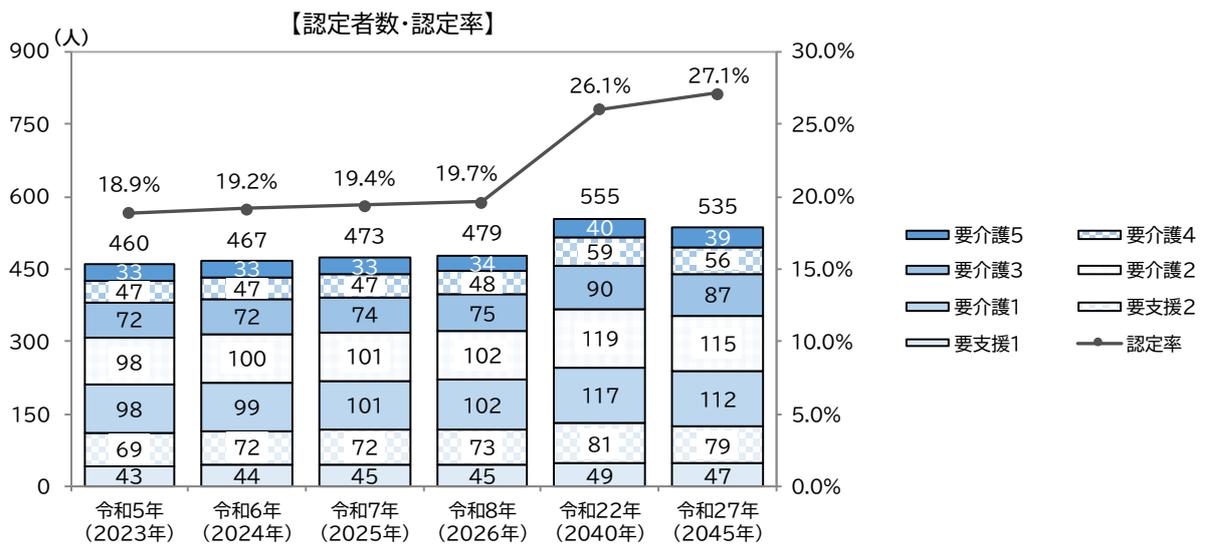
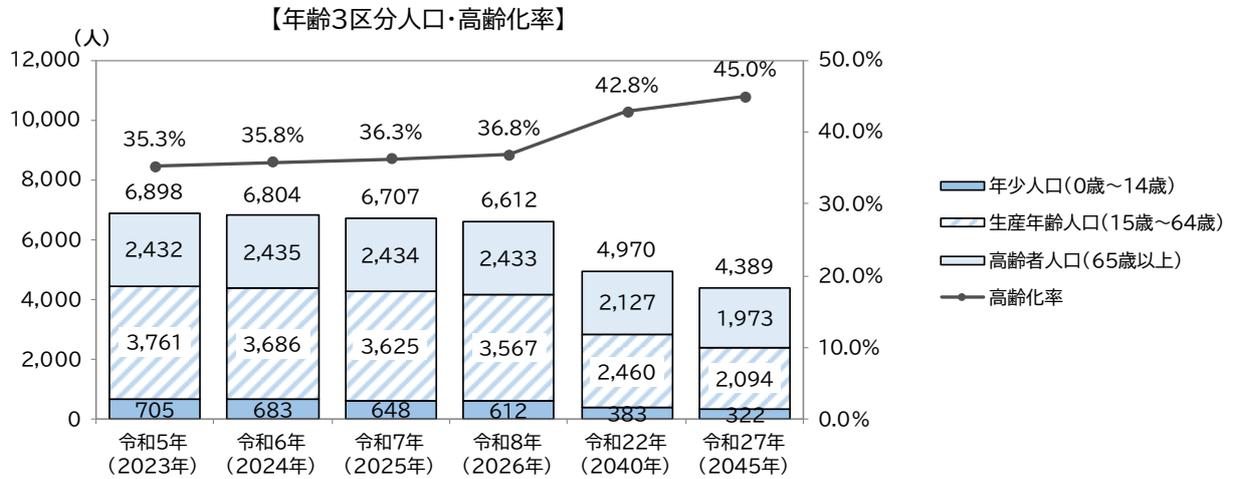
市全体と比べ、低栄養、口腔機能、認知機能、うつのリスクは低くなっていますが、運動器、転倒、閉じこもりのリスクが高くなっています。

⑮ 香川圏域 (香川)	総人口	22,172人	
	高齢者人口／高齢化率	7,826人／35.3%	
圏域の状況		認定率(第1号)	19.6%
総人口の減少とともに、高齢者人口の減少も見込まれる一方で、高齢化率・認定率ともに上昇が見込まれます。		認定率(後期高齢者)	31.9%
		高齢者の居場所数	12か所
		老人クラブ数／会員数	9団体／358人



多くの項目で、市全体よりも高い傾向にあります。低栄養、うつのリスクは低くなっていますが、運動器、転倒、閉じこもり、口腔機能、認知機能のリスクが高くなっています。

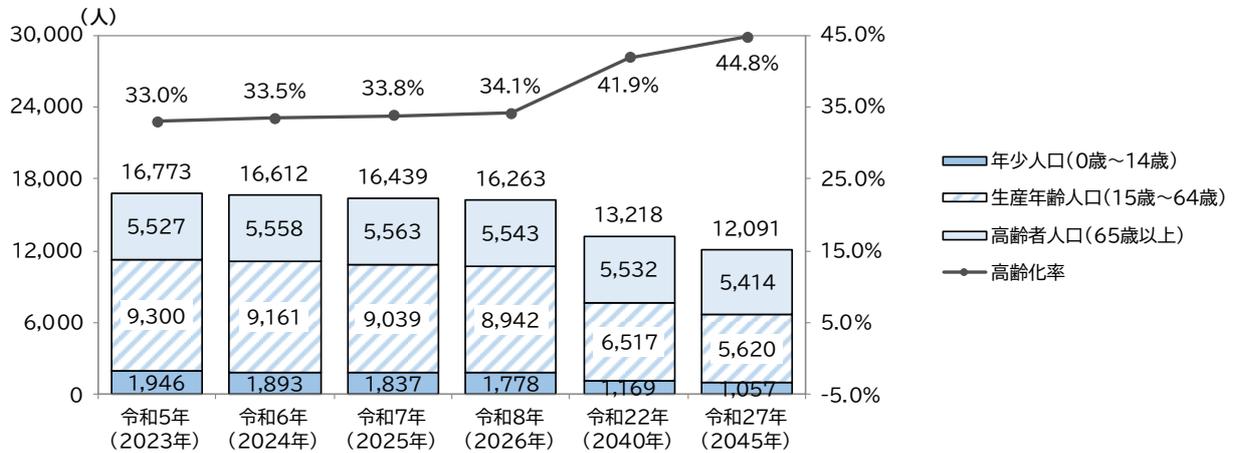
⑩ 香南圏域 (香南)	総人口	6,898人	
	高齢者人口／高齢化率	2,432人／35.3%	
圏域の状況		認定率(第1号)	18.9%
総人口の減少とともに、高齢者人口の減少も見込まれる一方で、高齢化率・認定率ともに上昇が見込まれます。		認定率(後期高齢者)	32.0%
		高齢者の居場所数	5か所
		老人クラブ数／会員数	6団体／215人



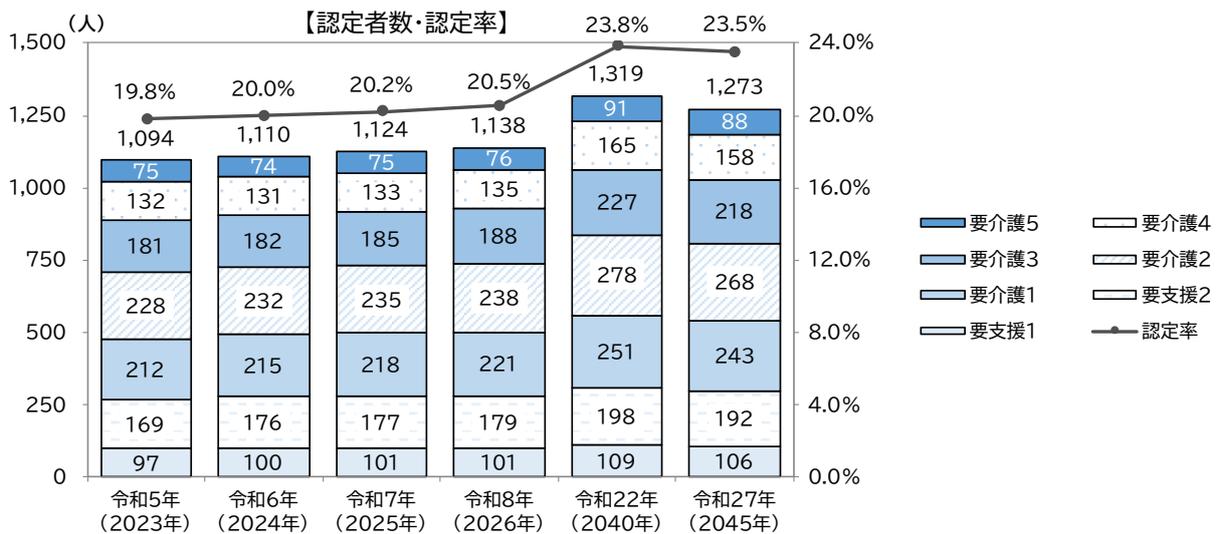
市全体と比べ、口腔機能、うつのリスクは低くなっていますが、それ以外の、運動器、転倒、閉じこもり、低栄養、認知機能のリスクが高くなっています。

⑰ 牟礼圏域 (牟礼)	総人口	16,773人	
	高齢者人口／高齢化率	5,527人／33.0%	
圏域の状況		認定率(第1号)	19.8%
総人口が減少する中、高齢化率は市全体より高く、今後も上昇することが見込まれます。		認定率(後期高齢者)	32.7%
		高齢者の居場所数	6か所
		老人クラブ数／会員数	4団体／111人

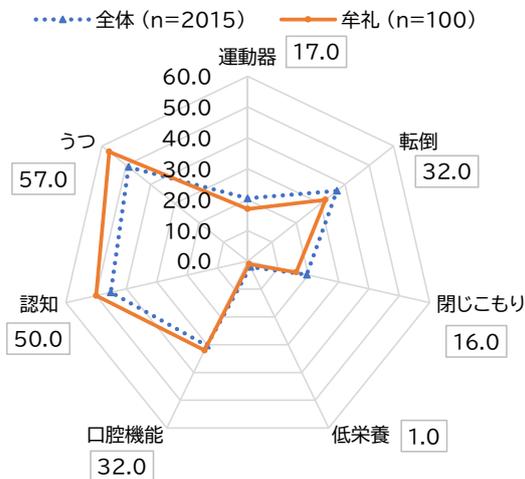
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】

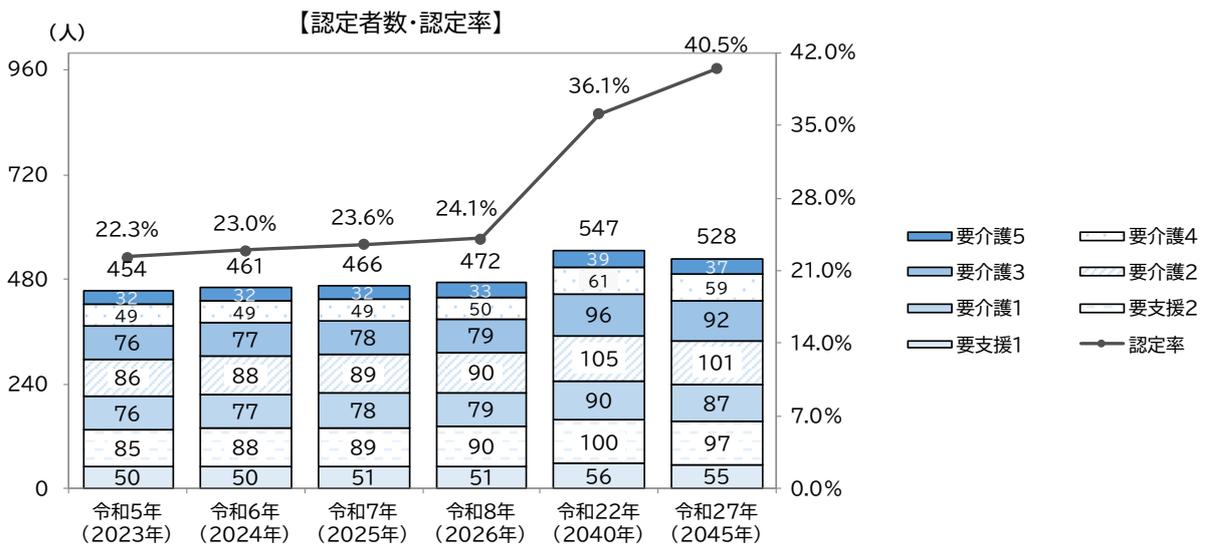
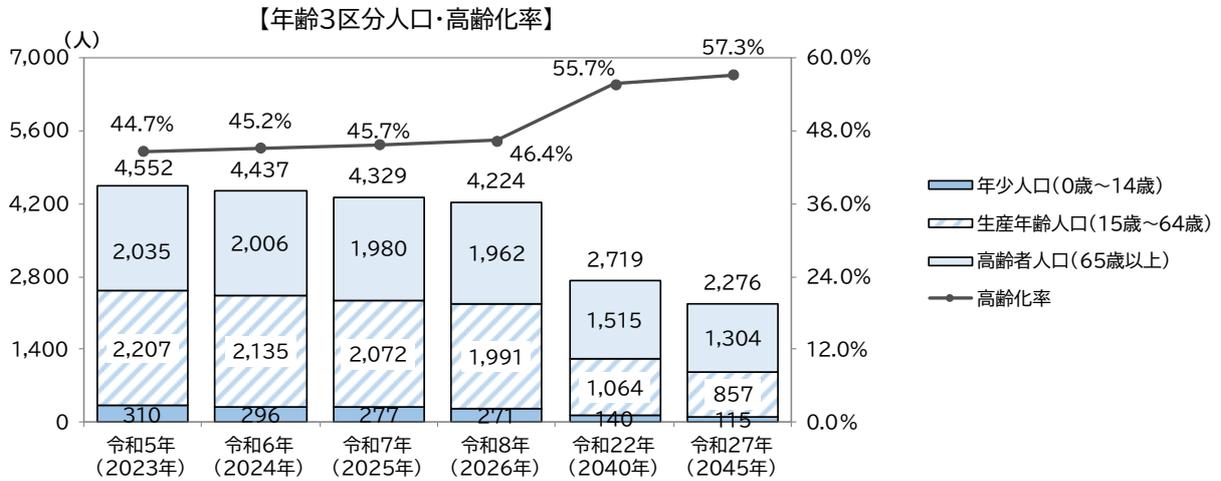


【リスク状況】

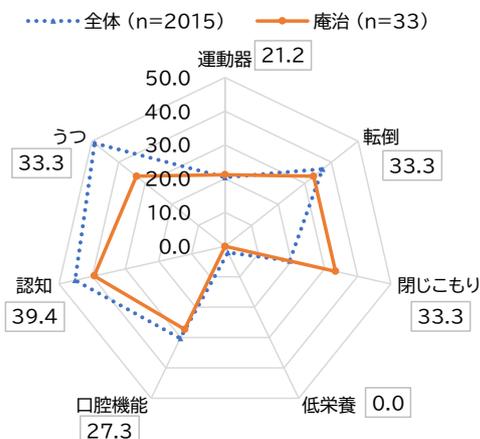


市全体と比べ、運動器、転倒、閉じこもり、低栄養のリスクは低くなっていますが、口腔機能、認知機能、うつのリスクが高くなっています。

⑩ 庵治圏域 (庵治)	総人口	4,552人	
	高齢者人口／高齢化率	2,035人／44.7%	
圏域の状況		認定率(第1号)	22.3%
総人口の減少とともに、高齢者人口の減少も見込まれる一方で、高齢化率・認定率は、今後とも上昇することが見込まれます。		認定率(後期高齢者)	35.5%
		高齢者の居場所数	5か所
		老人クラブ数／会員数	10団体／397人



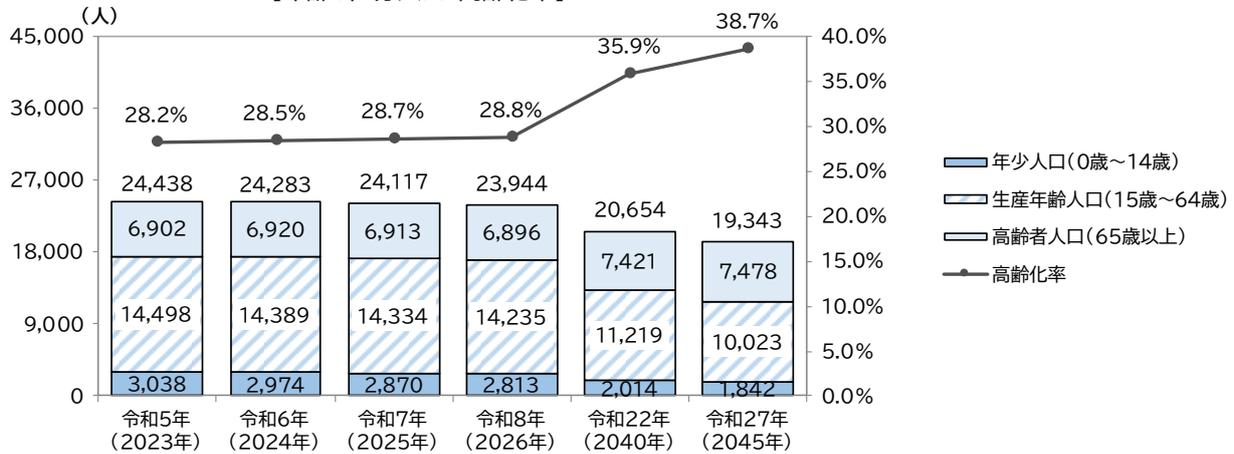
【リスク状況】



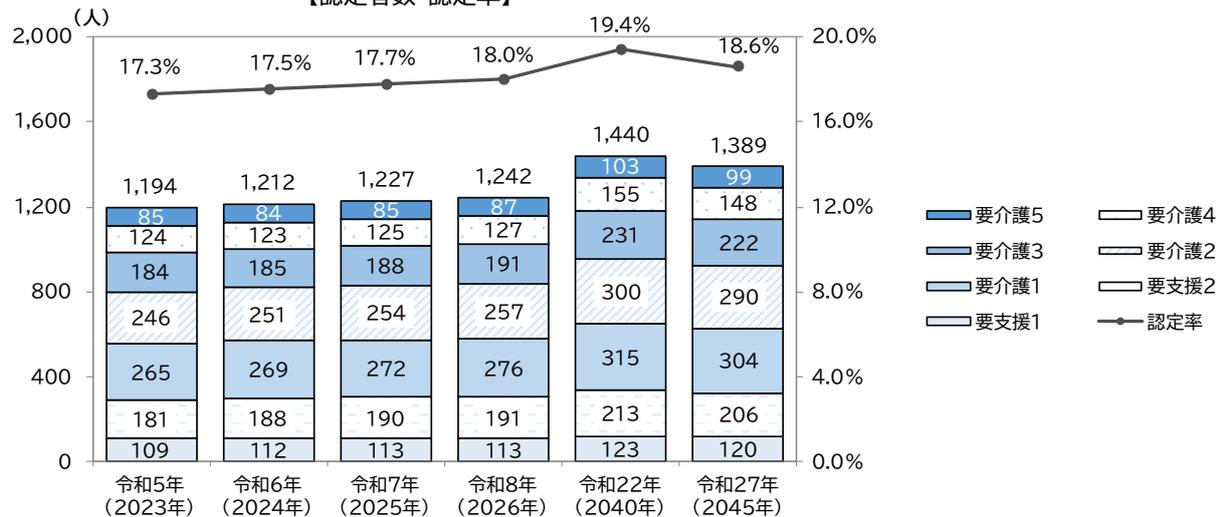
多くの項目で、市全体よりも低い傾向にあります。転倒、低栄養、口腔機能、認知機能、うつのリスクは低くなっていますが、運動器、閉じこもりのリスクが高くなっています。

⑱ 国分寺圏域 (国分寺)	総人口	24,438人	
	高齢者人口／高齢化率	6,902人／28.2%	
圏域の状況		認定率(第1号)	17.3%
認定率は市全体より低くなっていますが、高齢化率は高く、今後も上昇が見込まれています。		認定率(後期高齢者)	29.4%
		高齢者の居場所数	12か所
		老人クラブ数／会員数	8団体／364人

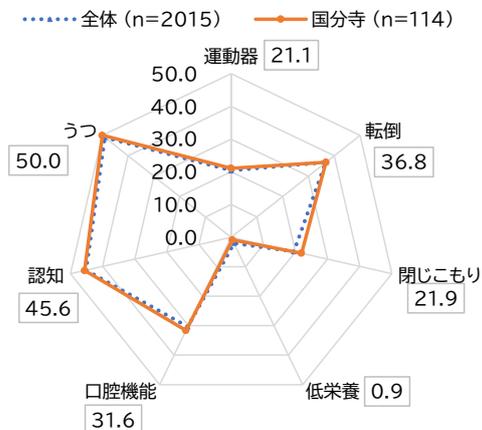
【年齢3区分人口・高齢化率】



【認定者数・認定率】



【リスク状況】



市全体と比べ、各項目とも、ほぼ同様な傾向となっています。低栄養のリスクが低くなっていますが、それ以外の、運動器、転倒、閉じこもり、口腔機能、うつのリスクは少し高くなっています。

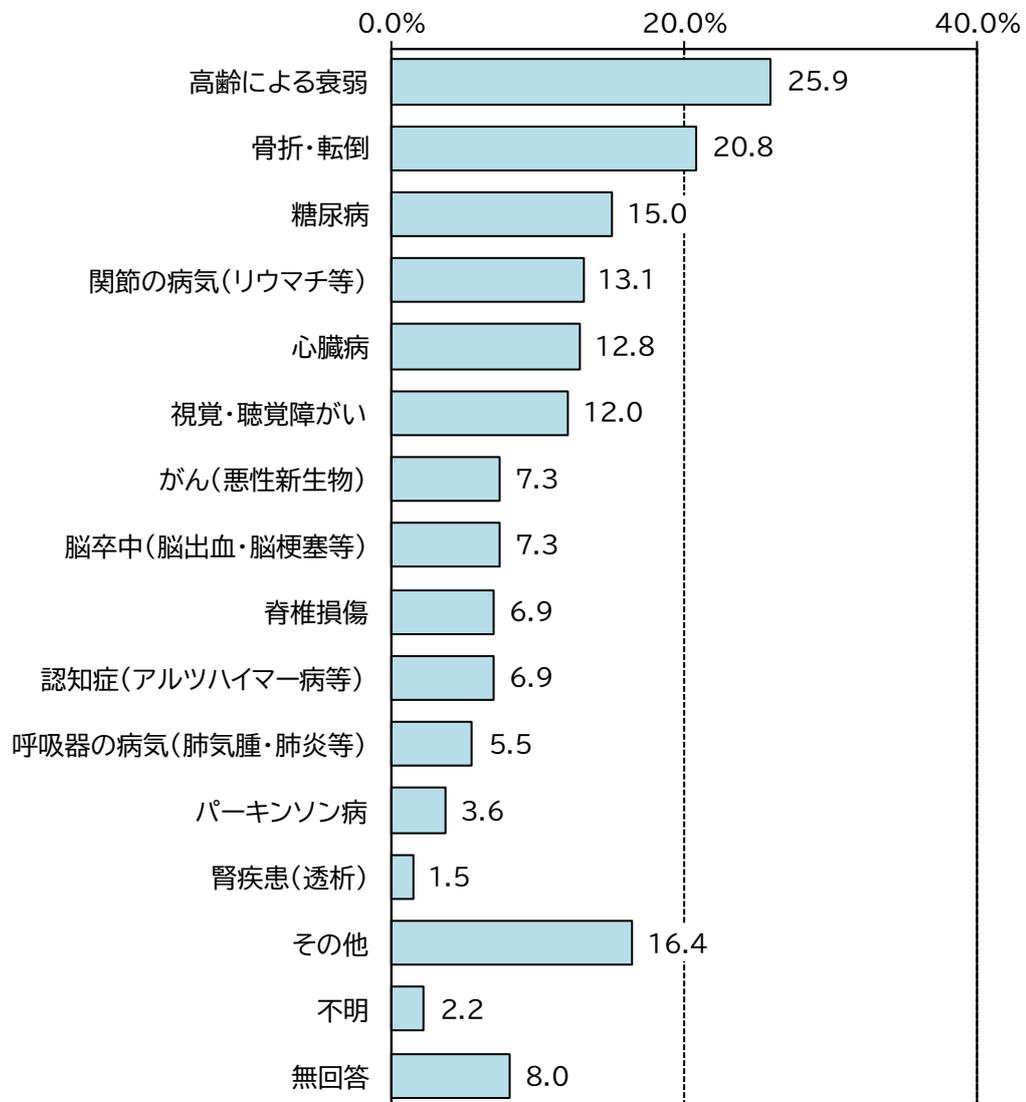
1 高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果(抜粋)

(1) 家族や生活状況について

■ 介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要になった主な原因について、「高齢による衰弱」が 25.9%で最も多く、次いで「骨折・転倒」が 20.8%、「糖尿病」が 15.0%となっています。

【介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）】



(n=274)

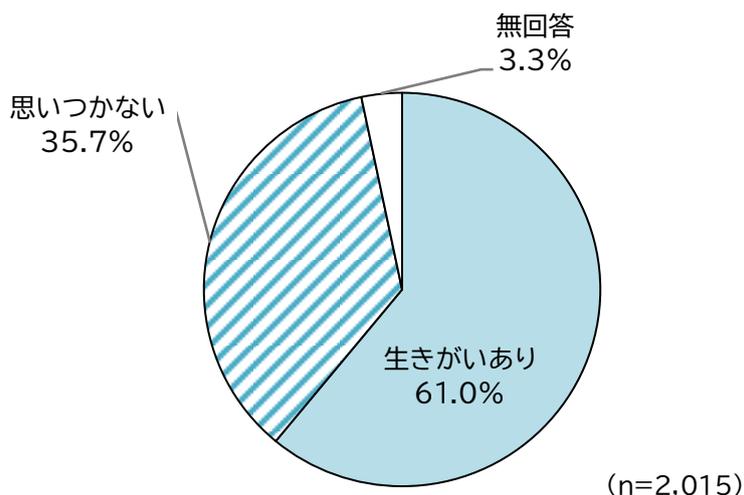
(2) 毎日の生活について

■ 生きがいの有無

生きがいの有無について、「生きがいあり」が 61.0%、「思いつかない」が 35.7%となっています。

生きがいの内容は、「子や孫の成長、交流」、「趣味」などが多くなっています。

【生きがいの有無と内容】



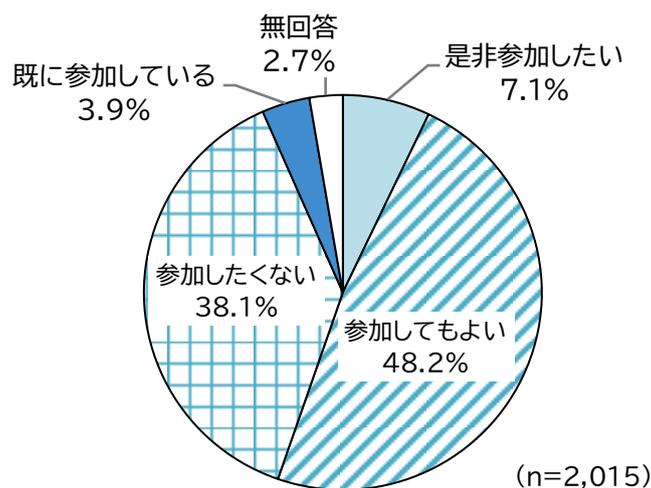
生きがいの主な内容	件数
子や孫の成長、交流	204
趣味(TV、料理、音楽、読書、手芸など)	84
園芸、ガーデニング、草花の世話、栽培	74
家族との交流	54
仕事	50
健康で自立した生活を送ること	50
外出、旅行	38
友人や地域の人たちとの交流	31
スポーツ(釣り、ゴルフ、ゲートボールなど)	29
ボランティア活動	14
信仰、宗教	12
ペットの世話	11
食事	7
散歩、運動	6
その他(手話、農業など)	31

(3) 地域での活動について

■ 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

地域づくり活動に対する参加者としての参加意向について、「参加してもよい」が48.2%で最も多く、次いで「参加したくない」が38.1%、「是非参加したい」が7.1%となっています。

【地域づくりへの参加意向（参加者）】



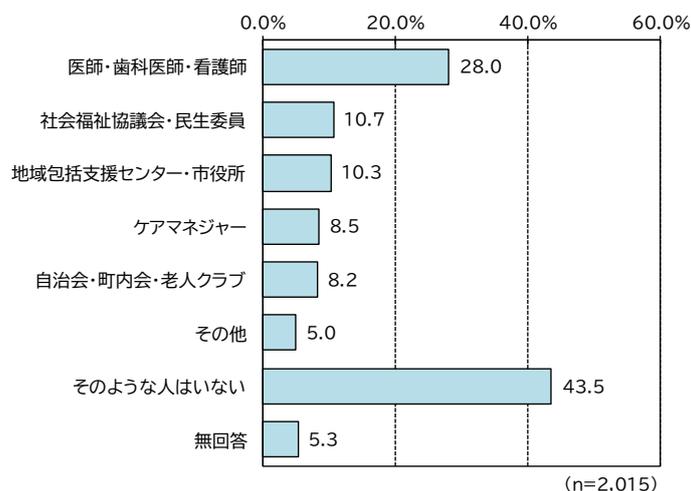
(4) 地域の相談窓口の活用状況について

■ 家族や友人・知人以外の相談相手

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手について、「そのような人はいない」が43.5%となっています。

相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」が28.0%で最も多く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」が10.7%、「地域包括支援センター・市役所」が10.3%となっています。

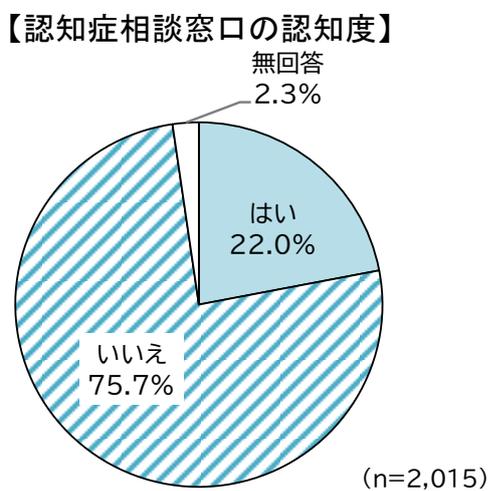
【家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手（複数回答）】



(5) 認知症に係る相談窓口について

■ 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口の認知度について、「はい」が 22.0%、「いいえ」が 75.7%となっています。

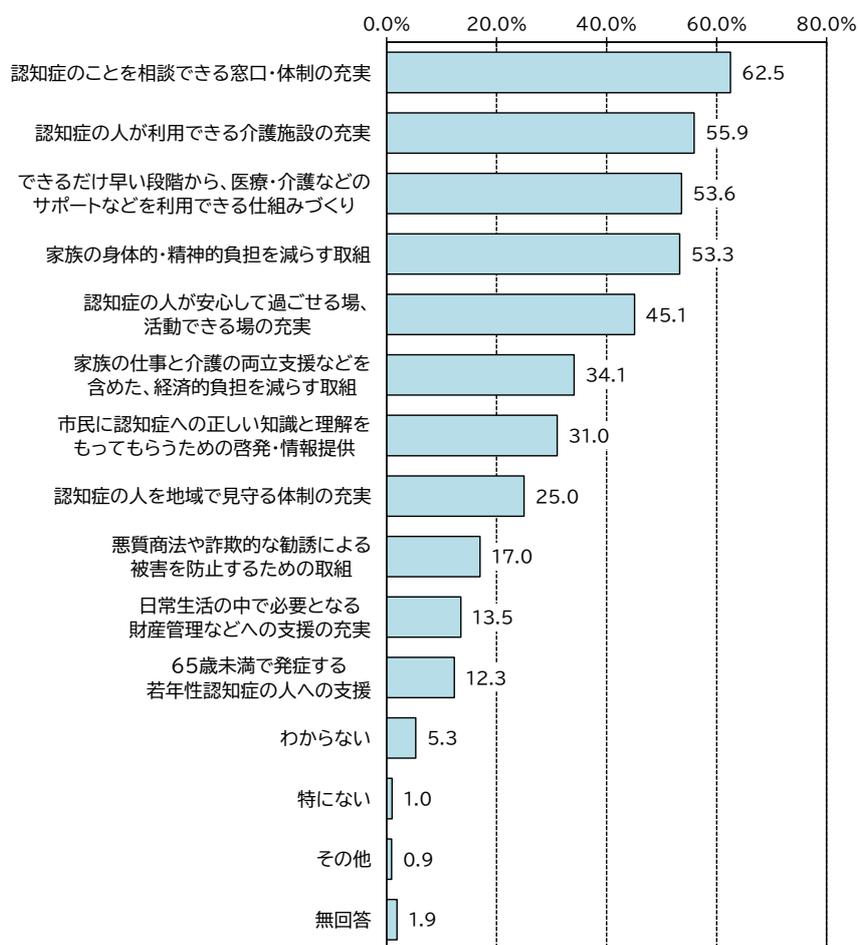


(6) 認知症に対する不安について

■ 認知症になっても安心して暮らせるために重点を置くべきこと

認知症になっても、地域で安心して暮らすことができるために重点を置くべきことについて、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」が62.5%で最も多く、次いで「認知症の人が利用できる介護施設の充実」が55.9%、「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートなどを利用できる仕組みづくり」が53.6%となっています。

【認知症になっても安心して暮らせるために重点を置くべきこと（複数回答）】



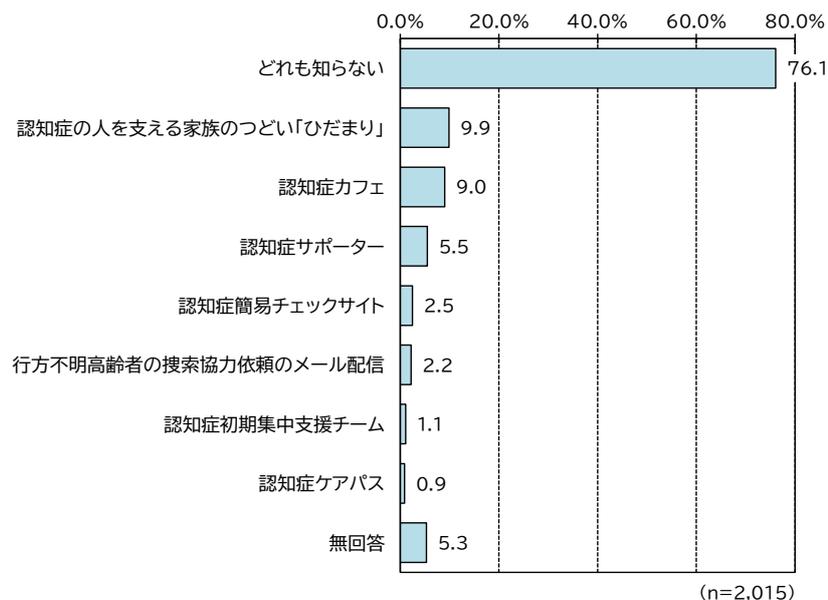
(n=2,015)

(7) 認知症に対する取組について

■ 高松市の認知症に関する取組への認知度

高松市の認知症に関する取組の認知度について、「どれも知らない」が76.1%で最も多く、次いで「認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」」が9.9%、「認知症カフェ」が9.0%となっています。

【高松市の認知症に関する取組への認知度（複数回答）】

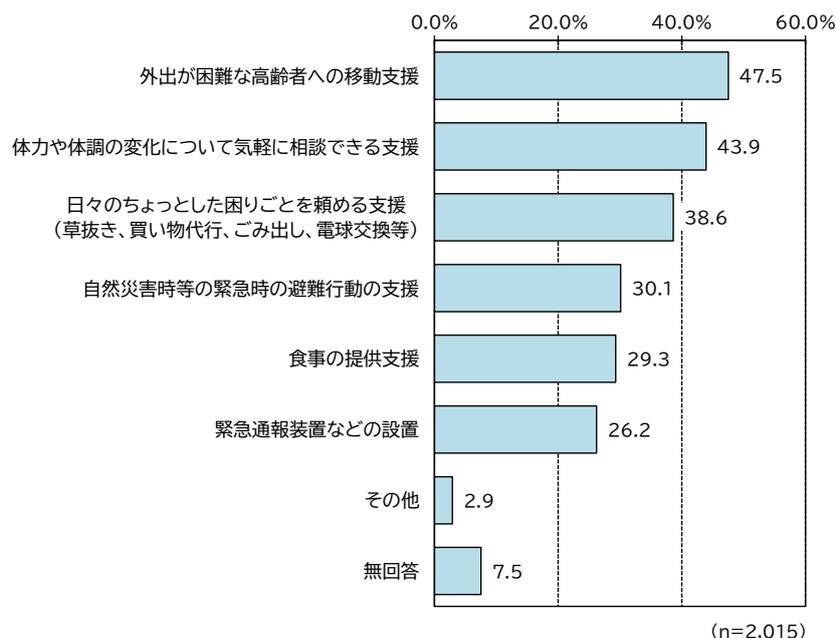


(8) 日常生活について

■ 必要な生活支援

必要な生活支援について、「外出が困難な高齢者への移動支援」が47.5%で最も多く、次いで「体力や体調の変化について気軽に相談できる支援」が43.9%、「日々のちょっとした困りごとを頼める支援（草抜き、買い物代行、ごみ出し、電球交換等）」が38.6%となっています。

【生活の中の不安や困りごと（複数回答）】

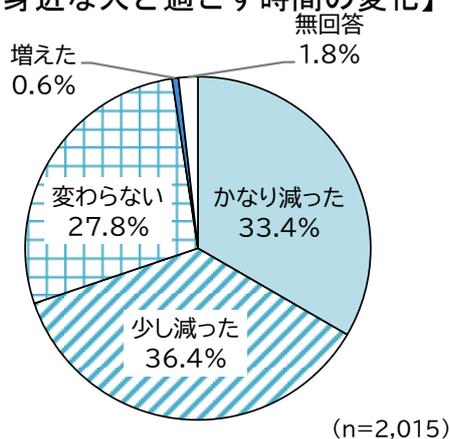


(9) 身近な人と過ごす時間の変化について

■ 身近な人と過ごす時間の変化

新型コロナウイルス感染症流行前と比べた、家族や友人等身近な人と過ごす時間の変化について、「少し減った」が36.4%で最も多く、次いで「かなり減った」が33.4%、「変わらない」が27.8%、「増えた」が0.6%、「無回答」が1.8%となっています。

【身近な人と過ごす時間の変化】

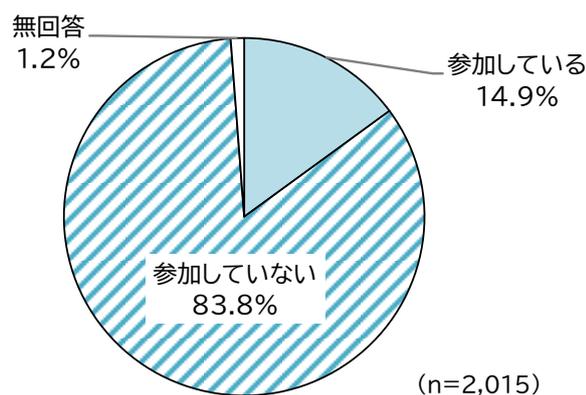


(10) 社会参加について

■ 高齢者が気軽に集える場所への参加状況

高齢者が気軽に集える場所への参加状況について、「参加している」が14.9%、「参加していない」が83.8%となっています。

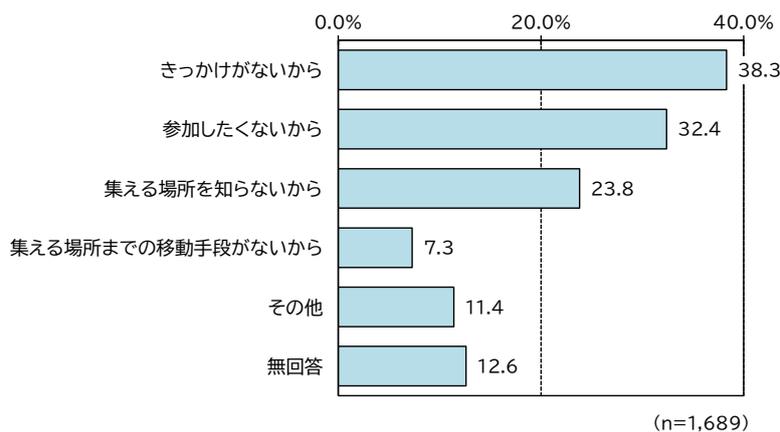
【気軽に集える場所への参加状況】



■ 参加しない理由

高齢者が気軽に集える場所に参加しない理由について、「きっかけがないから」が38.3%で最も多く、次いで「参加したくないから」が32.4%、「集える場所を知らないから」が23.8%となっています。

【集える場所に参加しない理由（複数回答）】

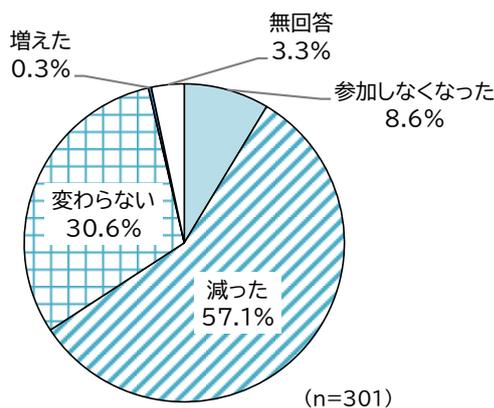


(11) 高齢者の居場所づくりについて

■ 新型コロナウイルス感染症流行前と比べた参加頻度

新型コロナウイルス感染症流行前と比べた、高齢者が気軽に集える場所への参加頻度の変化について、「減った」が57.1%で最も多く、次いで「変わらない」が30.6%、「参加しなくなった」が8.6%となっています。

【新型コロナウイルス感染症流行前と比べた参加頻度】

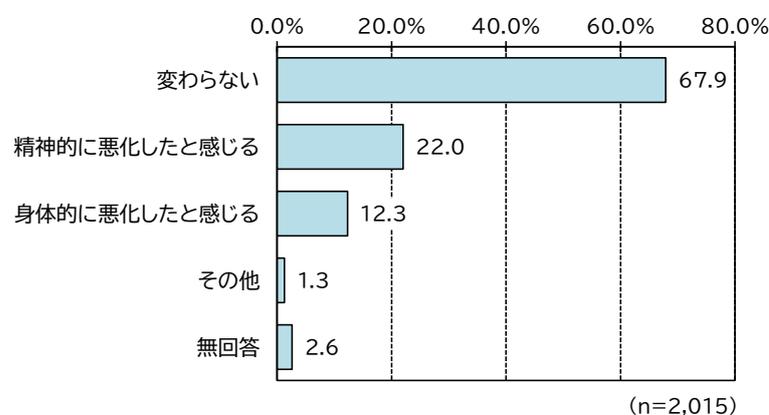


(12) 健康への取組について

■ 健康状態の変化

新型コロナウイルス感染症流行前と比べた、健康状態に変化について、「変わらない」が67.9%で最も多く、次いで「精神的に悪化したと感じる」が22.0%、「身体的に悪化したと感じる」が12.3%となっています。

【健康状態の変化（複数回答）】

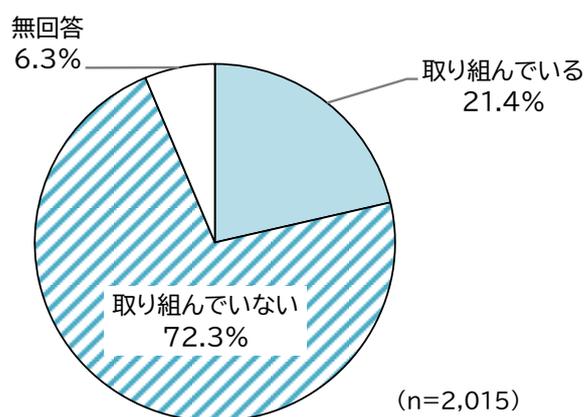


(13) 介護予防への取組について

■ 介護予防の取組状況

介護予防の取組状況について、「取り組んでいる」が21.4%、「取り組んでいない」が72.3%となっています。

【介護予防の取組状況】

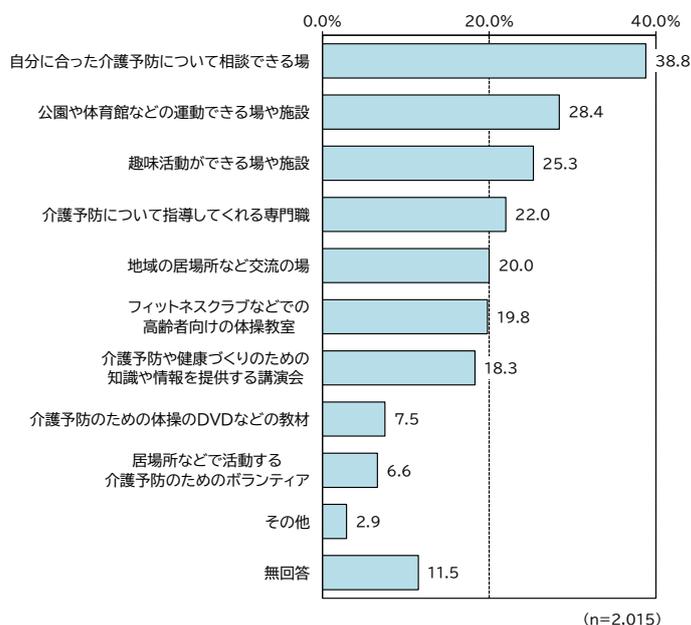


(14) 介護予防のうえで重要なことについて

■ 自分で介護予防に取り組むうえで必要なもの

自分で介護予防に取り組むために必要なものについて、「自分に合った介護予防について相談できる場」が38.8%で最も多く、次いで「公園や体育館などの運動できる場や施設」が28.4%、「趣味活動ができる場や施設」が25.3%となっています。

【自分で介護予防に取り組むうえで必要なもの（複数回答）】



(15) 自分の最期について

■ 自分の最期を迎えたい場所

最期を迎えたい場所について、高齢者は「自宅」が61.0%で最も多く、次いで「緩和ケア施設のある医療機関」が13.5%、「今まで通ったことのある医療機関」が12.3%となっています。要介護認定者も「自宅」が51.0%で最も多くなっていますが、次は「介護保険施設（特養など）」が13.7%、「今まで通ったことのある医療機関」が9.5%となっています。

【自分の最期を迎えたい場所】

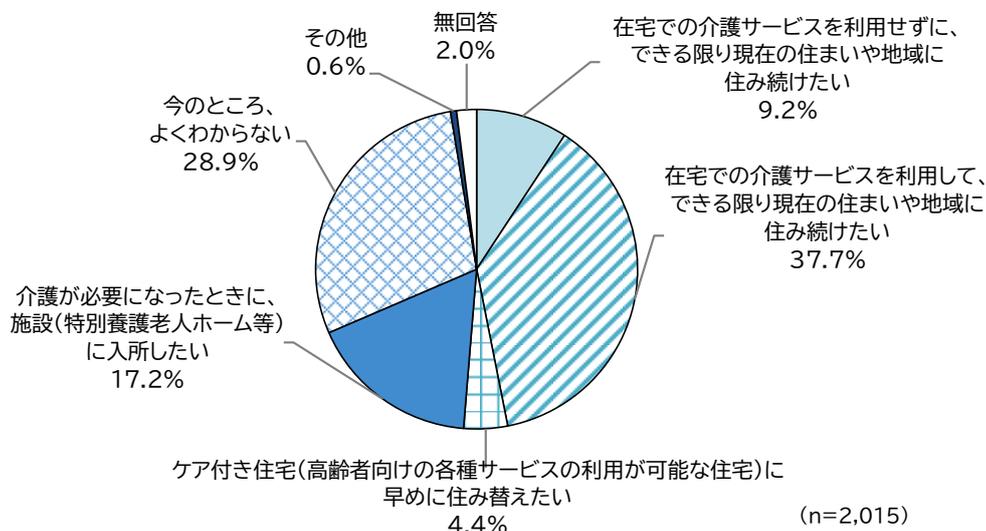
	1位	2位	3位
高齢者 n=2,015	自宅 (61.0%)	緩和ケア施設のある 医療機関 (13.5%)	今まで通ったことのある医療機関 (12.3%)
要介護認定者 n=1,479	自宅 (51.0%)	介護保険施設 (特養など) (13.7%)	今まで通ったことのある医療機関 (9.5%)

(16) 高齢者施策について

■ 将来の住まいと介護サービスの利用についての考え方

あなたに介護が必要になった場合、将来の住まいと介護サービスの利用についての考えでは、「在宅での介護サービスを利用して、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたい」が37.7%と最も多く、次いで「今のところ、よくわからない」が28.9%、「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい」が17.2%となっています。

【自身の将来の住まいと介護サービスの利用について】



2 在宅介護実態調査結果(抜粋)

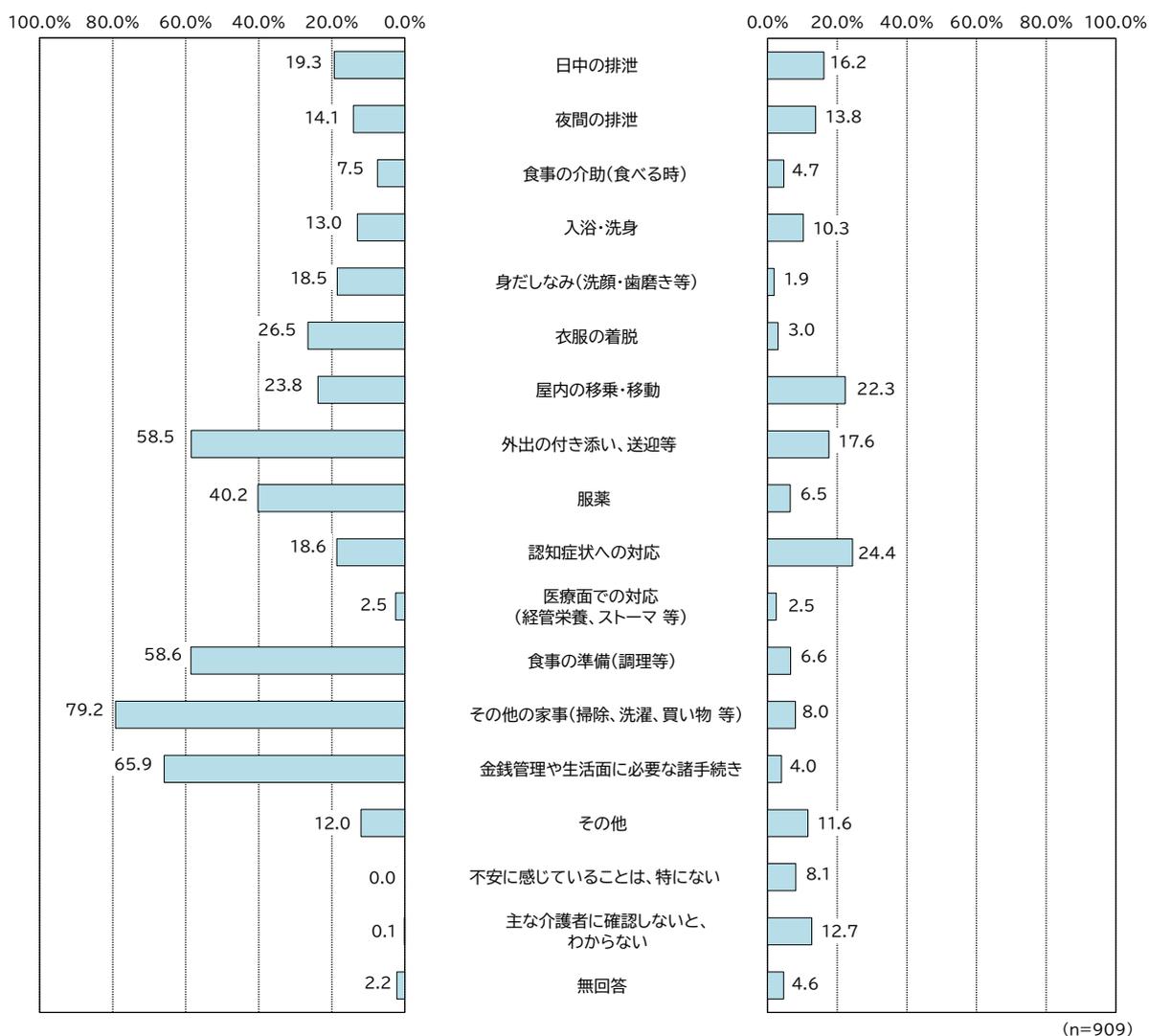
(1) 在宅生活を継続するうえで不安に感じる介護について

■ 主な介護者が行っている介護等・不安に感じる介護等

主な介護者が行う介護等について、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が79.2%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が65.9%「食事の準備（調理等）」が58.6%の順になっています。

一方、主な介護者が不安に感じる介護等について、「認知症状への対応」が24.4%、「屋内の移乗・移動」が22.3%、「外出の付き添い、送迎等」が17.6%となっています。

【主な介護者が行う介護等（左）・不安に感じる介護等（右）（複数回答）】



(2) 在宅生活の継続に必要な支援等について

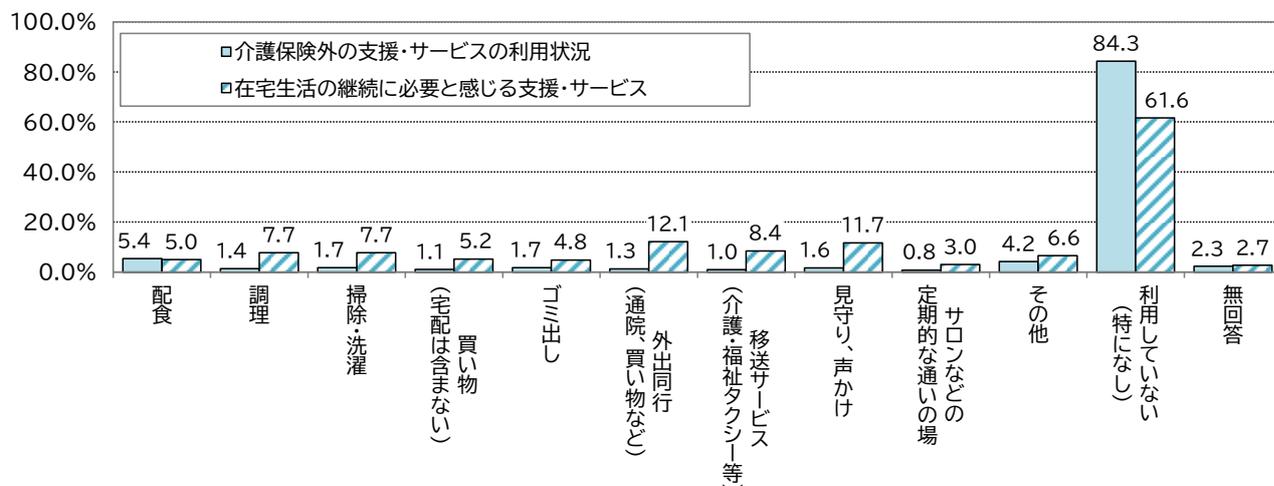
■ 介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況、在宅生活の継続のために充実が必要と感じる支援・サービス

現在利用している「介護保険サービス以外」の支援について、「利用していない（特になし）」が84.3%と最も多くなっています。

一方、在宅生活の継続に必要な支援について、「外出同行（通院、買い物など）」が12.1%、「見守り、声かけ」が11.7%と特に多くなっています。

【介護保険サービス外の支援・サービスの利用状況、在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービス（複数回答）】

(n=973)



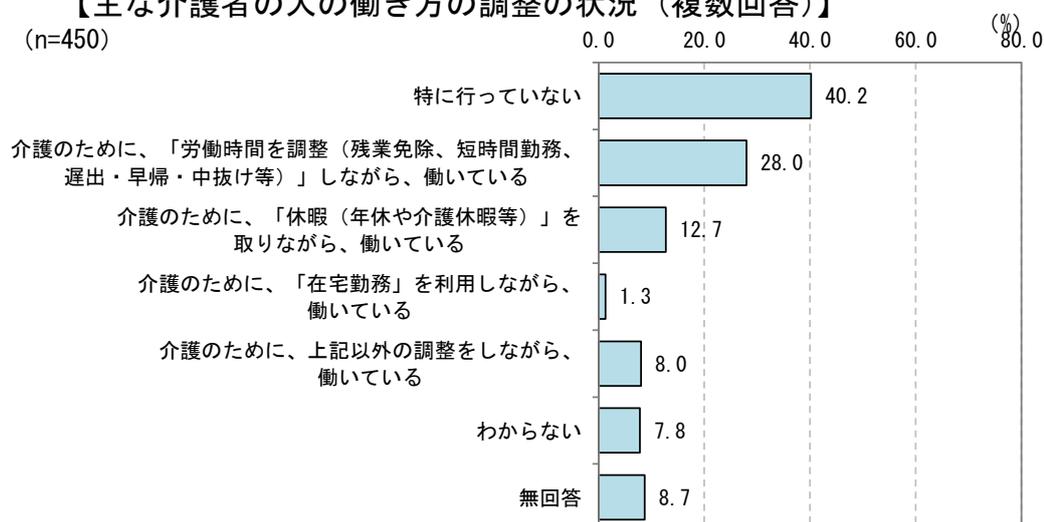
(3) 就労と介護の両立について

■ 主な介護者の人の働き方の調整の状況

主な介護者の人の働き方の調整の状況、「特に行っていない」が40.2%、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が28.0%となっています。

【主な介護者の人の働き方の調整の状況（複数回答）】

(n=450)



1 第 8 期計画の成果指標の達成状況

第 8 期計画で設定した成果指標の達成状況は、下表のとおりです。

指標名	実績値				目標値
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域包括ケアシステムの構築に対する市民満足度(%)	25.4	31.2	27.7	26.3	26.0
介護・支援を必要としていない高齢者の割合 (自立高齢者率)(%)	78.7	79.1	79.0	78.9	78.5
介護・支援を必要としていない後期高齢者の割合(自立後期高齢者率)(%)	62.1	62.9	62.9	64.3	62.1
生きがいがある高齢者の割合(%)	56.6	(※1) -	(※1) -	61.0	-

(※1) 計画期間の開始前年度に実施する「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査」により確認することから、令和 2 (2020)・3 (2021) 年度は実績がありません。

2 第 8 期計画の進捗状況

第 8 期計画において設定された重点課題と施策は下図のとおりであり、ここでは重点課題ごとの進捗状況と課題についてまとめています。

[基本理念]

住み慣れた地域で共に支え合い、高齢者が自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現

[基本目標]

自分らしい生活と生きがいづくり

共に支え合い、つながる地域づくり

安心して暮らし続けられる環境づくり

[重点課題]

介護予防と社会参加の推進

包括的な支援体制の構築

生活環境の充実

[施策]

- 1 介護予防・重度化防止の推進
- 2 居場所づくりの推進
- 3 健康づくりの推進
- 4 社会参加・生きがいづくりの促進
- 5 感染症予防対策の充実

- 1 在宅医療・介護連携の充実
- 2 介護保険サービスの充実
- 3 生活支援・見守り体制の充実
- 4 認知症施策の推進
- 5 地域包括支援センターの機能強化
- 6 包括的な相談支援体制の推進
- 7 家族介護支援の推進

- 1 住まいの整備・充実
- 2 外出支援の充実
- 3 安全で住みよい環境づくりの推進
- 4 災害時等の援護体制の充実

(1) 重点課題1 介護予防と社会参加の推進

施策	区分	目標値	実績値		目標値	実績値		目標値
		令和3年度	令和3年度	達成度	令和4年度	令和4年度	達成度	令和5年度
1 介護予防・重度化防止の推進	「フレイル*予防講座」参加者数(人)	900	515	57.2%	1,000	817	81.7%	1,100
	要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率(%)	82.0	79.4	96.8%	82.0	78.6	95.9%	82.0
2 居場所づくりの推進	居場所への参加者実人数(人)	5,500	4,059	73.8%	5,775	3,634	62.9%	6,050
	主観的健康感の維持向上率(%)	95.0	94.0	98.9%	95.2	91.9	96.5%	95.3
3 健康づくりの推進	特定健康診査*受診率(%)	60.0	43.5	72.5%	60.0	43.9	73.2%	60.0
	後期高齢者医療健康診査受診率(%)	50.0	45.9	91.8%	52.0	48.9	94.0%	54.0
4 社会参加・生きがいづくりの促進	多世代交流を実施している割合(居場所)(%)	19.3	11.1	57.5%	19.4	12.4	63.9%	19.4
	シルバー人材センター会員の就業実人数(人)	1,200	1,090	90.8%	1,210	1,026	84.8%	1,220
5 感染症予防対策の充実	高齢者の肺結核患者における喀痰塗抹陽性者*の割合(%)	60.7	65.2	93.1%	60.7	66.7	91.0%	60.7

(2) 重点課題2 包括的な支援体制の構築

施策	区分	目標値	実績値		目標値	実績値		目標値
		令和3年度	令和3年度	達成度	令和4年度	令和4年度	達成度	令和5年度
1 在宅医療・介護連携の充実	多職種連携構築度評価平均得点(点)	6.5	5.1	78.5%	7.0	5.6	80.0%	7.0
	要介護者の在宅比率(%)	77.8	79.9	102.7%	78.3	80.3	102.6%	79.2
2 介護保険サービスの充実	第8期計画期間中の施設・居住系サービスの整備率(%)	-	-	(※1)	-	-	(※1)	100.0
	ケアプラン*点検件数(件)	130	216	166.2%	135	98	72.6%	140
	介護サービス相談員*派遣受入事業所数(か所)	28	0	0.0%	29	0	0.0%	30
3 生活支援・見守り体制の充実	見守り協定締結事業者数(事業者)	87	93	106.9%	90	98	108.9%	94
4 認知症施策の推進	認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合(%)	100.0	100.0	100.0%	100.0	100.0	100.0%	100.0
	認知症サポーター養成人数(累計)(人)	53,000	53,871	101.6%	56,000	55,850	99.7%	59,000
5 地域包括支援センターの機能強化	総合相談件数(件)	24,100	23,267	96.5%	24,800	24,577	99.1%	25,500
	地域ケア小会議における個別課題の検討件数(件)	116	86	74.1%	130	116	89.2%	139
6 包括的な相談支援体制の推進	地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数(地区)	44	43	97.7%	44	43	97.7%	44
	アウトリーチ(地域で情報収集・個別訪問等)件数(件)	2,816	5,959	211.6%	3,644	11,035	302.8%	3,644
7 家族介護支援の推進	介護相談専用ダイヤルの相談件数(件)	500	471	94.2%	470	505	107.4%	440

(※1) 第8期計画期間(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)において、施設・居住系サービスの整備予定数を達成する計画であるもの。

(3) 重点課題3 生活環境の充実

施策	区分	目標値	実績値		目標値	実績値		目標値
		令和3年度	令和3年度	達成度	令和4年度	令和4年度	達成度	令和5年度
1 住まいの整備・充実	「住みやすさ」に対する市民満足度(70歳以上)(%)	88.7	89.8	101.2%	89.1	88.7	99.6%	89.5
2 外出支援の充実	ゴールドIruCa保有率(%)	34.5	30.6	88.6%	37.5	32.0	85.3%	40.6
	ノンステップバス導入率(%)	72.2	70.8	98.1%	74.1	73.3	98.9%	75.9
3 安全で住みよい環境づくりの推進	高齢者の消費生活相談における解決割合(他機関への誘導を含む)(%)	99.4	97.8	98.4%	99.4	98.0	98.6%	99.5
	高齢者交通安全教室等参加者数(人)	5,000	2,150	43.0%	5,000	2,008	40.2%	5,000
4 災害時等の援護体制の充実	避難行動要支援者名簿の新規登録率(%)	20.0	12.0	60.0%	20.0	8.6	43.0%	20.0
	コミュニティ単位の防災訓練のうち、避難所運営等訓練実施率(%)	90.0	60.0	66.7%	90.0	75.0	83.3%	90.0

3 第8期計画の評価

(1) 基本目標1 自分らしい生活と生きがいづくり

本市では、住み慣れた地域で自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることができる社会を目指し、地域全体での健康づくりや介護予防・重度化防止に向けた取組、そして高齢者の豊富な知識や経験を生かすことができる環境づくりを推進してきました。また、各種介護予防教室や講座等においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、参加者数や時間の制限等、感染症対策を講じたうえで、可能な限り事業の継続に努めてきました。更に、新型コロナウイルス感染症発生時においてもサービスを継続するため、施設内で人的・物的な備えを講じているか定期的な確認をすることや、これらに対する支援体制を整備することで、高齢者施設等における感染症への備えを充実させてきました。

高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果（以下、「アンケート調査結果」という。）をみると、「生きがいあり」と回答した人の割合は、高齢者で61.0%、要介護認定者で26.5%となっています。また、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加状況を尋ねたところ、高齢者で38.1%、要介護認定者で61.5%の人が「参加したくない」と回答しています。更に、気軽に集える場所へ「参加していない」人の割合は、高齢者で83.8%、要介護認定者で76.9%となっており、前回と比べて、新型コロナウイルス感染症流行による参加頻度の減少も見られます。

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいのある生活を続けていくためには、生活機能が低下する前の健康なときから、個人に合わせた適切な介護予防を行うなど、健康寿命*の延伸に向け、効果的かつ持続的な介護予防・重度化防止を推進していく必要があります。また、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等を発揮できる活躍の場の確保や、仕組みづくりの構築が必要です。

特に、高齢者自身が自発的に実施できるような介護予防事業（高齢者が気軽に参加できる健康教室の開催、自宅でも簡単にできる運動の紹介、地域活動を通じた身体機能の確保の試み等）の推進や、新型コロナウイルス感染症が与えた高齢者の心身への影響に対するフレイル対策、そして、地域活動において減少した社会参加の機会の再開等の検討が求められます。

(2) 基本目標 2 共に支え合い、つながる地域づくり

本市では、支援や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、在宅医療・介護連携や介護保険サービスの充実、地域包括支援センターの機能強化等を推進してきました。また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を開始し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を進めてきました。

アンケート調査結果をみると、必要な生活支援として、「体力や体調の変化について気軽に相談できる支援」と回答した人の割合が高くなっています。また、家族や友人・知人以外の相談先として、最も多いのは「医師・歯科医師・看護師」の 28.0%、次いで「社会福祉協議会・民生委員」の 10.7%、「地域包括支援センター・市役所」の 10.3%と続いており、公的機関等の割合が低い傾向にあります。そして、「高松市地域包括支援センター」の認知度は 22.7%、「認知症に関する相談窓口」の認知度は 22.0%で、更に、高松市の認知症に関する各種取組についての認知度はいずれも低く、1割未満となっています。

こうした中、高齢者やその家族が抱える複雑化・複合化した課題を全て受け止め、適切なサービス・機関等につなげていくための包括的な相談支援体制の充実を図ることが重要です。また、認知症に関する相談窓口や本市の取組に対する認知度が低いことから、必要な情報を容易に得られるような効果的な情報発信が求められ、認知症になった高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域全体での支え合いの仕組みに実効性を持たせることが重要です。

更に、認知症の人を支える家族等の負担軽減に向けた取組を推進するため、住民が主体となった身近な助け合いや、見守り等の取組を充実させることが必要となります。

(3) 基本目標3 安心して暮らし続けられる環境づくり

本市では、生活の基盤としての高齢者のニーズに応じた住まいの充実を図るとともに、身体機能が低下した人でも安心して外出できるよう、公共交通機関等のバリアフリー*化等を進めることで、安心して暮らせる環境づくりを推進してきました。また、緊急・災害時等に迅速に対応するため、一人暮らしや寝たきり高齢者の把握、自主防災組織の活動支援など地域における支援体制の強化に努めてまいりました。

アンケート調査結果をみると、今後、介護が必要になった場合の住まいと介護サービスの利用希望について、「在宅での介護サービスを利用して、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたい」と回答した人の割合が最も高く、37.7%となっています。また、必要な生活支援については、「外出が困難な高齢者への移動支援」と回答した人の割合が最も高く47.5%となっています。

高齢者が希望する場所で安全・安心・快適に暮らし続けていくためには、生活機能が低下した人でも健康な人と同じように外出ができ、公共施設の利用、日常的な活動や社会参加活動が支障なく行えるような移動手段の充実が必要です。

今後、高齢者人口の急増期を迎えるに当たり、可能な限り在宅生活が継続できるような支援に努めることが必要であるとともに、一人暮らし世帯の増加や、家族等が介護できなくなる状況を見据えて、高齢者が介護を受けながら現在の住居より安心して自立した暮らしを送ることのできる有料老人ホーム*や、サービス付き高齢者向け住宅*等の高齢者向け住まいについて、市内での必要量を見極めながら適切に供給される環境を確保する必要があります。

また、安心・安全に暮らすという観点から、地震などの災害時や緊急時に対応するための更なる対策の充実が求められます。地域のつながりの希薄化などにより、一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者等の実態把握が困難となっているケースについて、各地域コミュニティ協議会*単位での防災訓練や、各地区における見守り活動の実施、65歳到達者名簿の活用等により、地域のネットワークづくりを支援していくことで、地域のつながりを強化し、住民同士が助け合える仕組みづくりを進めていく必要があります。

第Ⅱ部

ビジョン編

第 1 章 計画の基本指針

1 第 9 期計画における基本的な考え方

■ 国の指針を踏まえた本市の考え

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

全国的に、総人口が減少に転じ、今後、生産年齢人口が急減する中で、高齢者数は増加し、高齢化は進展していくことが見込まれています。

また、第 9 期計画期間の先を展望すると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年に向け、高齢者人口はピークを迎え、75 歳以上人口は令和 37 (2055) 年まで増加傾向が見込まれています。更に、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は令和 17 (2035) 年頃まで 75 歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和 42 (2060) 年頃まで増加傾向が見込まれています。

本市の推計人口においても、65 歳未満人口の減少と 65 歳以上人口の増加が続き、高齢化率は今後も緩やかに上昇を続ける見込みとなっています。

介護サービス基盤の整備に当たっては、こうした状況を踏まえ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めます。

(2) 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の見守り体制や相談支援体制の充実、生活支援サービスの確保を図り、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりを進めていく必要があります。

また、一人暮らし高齢者や高齢者の介護を高齢者が行う（老老介護）世帯では、家族の介護力に限界があり、医療、介護といった専門的なサービスの充実とともに、住民が主体となった身近な助け合いや、孤立を防止するための見守り等の取組を更に充実させることも必要です。更に、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含めた家庭における負担軽減のための取組を進めることが重要です。

今後、高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を推進する観点から、総合事業を更に推進します。

認知症は高齢になるにつれて発症率が高くなるといわれており、本市においても令和 25（2043）年に向けて、65 歳以上の高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者が増加すると見込まれます。

令和元（2019）年に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」には、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として、認知症施策を推進していくという基本的な考え方が示され、令和 4（2022）年には施策の進捗状況について、中間評価が行われています。

また、令和 5（2023）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことを受け、中間評価の結果や今後国が策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえ、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期発見・早期対応に向けた関係機関の連携体制の充実をはじめ、本人の思いや希望の発信及び介護者への支援等とともに、認知症への正しい知識を持ち、認知症本人やその家族、地域の人が共に「支援する人、される人」の関係を超えて助け合う地域づくりを推進します。

地域包括支援センターは、高齢者のための総合相談窓口として、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うとともに、地域の関係機関と連携することにより、介護・福祉・健康・医療などの面から包括的に支援を行う機関です。

一方で、高齢化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等を背景として、センターの業務量は増大しており、また、専門職の確保も困難となっています。このため、より地域に密着した運営体制や専門職の安定的な確保を目的に、令和 5（2023）年 4 月から実施している地域包括支援センター運営業務委託モデル事業について、委託化の効果や課題の検証を行う中で、今後の委託化の検討を行います。

高齢者に対する虐待の早期発見・対応に向け、長寿福祉課や介護保険課のほか、地域包括支援センターなど本市の各相談窓口において相談支援体制の充実に引き続き努め、高齢者虐待防止への正しい知識の普及に努めるとともに、医療・福祉関係者等の関係団体や地域住民とも連携し、地域社会全体で見守りや声掛け等支援体制を整備します。また、高齢者虐待対応ネットワーク*を形成し、迅速かつ効果的な対応に努めます。更に、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト*等権利利侵害の防止にも引き続き取り組みます。

（3）地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保

地域包括ケアシステムの構築やサービス基盤の整備等により、令和 7（2025）年やその先の生産年齢人口の減少を見据えつつ、必要な介護人材の確保や資質向上に向けた取組が必要です。

2 基本理念と成果指標

第8期高松市高齢者保健福祉計画では、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を基に、高齢者自らが社会参加や介護予防に取り組むことを支援するための仕組みづくりなどの自立支援・重度化防止に向けた取組や、認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者やその家族を支えていく体制づくりなど、各種施策を推進してきました。

今後、ますます高齢化が進行する中で、第8期計画で進めてきた取組を、更に深化・推進させていくとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくため、高齢者のみならず、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えてつながる重層的な支援体制の構築*、家族を含めた包括的な相談支援、他分野との連携促進等、地域の実情に合った総合的な支援を推進していく必要があります。

このようなことから、第9期計画においては、第8期計画との継続性に配慮しつつ、高齢者本人が希望を持ち、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、次のような基本理念を掲げるものとします。

高齢者が住み慣れた地域で希望を持って、
自分らしく安心して暮らし続けられる
地域共生社会の実現

指標名	現況値	目標値		
	令和4年 (2022)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
高齢者福祉の充実に対する市民満足度(%)	26.3	26.6	26.9	27.2
介護・支援を必要としていない高齢者の割合 (自立高齢者率)(%)	78.9	78.8	78.8	78.8
介護・支援を必要としていない後期 高齢者の割合(自立後期高齢者率)(%)	64.3	65.4	65.4	65.4
生きがいがある高齢者の割合(※1)(%)	61.0	-	62.0	-

(※1) 計画策定前年度に実施する「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査」により確認するため、令和7(2025)年の数値を第9期計画期間の目標値とします。

地域共生社会の実現へ



地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者だけでなく、対象を障がい者や子どもにも広げた包括的な支援体制の構築により、対象者ごとの福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換

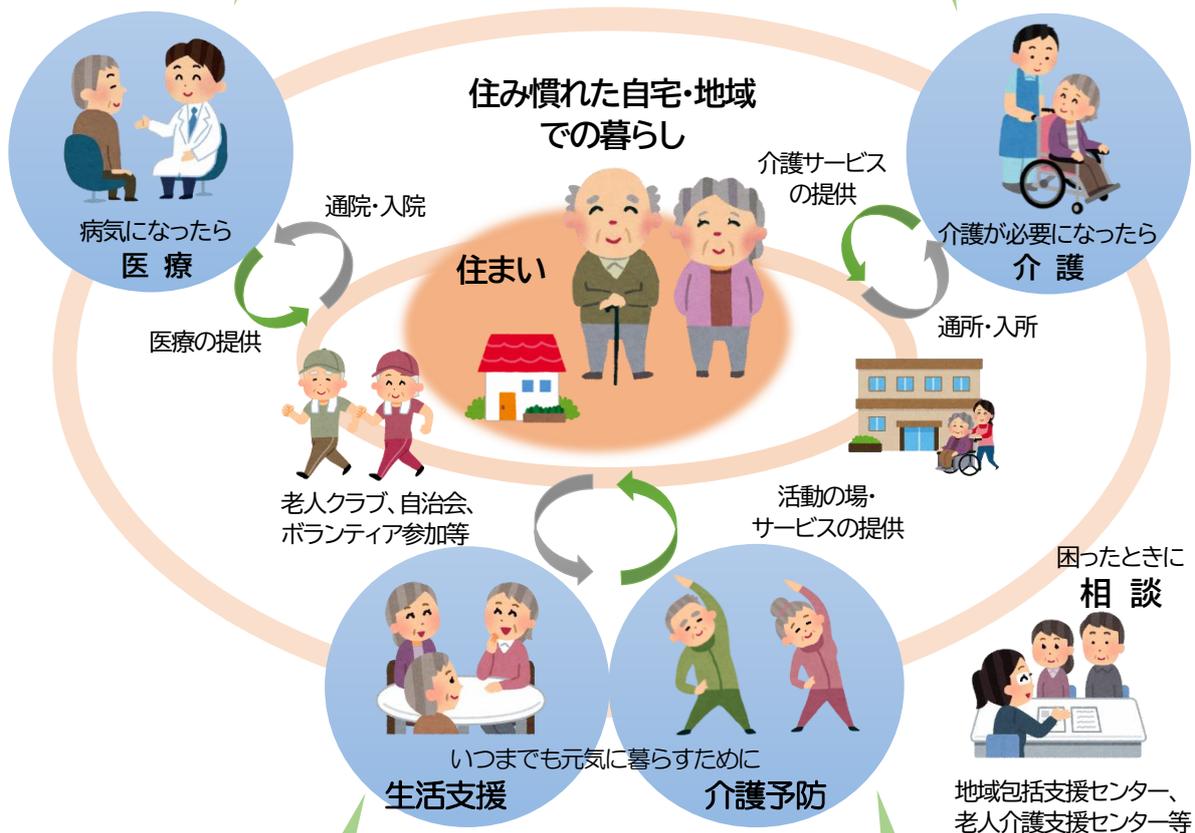
高松市の地域包括ケアシステムの概要

高松市では…

「高松市在宅医療介護連携推進会議」の開催等、在宅医療・介護の情報共有と連携強化を推進しています。

高松市では…

多様な居宅サービス、施設・居住系サービスがあり、サービスの質的向上にも取り組んでいます。



高松市では…

地域住民等の多様な主体による、居場所づくりや支え合い・見守りの体制づくりに取り組んでいます。

高松市では…

高齢者が、自主的に介護予防に取り組むための各種教室開催のほか、自治会、老人クラブ、NPO、ボランティア等による、様々な生活支援や介護予防の取組を推進しています。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の3つの項目を基本目標に掲げます。

自分らしい生活と生きがいづくり

介護予防・重度化防止に向けた取組や、高齢者の豊富な知識や経験を生かすことができる環境づくりを推進することにより、支援や介護が必要な状態になっても、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることができる社会を目指します。

共に支え合い、つながる地域づくり

地域生活を支えるサービスの充実や、地域での見守りや支え合い活動を始めとした関係機関・団体等の多様な主体の連携強化を図ることにより、医療や介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障がい者や児童等、他分野との連携を図りながら、高齢者やその家族を地域全体で支える社会を目指します。

安心して暮らし続けられる環境づくり

生活の基盤としての高齢者のニーズに応じた住まいの確保や、高齢者にやさしい居住・生活環境、災害や感染症等に対する支援体制の充実を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心・快適に暮らし続けられる社会を目指します。

4 重点課題

基本目標の実現に向け、それぞれの基本目標に対する重点課題を次のように設定し、各種施策の推進を図ります。

基本目標	自分らしい生活と生きがいつくり
重点課題	介護予防と社会参加の推進

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、地域全体での健康づくりや介護予防、重度化防止に向けた効果的かつ持続的な取組を推進します。

また、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、能力を生かし、地域における様々な分野で活躍できる環境づくりに取り組み、社会参加の推進を図ります。

基本目標	共に支え合い、つながる地域づくり
重点課題	包括的な支援体制の構築

支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けられるよう、在宅医療・介護連携の充実、介護保険サービスや地域包括支援センターの機能強化等を推進します。

また、地域住民の複雑化・複合化した課題に対し、地域の実情に応じた支援やサービスの充実に取り組み、地域の関係団体等と連携した包括的な支援体制の充実を図ります。

基本目標	安心して暮らし続けられる環境づくり
重点課題	生活環境の充実

高齢者の居住に適した住まいの充実を図るとともに、高齢者が外出しやすいよう、公共交通機関等のバリアフリー化等、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、災害・感染症等が発生した際、迅速に対応するため、一人暮らし・寝たきり高齢者の把握、自主防災組織の活動支援、高齢者施設等における備えなど、地域における支援体制の強化に努めます。

SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和12（2030）年の達成を目指し、17の目標を掲げています。

「第9期高松市高齢者保健福祉計画」においても、基本理念、基本目標を考えるに当たり、SDGs全体の目標に沿うものとなるよう心がけています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



1 施策の体系

基本理念	基本目標	重点課題	施策
<p>高齢者が住み慣れた地域で希望を持って、自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現</p>	<p>自分らしい生活と生きがいづくり</p>	<p>介護予防と社会参加の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・重度化防止の推進 (2) 居場所づくりの推進 (3) 健康づくりの推進 (4) 社会参加・生きがいづくりの促進
	<p>共に支え合い、つながる地域づくり</p>	<p>包括的な支援体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 包括的な相談・支援体制の推進 (2) 認知症施策の推進 (3) 地域包括支援センターの機能強化 (4) 介護保険サービスの推進 (5) 在宅医療・介護連携の充実
	<p>安心して暮らし続けられる環境づくり</p>	<p>生活環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住まいの整備・充実 (2) 外出支援の充実 (3) 安全で住みよい環境づくりの推進 (4) 災害時等の援護体制の充実

2 施策ごとの数値目標

次のとおり、施策ごとに数値目標を設定し、それぞれの達成状況について確認します。

●基本目標 自分らしい生活と生きがいがづくり

施策	区分	現況値	目標値			
		令和4年 (2022)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	
1介護予防・重度化防止の推進	「フレイル予防講座」参加者数(人)	817	820	830	840	
	要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率(%)	78.6	80.0	80.5	81.0	
2居場所づくりの推進	居場所への参加者実人数(人)	3,634	3,800	4,000	4,200	
	主観的健康感の維持向上率(%)	91.9	92.6	92.7	92.8	
3健康づくりの推進	特定健康診査受診率(%)	43.9	45.0	48.0	51.0	
	後期高齢者医療健康診査受診率(%)	48.9	51.0	52.0	54.0	
	高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種接種率(%)	59.4	63.9	63.9	63.9	
4社会参加・生きがいがづくりの促進	多世代交流を実施している割合(居場所)(%)	12.4	12.4	12.6	12.8	
	シルバー人材センター会員の就業実人数(人)	1,026	1,000	1,000	1,000	

●基本目標 共に支え合い、つながる地域づくり

施策	区分	現況値	目標値			
		令和4年 (2022)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	
1包括的な相談・支援体制の推進	住民主体によるサービス(サービス B)を提供している地区数(地区)	28	32	36	40	
	まるごと福祉相談員*のアウトリーチ(地域で情報収集・個別訪問等)件数(件)	11,035	17,972	18,844	19,172	
	介護相談専用ダイヤルの相談件数(件)	505	515	515	515	
	見守り協定締結事業者数(事業者)	98	100	101	102	
2認知症施策の推進	認知症初期集中支援チーム訪問実人数(人)	8	20	25	30	
	認知症サポーター*養成人数(累積)(人)	55,850	60,700	63,700	66,700	
3地域包括支援センターの機能強化	総合相談支援件数(件)	24,577	25,500	26,200	27,000	
	地域ケア小会議における個別課題の検討件数(件)	116	139	139	139	

施策	区分	現況値	目標値		
		令和4年 (2022)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
4介護保険サービスの推進	第9期計画期間中の施設・居住系サービスの整備率(%)※1)	0	-	-	100.0
	ケアプラン点検件数(件)	98	130	135	140
	介護サービス相談員派遣受入事業所数(か所)	0	18	20	22
5在宅医療・介護連携の充実	多職種連携構築度評価平均得点(点)	5.6	7.0	7.0	7.0
	要介護者の在宅比率(%)	80.3	79.8	79.8	79.8

(※1) 第9期計画期間(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)における、施設・居住系サービスの整備予定数に対する達成割合

●基本目標 安心して暮らし続けられる環境づくり

施策	区分	現況値	目標値		
		令和4年 (2022)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
1住まいの整備・充実	「住みやすさ」に対する市民満足度(70歳以上)(%)	88.7	89.5	89.6	89.7
2外出支援の充実	ゴールド IruCa 保有率(%)	32.0	35.1	36.7	38.4
	ノンステップバス導入率(%)	73.3	74.3	75.2	76.2
3安全で住みよい環境づくりの推進	高齢者の消費生活相談における解決割合(他機関への誘導を含む)(%)	98.0	99.5	99.5	99.5
	高齢者交通安全教室等参加者数(人)	2,008	2,500	2,500	2,500
4災害時等の援護体制の充実	個別避難計画*の作成率(%)	-	70.0	75.0	80.0
	地域コミュニティ協議会単位の地域防災訓練(避難所運営訓練等を含む)実施率(%)	90.9	100.0	100.0	100.0

第Ⅲ部

プラン編

第1章 重点課題① 介護予防と社会参加の推進

1 介護予防・重度化防止の推進

高齢者が、住み慣れた地域で充実した生活を送るためには、生きがいづくりや介護予防事業を展開していく必要があります。その際、運動、栄養、口腔、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することが重要であり、生活機能が低下する前から、関係する専門職と連携し、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重度化防止に取り組む必要があります。

そのためには、地域全体での健康づくりや介護予防・重度化防止に向け、生活習慣病*・フレイル予防の視点を取り入れた取組などを高齢者の身近な場所で実施し、知識の普及を図ります。

団塊の世代が、今後更に高齢化していくことから、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう、生活支援コーディネーター*が中心となり、地域のニーズや資源の状況の把握とマッチングを行いながら、活動の担い手の育成等に取り組み、介護予防・生活支援サービスの基盤整備を推進する必要があります。

【主な取組】

- ① 一般介護予防事業
- ② 65歳からのプラチナ世代元気応援事業
- ③ 瓦町健康ステーション事業
- ④ 介護予防・生活支援サービス
- ⑤ 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント*
- ⑥ 「元気を広げる人」等の育成・支援

【数値目標】

区 分		実績値	目標値		
		令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
「フレイル予防講座」参加者数	(人)	817	820	830	840
要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率	(%)	78.6	80.0	80.5	81.0

(1) 一般介護予防事業

事業の概要					
<p>高齢者が年齢を重ねても、自分らしく、健やかに生きがいを持って暮らすために、フレイルと生活習慣病の予防対策が必要です。</p> <p>そのため、「元気アップ教室」や「フレイル予防講座」など各種介護予防教室を開催するとともに、高齢者の居場所や市政出前ふれあいトーク*で介護予防に関する知識の普及と意識の向上を図ります。</p>					
課 題					
<p>アンケート調査結果から、栄養改善リスクのある高齢者の割合が高い傾向にあるため、低栄養の予防や栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及啓発が必要です。併せて、筋力や身体機能の低下を防ぎ、要介護状態に陥らないようにするため、より多くの高齢者に介護予防教室に参加してもらうことが重要です。</p> <p>また、地域で生活する高齢者が、身近な人々の見守りや支援を受けながら、元気でいきいきと過ごせるよう、介護予防ボランティアの担い手を養成する必要があります。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	「元気を広げる人」養成講座 修了者数(累積)	(人)	875	907	927

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>より多くの高齢者に介護予防教室へ参加してもらえよう、様々な機会をとらえてチラシ配布等を行い、周知・啓発します。</p> <p>また、健康寿命に大きく影響する「転倒・骨折」を予防するため、継続的な運動習慣を身につけることを目的とした運動教室を開催します。</p> <p>更に、健康障害や要介護に陥りやすい状態であるフレイルや生活習慣病を予防するための知識の習得を図るため、引き続き、市内各所において、フレイル予防講座を開催するほか、地域での介護予防等の自主的な活動の定着を図るため、「元気を広げる人」養成講座等を開催し、介護予防ボランティアを養成します。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	「元気アップ教室」参加者数	(人)	340	380	420
	「フレイル予防講座」参加者数	(人)	820	830	840

(2) 65歳からのプラチナ世代元気応援事業

事業の概要					
<p>高齢になっても健康で活動的な状態を維持するためには、運動・社会参加の取組を強化する必要があります。中でも、高齢者の足腰の筋力の維持向上は健康寿命の延伸を図るうえで極めて重要であるため、自立した生活を送るうえで必要な筋力の保持に効果的な「貯筋運動*教室」を身近な場所で開催します。</p>					
課 題					
<p>運動教室の開催場所の偏在により、これまで運動教室を受講できなかった高齢者の参加を促すための環境づくりが必要です。</p>					
今後の方向性					
<p>元気な足腰の筋力を維持し、骨折・転倒による要介護状態を未然に防ぐため、身近な場所で「貯筋運動教室」に参加できる環境づくりに努めます。</p> <p>また、貯筋運動の動画を制作し、YouTube 等で閲覧できるようにすることで、スマートフォンやタブレットなどの ICT*機器を介して、これまで時間的制約、あるいは初対面の人との交流に対する心理的ハードルから運動教室に参加できなかった新しい層の運動習慣の獲得に努めます。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	貯筋運動教室新規開設数	(か所)	10	10	10

(3) 瓦町健康ステーション事業

事業の概要
介護予防の拠点として、身体の変化への対応等に関する知識や技能を総合的に身に付けることができる「学びの場」を提供し、健康づくりや年齢に応じた社会貢献、生きがいづくりに寄与することを目的とした運動教室・講座の開催を行います。
課 題
運動教室・講座の参加者数が減少傾向にあるため、広く情報発信を行い、参加者数を増やすことが必要です。

今後の方向性					
本市ホームページや広報高松のほか、高齢者のスマートフォン所有率が6割を超えている現状を踏まえ、SNS*等の広報媒体を活用し、積極的に周知・啓発します。また、運動教室・講座の実施主体と情報共有・連携を図りながら、内容の充実を図ります。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	運動教室・講座の参加者数	(人)	514	578	642

(4) 介護予防・生活支援サービス

事業の概要					
<p>要支援 1・2 の認定を受けた人及び事業対象者となった人が、要介護状態になることを予防するために、より緩和された基準による訪問介護*（ホームヘルプ）や通所介護*（デイ）サービス等を実施しています。</p> <p>また、多様な主体による様々なサービスを充実させることで、地域の支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域福祉ネットワーク会議*で地域の課題や資源、ニーズ把握などを協議し、住民主体による簡易な家事援助サービス等の提供（サービスB）を実施しています。</p>					
課 題					
<p>今後、高齢者人口・介護認定率の増加に伴い、要支援高齢者及び事業対象者が増加することを踏まえ、多様なサービスの提供体制の充実及び利用促進を始め、必要なサービスを適切に提供できる体制を確保するために、実施団体の立上げ支援や、サービスの担い手の参入促進を図ることが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護予防訪問介護相当サービス・生活援助のサービス(訪問型サービス A)	(人/月)	1,361	1,339	1,297
	介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス(通所型サービス A)、短期集中予防サービス(通所型サービス C)	(人/月)	2,257	2,337	2,259
	地域での生活支援サービス(訪問型サービス B)	(人/月)	106	119	136
	地域での介護予防サービス(通所型サービス B)	(人/月)	83	159	194

(★令和5年度上半期利用分の平均実績値)

今後の方向性

令和5（2023）年のサービス利用実績等を基に、必要なサービス量を見込むとともに、地域の多様な主体が総合事業に取り組みやすくなるための方策を充実させます。

また、指定を行った事業者と連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護予防訪問介護相当サービス	(人/月)	113	114	115
生活援助のサービス (訪問型サービス A)	(人/月)	1,223	1,234	1,245	
介護予防通所介護相当サービス	(人/月)	245	248	250	
ミニデイサービス (通所型サービス A)	(人/月)	2,370	2,392	2,413	
地域での生活支援サービス (訪問型サービス B)	(人/月)	164	210	268	
地域での介護予防サービス (通所型サービス B)	(人/月)	226	286	398	

(5) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

事業の概要					
<p>要支援1・2の人や、基本チェックリスト*の結果、生活機能の低下がみられる人（事業対象者）に対し、居宅介護支援*事業所と連携し、介護予防に関する提案や介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。</p>					
課題					
<p>今後、高齢者人口・介護認定率の増加に伴い、介護予防ケアマネジメント件数の更なる増加が予想されるため、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上が求められます。</p> <p>要支援者等が主体的に介護予防に取り組めるよう、多様なサービスを取り入れた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成や評価を適切に行い、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを一層充実させることが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護予防ケアマネジメント件数※	(件/月)	4,930	5,103	5,200
	介護予防ケアマネジメント対象者数	(人)	7,385	7,276	7,420
	要支援認定者数	(人)	6,583	6,506	6,660
	事業対象者数	(人)	802	770	760
	サービス利用者の維持改善率	(%)	79.4	78.6	80.0

※介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの合計

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>介護支援専門員を対象に、それぞれの経験に応じた研修会を開催し、利用者の主体性を引き出し、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。</p> <p>また、維持改善率に影響する要因分析を行い、効果的な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率	(%)	80.0	80.5	81.0

(6) 「元気を広げる人」等の育成・支援

事業の概要					
各地区保健委員会から推薦された「元気を広げる人」等が、地域で健康づくりや介護予防等の自主的な活動を定着できるよう、支援します。					
課題					
高齢者の社会参加は、健康や生きがいづくり、社会的孤立の防止、地域力の向上など多面的な効果をもたらします。このため、介護予防ボランティアである「元気を広げる人」を増やし、地域において自主的にボランティア活動を行う人材の育成支援が必要です。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	「元気を広げる人」養成講座 修了者数(累積)	(人)	875	907	927

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
介護予防ボランティアの意義や地域における役割・重要性について、様々な機会をとらえ、広く周知・啓発していきます。					
また、必要に応じて「元気を広げる人」養成講座などの内容を見直し、養成講座修了者が地域で活動しやすいよう支援します。					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	「元気を広げる人」養成講座 修了者数(累積)	(人)	950	980	1,015

2 居場所づくりの推進

本市では、高齢者居場所づくり事業を通じて、おおむね徒歩圏内に1か所を目安として、高齢者等が気軽に集える居場所の開設・運営を推進するとともに、既存の市有施設を有効活用し、地域住民の交流・レクリエーションの他、高齢者同士や世代間交流の場を提供しています。

また、子どもを交えた世代間交流、大学等と連携した若者との交流のほか、専門職や民間事業者等と連携した講座等の実施により、健康増進や認知症に関する知識習得の場を提供しています。

地域の中に身近な居場所があり、そこに通うことで、高齢者が外出の機会を持ち、他者とふれあうことで、こころとからだの健康を維持することが重要です。

【主な取組】

- ① 高齢者居場所づくり事業
- ② 居場所との連携事業
- ③ ふれあいの場の確保

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
居場所への参加者実人数 (人)	3,634	3,800	4,000	4,200
主観的健康感の維持向上率 (%)	91.9	92.6	92.7	92.8

(1) 高齢者居場所づくり事業

事業の概要					
<p>高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点を無くして孤立することなどを防ぐため、高齢者等が気軽に集える居場所の開設・運営を行う個人又は団体に助成金を交付し、高齢者の介護予防や健康づくりを推進します。</p> <p>また、居場所が社会参加の場のひとつとして、地域に根ざしたコミュニティスペースとなることを目指します。</p>					
課題					
<p>参加者の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響等により、居場所の開設数と参加者数が減少しているため、これまで居場所に参加したことがない方へのアプローチと、活動の継続支援が必要です。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	居場所開設数 (か所)		208	194	193
	地域の集会所 (か所)		102	100	97
	市有施設 (コミュニティセンター*等) (か所)		51	45	44
	介護サービス事業所等 (か所)		9	12	14
	個人家屋 (か所)		40	30	30
	老人いこいの家等 (か所)		6	7	7
	県営住宅の集会所 (か所)		0	0	1
主観的健康感の維持向上率 (%)		94.0	91.9	※-	

※年度初めと年度末に実施する調査の結果によるため、見込値が算出できない

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>より多くの人に居場所活動に参加してもらえるよう、介護予防教室の開催時にチラシを配布するとともに、デジタルサイネージやSNS等の各種広報媒体を活用し、高齢者居場所づくり事業について積極的に周知・啓発します。</p> <p>また、本市職員が居場所に出向く機会を増やし、居場所ごとのニーズや課題把握を行うことで、居場所の継続的な運営と拡充を図ります。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	居場所への参加者実人数 (人)		3,800	4,000	4,200
主観的健康感の維持向上率 (%)		(%)	92.6	92.7	92.8

(2) 居場所との連携事業

事業の概要					
高松市内3医師会連合会、高松市歯科医師会、医療系大学等及び民間事業者と連携し、医師・学生・民間事業者を居場所に派遣し、健康講座や口腔ケア、学生との交流活動、民間事業者ならではの講座を実施し、高齢者の介護予防と生活の質の向上を図ります。					
課 題					
実施内容が固定化しないよう、地域のニーズやその時々状況に応じた内容を取り入れ、居場所活動の充実を図ることが必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	医師派遣件数	(件)	7	7	9
	歯科医師派遣件数	(件)	5	5	6
	医療系大学学生派遣件数	(件)	7	13	24
	民間事業者派遣件数	(件)	48	50	52
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>介護予防効果を高めるとともに、健康意識の醸成を図るため、各事業者との連携を密にし、内容の充実を図ります。</p> <p>また、アンケート調査を実施し、参加者の感想や意見を翌年度以降の講座内容に反映させます。</p>					

(3) ふれあいの場の確保

事業の概要									
老人福祉センター、老人いこいの家、介護予防拠点施設等、既存の市有施設を有効活用し、地域住民の交流・レクリエーションのほか、高齢者同士や世代間交流の場を確保します。									
課 題									
地域住民が利用しやすい環境を整備することが必要です。									
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*			
	老人福祉センター(1か所) 「ふれあい福祉センター勝賀」	延べ利用者数	入浴	(人)	6,667	6,557	6,200		
			集会室	(人)	5,874	7,547	8,565		
			テニスコート	(人)	2,364	2,791	2,533		
			機能回復 訓練室	(人)	13,218	16,590	16,091		
			図書館・ 児童室	(人)	1,087	1,318	1,428		
			娯楽室	(人)	0	0	240		
	老人いこいの家 (9か所)	居場所づくり事業 の実施場所		(か所)	6	7	7		
		延べ利用者数 (9か所の合計)		(人)	5,319	6,826	7,709		
	介護予防拠点施設 (2か所)	香南ふれあい館 延べ利用者数		(人)	495	588	688		
香南地域ふれあい センター 延べ利用者数		(人)	477	634	568				

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

利用者が固定化する傾向にあるため、これまで利用したことのない地域住民への情報提供や、利用促進のための周知・啓発について検討します。また、地域住民の主体的な活動の場として活用されるよう、定められた財源を有効に活用し、施設整備に努めます。

3 健康づくりの推進

高齢化の進展に伴い、がん、循環器疾患、糖尿病等の更なる増加が予測される中で、健康寿命の延伸に向けた取組が重要となっており、各種健康診査・がん検診等の受診率向上に向け、受診しやすい環境づくりや効果的な受診勧奨等に努める必要があります。

これまで、生活習慣病対策としての保健事業と、フレイル対策としての介護予防は制度ごとに実施されていましたが、令和元（2019）年5月に関係法令が整備され、高齢者の保健事業と介護予防が一体的に実施されることとなりました。

本市では、医療と介護の情報を連携して分析し、関係課がそれぞれに実施している事業を一体的・効率的に実施する方策を企画・調整したうえで、地域の高齢者の居場所等における健康相談・健康教育等や、健診結果等を活用した保健指導を行うことで、介護予防、疾病予防及び重症化予防に取り組みます。

また、高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱いことから、感染症の正しい知識の普及に努め、まん延防止を図るため、広報高松やリーフレット等を活用して予防の啓発を行うほか、高齢者を対象に、インフルエンザ等の予防接種や、各地区巡回による結核健康診断を実施するなど、感染症予防対策の充実を図ります。

【主な取組】

- ① 生活習慣の改善
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ④ 感染症予防対策

【数値目標】

区 分		実績値	目標値		
		令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
特定健康診査受診率※	(%)	43.9	45.0	48.0	51.0
後期高齢者医療健康診査受診率	(%)	48.9	51.0	52.0	54.0
高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種接種率	(%)	59.4	63.9	63.9	63.9

※特定健康診査の対象者は、高松市国民健康保険被保険者に限ります。

(1) 生活習慣の改善

事業の概要
<p>「栄養・食生活・食育」を始め、「身体活動・運動」、「こころの健康・休養」、「飲酒」、「喫煙」、「歯・口腔の健康」等の生活習慣について、健康づくりの行動目標を設定し、壮年期から老年期に継続した主体的な健康づくりを推進します。</p> <p>また、健康づくりの情報について、「広報高松」・市ホームページを始めとする各種広報媒体を活用するほか、各種イベントなどの機会に合わせ、普及啓発を図ります。</p>
課題
<p>市民の健康づくり意識の向上を図り、生活習慣の改善につなげる必要があります。</p>
実績
<ul style="list-style-type: none">■生活習慣改善に向けた取組<ul style="list-style-type: none">・糖尿病予防教室、慢性腎臓病予防教室、運動教室等の開催・主食、主菜、副菜が揃ったバランスのよい食事の啓発・野菜の摂取に向けた啓発・ウォーキングの普及啓発（市内44地区のウォーキングマップ活用）■高齢者のフレイル予防に向けた取組<ul style="list-style-type: none">・介護予防教室等の開催・「のびのび元気体操」の普及・啓発■こころの健康づくりに向けた取組<ul style="list-style-type: none">・こころの健康セミナーの開催・飲酒に関する知識の普及・啓発
今後の方向性
<p>新型コロナウイルス感染症により生活様式が大きく変化しました。アフターコロナの生活様式の変化を見据えて、関係機関等と連携し、市民が主体的に健康づくりに向きあえるように取り組んでいきます。また、働き盛り層の特性に合わせた健康づくりの啓発として、地域・職域連携強化に努め、かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ!」、WEB、SNSなどを活用した、健康づくりの情報発信など検討していきます。</p>

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

事業の概要							
<p>がん検診の受診率向上につながるよう、効果的な受診勧奨や周知・啓発を行うとともに、受診しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>また、生活習慣病を発症させる原因の一つである内臓脂肪に着目した特定健康診査や特定保健指導*等に取り組み、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。</p>							
課 題							
<p>がん検診・特定健康診査については、市民が受診しやすい環境の整備や、地域や職域における啓発、未受診者に対する再勧奨等に取り組み、更なる受診率の向上に努めることが必要です。</p> <p>また、より効果的・効率的な生活習慣病の重症化予防に取り組むことが必要です。</p>							
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*		
	がん検診受診率	胃がん	(%)	53.2	53.4	59.4	
		大腸がん	(%)	52.6	55.1	58.6	
		肺がん	(%)	58.3	59.7	62.8	
		子宮頸がん	(%)	57.6	63.3	65.5	
		乳がん	(%)	54.1	61.0	61.9	
	特定健康診査※	受診人数	(人)	24,195	22,978	-	
		受診率	(%)	43.5	43.9	-	
	後期高齢者医療健康診査	受診人数 (人間ドック 受診者含む)	(人)	25,124	27,681	-	
		受診率	(%)	45.9	48.9	-	
	特定保健指導※	実施者数	(人)	721	645	-	
		実施率	(%)	24.0	23.5	-	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

がん検診の受診率向上のために、WEBやSNS等を活用した事業の周知・啓発を実施します。かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」の普及を図り、検診受診で健康ポイントをためるなど、住民目線で習慣化した受診行動につながるよう啓発を行います。

特定健康診査の受診率を上げるため、広報高松や市ホームページに加え、わが街NAVI配信も活用して周知に努めるとともに、引き続き、SNS配信及びはがき発送で未受診者勧奨を行います。

後期高齢者医療健康診査の受診率を上げるために、健診受診状況等から対象者を抽出し、より効果的な受診勧奨を行います。

引き続き、参加勧奨通知及び未利用者に対する勧奨訪問に努めるとともに、新たに未利用者に対する勧奨通知を行うほか、特定健康診査時に配布するパンフレットに、特定保健指導についても掲載し、意識付けを行っていきます。

目標	区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	がん検診	受診率	(%)	61.6	61.9	62.2
特定健康診査※	受診率	(%)	45.0	48.0	51.0	
後期高齢者医療健康診査	受診率	(%)	51.0	52.0	54.0	
特定保健指導※	実施率	(%)	30.0	36.0	42.0	

※特定健康診査及び特定保健指導の対象者は、高松市国民健康保険被保険者に限ります。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業の概要

生活習慣病対策としての保健事業（医療保険）とフレイル対策としての介護予防（介護保険）については、高齢者の特性や地域の健康課題に応じて行うため、令和2（2020）年10月から、関係機関等が連携して一体的に実施しています。

[主な対象事業]

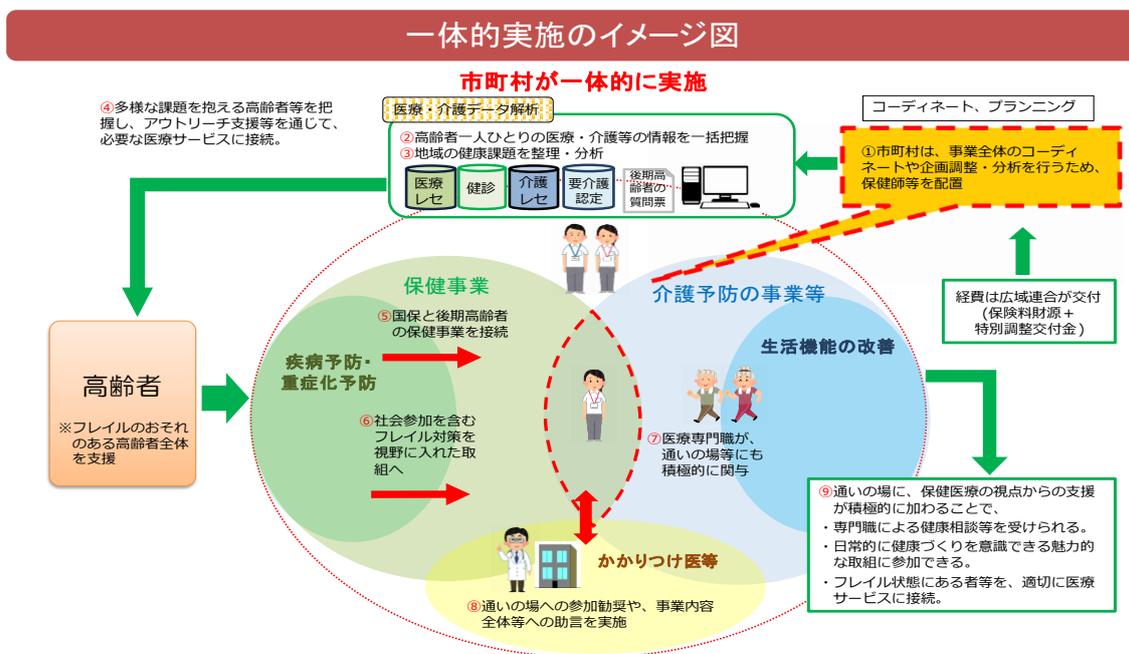
- ・ハイリスクアプローチ（高齢者に対する個別支援）
 - ① 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - ② COPD（慢性閉塞性肺疾患）*重症化予防事業
- ・ポピュレーションアプローチ*（通いの場への積極的な関与等）
 - ① 高齢者居場所づくり事業等での健康相談・健康教育
 - ② 運動習慣獲得のための出前健康教室
 - ③ 健康診査質問票を活用した介護予防教室への参加勧奨

課題

全庁的に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の目的を共有し、地域全体で高齢者を支えるという「地域づくり・まちづくり」の視点を持って取り組む必要があります。

今後の方向性

医療・介護・保健事業等の情報を、一体的に分析し、高齢者一人ひとりや地域の健康課題を把握したうえで、高齢者の心身の多様な課題やニーズを踏まえた、きめ細やかな支援を行います。



※厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/000946705.pdf>）を加工して作成

(4) 感染症予防対策

事業の概要							
高齢者のインフルエンザなど、国の施策に基づく予防接種を実施するとともに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の情報の公表や正しい知識の普及を促進します。							
課題							
<p>高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱い人が多いことから、予防接種等の勧奨や感染症の正しい知識の普及が必要です。特に結核患者においては、高齢者の割合が高く、自覚症状や結核特有の呼吸器症状が出にくい場合もあることから、医療機関や市民に対し、結核についての知識を普及する必要があります。</p> <p>また、予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、高齢者等を守るためにも全年齢層に向けて感染症予防の意識啓発が必要です。また、関係機関と連携を図り、まん延予防のための周知・啓発や発生時の迅速な対応により、感染拡大を防ぐことが重要です。</p>							
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*	
	高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種	接種人数	(人)	70,637	71,151	70,800	
		接種率	(%)	57.2	59.4	59.1	
	結核集団検診	受診人数	(人)	12,805	12,751	12,447	
		受診率	(%)	10.7	10.6	10.4	
	感染症の正しい知識の普及に向けた取組						
	結核対策医師研修会 出前講座 社会福祉施設長等結核・感染症研修会 結核対策会議 感染症予防対策連絡会	開催回数	(回)	0	0	1	
			(回)	0	2	4	
			(回)	0	2	2	
			(回)	0	0	1	
(回)			0	0	0		

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性						
<p>本市のホームページや広報紙等での周知・啓発に加え、社会福祉施設長等への感染症研修会を開催し、感染症に関する正しい知識の普及を進めます。</p> <p>結核については、結核対策医師研修会や結核対策会議、関係機関の職員を対象にした研修会を開催するとともに、結核予防週間*に合わせてSNSを活用した啓発活動を行います。</p> <p>また、新たな感染症の発生時に迅速な対応ができるよう、日頃から関係機関との連携を密にして、支援・応援体制を構築します。</p> <p>今後は、国の施策に基づく予防接種を実施する等、感染症の発生の予防及びまん延の防止に取り組みます。</p>						
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種接種率	(%)	63.9	63.9	63.9	

4 社会参加・生きがいつくりの促進

団塊の世代が、今後更に高齢化していくことから、ボランティア活動や就労的活動など、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されます。

本市では、高齢者の生きがいつくりや社会参加を促進するため、老人クラブ活動を支援するほか、高齢者同士や世代間の交流、高齢者と地域の交流を図る事業を実施しています。

また、高齢者の経験や技術を生かして、就労の機会を拡大するため、シルバー人材センターの運営支援や、高齢者雇用についての企業への啓発等を行っています。

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいのある生活を送ることができる社会づくりのために、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保が必要です。

【主な取組】

- ① 老人クラブ
- ② シルバー人材センター
- ③ 敬老事業
- ④ 学校・地域連携システム推進事業
- ⑤ 共助の基盤づくり事業
- ⑥ 拠点施設における各種講座の実施
- ⑦ 生涯スポーツの普及振興
- ⑧ 保育所・認定こども園・幼稚園における高齢者との世代間交流
- ⑨ 学校教育推進事業
- ⑩ 高松市市民活動センター
- ⑪ 生涯学習コーディネーター養成講座

【数値目標】

区 分		実績値	目標値		
		令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
多世代交流を実施している割合(居場所)	(%)	12.4	12.4	12.6	12.8
シルバー人材センター会員の就業実人数	(人)	1,026	1,000	1,000	1,000

(1) 老人クラブ

事業の概要					
<p>高齢者の生きがいづくりや社会活動への参加を促進するため、老人クラブへの加入を促進します。また、老人クラブの自主性を最大限に尊重しながら、高齢者の多様なニーズに応じたスポーツ・教養活動のほか、社会貢献の担い手として、一人暮らし高齢者や高齢者施設等を訪問する友愛訪問活動などのボランティア活動や各種活動を企画・指導する人材育成を促進するなど、老人クラブ活動を支援します。</p>					
課 題					
<p>高齢者人口は増加している一方、老人クラブ数及び会員数が減少しています。高齢者が様々な活動に取り組むことができる場のひとつとして、老人クラブ活動への支援が必要です。</p>					
実績	<p>■老人クラブへの加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位クラブを中心とする加入促進活動の実施 ・いきいき大学受講者のうち未加入者への加入促進 ・広報紙等の媒体を活用 <p>■老人クラブ活動内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会運営・活動事業補助、単位老人クラブ活動助成 ・グラウンド・ゴルフ等の多様なスポーツ活動の展開 ・交通安全指導者研修会を通じた指導者の育成 ・情報提供等の機会拡大による活動支援 <p>■老人クラブ活動を企画・指導する人材育成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種活動を企画・指導する人材を育成する事業等の企画 ・指導者研修会を通じた人材育成の促進 ・いきいき大学を通じた地域福祉のリーダー養成の促進 (健康・文化・生活の3学科) 				
	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	単位クラブ数	(団体)	303	274	252
	会員数	(人)	13,885	12,439	11,250

今後の方向性	
<p>高齢者人口は増加している一方、老人クラブの会員数は減少しています。老人クラブの認知度を向上させるため、広報・周知活動を積極的に行い、会員の加入促進の支援を行うとともに、ボランティア活動等の社会貢献活動を行うことのできる人材育成の支援に努めます。</p>	

(2) シルバー人材センター

事業の概要					
高齢者の経験や技術を生かして、生きがいづくりや社会参加、社会貢献の機会を求めている高齢者の就労の機会を拡大するため、高齢者に臨時・短期的な就業の場を提供しているシルバー人材センターの運営を支援します。					
拠点	対象地区		住所		
本部事務局	下記の地区を除く区域		高松市西宝町一丁目 9-20		
南部地区センター	香川町・香南町・塩江町		高松市香川町浅野 1256-1 香川地域保健活動センター		
東部地区センター	牟礼町・庵治町		高松市牟礼町牟礼 216-1 高松市社会福祉協議会牟礼支所内		
国分寺地区センター	国分寺町		高松市国分寺町新居 1298 高松市国分寺総合センター内		
課 題					
社会環境の変化や高齢者の余暇ニーズの多様化や、就業年齢の上昇等により、会員数が減少傾向にあるため、就業メニューを更に充実させるとともに、事業主体の運営の活発化が求められています。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	シルバー人材センター会員数	(人)	1,518	1,443	1,339
	シルバー人材センター受注件数	(件)	17,113	16,053	15,379
	シルバー人材センター会員の就業実人数	(人)	1,090	1,026	1,000
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
社会環境の変化や高齢者の就労ニーズの多様化により会員数が減少傾向にあるため、就業のメニューを更に充実させる支援を行うとともに、高齢者雇用についての企業への啓発等、事業主体の運営の活発化を引き続き支援します。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	シルバー人材センター会員数	(人)	1,340	1,340	1,340
	シルバー人材センター会員の就業実人数	(人)	1,000	1,000	1,000

(3) 敬老事業

事業の概要						
<p>敬老の日を中心として、88歳・100歳及び市内最高齢者に祝品を贈呈するなど、高齢者の長寿を祝うほか、代表者へ高齢者訪問を実施します。各地域では高齢者を対象に、地域コミュニティ協議会が実施主体となり、地域独自の敬老会式典等を実施し、敬意の意を啓発します。</p>						
課題						
<p>敬老会事業については、地区ごとに実施されているため、地域の特性に応じた円滑な実施に向けての支援が必要です。</p>						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
	敬老会式典	実施地区	(か所)	0	0	9
	敬老祝品	最高齢者・男	(歳)	109	105	105
		最高齢者・女	(歳)	109	110	111
		88歳祝品贈呈件数	(人)	2,372	2,169	2,304
100歳祝品贈呈件数		(人)	156	149	175	
今後の方向性						
<p>高齢者の増加に伴う事業費の増加及び平均寿命の延長を踏まえ、将来的に敬老事業の在り方を検討する必要があります。</p>						

(4) 学校・地域連携システム推進事業

事業の概要					
<p>学校や子どもたちが抱える課題が複雑化・困難化する中で、学校と地域との関係を更に強固にし、「地域とともにある学校」として、学校が地域と連携・協議していく学校運営協議会を設置することにより、児童生徒の規範意識の醸成に努めるとともに防災や文化活動において地域に貢献します。</p> <p>地域の高齢者にも、委員として学校運営協議会に参加していただくことで、高齢者の社会参加を推進します。</p>					
課 題					
<p>学校運営協議会の役割について、地域に広く周知し、地域の高齢者が参加しやすい環境整備に努める必要があります。</p>					
今後の方向性					
<p>継続事業として、引き続き学校運営協議会体制の充実を促進していきます。</p> <p>学校運営協議会の体制充実を図る中で、地域の高齢者の参画を促進し、地域の教育力を生かしながら、子どもの健全育成を目指します。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	学校運営協議会設置率	(%)	100.0	100.0	100.0

(5) 共助の基盤づくり事業

事業の概要					
<p>年齢や性別、生活環境にかかわらず、身近な地域において誰もが安心して生活が維持できるよう、ボランティア活動を実施する団体（各地区社会福祉協議会）に対し、助成金を交付します。また、地域サービスを支える人材養成業務を、高松市社会福祉協議会に委託し、地域サービスの担い手の確保・育成を支援します。</p>					
課 題					
<p>ボランティアの高齢化、新たな人材の確保や後継者不足が課題です。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のボランティア活動自体が長く中断されたため、活動を再開するための支援が必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	実施箇所数	(か所)	－	24	33
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>引き続き、地域住民相互の共助の活性化に向け、地域サービスの担い手（ボランティア等）の確保や、地域サービスを支える基盤となる組織の育成を行います。また、未実施の地域においてはボランティア活動が実施できるよう、地域へ出向くなど、支援していきます。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施箇所数	(か所)	34	35	36

(6) 拠点施設における各種講座の実施

事業の概要						
<p>高齢者の生涯学習への積極的な参加を促進するため、生涯学習センターにおいて各種講座を開催するとともに、本市ホームページに当該講座情報を掲載します。また、コミュニティセンターにおいてコミュニティセンター講座を開催するなど、高齢者の生きがいづくりと社会活動への参加を促進します。</p> <p>◇生涯学習センターにおける各種講座の実施 ◇コミュニティセンターにおける各種講座の開催 ◇本市ホームページでの生涯学習センター実施講座の紹介や講座レポート（まなびCANレポート）等の掲載による情報発信</p>						
課 題						
<p>高齢者の生きがいづくりや生涯学習への積極的な参加を図るため、受講者のニーズを的確にとらえる必要があります。</p>						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	生涯学習センター主催講座	専門講座・開催数	(回)	2	4	0
		専門講座・受講者数	(人)	258	204	0
		子ども教室・開催数	(回)	10	10	10
		子ども教室・受講者数	(人)	102	93	160
		市民の学習成果発表の場・開催数	(回)	11	14	17
		市民の学習成果発表の場・受講者数	(人)	235	108	132
		その他・開催数	(回)	126	236	214
		その他・受講者数	(人)	3,167	4,040	4,497
	公共施設利用総合情報システム*等の活用状況	公共施設利用総合情報システム予約件数	(件)	3,716	4,611	3,958
ホームページのアクセス数		(件)	174,384	193,356	208,484	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

高齢者の生涯学習への積極的な参加を促進するため、引き続き各種講座を開催するほか、本市ホームページやインスタグラム等による情報発信を行います。

(7) 生涯スポーツの普及振興

事業の概要						
スポーツ・レクリエーションの各種大会への、高齢者の参加を推進し、高齢者の生涯スポーツの普及振興と健康増進を図ります。						
課題						
スポーツ・レクリエーションの各種大会への参加を推進するなど、高齢者の運動機会を創出することが重要です。特に、これまで参加したことがない高齢者への働きかけが求められます。						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	トリムの祭典	参加者数	(人)	中止	4,000	1,666
	高松スポーツ・健康感謝祭	参加者数	(人)	中止	2,280	2,280
	高松市老人クラブ連合会 スポーツ大会	参加者数	(人)	中止	949	※858
	高松市さわやか アジャタ大会	参加 チーム数	(フ-ム)	中止	12	17
	高松市ダイヤゾーン・ ボール大会	参加 チーム数	(フ-ム)	中止	23	※23
	高松市 60 歳以上 男子スローピッチ ソフトボール大会	参加 チーム数	(フ-ム)	9	9	中止

※実績値

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性
<p>高齢者の運動機会を創出するため、高齢者が参加できるイベントの充実や各種大会への参加を促進します。</p> <p>各種大会の実施に当たり、参加資格要件の緩和の検討や、各地区のスポーツ推進委員等からの周知及び働きかけにより、新規参加者数及び参加チーム数の増加につなげていきます。</p>

(8) 保育所・認定こども園・幼稚園における高齢者との世代間交流

事業の概要						
<p>児童が高齢者施設を訪問し交流したり、地域に住む高齢者を運動会や夕涼み会などの保育所・認定こども園・幼稚園の行事に招待したり、一緒に野菜の苗植えや収穫をすることにより交流を深めます。</p> <p>また、伝承あそびを一緒に楽しんだり、伝統料理を一緒に作るなど、核家族ではなかなかできない体験を味わい、高齢者と児童のふれあいを深めます。</p>						
課題						
<p>保育所・こども園・幼稚園で感染症等が流行した場合、開催の判断が難しいケースがみられます。また、高齢者施設等がない地域での交流が難しい状況です。</p>						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	世代間交流事業 (公立保育所・ こども園)	実施施設数	(か所)	15	15	15
		延べ実施回数	(回)	45	59	91
		延べ参加者数 (児童・高齢者)	(人)	2,335	2,823	4,537
	地域に開かれた 幼稚園づくり 推進事業 (公立幼稚園)	実施施設数	(か所)	19	19	19
		延べ実施回数	(回)	19	26	35
		延べ参加者数 (児童・高齢者)	(人)	534	821	860
	世代間のふれあ い活動を行う私 立保育施設に対 する補助	私立保育施設数	(か所)	32	34	37

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

世代間交流は、高齢者にとって自らの経験や知識を生かせる社会活動の場であると同時に、児童にとっても高齢者施設の訪問や地域の老人会との交流等を通じて社会性を育む機会となっているため、事業の継続及び参加者の増加に努めます。

(9) 学校教育推進事業

事業の概要					
全市立小・中学校を対象に、活動経費を補助するとともに、総合的な学習の時間*において、高齢者との世代間交流や老人ホームでの介護体験学習などを計画している学校に対して、高齢者と児童生徒相互が共に学び合える場、理解を深めることのできる場となるよう指導します。					
課 題					
新たな人材や協力施設の確保等、より充実した学習の場に向けての調整が必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	補助件数	小学校	47校1分校	47校	47校2分校
		中学校	22校1分校	22校1分校	22校2分校
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
地域の人材を有効活用し、児童生徒の体験活動の充実を図りながら、探究的な学習を推進します。					

(10) 高松市市民活動センター

事業の概要					
<p>瓦町 FLAG8階の高松市市民活動センターにおいて、市民及び市民活動団体、地域コミュニティ協議会などの社会貢献活動（市民活動）の促進を図り、市民活動の中間支援組織としての機能を高め、センター事業の充実や効果的な情報発信を行うなど、市民活動及びセンターの利用促進を図ります。</p>					
課 題					
<p>市民活動の促進を図り、協働によるまちづくりを推進するため、中間支援組織としての機能強化が必要です。</p> <p>また、多様な主体との連携・協働による地域課題の解決のため、ネットワークづくりやコーディネータ力の強化が必要です。</p>					
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■各種媒体を利用した情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌発行、メールマガジン配信、ホームページ・SNS等 ■コーディネート事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり学校 ・たかまつソーシャルビジネス支援ネットワーク等 ■各種講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援講座、市民活動紹介講座 ■相談事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、NPO、補助金申請等に関する相談 ■市民活動センター年間総利用者数 				
	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	年間総利用者数	(人)	13,156	13,622	16,000
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>市民活動の中間支援組織である市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報収集・提供、相談事業、活動支援講座等を行うなど効果的な支援を行い、市民活動の促進を図ります。</p> <p>また、センターの持つコーディネート機能を生かし、市民活動団体、地域コミュニティ協議会、企業等、多様な主体が参画・協働するまちづくりの取組を推進します。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	年間総利用者数	(人)	17,000	18,000	19,000

(11) 生涯学習コーディネーター養成講座

事業の概要					
各コミュニティセンターにおいて、生涯学習を推進・援助する人材の養成を図り、生涯学習を推進するため、「生涯学習コーディネーター養成講座」を開催します。					
課題					
地域における生涯学習をより一層推進するため、講座内容の充実を図り、受講者を増やすことが必要です。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	開催回数	(回)	6	12	11

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性				
引き続き、生涯学習コーディネーター養成講座を開催し、地域の生涯学習をコーディネートするキーパーソンを養成します。				

1 包括的な相談・支援体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスだけでなく、様々なニーズに対応した生活支援サービスや、地域の多様な人材を生かした見守り体制が重要であり、そのために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。

また、近年では、頼れる親族がない高齢者の終活に関する悩みや、育児と介護の「ダブルケア」や引きこもりの子と高齢の親が同居する世帯の貧困や孤立といった「8050問題*」、18歳未満の子どもが家族のケアを日常的に行っている「ヤングケアラー」等、高齢者を取り巻く地域生活課題は複雑化・複合化しており、複数の課題を抱えている世帯も多くみられます。

このような状況から、生活状況に応じて必要な福祉サービスが利用できるよう、介護保険以外の様々な在宅福祉サービスを実施しているほか、介護者が安心して在宅介護ができるよう、介護者の生活・人生の質の向上という視点から、不安を解消するとともに、効果的なサービス提供等の支援につなげることが重要です。

また、どんな福祉の困りごとにも対応できる仕組みづくりのため、多機関が協働で支援を行う際の、「まるごと福祉相談員」による相談支援コーディネートや、まるごと福祉会議等を通じた、支援機関同士の情報共有・ネットワーク構築を推進し、制度・分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

【主な取組】

- ① 相談支援体制の充実
- ② 生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業
- ③ 高齢者のための在宅福祉サービス
- ④ 地域で支えあう見守り活動に関する協定

【数値目標】

区 分		実績値		目標値	
		令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
住民主体によるサービス(サービスB)を提供している地区数	(地区)	28	32	36	40
まるごと福祉相談員のアウトリーチ(地域で情報収集・個別訪問等)件数	(件)	11,035	17,972	18,844	19,172
介護相談専用ダイヤルの相談件数	(件)	505	515	515	515
見守り協定締結事業者数	(事業者)	98	100	101	102

(1) 相談支援体制の充実

事業の概要						
<p>相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。</p> <p>また、受け止めた相談のうち、解決が難しいものについては、適切な関係機関等と連携を図りながら支援を行います。</p>						
拠点			内容			
総合センター（6か所）			<p>生活全般に関わる手続（戸籍・住民票・税・介護保険等）</p> <p>制度・分野にかかわらず福祉の相談を受け、支援機関へつなぐ「つながる福祉相談窓口」 ※市民相談コーナー（市役所1階）においても実施</p>			
地域包括支援センター（7か所） 【ランチ】老人介護支援センター（27か所）			高齢者の日常生活や介護に関する包括的な支援			
子育て世代包括支援センター（7か所）			妊娠期から子育て期にわたる世代の包括的な支援			
自立相談支援センターたかまつ（1か所）			生活困窮者の就労及び日常生活の課題解決に向けた支援			
基幹相談支援センター（8か所）			障がい者の地域での生活における相談支援			
在宅医療支援センター（1か所）			在宅医療に関する相談支援			
高松市社会福祉協議会			<p>複合的な課題を抱える相談者等を支援する「まるごと福祉相談員」</p> <p>死後の事務を親族に代わって執り行う「見守りあんしんサポート事業」</p>			
高松市社会福祉協議会 権利擁護センター			判断能力が十分でない人の「日常生活自立支援事業*」や「成年後見制度*」の相談支援			
たかまつ介護相談専用ダイヤル			高齢者に関する介護や生活等の相談支援（24時間365日対応）			
課題						
<p>高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的なニーズ、地域の課題等に対し、適切に支援を行うことができるよう、各分野の関係機関の連携を強化し、総合的に対応できる仕組みづくりが必要です。</p>						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	たかまつ介護相談専用ダイヤル	相談件数	(件)	471	505	515
(★令和5年12月末現在の年度末見込)						
今後の方向性						
<p>引き続き、各分野の関係機関の連携を強化し、総合的に対応できる仕組みづくりに取り組んでいきます。</p>						
目標	区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	たかまつ介護相談専用ダイヤル	相談件数	(件)	515	515	515

【高松市内の相談機関一覧】

■総合センター

名称	住所	電話番号
牟礼総合センター	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-2111
山田総合センター	高松市川島本町 191-10	087-848-0165
仏生山総合センター	高松市仏生山町甲 218-1	087-889-4907
香川総合センター	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-3211
勝賀総合センター	高松市香西南町 476-1	087-882-7770
国分寺総合センター	高松市国分寺町新居 1298	087-874-1111

市役所本庁においても「つながる福祉相談窓口」を設置し、福祉の総合相談を受け付けています。

名称	住所	電話番号
市民相談コーナー(市役所1階)	高松市番町一丁目 8-15	087-839-2377

■地域包括支援センター

名称	住所	電話番号	
地域包括支援センター	高松市桜町一丁目 9-12	087-839-2811	
サブセンター	仏生山	高松市仏生山甲 218-1	087-889-7788
	山田	高松市川島本町 191-10	087-848-6451
	勝賀	高松市香西南町 476-1	087-882-7401
	牟礼	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-5711
	国分寺	高松市国分寺町新居 1298	087-874-8961
地域包括支援センター香川	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-0991	

老人介護支援センターでも、高齢者の日常生活や介護に関する相談を受け付けています。

名称	住所	番号
老人介護支援センター	市内 27 か所(巻末資料 P183 参照)	同左

■子育て世代包括支援センター

名称	住所	電話番号
高松市保健センター	高松市桜町一丁目 9-12	087-839-2363
高松市仏生山保健センター	高松市仏生山町甲 218-1	087-889-7772
勝賀保健ステーション	高松市香西南町 476-1	087-882-7971
牟礼保健ステーション	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-5249
香川保健ステーション	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-0371
国分寺保健ステーション	高松市国分寺町新居 1298	087-874-8200
山田保健ステーション	高松市川島本町 191-10	087-848-6581

■自立相談支援センター

名称	住所	電話番号
自立相談支援センターたかまつ	高松市番町二丁目 1-1 NTT 番町ビル 1階	087-802-1081

■基幹相談支援センター(中核拠点1か所、地域拠点7か所)

名称	住所	電話番号	
高松市障がい者基幹相談支援センター(中核拠点)	高松市福岡町二丁目 24-10	087-880-7012	
地域拠点	障害者生活支援センターたかまつ	高松市田村町 1114	087-815-0330
	地域生活支援センターこだま	高松市木太町 1997-3	087-802-1036
	障害者生活支援センターあい	高松市前田東町 585-21	087-847-1021
	障害者地域生活支援センターほっと	高松市川島東町 1914-1	087-840-3770
	障害者相談支援センターりゅううん	高松市仏生山町甲 2436-1	087-815-5266
	地域活動支援センタークリマ	高松市牟礼町原 883-16	087-845-0335
	相談支援事業所ライブサポートセンター	高松市岡本町字上新開 60-1	087-815-7871

■在宅医療支援センター

名称	住所	電話番号
在宅医療支援センター	高松市番町一丁目 8-15	087-839-2344

■高松市社会福祉協議会

名称	住所	電話番号
高松市社会福祉協議会(本所)	高松市福岡町二丁目 24-10	087-811-5888
高松市社会福祉協議会(香川支所)	高松市香川町大野 450	087-879-8021

■権利擁護センター

名称	住所	電話番号
高松市社会福祉協議会権利擁護センター(中核機関*)	高松市福岡町二丁目 24-10	087-811-5250

■たかまつ介護相談専用ダイヤル

名称	電話番号
たかまつ介護相談専用ダイヤル(24時間365日対応)	0120-087294

(2) 生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業

事業の概要					
<p>介護予防・日常生活支援総合事業*における訪問型・通所型サービスを始めとした生活支援・介護予防サービスについて、支援が必要な高齢者のニーズに対応するため、生活支援コーディネーターの配置や協議体での検討を通じて、多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築・推進し、独居高齢者や高齢者夫婦世帯など地域における見守りや生活支援が必要な人に対し、住民主体によるサービス提供の取組を推進します。</p>					
課題					
<p>従来と同等のサービスを提供しつつ、多様なサービスへの事業所等の参画や利用者の利用促進を図るとともに、担い手の確保に向けた取組が必要です。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	住民主体によるサービス(サービスB)を提供している地区数	(地区)	27	28	28
	【参考】 住民主体の支え合いの取組を行っている地区数※	(地区)	22	22	23

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>多様なサービスへの事業所等の参画や利用者の利用促進を図るとともに、引き続き生活支援コーディネーターによる支援を行いながら、住民主体による地域での支え合いの体制づくりを推進します。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	住民主体によるサービス(サービスB)を提供している地区数	(地区)	32	36	40
	【参考】 住民主体の支え合いの取組を行っている地区数※	(地区)	25	27	29

※サービスBを除く

(3) 高齢者のための在宅福祉サービス

事業の概要	
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険以外の高齢者サービスとして、様々な在宅福祉サービスを実施し、在宅生活を支援します。</p>	
事業名	内容
特別あんしん見守り事業	<p>老人介護支援センターの職員等が、特に定期的な見守り支援が必要な在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、週1回の見守り活動を行います。</p>
軽度生活援助事業	<p>日常生活において、援助が必要な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、シルバー人材センターの援助員による自宅周りの清掃、食材の買い物等、軽易な日常生活上の援助を提供します。</p>
あんしん通報サービス事業	<p>一人暮らし高齢者等宅に、24時間365日、日常生活等の相談に応じるサービスを備えた緊急通報装置により、急病・災害時等、緊急時における異常事態の通報と迅速な対応を図ります。</p>
配食見守りサービス事業	<p>食事の支援と、見守りが必要な一人暮らし高齢者又は高齢者世帯の人を対象に、民間事業者又は社会福祉法人が弁当を配達するとともに安否確認を行い、異常時には、関係機関への連絡を行います。</p>
高齢者短期入所事業	<p>虚弱な高齢者を、在宅において養護している人を対象に、養護者が疾病・事故・冠婚葬祭などの理由で、家庭において一時的に養護できなくなった場合、高齢者に養護老人ホームにおいて一時的な期間（原則7日以内）、宿泊・食事・入浴のサービスを提供し、今後も在宅で継続した生活が送れるよう、高齢者の養護を図るとともに、養護する人の支援を行います。</p>
寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	<p>高齢者の日常生活の支援及び家族の身体的・経済的負担の軽減のため、要介護認定を受けている高齢者や、認知症により常時おむつを必要とする高齢者、尿失禁を伴う過活動膀胱*の高齢者などを対象に、紙おむつ等を給付します。</p>
寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業	<p>要介護4以上の認定を受けている高齢者を在宅で、常時介護する家族を支援するため、介護見舞金を支給します。</p>

課 題						
類似の事業との調整や事業の在り方の検討、対象者の要件の見直しなどを行い、真に必要な人にサービスを提供する必要があります。						
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度★	
	特別あんしん見守り事業	利用登録者数	(人)	9	4	3
		延べ利用回数	(回)	280	73	73
	軽度生活援助事業	利用登録者数	(人)	1,708	1,612	1,551
		延べ利用回数	(回)	11,179	10,340	10,271
	あんしん通報サービス事業	利用登録者数	(人)	1,327	1,259	1,227
	配食見守りサービス事業	利用登録者数	(人)	973	1,045	1,025
		延べ利用回数	(回)	33,410	39,887	36,365
	高齢者短期入所事業	延べ利用人数	(人)	20	25	25
		延べ利用日数	(日)	1,022	1,037	1,378
	寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	登録人数	(人)	1,889	1,846	1,881
		延べ利用者数	(人)	21,138	21,341	22,576
	寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業	支給人数	(人)	721	757	788

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性
<p>特別あんしん見守り事業やあんしん通報サービス事業については、高齢者の入所等により、利用者数は減少傾向にあります。各事業を複合的に取り組むことで引き続き見守り体制の充実を図ります。</p> <p>生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用することができるよう、市民及び事業者等に事業を周知し、必要な人に適切にサービスが提供されるよう、円滑な事業の運営に努めます。</p>

(4) 地域で支えあう見守り活動に関する協定

事業の概要					
<p>本市、高松市民生委員児童委員連盟及び企業・団体等が、それぞれの立場で連携・協力し、高齢者等の見守り活動及び支援活動を行うことにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、地域福祉の向上に寄与することを目的として、3者の間において、地域で支えあう見守り活動に関する協定（以下「見守り協定」という。）を締結しています。</p> <p>企業・団体等の協力事業者が、通常業務の範囲において、高齢者に何らかの異変を発見した場合に、その状況を本市等へ連絡することで、高松市民生委員児童委員連盟や関係各課等と連携し、適切な対応を図ります。</p>					
課 題					
<p>見守り協定締結事業者に対し、高齢者の異変に気づくポイントを丁寧に説明するとともに、事業者からの通報があったときに迅速に対応するため、庁内連携体制を強化していくことが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	見守り協定締結事業者数	(事業者)	93	98	100
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>関係機関が連携して高齢者等の見守り活動を行うとともに、本活動の一部として位置付けられている、消費者安全確保地域協議会としての取組を推進し、消費者被害*の未然防止・拡大防止を図ります。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見守り協定締結事業者数	(事業者)	100	101	102

2 認知症施策の推進

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）^{*}」に基づき推進されてきました。今後、認知症高齢者等の増加や、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれる中で、国において、総合的な対策を推進するため、令和元（2019）年に、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、本計画を「認知症施策推進計画」と位置付け取り組んできたところです。

令和5（2023）年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らすことができるよう、国、地方公共団体等の責務を明らかにして認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

認知症に関する正しい知識及び認知症の人への正しい理解を深めるための普及啓発活動、家族の介護負担の軽減、本人の生きがいづくり等総合的に取り組み、認知症になっても、希望を持って住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域づくりに取り組みます。

【主な取組】

- ① 認知症バリアフリーの推進
- ② 認知症に対する正しい理解の増進
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 認知症の早期発見・早期対応
- ⑤ 成年後見制度の利用促進

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
		令和4年	令和6年	令和7年
認知症初期集中支援チーム 訪問実人数 (人)	8	20	25	30
認知症サポーター養成人数 (累積) (人)	55,850	60,700	63,700	66,700

(1) 認知症バリアフリーの推進

事業の概要						
<p>認知症の人ができる限り、地域社会で、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりに寄与する活動（例 認知症本人の見守り、話し相手、家族に対する手助け、声かけなど）を推進するため、要件を満たす団体・グループ等を「高松市チームオレンジ」として登録します。</p> <p>また、認知症本人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、交流する機会を設けることで、仲間づくりや本人のやりたいことの実現、生きがいづくりを図ります。</p> <p>外出し、行方不明になるおそれがある在宅の認知症高齢者等を現に介護している家族及びこれに準ずる人に対し、認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見できるよう、位置情報探索機器の購入費を助成します。</p> <p>行方不明高齢者の早期発見・早期保護のため、認知症などにより高齢者等が行方不明になる事態が発生した場合に、家族からの警察への行方不明者届（捜索願）に基づき、公開情報として、民生委員・児童委員、総合センター・支所・出張所、地域包括支援センター、健康づくり推進課、コミュニティセンター、老人介護支援センター等へ情報を伝達する認知症等行方不明高齢者保護ネットワークを活用し、市全体で捜索活動を支援します。</p>						
課 題						
<p>共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、地域において認知症の人やその家族が安全にかつ安心して日常生活を営むことができる地域づくりが必要です。また、認知症本人の声を市の取組に反映していくことも必要です。</p> <p>高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれているにもかかわらず位置情報探索機器の利用者が少ないことから、利用しやすい機器の導入を検討するとともに、本事業について、更に周知していくことが必要です。</p> <p>認知症等の高齢者が、道に迷うなどで行方不明となった際に、迅速かつ広範囲にわたり、行方不明時の情報を伝達できるメール配信システムについては、その存在を知らない、登録方法が分かりづらいなどの理由から、捜索協力員の登録が伸び悩んでいます。</p> <p>また、認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者本人の事前登録に対して、家族などが消極的であるケースもみられ、行方不明時の早期発見と速やかな保護につなげるため、本事業と認知症についての理解が必要です。</p>						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	チームオレンジ	登録数	(件)	0	1	3
	認知症本人のつどい (仮称)	実施回数	(回)	0	0	2
	認知症等行方不明 高齢者家族支援 サービス事業	助成件数	(件)	4	3	2
		登録人数	(人)	10	8	7
	認知症等行方不明 高齢者保護ネットワーク	配信登録人数 (捜索協力員)	(人)	642	656	667

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

認知症に関する正しい知識及び認知症の人への正しい理解を地域の団体等に広めていくとともに、地域社会で、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりに寄与する活動を積極的に推進します。

認知症本人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い交流を図ることで、仲間づくりや本人のやりたいことの実現生きがいづくりに努めます。また、本事業での認知症の本人の声を市の取組への反映に努めます。

引き続き、在宅介護者への支援として、居宅介護支援事業所等、認知症高齢者やその家族を支援する機関に対して、事業の周知・啓発に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

メール配信システムの検索協力員と本人の登録を増やすため、講座や行事等において周知用のチラシを配布するほか、本市ホームページに登録方法を掲載したページを設けるとともに、「高齢者のためのあんしんガイドブック」に、掲載ページにリンクした二次元コードと説明を掲載するなど、広く周知を行います。

また、このシステムを活用した取組の基盤の構築には、認知症についての理解を深めることが不可欠であり、認知症サポーター養成講座や認知症フェア等、様々な機会をとらえて、市民や事業者等に対して啓発を行います。

目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	チームオレンジ	新規登録数	(件)	3	3
認知症本人のつどい (仮称)	実施回数	(回)	4	4	4
認知症等行方不明 高齢者保護ネットワーク	配信登録人数 (検索協力員)	(人)	670	680	700

チームオレンジ

ステップアップ研修



認知症サポーター

チームオレンジのメンバーへ



※資料：認知症サポーターキャラバンのホームページ > チームオレンジとは

<https://www.caravanmate.com/team-orange.html>

(2) 認知症に対する正しい理解の増進

事業の概要					
<p>地域で認知症高齢者等の生活を支える取組として、地域住民・学校・企業等を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい理解・知識の普及を促進します。</p> <p>また、認知症サポーターを対象に、認知症への正しい理解や対応方法について、認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの担い手として活動を推進します。</p> <p>認知症の人やその家族が、認知症の容態に応じて、適時・適切に切れ目なく、サービスを提供されるように、いつ、どこで、どのような医療・介護保険サービス等を受けることができるのか、支援機関名やケア内容を具体的に掲載した「認知症ケアパス」の普及を促進します。</p>					
課 題					
<p>より多くの人に、認知症についての正しい理解を深めていただくため、認知症サポーター養成講座を継続して開催し、幅広い年齢層のサポーターを増やすことが必要です。</p> <p>また、認知症サポーターステップアップ講座の受講者が活躍の場を広げていくことが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	認知症サポーター養成人数(累積)	(人)	53,871	55,850	58,527
	認知症サポーターステップアップ講座受講人数	(人)	13	24	26
	認知症を理解し、ボランティアとして活動する者(累積実人数)	(人)	11	45	68
	認知症ケアパス掲示場所数(累積)	(か所)	2,604	2,604	2,604
	認知症ケアパス設置場所数(累積)	(か所)	2,534	2,534	2,534
	認知症ケアパス配布数	(枚)	1,083	979	1,632

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>認知症の人やその家族等の生活を身近なところで支えている地域住民・学校・企業などの幅広い年齢層の市民等を対象に、認知症サポーター養成講座を開催します。</p> <p>認知症サポーターステップアップ講座受講者の交流会等を通じて、活動の場の紹介やマッチング等を行います。</p> <p>認知症ケアパスを活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、相談先や受診先の利用方法等が、具体的に伝わるように活用していきます。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	認知症サポーター養成人数(累積)	(人)	60,700	63,700	66,700
	認知症を理解し、ボランティアとして活動する者	(人)	85	105	135

(3) 相談支援体制の充実

事業の概要						
<p>地域包括支援センターは、地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、医療機関・介護サービス事業所等の関係機関と連携し支援を行います。</p> <p>また、認知症の相談については、地域包括支援センター及び各サブセンターに配置されている認知症地域支援推進員*などの専門職が、認知症の人やその家族の支援や関係機関につなぐなど、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>認知症の人の介護者の負担軽減等を図るため、認知症の人やその家族が、情報交換や互いの経験を語り合う場として「ひだまり」の開催や、認知症カフェの設置・運営の支援に取り組みます。</p>						
課題						
<p>認知症地域支援推進員等が認知症の人やその家族等のニーズの把握に努め、様々な事業が有機的につながるよう支援していくことが必要です。認知症地域支援推進員の存在や役割について、更なる周知が必要です。</p> <p>認知症カフェが認知症の人やその家族にとって安心して過ごすとともに、認知症の人の家族の負担軽減の場となることが必要です。また、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等と連携を図るとともに、認知症の人やその家族のニーズの把握に努めることが必要です。</p>						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	認知症地域支援推進員	配置数	(人)	7	8	8
	認知症地域支援推進員が受けた認知症に関する相談実績件数		(件)	400	537	242
	認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」事業	実施回数	(回)	8	12	12
		参加者数	(人)	73	127	243
		新規参加者の割合	(%)	32.0	27.5	19.7
認知症カフェ	設置数	(か所)	19	14	17	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性						
<p>認知症地域支援推進員を地域包括支援センター及び各サブセンターへの配置を推進します。また、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等と連携し、認知症の人やその家族等への相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>認知症カフェが認知症の人やその家族にとって安心して過ごす場となるとともに、認知症の人の家族の負担軽減の場となるよう、運営者同士の情報交換会等を通じて働きかけを行います。</p>						
目標	区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	認知症地域支援推進員が受けた認知症に関する相談実績件数		(件)	360	400	440
	認知症カフェ年間参加者数		(人)	2,470	2,730	2,990

(4) 認知症の早期発見・早期対応

事業の概要					
認知症が疑われる人や認知症の人を、認知症の知識を持つ専門職（専門医・看護師・介護福祉士*等）が訪問し、必要に応じて認知症に関する情報提供や医療機関への受診、介護保険サービス等の利用につなげる等の支援を行います。					
課 題					
認知症初期集中支援チームの介入により、医療機関、介護保険サービス等の利用につながるなど、効果的な支援が行われている一方で、相談件数は伸びていない状況にあります。認知症初期集中支援チームの活動の質の向上を図るとともに効果を周知し、事業を活用しやすい体制づくりが必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	認知症初期集中支援チーム訪問実人数	(人)	7	8	17
	認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合	(%)	100.0	100.0	100.0
	認知症初期集中支援チーム訪問延べ件数	(件)	40	46	77

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
認知症初期集中支援事業について、引き続き、市民や関係機関に周知するとともに、認知症が疑われる人や認知症の人に必要な支援につながるよう、事業の利用促進を図ります。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	認知症初期集中支援チーム訪問実人数	(人)	20	25	30
	認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合	(%)	100.0	100.0	100.0

(5) 成年後見制度の利用促進

事業の概要					
<p>成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、成年後見制度の利用促進のための中核機関等が、制度の普及・啓発、相談等を行います。また、中核機関において、市民後見人*の育成や、市民後見人が円滑に後見等の業務を行うための支援や体制整備を行います。</p> <p>親族等からの成年後見の申立が困難な場合は市長が申立を行い、申立に係る費用負担が困難な場合は市長が費用の全部又は一部を本人に代わり負担します。</p> <p>更に、成年後見人等の報酬の支払いが困難な場合は費用の全部又は一部を助成します。</p>					
課題					
<p>尊厳のある本人らしい生活を継続でき、支援を必要とする人が権利擁護支援を受けることができるよう、引き続き、中核機関と連携し制度の普及・啓発、相談先の周知が必要です。また、後見人等が選任された後も、財産管理のみだけでなく、意志決定支援や身上保護に行えるよう、後見人等、医療、福祉、介護等の関係者がチームで本人らしい生活を継続でき支援することが必要です。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	市長申立件数	(件)	15	23	18
	申立に要する助成件数	(件)	13	14	4
	成年後見人等の報酬に係る助成件数	(件)	20	32	35

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>成年後見制度の利用が必要な人が支援を受けることができるよう、引き続き、成年後見制度の周知・啓発が必要です。</p> <p>司法・行政・医療・福祉・金融や地域との専門職団体とのネットワークの連携強化に、引き続き、努めていく必要があります。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	中核機関相談延件数	(件)	450	475	500

3 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケアシステムを構築するための中核的な機関です。

本市では、直営1か所（地域包括支援センター1か所、サブセンター5か所）、委託運営1か所（地域包括支援センター香川）の計2か所の地域包括支援センターを設置するとともに、市内の27か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ランチ）として位置付け、土・日・祝日を含め24時間体制で相談等に対応する体制を整備し、地域の様々な課題に対応するネットワークを構築しつつ、個別ケースのコーディネートを行っています。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、保健師・社会福祉士*・主任介護支援専門員*などの専門職が、それぞれの専門性を生かして高齢者や家族の多様な相談に対応し、ニーズに応じて保健・医療・福祉・介護サービス等を適切にコーディネートできるよう、関係機関等との連携を強化するとともに、介護支援専門員等の質の向上に努め、センターの機能強化を図ります。

また、地域包括支援センターとして継続的に安定した事業実施及び事業の質の向上を図るため、事業評価を実施し、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会に対して事業の報告及び公正・中立の立場からの意見聴取を行い、今後の取組に生かすこととしています。

【主な取組】

- ① 総合相談支援
- ② 権利擁護の推進
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④ 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）
- ⑤ 地域包括支援センター体制整備事業

【数値目標】

区 分		実績値	目標値		
		令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
総合相談支援件数	(件)	24,577	25,500	26,200	27,000
地域ケア小会議における個別課題の検討件数	(件)	116	139	139	139

(1) 総合相談支援

事業の概要						
<p>高齢者のための総合相談窓口として、地域に住む高齢者の様々な相談に応じるとともに、地域の関係者とのネットワーク等を活用し、介護・福祉・健康・医療などの面から包括的に高齢者を支援します。</p> <p>また、市内 27 か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ブランチ）に位置付け、住民の利便性を考慮した地域の身近な相談窓口としての役割を委託しています。</p>						
課題						
<p>多種多様な相談に対応するとともに、複雑・複合化した課題を抱えた世帯に対し分野を横断した重層的支援が行えるよう、地域包括支援センター及び老人介護支援センター職員の相談対応のスキルアップと、地域の関係者とのネットワークの強化が求められています。</p>						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	総合相談支援	件数	(件)	23,267	24,577	25,000
		うち老人介護支援センター対応分	(件)	5,861	5,828	6,000
		実人数	(人)	11,266	11,784	12,000
		うち老人介護支援センター対応分	(人)	3,852	3,615	3,800

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性						
<p>地域包括支援センター及び老人介護支援センターが相互に連携を強化し、分野横断的な重層的支援が行えるよう相談スキルの向上等に取り組みます。</p> <p>また、総合相談を始めとする日々の活動の中で、多様な関係者との連携強化を図り、地域のネットワークの強化に努めます。</p>						
目標	区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	総合相談支援	件数	(件)	25,500	26,200	27,000
		うち老人介護支援センター対応分	(件)	6,150	6,300	6,500
		実人数	(人)	12,300	12,700	13,100
		うち老人介護支援センター対応分	(人)	3,900	4,000	4,100

(2) 権利擁護の推進

事業の概要					
<p>高齢者への虐待防止やセルフ・ネグレクト等の権利擁護侵害に関係機関とも連携し支援に取り組みます。また、認知症などで財産の管理や日常生活上の不安を抱えている人への支援、悪徳商法などの消費者被害未然防止など、高齢者の人権や財産等を守るための支援をします。</p>					
課 題					
<p>高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、権利擁護に関する周知・啓発を行うとともに、高齢者虐待を未然に防止するため、高齢者に関わる関係者や市民とが権利擁護について共通理解を深めることが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	高齢者虐待に関する相談件数	(件)	505	299	712
	成年後見制度に関する相談件数	(件)	1,445	1,726	1,236
	日常生活自立支援事業*に関する相談支援	(件)	39	31	31
	消費者被害に関する相談件数	(件)	3	23	3

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>高齢者虐待の早期発見や消費者被害未然防止に向けて、権利擁護に関する周知・啓発や関係機関との連携強化に努めます。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	成年後見制度に関する相談件数	(件)	1,440	1,465	1,490

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

事業の概要					
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護支援専門員に対する支援や助言を行うなど、地域の様々な機関や専門家と連携・協力できる体制づくりを行います。					
課 題					
高齢者の心身の状態や生活環境等の変化に応じて、あらゆる社会資源を適切に活用し、医療・介護・生活支援等が切れ目なく一体的に提供されることが必要です。そのために、介護支援専門員と多様な社会資源との連携体制の構築や、介護支援専門員同士のネットワークの構築を支援する必要があります。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護支援専門員からの相談件数	(件)	586	1,696	2,000
	介護支援専門員からの相談実人員	(人)	372	827	1,000
	地域ケア小会議(個別検討)に出席した介護支援専門員の人数	(人)	94	121	143

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

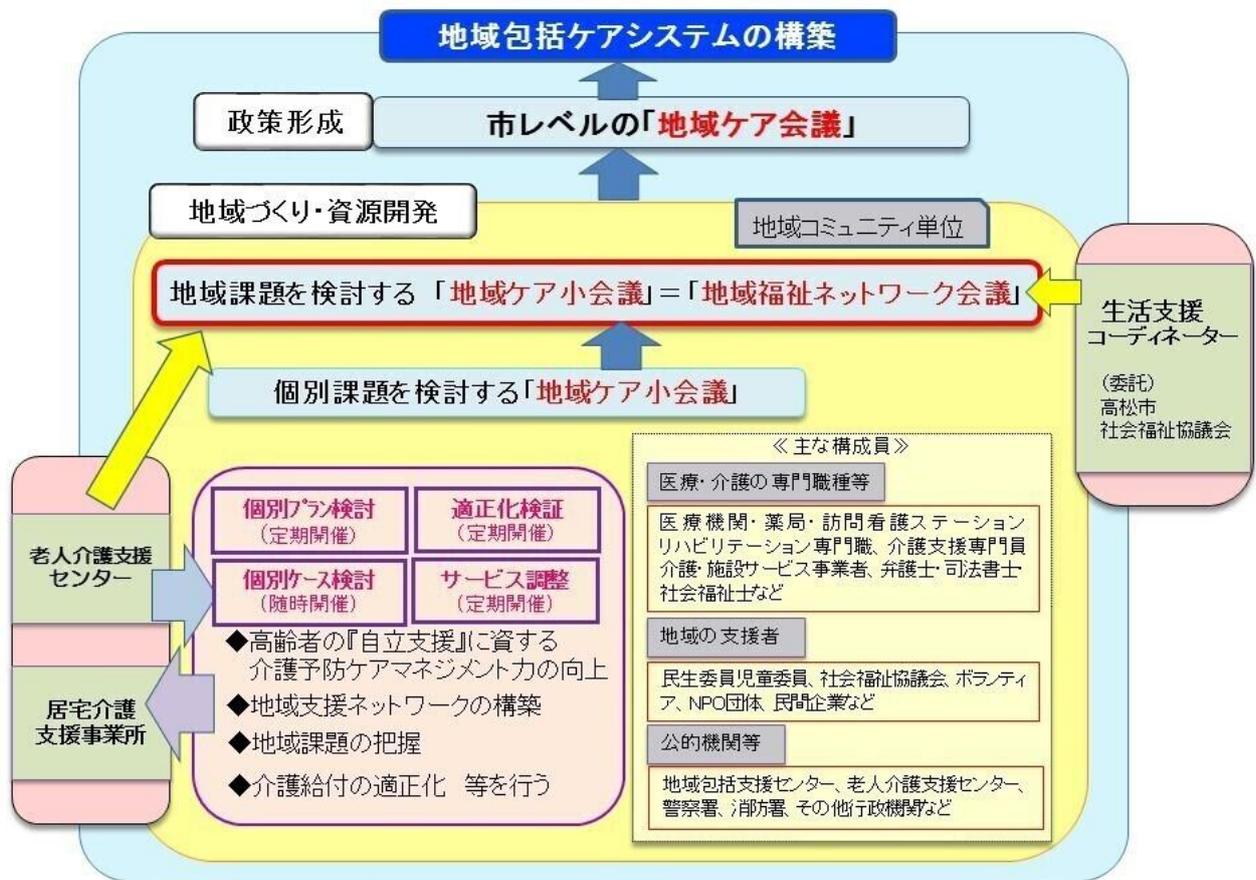
今後の方向性					
日頃から介護支援専門員との連携を密にし、相談しやすい環境や体制を確保するとともに、地域ケア小会議（個別検討）や介護支援専門員情報交換会等を開催し、介護支援専門員の実践力向上と介護支援専門員相互のネットワーク構築を支援します。					
また、地域の主任介護支援専門員等と協働し、多様な社会資源のネットワーク構築や社会資源の開発、地域づくりに参画できる人材の育成に努めます。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護支援専門員からの相談件数	(件)	2,100	2,200	2,300
	介護支援専門員からの相談実人員	(人)	1,050	1,100	1,150

(4) 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）

事業の概要							
<p>地域ケア会議は、医師会、介護サービス事業所、地域住民代表者等の委員で構成され、コミュニティ単位では解決の難しい地域課題を政策形成につなげるための会議です。</p> <p>地域ケア小会議（地域課題）は、それぞれの地域の特性に合わせた地域づくりや資源開発を行う場で「地域福祉ネットワーク会議」と一体的に実施しています。地域ケア小会議（個別課題）は、個別ケースについて、地域の支援者を含めた多職種が多角的視点から検討し、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。</p> <p>地域ケア小会議と地域ケア会議を有機的に連動させ、個別ケースの検討によって把握・共有した地域課題を地域づくりや政策形成につなげることで、地域包括ケアシステムの推進を目指します。</p>							
課 題							
<p>地域ケア小会議を通じた多職種の連携や地域の関係者とのネットワークの強化が求められています。</p> <p>また、個別ケースの背景にある課題の分析や、地域の人や介護支援専門員等専門職の声を拾い上げる中で地域課題を見出し、地域の関係者と地域課題への対応等を共有・検討しながら、地域づくりに反映することが必要です。</p>							
実績	区 分				令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	地域ケア会議開催回数		(回)	1	1	1	
	地域ケア小会議	地域課題		(回)	132	189	210
		個別課題	個別ケース検討件数	(件)	11	14	13
個別ケアプラン検討件数			(件)	75	102	114	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性							
<p>地域ごとの様々な特性を量的データだけでなく、日頃の活動の中で得た地域の住民の声や個別事例の分析等からとらえ、地域が抱える課題や強みを見出します。また、地域の関係者と地域課題への対応等を共有・検討し、地域とともに解決に取り組めます。</p>							
目標	区 分				令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地域ケア小会議	個別課題	個別ケース検討件数	(件)	25	25	25
			個別ケアプラン検討件数	(件)	114	114	114



(5) 地域包括支援センター体制整備事業

事業の概要
超高齢社会において、地域包括支援センターの専門職員を配置し、サービス水準を維持するため、センターの体制を整備し、業務の効率化、運営の安定を図ります。
課 題
モデル事業の効果や課題について十分な検証が必要です。
今後の方向性
令和5（2023）年4月から令和6（2024）年度末までの2年間、モデル事業として、サブセンター香川を委託化し、様々な課題を整理したうえで、その成果を検証します。 この検証結果を踏まえ、今後の委託化の方向性を決定するものとします。

4 介護保険サービスの推進

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族等の介護者を、社会全体で支えていく仕組みであり、介護が必要になったときに、必要な支援（介護保険サービス）を受けられるようにする制度です。

介護する家族を支援する側面からは、十分に働ける人が、家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられるよう「介護離職ゼロ」の実現を目指し、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護*も含めた効果的な介護基盤整備を行うことが重要です。また、入所した人の生活の側面からは、施設での生活が居宅での生活に近いものとなるように努める必要があります。

団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、地域の介護需要、サービスの種類ごとの利用量の見込みを予測し、効率的で質の高いサービスの提供を持続することができる体制の構築に向けて、サービスの充実を図ります。

【主な取組】

- ① 居宅サービス
- ② 地域密着型サービス
- ③ 施設サービス
- ④ 介護給付適正化事業
- ⑤ 住宅改修支援事業
- ⑥ 介護サービス相談員派遣事業
- ⑦ 介護人材の確保

【数値目標】

区 分		実績値	目標値		
		令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
第9期計画期間中の施設・居住系サービスの整備率	(%)	0	-	-	100.0
ケアプラン点検件数	(件)	98	130	135	140
介護サービス相談員派遣受入事業所数	(か所)	0	18	20	22

(1) 居宅サービス

事業の概要					
<p>自宅を中心に提供する介護サービスであり、自宅での日常生活の手助けなどをしてもらう訪問サービスや、施設に通って食事や入浴などを受ける通所サービス、一時的に施設に泊まる短期入所などがあります。</p> <p>また、自宅のほか、有料老人ホームなどに入居している人が介護サービスを受ける、特定施設入居者生活介護があります。</p>					
課 題					
<p>サービスごとに利用量の減少・増加の傾向はみられるものの、住み慣れた地域で自立した生活を送りたいという要介護（要支援）の高齢者のニーズが高まる中で、居宅サービス全体の利用量は増加傾向にあります。在宅における中重度の利用者や家族介護者のニーズにも対応し、必要なサービスが適切に提供できる体制の整備が必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	訪問介護	(回/月)	110,611	113,846	115,512
	訪問入浴介護*	(回/月)	720	644	582
	介護予防訪問入浴介護	(回/月)	4	4	4
	訪問看護*	(回/月)	24,879	26,508	27,908
	介護予防訪問看護	(回/月)	601	801	984
	訪問リハビリテーション*	(回/月)	3,972	4,556	4,750
	介護予防訪問リハビリテーション	(回/月)	180	228	274
	居宅療養管理指導*	(人/月)	3,333	3,538	3,734
	介護予防居宅療養管理指導	(人/月)	87	96	100
	通所介護	(回/月)	55,671	53,108	55,526
	通所リハビリテーション*	(回/月)	19,357	18,703	19,541
	介護予防通所リハビリテーション	(人/月)	1,009	978	1,015
	短期入所生活介護*	(日/月)	32,387	32,660	32,384
	介護予防短期入所生活介護	(日/月)	81	58	88
	短期入所療養介護*	(日/月)	442	437	491
	介護予防短期入所療養介護	(日/月)	4	3	6
	特定施設入居者生活介護	(人/月)	675	697	699
	介護予防特定施設入居者生活介護	(人/月)	65	63	66
	福祉用具貸与	(人/月)	8,177	8,484	8,661
	介護予防福祉用具貸与	(人/月)	2,277	2,359	2,445
	特定福祉用具購入費	(人/月)	122	132	119
	特定介護予防福祉用具購入費	(人/月)	38	38	37
	住宅改修費	(人/月)	82	89	90
	介護予防住宅改修費	(人/月)	48	50	48
	居宅介護支援	(人/月)	12,417	12,662	12,687
介護予防支援	(人/月)	2,902	2,938	3,044	

(★令和5年度上半期利用分までの平均実績値)

今後の方向性

第8期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、今後必要となるサービス量を見込みます。

また、要介護（要支援）の高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送ることのできる、在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向け、指定を行った事業者と連携を図りながら、医療系サービスやレスパイトケア*（家族の負担軽減）に対応するサービスなどの提供体制の整備と共に、質の向上に努めます。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
目標	訪問介護	(回/月)	118,364	121,258	123,371
	訪問入浴介護	(回/月)	587	587	587
	介護予防訪問入浴介護	(回/月)	5	5	5
	訪問看護	(回/月)	30,293	31,827	32,248
	介護予防訪問看護	(回/月)	1,253	1,261	1,269
	訪問リハビリテーション	(回/月)	4,982	5,044	5,138
	介護予防訪問リハビリテーション	(回/月)	367	367	367
	居宅療養管理指導	(人/月)	4,001	4,136	4,209
	介護予防居宅療養管理指導	(人/月)	101	109	110
	通所介護	(回/月)	53,992	54,440	54,411
	通所リハビリテーション	(回/月)	19,140	19,245	19,368
	介護予防通所リハビリテーション	(人/月)	1,001	1,002	1,000
	短期入所生活介護	(日/月)	31,643	31,928	32,404
	介護予防短期入所生活介護	(日/月)	109	115	115
	短期入所療養介護	(日/月)	571	576	583
	介護予防短期入所療養介護	(日/月)	9	9	9
	特定施設入居者生活介護	(人/月)	739	739	739
	介護予防特定施設入居者生活介護	(人/月)	66	66	66
	福祉用具貸与	(人/月)	9,040	9,370	9,601
	介護予防福祉用具貸与	(人/月)	2,590	2,700	2,783
	特定福祉用具購入費	(人/月)	113	114	115
	特定介護予防福祉用具購入費	(人/月)	35	35	35
	住宅改修費	(人/月)	96	98	93
	介護予防住宅改修費	(人/月)	53	53	54
	居宅介護支援	(人/月)	12,950	13,181	13,388
	介護予防支援	(人/月)	3,170	3,268	3,363

(2) 地域密着型サービス

事業の概要					
<p>住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、身近な生活圏域ごとに提供する介護サービスです。</p> <p>原則として、利用者は他の市町村にある事業所のサービスは利用できません。</p>					
課 題					
<p>サービスごとに利用量の減少・増加の傾向はみられるものの、重度の要介護高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、また、認知症の高齢者が今後増加していくことを踏まえ、住み慣れた地域で、身近な事業所によるきめ細やかなサービスを適切に提供できる体制を整備するとともに、サービスの普及促進を図ることが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護*	(人/月)	233	265	288
	夜間対応型訪問介護*	(人/月)	114	128	132
	地域密着型通所介護*	(回/月)	18,679	18,402	19,423
	認知症対応型通所介護*	(回/月)	1,420	1,201	1,301
	介護予防認知症対応型通所介護	(回/月)	27	27	36
	小規模多機能型居宅介護*	(人/月)	220	218	211
	介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/月)	38	36	33
	認知症対応型共同生活介護*	(人/月)	907	924	918
	介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/月)	5	6	4
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	12	3	0
	地域密着型介護老人福祉施設*入所者生活介護	(人/月)	29	53	61
	看護小規模多機能型居宅介護*	(人/月)	34	30	27

(★令和5年度上半期利用分までの平均実績値)

今後の方向性

第8期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、今後必要となるサービス量を見込みます。

また、要介護（要支援）の高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送ることのできる、在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向け、指定を行った事業者と連携を図りながら、医療系サービスやレスパイトケア（家族の負担軽減）に対応するサービスなどの提供体制の整備と共に、質の向上に努めます。

目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月)	328	335	345
夜間対応型訪問介護	(人/月)	140	143	146	
地域密着型通所介護	(回/月)	19,571	20,099	20,514	
認知症対応型通所介護	(回/月)	1,272	1,285	1,310	
介護予防認知症対応型通所介護	(回/月)	34	34	34	
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	211	209	213	
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/月)	30	30	30	
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	958	958	958	
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/月)	5	5	5	
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	29	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月)	116	116	145	
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)	30	31	31	

(3) 施設サービス

事業の概要					
常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人や、長期にわたり療養・リハビリテーションが必要な人が施設に入所して受ける介護サービスです。					
課題					
施設でのケアを必要とする高齢者が適切に利用できるよう、また、介護離職ゼロへの対応の観点からも、定員数が利用見込人数に対し不足している施設サービスについて、必要な整備を図り、入所待機者の解消を図ることが求められます。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(人/月)	1,628	1,633	1,635
	介護老人保健施設*	(人/月)	1,028	1,017	1,023
	介護医療院*	(人/月)	49	48	46

(★令和5年度上半期利用分までの平均実績値)

今後の方向性					
第8期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、医療療養病床*からの転換等に伴う追加的需要を含め、今後必要となるサービス量を見込みます。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(人/月)	1,645	1,645	1,645
	介護老人保健施設	(人/月)	1,011	1,011	1,011
	介護医療院	(人/月)	101	136	171

(4) 介護給付適正化事業

事業の概要					
<p>適切な介護保険サービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を推進します。</p> <p><介護給付適正化主要3事業></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護認定の適正化 2. ケアプラン等の点検 3. 医療情報との突合・縦覧点検 					
課 題					
<p>介護保険事業の持続的な運営に向けて、介護サービス事業者の介護報酬請求の適正化等の推進を図るため、主要3事業を着実に推進することが必要です。</p> <p>また、適切な介護サービスの提供に向けて、急速に増え続ける介護サービス事業所に対応した指導監督体制の整備が必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	ケアプラン点検件数※	(件)	216	98	244

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>主要3事業を着実に実施するとともに、介護サービス事業者への実地指導等を通じたサービスの質的な向上を目指し、限られた人員体制の中で、効果的な指導監督体制を整備することにより、適切な介護サービスの提供を図ります。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	ケアプラン点検件数※	(件)	244	249	254

※P124 記載の「個別ケアプラン検討件数」及びP127 記載の「ケアプラン点検件数」の合算。

(5) 住宅改修支援事業

事業の概要					
介護保険サービスにおける住宅改修の支給申請に伴い、理由書を作成した居宅介護支援事業者等に対して、補助金を交付します。					
課題					
居宅介護支援の提供を受けていない住宅改修利用者の負担軽減を図るため、引き続き、住宅改修支援事業を実施し、円滑なサービス提供を確保することが必要です。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	住宅改修理由書作成補助件数	(件)	13	24	12

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性				
住宅改修利用者が住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、介護支援専門員、作業療法士等の福祉、保健、医療又は建築の専門家と連携を図り、住宅改修の質の向上と利用者負担の軽減を図るため、円滑なサービス利用を促進します。				

(6) 介護サービス相談員派遣事業

事業の概要					
一定の研修を受けた介護サービス相談員を、サービス事業所等に派遣して利用者等の話を聞き、相談に応じるなどにより、利用者の疑問や不満、不安の解消とともに、派遣を受けた事業所におけるサービスの質的な向上を図ります。					
課題					
サービスの質的な向上や利用者の利便性を高めるため、現任相談員の必要な知識及び技術等の資質向上のほか、新たに相談員となる担い手や派遣受入事業所の拡充とともに、事業の周知・啓発に努めることが必要です。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護サービス相談員派遣受入事業所数	(か所)	0	0	8

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
現任相談員の資質向上に向けて、定期的な専門研修の受講や、介護サービス利用者の利便性やサービス事業所が提供するサービスの質的な向上を図るために、相談員の増員や派遣受入事業所の拡充を行うとともに、相談員の活動状況を随時、市民に対し情報提供するなど、事業の普及促進及び周知・啓発を図ります。					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護サービス相談員派遣受入事業所数	(か所)	18	20	22

(7) 介護人材の確保

事業の概要

地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と資質の向上を目指し、国や県と連携しながら、処遇改善や職場環境の改善、多様な人材の参入促進、介護の仕事の魅力発信等を推進します。

課題

介護を必要とする高齢者が増加する一方、介護を担う人材の不足が全国的な課題となっています。本市で実施した、介護サービス事業者へのアンケート調査結果でも、事業運営上の課題として約8割が「職員の確保が難しい」と回答しています。

介護を担う人材を確保するためには、介護の仕事のやりがいや専門性、質の高い介護とはどのようなものか、更に社会的な意義や職業としての魅力を正しく伝える必要があります。

また、介護保険制度を持続可能なものとするため、介護職に限らず、広く介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが必要です。

今後の方向性

国や県と連携しながら、介護人材の確保と介護人材の定着支援を両輪で進めます。

- ・子どもから高齢者まで幅広い世代の市民に対して、介護の仕事の大切さや介護職場の魅力を発信し、介護の仕事のイメージアップを図るとともに、多様な人材の介護現場への参入を促進します。
- ・各介護サービス事業者間の情報共有や合同研修の実施等を支援することにより、介護従事者の資質向上を図ります。
- ・事業者に給付している介護職員等処遇改善加算*が、確実に職員に支給されていることを確認することにより、賃金改善に努めます。
- ・「高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会」、「高松市指定訪問介護事業者連絡協議会」、「高松市指定通所介護事業者連絡協議会」等の介護関係団体間の連携・協力体制を更に発展させ、労働環境の改善を図ります。
- ・県が地域医療介護総合確保基金を活用して実施する支援事業や研修等について、介護サービス事業者等関係者へ情報提供を行うことにより、介護人材の参入促進・定着・資質向上や処遇・労働環境の改善を図ります。

5 在宅医療・介護連携の充実

高齢化の進行に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、地域においても複数の疾患や不安を持つ高齢者が増加するものと想定されます。高齢者の疾患が悪化した場合は、早期に治療を受け、できる限り早く生活の場へと戻ることが、生活機能低下や介護の重度化の防止に不可欠であり、また、認知症の人が、容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく医療・介護の支援を受けられることが重要です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域の在宅医療・介護の提供に携わる団体が連携し、PDCAサイクルに沿った包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する必要があります。

本市では、医療・介護の関係団体の代表者等で構成される「高松市在宅医療介護連携推進会議」において、在宅医療・介護連携の現状と課題を把握し、対応策を検討しているほか、多職種が連携し、チームとなって機能する仕組みづくりを推進しています。

今後も、疾患のある高齢者を支える入院医療・在宅医療・介護の場において、それぞれに従事する医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリテーション専門職・管理栄養士・介護支援専門員・介護福祉士等の多職種間の連携を強化するため、連携の核となる人材を育成し、感染症や災害時においても継続的なサービス提供の維持を図る必要があります。

また、地域の在宅医療・介護連携を推進するには、市民が、人生会議を通して終末期ケアの在り方や看取りも含めて在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに適切にサービスを選択できるようにすることも重要です。平成30（2018）年10月に長寿福祉課内に設置した在宅医療支援センターで、在宅医療に関する相談に対応するとともに、在宅療養等に関する知識の普及・啓発を図っています。

【主な取組】

- ① 在宅医療・介護連携推進事業

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
多職種連携構築度評価平均得点 (点)	5.6	7.0	7.0	7.0
要介護者の在宅比率 (%)	80.3	79.8	79.8	79.8

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

事業の概要							
<p>在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、高松市医師会・歯科医師会や居宅介護支援事業者連絡協議会の代表者などの在宅医療・介護関係者で構成される「高松市在宅医療介護連携推進会議」を開催するなど、情報共有と連携強化を図ります。</p> <p>それにより、医療・介護の連携の場面（入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）に応じた取組や、認知症の人への対応等の取組を強化し、かかりつけ医機能報告等を踏まえた協議の結果も考慮しながら、医療及び介護の両方を必要とする高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。</p>							
課題							
<p>在宅療養に関する医療や介護の情報を一元的に管理できる仕組みづくりが必要です。</p> <p>また、医療・看護・介護・福祉等の各職種において、それぞれの専門性や特色を生かした連携及び情報共有による顔の見える関係づくりや、本市における在宅医療・介護連携の課題や対応について、多職種間で協議する機会や研修の実施を継続することが必要です。</p> <p>更に、在宅医療支援センターの効果的な運営とともに、在宅医療・介護の推進について、広く市民に周知・啓発を行う必要があります。</p>							
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*	
	高松市在宅医療介護連携推進会議		開催回数	(回)	6	6	6
	部会	退院支援・医療介護連携部会	開催回数	(回)	6	6	6
		ICT部会	開催回数	(回)	0	0	5
		多職種連携部会	開催回数	(回)	4	4	4
		在宅医療コーディネーター部会	開催回数	(回)	1	1	1
	医療介護連携ミーティング		開催回数	(回)	2	2	2
			参加者数	(人)	316	275	162
	多職種連携研修		開催回数	(回)	1	1	1
			参加者数	(人)	117	129	130
	多職種連携構築度評価平均得点			(点)	5.1	5.6	5.6
	要介護者の在宅比率			(%)	79.9	80.3	79.8
	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市在宅医療介護情報サイト(ホームページ)の作成及び運用 ・在宅ケア便利帳(ホームページ版)の作成及び更新 5.6 ・入退院時等における円滑な情報共有のための入退院支援ルール作成及び運営 ・在宅医療支援センターの設置・運営 ・在宅医療コーディネーターの養成、フォローアップ研修 ・多職種連携研修の開催 ・啓発用パンフレットの作成と出前講座の開催 ・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)*の周知・啓発 						

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

より多くの職種の関係者同士が、円滑に連携が取れるよう、ミーティングや研修を通じて情報共有を行ったり、オンラインや会場参集など顔が見える関係づくりができるような開催方法の工夫を行うなど、更なる多職種連携の構築に取り組みます。

また、引き続き、情報共有と連携強化を推進する仕組みづくりとその活用に向けて、下記の事業に取り組みます。

- ・「高松市在宅医療介護連携推進会議」を開催し、在宅医療・介護の課題や対応策等について検討します。
- ・地域の医療・介護関係者や市民のニーズに沿った、医療・介護に関する情報提供を行うとともに、入退院及び在宅療養における円滑な情報共有のためのツールを活用するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。
- ・平常時から、医療と介護が連携することを目指し、入退院支援ルールの運用に取り組みます。
- ・医療・看護・介護・福祉等の多職種間の相互の理解や顔が見える関係づくりを支援するための研修等を実施するほか、在宅医療への移行及びそのマネジメントに関し、連携の核となる人材として、在宅医療コーディネーターを養成します。
- ・在宅医療支援センターを中心に、在宅療養に関する相談等を受け付け、必要に応じた情報提供により、相談者を支援します。また、感染症発生時等、対面での相談が困難な状況においても相談が可能となるよう、オンライン相談を継続実施します。
- ・市民に人生会議の重要性を伝える中で、終末期ケアの在り方や看取りも含めて在宅医療や介護についても理解し、支援が必要になったときに、希望に沿った選択ができるよう、広く周知・啓発を行います。
- ・共通の課題や情報共有の方法等、広域連携が必要な事項については、関係市町と協議し、対応を検討します。また、多職種を対象とした研修については、近隣の市町とも連携しつつ実施します。

	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	多職種連携構築度評価平均得点	(点)	7.0	7.0	7.0
	要介護者の在宅比率	(%)	79.8	79.8	79.8

1 住まいの整備・充実

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、ライフスタイルの多様性やそれぞれの身体等の状態に対応することができるよう、住まいの選択の幅を広げることが重要です。また、生活面に困難を抱える高齢者に対しては、住まいと生活の一体的な支援が必要とされています。

本格的な超高齢社会の到来を迎える中、できる限り在宅生活を送ることができるような支援に努めることが必要であるとともに、家族等が介護できなくなる状況を見据えて、高齢者が現在の住居より安心して自立した暮らしを送ることのできる住宅・施設等について、地域の実情に応じてサービス量の見込みを定めるとともに、居住環境や施設機能の充実を図る必要があります。

【主な取組】

- ① 高齢者住宅等安心確保事業
- ② サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム
- ③ 養護老人ホーム
- ④ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
「住みやすさ」に対する市民満足度(70歳以上) (%)	88.7	89.5	89.6	89.7

(1) 高齢者住宅等安心確保事業

事業の概要					
<p>高齢者の生活特性に配慮した高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）*において、生活援助員の派遣等により、入居者に対して生活指導や相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関との連絡等を行います。</p>					
課題					
<p>多様なニーズを抱える入居者に対して、適切に助言を行い、必要な支援につなげるため、生活援助員の資質の向上や、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	生活援助員の派遣人数	(人)	4	4	4
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>運営の効率化に留意しつつ事業を継続します。 また、生活援助員の資質向上のための研修等の取組を継続します。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	高齢者世話付住宅の戸数	(戸)	89	89	89

(2) サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

事業の概要						
<p>高齢者の安心を支えるサービス（安否確認や生活相談サービス）を提供するサービス付き高齢者向け住宅について、事業者の参入の動向を把握し、高齢者住まい法等に基づき、整備や運営管理、サービス提供が適正に行われるよう指導を行います。</p> <p>また、有料老人ホームについても、入居者の快適な居住環境の確保と適正な事業運営がなされるよう、事業者に対して適切な指導等を行い、高齢者が安心して暮らせる住まいを確保します。</p>						
課題						
<p>サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームは、施設によってサービス内容や料金体系が異なるため、市民に対し、より分かりやすく情報提供することが必要です。</p> <p>また、入居者が不利益を受けることが無いよう、契約やサービスの利用等に関して、適正な指導監督を行うことが必要です。</p>						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	サービス付き 高齢者向け 住宅	年度末登録施設数	(施設)	49 (46)	49 (46)	49 (46)
		年度末登録住宅戸数	(戸)	1,586 (1,403)	1,590 (1,407)	1,590 (1,407)
	有料 老人ホーム	年度末届出施設数	(施設)	75 (58)	77 (61)	81 (64)
		年度末届出定員数	(人)	2,503 (1,847)	2,558 (1,914)	2,707 (2,003)
<p>※ () は実績のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設に関するもの</p> <p style="text-align: right;">(★令和5年12月末現在の年度末見込)</p>						
今後の方向性						
<p>入居希望者が、自らのライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいを選択できるよう、情報提供体制の充実に努めます。</p> <p>また、事業者に対し運営管理、サービス提供等が適正に行われているかどうか、適切な指導監督を行い、高齢者の居住環境の確保や安心して暮らせる住まいの充実に努めます。</p>						

(3) 養護老人ホーム

事業の概要					
環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者が、能力に応じた自立した生活を営むため、必要な指導及び訓練、その他援助を行います。					
課題					
入所者の支援ニーズの多様化に対応できるよう、職員の専門的な支援技術を始めとした施設機能を強化し、居住環境を充実させることが求められています。 また、老朽化した施設については、居住環境や安全性の向上のため、改築を促進する必要があります。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	整備量	(人)	200	200	200
	整備施設数	(施設)	2	2	2
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
令和8（2026）年度まで整備量を維持するとともに、在宅生活が困難な高齢者の措置施設として、施設機能の充実に努めます。 また、居住環境等の向上のため、老朽化した施設の建替えを促進します。					

(4) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

事業の概要					
自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、自立して生活するには不安がある高齢者に、食事、入浴等の準備、相談及び援助などを提供します。					
課題					
入居者の高齢化とともに、要介護（要支援）認定者や認知症の人が増加しており、適切な介護サービスを利用できる体制を確保する必要があります。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度★
	整備量	(人)	468	468	468
	整備施設数	(施設)	12	12	12
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
令和8（2026）年度まで整備量を維持するとともに、日常生活に不安のある高齢者の自立生活を支援する施設として、入居者に対して適切な介護サービスが提供されるよう、施設機能の充実に努めます。					

2 外出支援の充実

高齢化の進展により、移動手段を持たない「交通弱者」の増加が見込まれることから、高齢者の移動の利便性を向上させ、外出の機会を創出する必要があります。

本市では、交通系ICカードの活用やノンステップバスの導入等を進めており、高齢者等、身体機能の低下した場合でも健康な人と同じように外出ができるよう、公共交通の利用促進や、確保・維持に取り組んでいます。

また、利用に当たっての要件がありますが、タクシー料金の一部を助成する「高齢者福祉タクシー助成事業」を実施しています。

更に、日常的な活動や社会参加活動が支障なく行えるよう、地域における移動・外出支援の充実を図る必要があります。

他方で、バスやタクシー等の公共交通において、運転手不足が喫緊の課題となっており、地域における移動支援の在り方については、既存の公共交通に加え、ライドシェアやボランティアによる移動支援等の新たな取組も含めて、総合的に検討する必要があります。

【主な取組】

- ① 高齢者公共交通運賃半額事業
- ② 公共交通機関等のバリアフリー化
- ③ 高齢者福祉タクシー助成事業
- ④ 地域における移動支援
- ⑤ 買い物支援等に関する情報発信

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
ゴールド IruCa 保有率 (%)	32.0	35.1	36.7	38.4
ノンステップバス導入率 (%)	73.3	74.3	75.2	76.2

(1) 高齢者公共交通運賃半額事業

事業の概要						
平成 25 (2013) 年9月に制定した「高松市公共交通利用促進条例」の理念を踏まえた事業として、平成 26 (2014) 年 10 月 1 日から、市内在住の 70 歳以上の人が交通系 IC カード「ゴールド IruCa」を利用して公共交通の運賃を支払った場合、その運賃が半額となるよう、公共交通事業者に対し、運賃差額を補助しています。						
課 題						
更なる利用促進のため、交通事業者等との連携により、効果的な啓発活動の実施が必要です。						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	ゴールド IruCa	新規発行枚数	(枚)	1,420	1,823	1,856
		累計発行枚数	(枚)	28,480	30,303	31,502
		利用件数	(件)	697,752	758,905	782,329
		保有率	(%)	30.6	32.0	32.8
(★令和5年 12 月末現在の年度末見込)						
今後の方向性						
新型コロナウイルス感染症の影響から利用者が大幅に減少しており、公共交通を利用することに対する懸念があるものと考えられるため、交通事業者と連携し周知・啓発等を進めていきます。						
目標	区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	ゴールド IruCa 保有率			(%)	35.1	36.7

(2) 公共交通機関等のバリアフリー化

事業の概要						
<p>高齢者等の移動の円滑化を図るため、「香川県福祉のまちづくり条例」及び「高松市交通バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅・バス車両など公共交通機関や、歩行空間のバリアフリー化を推進します。</p>						
課題						
<p>公共交通機関のバリアフリー化の推進については、実施主体が交通事業者であることから、事業者との更なる協働が求められます。</p> <p>また、歩行空間のバリアフリー化の推進については、市道の維持・修繕に合わせて、実施可能な箇所について取り組む必要があります。</p>						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	公共交通機関旅客施設バリアフリー化に対する助成件数/駅名		(件)	0	0	1/JR 端岡駅
	ノンステップバス	導入率	(%)	70.8	73.3	73.3
		新規導入台数	(台)	0	0	0
中心市街地におけるバリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業の主な取組			<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の傾斜や勾配の改善、段差の解消 ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置推進 			

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>実施主体がバス事業者であるため、協働が求められます。</p> <p>バス事業者と協働し、車両の更新に併せてバリアフリー化を進めていきます。</p> <p>高齢者や障がい者を含む様々な人が安全かつ快適に移動することができるよう、バス事業者と協働して車両の更新に合わせたバリアフリー化推進に取り組むとともに、安心して歩ける環境の整備に努めます。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	ノンステップバス導入率		(%)	74.3	75.2

(3) 高齢者福祉タクシー助成事業

事業の概要					
<p>外出することが難しい在宅の高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することで、外出支援を図ります。</p> <p>本人及び配偶者が市民税非課税で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯の、要介護認定を受けた高齢者を対象に、タクシー助成券を交付します。</p>					
課 題					
<p>身体や生活状況の変化に応じて、助成券が必要となった高齢者に提供できるよう、市民及び事業者等に、事業の周知を図る必要があります。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	助成券交付人数	(人)	2,027	2,040	2,104
	助成券使用枚数	(枚)	13,869	14,140	14,907
	助成券使用率	(%)	45.6	46.2	47.2
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>引き続き適切な外出支援を実施しながら、公共交通の状況や各地区の状況を踏まえ移動支援を検討していきます。</p> <p>一人暮らしや高齢者のみの世帯で、外出が困難な要介護認定を受けている高齢者に対して、タクシー料金の一部を助成し、外出支援を図ります。</p>					

(4) 地域における移動支援

事業の概要

高齢者が生活に楽しみや生きがいを見出し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域が主体となった移動・外出支援の取組を支援します。

課題

高齢者になると外出の頻度が減少傾向にあり、アンケート調査結果において、感染症の予防以外で、外出を控えている理由としては「足腰などの痛み」という身体的要因が一番多く、続けて、「交通手段がない」、「外での楽しみがない」となっています。また、移動手段では、自分で車を運転する人が一番多く、高齢化に伴い運転が難しくなった場合に、外出機会が減少してしまうことが懸念されます。

高齢者の外出の機会を増やし、生きがいや健康づくりとともに、高齢者の社会参加を促進するために、それぞれの地域の特性に合わせた持続可能な移動支援となるような仕組みを作る必要があります。

今後の方向性

地域における移動支援の在り方については、既存の公共交通に加え、ライドシェアやボランティアによる移動支援等の新たな取組も含めた、総合的な検討が必要です。

高松市社会福祉協議会や社会福祉法人及び地域福祉ネットワーク会議等と連携し、地域主導による移動・外出支援の取組が円滑に進むよう努めます。

(5) 買い物支援等に関する情報発信

事業の概要					
<p>買い物に困っている人に対し、日常生活に必要な食料品や日用品などを自宅等に配達してくれる商店や移動販売、買い物代行などの支援サービスを行っている事業者等の情報収集を行います。それを基に、高松市買い物支援一覧表を作成しホームページ等で公開するなど、地域住民へ情報発信をします。</p>					
課題					
<p>民間サービスによる、食品等の移動販売や宅配などの買い物支援が行われていますが、それらの情報が必要とされる方に、十分に周知されていないなどの課題があります。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	掲載事業者数	(件)	－	－	0
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>高松商工会議所と連携を図りながら、サービスを実施している事業所等の情報収集を行うとともに、地域住民への情報発信に取り組んでいきます。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	掲載事業者数	(件)	10	15	20

3 安全で住みよい環境づくりの推進

これまで本市、高松市民生委員児童委員連盟及び企業・団体等が連携・協力して行ってきた高齢者等の見守り活動を、消費者安全法に定める「消費者安全確保地域協議会」と位置付け、香川県警察をアドバイザーに加えることにより、高齢者等の見守り活動とともに消費生活の安全確保に取り組んでいます。

また、高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室・シルバードライバーズスクール等の開催や夜間の交通事故防止に役立つ反射材の使用促進により、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上を図ります。

更に、一人暮らし高齢者等の火災防止のため、住宅防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、自治会、老人クラブ、高齢者福祉施設等において、防火・防災に関する講話や訓練を実施し、防火・防災意識の啓発を図ります。

【主な取組】

- ① 住宅防火診断
- ② 高齢者の消費者被害防止
- ③ 高齢者の交通安全対策

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
高齢者の消費生活相談における解決割合 (他機関への誘導を含む) (%)	98.0	99.5	99.5	99.5
高齢者交通安全教室等参加者数 (人)	2,008	2,500	2,500	2,500

(1) 住宅防火診断

事業の概要					
住宅防火のため、一人暮らし高齢者等の住宅防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置・維持管理対策を推進します。また、自治会、老人クラブ、高齢者福祉施設等において、防火・防災に関する講話や訓練を実施し、防火・防災意識の啓発を図ります。					
課題					
一人暮らし高齢者の火災予防のため、防火・防災に関する意識を高めるとともに、住宅防火診断の実施の更なる推進が求められます。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	住宅防火診断実施件数	(件)	3,086	3,049	3,000

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性				
実施効果を高めるため、訪問者のスキルアップを図りながら、引き続き、高齢者宅の防火訪問を実施し、住宅防火に努めます。				

(2) 高齢者の消費者被害防止

事業の概要					
高齢者等の消費被害を防ぐため、民生委員、事業者、警察等が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」の取組を推進するとともに、消費生活出前講座などを通じた広報啓発・情報提供活動等を推進します。					
課題					
高齢者を狙った架空請求等が急増しており、被害の未然防止に役立つ講座の開催や、情報提供、啓発等が必要です。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	高齢者の消費生活相談における解決割合(他機関への誘導を含む)	(%)	97.8	98.0	98.7
■高齢者の消費者被害の防止に向けた取組 ・消費生活出前講座の実施 ・消費者ウィーク*(「消費者の日(5月30日)」を含む1週間)に合わせた各種啓発事業(暮らしを見直す市民のつどい)等の開催 ・在宅の高齢者を狙った悪質業者に関する情報提供					

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
最新の情報提供による被害の未然防止とともに、消費生活センターの相談体制の堅持及び相談員のレベルアップにより、更なる被害の防止を図ります。					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	高齢者の消費生活相談における解決割合(他機関への誘導を含む)	(%)	99.5	99.5	99.5

(3) 高齢者の交通安全対策

事業の概要						
高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室・シルバードライバーズスクール等の開催や、夜間の交通事故防止に役立つ反射材の使用促進により、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上を図ります。						
課 題						
高齢者向けの交通安全教室・シルバードライバーズスクール等を拡充し、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上が必要です。						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	シルバードライバーズ スクール	参加者数	(人)	0	17	25
		高齢者交通指導員 研修会	参加者数	(人)	0	40
	高齢者交通安全教室	開催回数	(回)	1,703	1,303	1,239
参加者数		(人)	2,150	2,008	1,656	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性						
その他地域コミュニティで開催する交通安全教室や市政出前ふれあいトーク等で行う高齢者向け交通安全教室を拡充し、高齢者を対象とした交通安全啓発を図ります。						
目標	区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	高齢者交通安全教室等参加者数		(人)	2,500	2,500	2,500

4 災害時等の援護体制の充実

高松市地域防災計画の方針に基づき、災害が発生したときに災害応急対策を円滑に行うために、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、災害時に避難支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿*）を作成するほか、地区民生委員児童委員の協力の下、一人暮らし高齢者等を把握し、災害発生時の迅速な対応のための体制整備に努めるとともに、自主防災組織による防災訓練等に対する支援を行い、地域の防災力向上を図ります。

また、日頃から高齢者施設等と連携し、高齢者施設等におけるリスクや、避難訓練の実施、物資の備蓄・調達状況等の確認を行う必要があります。

【主な取組】

- ① 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備
- ② 一人暮らし・寝たきり高齢者の把握
- ③ 自主防災組織の活動支援
- ④ 高齢者施設等における災害に対する備え
- ⑤ 高齢者施設等における感染症に対する備え

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
個別避難計画の作成率 (%)	—	70.0	75.0	80.0
地域コミュニティ協議会単位の 地域防災訓練(避難所運営練 等を含む)実施率 (%)	90.9	100.0	100.0	100.0

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

事業の概要					
<p>災害時に自力で避難することが困難な高齢者などの要配慮者に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く安全に行われる体制を構築するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者情報の把握と共有を図るとともに、平常時から要配慮者に対する見守りや声かけを行うなど、地域における要配慮者を支援します。</p>					
課題					
<p>大規模災害発生時、避難行動要支援者の登録情報が、安否確認等に役立つよう、情報の更新等を適宜行うことが必要です。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の未作成者の未登録者に対して、制度の周知・啓発を行うなど、登録率の向上を図ることが必要です。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	避難行動要支援者名簿登録者数	(人)	11,099	10,487	7,771
	個別避難計画作成数	(人)	－	－	4,397
	個別避難計画作成率	(%)	－	－	56.6

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>各地区（校区）コミュニティ協議会等と協働し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録情報に変更がないか確認し、毎年、名簿及び計画の更新を行うことで、大規模災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等に、真に役立つものとなるように努めます。</p> <p>また、個別避難計画の作成率の向上についても、地域と連携し、周知・啓発に取り組みます。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	個別避難計画の作成率	(%)	70.0	75.0	80.0

(2) 一人暮らし・寝たきり高齢者の把握

事業の概要					
各地区において、地区民生委員・児童委員の協力の下、一人暮らし・寝たきり高齢者の把握に努め、災害時や日常の見守りなどに備えます。					
課題					
新たに 65 歳となった一人暮らしの人や寝たきりなど的高齢者の状況などについて、地域でのつながりの希薄化や、セキュリティ付きマンションなどが増加するなど、実態把握が困難となっているケースがみられます。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	一人暮らし高齢者数	(人)	9,108	9,054	8,929
	寝たきり高齢者数	(人)	201	171	148

今後の方向性					
地域のつながりの希薄化などにより、実態把握が困難となっているケースがみられます。各地区において、災害時や日常の見守り等に備えるため、地域で支えあう見守り活動との連携や、65 歳到達者名簿の活用により、地域のネットワークづくりを支援するとともに、新たに対象となった方について、名簿を随時更新します。					

(3) 自主防災組織の活動支援

事業の概要					
自主防災組織の活動を推進するため、地域防災訓練を支援するなどの育成指導を行い、地域防災力の向上を図ります。					
課 題					
地域コミュニティ単位で実施する訓練を支援するため、非常食を助成するなど、自主防災組織の更なる育成強化を図り、地域防災力の向上を図ることが必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	地域コミュニティ協議会単位の 地域防災訓練(避難所運営訓練等 含む)実施率	(%)	68.2	90.9	90.9

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
自主防災組織連絡協議会と連携し、避難所運営をシミュレーションすることができるHUG（ハグ）*等を活用して、機運を高めます。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地域コミュニティ協議会単位の 地域防災訓練(避難所運営訓練等 含む)実施率	(%)	100.0	100.0	100.0

(4) 高齢者施設等における災害に対する備え

事業の概要

高齢者施設等における災害に備えた計画の策定及び避難訓練の実施状況の確認を行うとともに、災害のリスク、食糧等の必要物資の備蓄・調達状況、災害の種類別における避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

また、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準等により、全ての高齢者施設等を対象に、業務継続計画（BCP）の策定、研修及び実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、高齢者施設等事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

課題

高齢者施設等の事業主体や規模は多様であり、災害対策に関する知見や、これに割ける経営資源には事業所間で格差があるため、行政による適切な支援等が必要です。

今後の方向性

災害対策に関する情報提供等の取組を継続します。また、高齢者施設等で策定している災害に関する具体的な計画や、令和6（2024）年度から策定が義務化された業務継続計画（BCP）について、定期監査の機会等を活用し、実地又は書面により定期的な確認を行うほか、必要な助言等を行うことにより、災害対策の実効性を確保します。

(5) 高齢者施設等における感染症に対する備え

事業の概要

高齢者施設等において、感染症発生時においてもサービスを継続するため、職員が感染症に対する正しい理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、感染症に対する必要な研修及び訓練が行われているか、また、適切な感染防護具等の備蓄・調達・輸送体制の整備状況について、定期的に確認を促します。

また、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準等により、全ての高齢者施設等を対象に、業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、高齢者施設等事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

課題

高齢者施設等の事業主体や規模は多様であり、感染症対策に関する知見や、これに割ける経営資源には事業所間で格差があるため、行政による適切な支援等が必要です。

今後の方向性

感染症対策に関する情報提供や、高齢者施設等において感染症が発生し、感染防護具等が不足する場合に提供する感染防護具等の備蓄の取組を継続します。また、高齢者施設等で令和6（2024）年度から義務化された業務継続計画（BCP）の策定及び感染症のまん延防止のための訓練等の実施について、定期監査の機会等を活用し、実地又は書面により定期的な確認を行うことより、感染症対策の実効性を確保します。

団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が前期高齢者（65歳～74歳）となる令和22（2040）年を見据え、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。

このような中、介護保険法に基づき、老人福祉計画と一体のものとして、第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年度からの3年間）を策定し、取組の更なる深化・推進に努めます。

本計画は、令和7（2025）年の地域医療構想及び介護離職ゼロの実現に係る需要を踏まえ、中長期的な視点から必要なサービス量やその事業費を見込み、介護保険財政の均衡を保つための保険料を設定するほか、サービスの質の向上を図るための施策、介護保険給付の適正化、大規模災害や感染症対策にも取り組みながら、適切に持続可能なサービスが提供される体制の整備について定め、介護保険事業の円滑な運営を推進するものです。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

（1）高齢者数と要介護（要支援）認定者数の推移

本市の総人口は減少傾向となっており、住民基本台帳人口（各年10月1日時点）を用いたコーホート変化率法による推計では、団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年度には416,170人、団塊ジュニア世代が前期高齢者（65歳～74歳）となる令和22（2040）年度には、381,570人にまで減少することが見込まれます。

その一方で、高齢者人口は増加傾向で推移し、令和7（2025）年には120,660人、令和22（2040）年には127,686人にまで増加することが見込まれています。

また、高齢者人口の増加に伴い、介護保険サービスの受給者となる要介護（要支援）認定者数は増加傾向で推移しており、令和22（2040）年が最大となる見込みです。

(2) 介護保険サービス提供体制の確保

介護保険制度においては、高齢者自らが、心身等の状態に応じて、必要なサービスの種類やサービス事業者の選択を行うことが基本であり、そのためには、質・量ともに適切なサービス提供体制が整えられていることが必要です。

今後、生産年齢人口の減少が加速する中で、令和22(2040)年頃には、高齢者人口がピークを迎えます。また、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者が増加しており、こうしたニーズを充足させるためには、介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していく必要があります。

また、自立支援・重度化防止のためには、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目なく、それぞれの段階に応じた適切なリハビリテーションが提供されるよう、病院や診療所、介護サービス事業所等に勤務するリハビリテーション専門職との連携体制の構築や適切なケアマネジメントが必要です。

① 地域医療構想を含む医療計画との整合性

地域医療構想に伴う介護施設・在宅医療等の追加的需要について、適切に受け皿の整備をする必要があることから、医療療養病床を有する医療機関からの移行分と令和5(2023)年度末で廃止となった介護療養型医療施設*からの移行分を踏まえサービス見込量を設定するとともに、サービス提供体制の確保を図ります。

② 介護離職ゼロ対策

働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防止するため、その対応を踏まえたサービス見込量を設定するとともに、サービス提供体制の確保を図り、介護離職ゼロの実現を目指します。

③ 地域リハビリテーションの推進

リハビリテーション専門職と連携し、介護予防教室等においてリハビリテーション専門職が高齢者個人と関わりを持ち、心身機能や生活機能の向上に向けた働きかけを行っていくほか、地域ケア会議等に参加し、ケアマネジメントに専門的なリハビリテーションの視点を取り入れるよう努めます。

(3) 介護保険サービス量の見込み

① 施設・居住系サービス利用者数の推移

施設・居住系サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、医療療養病床等からの移行等を考慮して、次のとおり見込みます。

【要介護（要支援）認定者数と施設・居住系サービス利用者数の推移】

(単位:人)

区分	実績			推計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
要介護(要支援)認定者数	25,544	25,691	25,860	26,285	26,601	26,935	31,085	29,988
要支援認定者数	6,654	6,496	6,656	6,775	6,836	6,895	7,564	7,339
要介護認定者数	18,890	19,195	19,204	19,510	19,765	20,040	23,521	22,649
介護保険施設利用者(※1)の割合	14.8%	14.5%	14.4%	14.1%	14.1%	14.1%	14.4%	14.4%
介護保険施設の利用者数	2,790	2,775	2,762	2,757	2,792	2,827	3,380	3,254
介護老人福祉施設(※2)	1,628	1,633	1,632	1,645	1,645	1,645	1,976	1,900
介護老人保健施設	1,028	1,017	1,011	1,011	1,011	1,011	1,200	1,156
介護医療院	46	47	46	101	136	171	204	198
介護療養型医療施設	88	78	73					
重度利用者(※3)の割合	55.6%	55.8%	55.3%	55.2%	55.4%	55.7%	55.9%	56.0%
介護保険施設利用者のうち、 要介護4・5の利用者数	1,552	1,548	1,528	1,523	1,547	1,575	1,890	1,822
居住系サービス利用者数	1,682	1,744	1,762	1,884	1,884	1,884	2,257	2,170
認知症対応型共同生活介護	912	930	925	963	963	963	1,139	1,095
特定施設入居者生活介護	741	761	773	805	805	805	943	908
地域密着型特定施設入居者 生活介護	29	53	64	116	116	116	175	167
施設・居住系サービス利用者数	4,472	4,519	4,524	4,641	4,676	4,711	5,637	5,424

※令和3(2021)年～令和4(2022)年は各月平均値、令和5(2023)年は3～8月利用の平均値を基に見込む

※予防給付を含む

(※1) 要介護認定者のうち、介護保険施設の利用者

(※2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む

② 居宅サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、要介護認定者における中重度者の増加、在宅における医療需要等を考慮するとともに、新たな施設等整備に伴う利用者の移行を含め、次のとおり見込みます。

【居宅サービス利用者数の推移（1か月当たり）】

(単位:人/月)

区 分	実 績			推 計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
訪問介護	4,532	4,605	4,623	4,683	4,748	4,800	5,627	5,421
訪問入浴介護	141	136	133	137	137	137	137	137
訪問看護	1,913	2,078	2,269	2,442	2,560	2,596	3,048	2,938
訪問リハビリテーション	326	361	351	362	366	372	435	419
居宅療養管理指導	3,421	3,634	3,864	4,102	4,245	4,319	5,105	4,915
通所介護	4,662	4,619	4,672	4,692	4,723	4,716	5,512	5,308
通所リハビリテーション	3,212	3,160	3,172	3,174	3,187	3,198	3,654	3,527
短期入所生活介護	1,610	1,630	1,639	1,656	1,677	1,703	2,023	1,946
短期入所療養介護	61	65	78	87	88	89	105	101
特定施設入居者生活介護	741	761	773	805	805	805	943	908
福祉用具貸与	10,453	10,843	11,203	11,630	12,070	12,384	14,320	13,810
特定福祉用具購入費	160	167	153	148	149	150	175	168
住宅改修費	130	135	141	149	151	147	167	161
介護予防支援・居宅介護支援	15,319	15,601	15,796	16,120	16,449	16,751	19,362	18,670

※令和3(2021)年～令和4(2022)年は各月平均値、令和5(2023)年は3～8月利用の平均値を基に見込む

※予防給付を含む

③ 地域密着型サービス利用者数の推移

地域密着型サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、認知症高齢者の増加等を考慮して、次のとおり見込みます。

【地域密着型サービス利用者数の推移（1か月当たり）】

(単位:人/月)

区 分	実 績			推 計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	233	265	298	328	335	345	406	390
夜間対応型訪問介護	114	128	132	140	143	146	176	168
地域密着型通所介護	1,810	1,855	1,890	1,935	1,986	2,028	2,362	2,277
認知症対応型通所介護	129	111	109	107	108	110	131	125
小規模多機能型居宅介護	258	254	244	241	239	243	283	272
認知症対応型共同生活介護	912	930	925	963	963	963	1,139	1,095
地域密着型特定施設入居者 生活介護	12	3	0	0	0	29	34	33
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	29	53	64	116	116	145	175	167
看護小規模多機能型居宅介護	34	30	29	30	31	31	36	35

※令和3(2021)年～令和4(2022)年は各月平均値、令和5(2023)年は3～8月利用の平均値を基に見込む

令和6（2024）年の圏域別地域密着型サービスの事業者の状況は以下のとおりです。地域の実情を勘案し、住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、地域密着型サービスの整備を行います。

【圏域別地域密着型サービスの事業所の状況】

(単位:事業所)

	① 中央 西	② 中央 東	③ 鶴 尾	④ 太 田	⑤ 一 宮	⑥ 香 東	⑦ 木 太	⑧ 古 高 松	⑨ 屋 島	⑩ 協 和
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1		1						
夜間対応型訪問介護	1									
地域密着型通所介護	7	11	4	4	3	1	6	5	1	14
認知症対応型通所介護	1				1	1	1	1		2
小規模多機能型居宅介護	1	1				1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	1	6	2	3	2	5	1	8	1	2
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					1					1
看護小規模多機能型居宅介護		1		1				1		

	⑪ 龍 雲	⑫ 山 田	⑬ 勝 賀 居 ・ 下 笠	⑭ 塩 江	⑮ 香 川	⑯ 香 南	⑰ 牟 礼	⑱ 庵 治	⑲ 国 分 寺
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			1		1				1
夜間対応型訪問介護									
地域密着型通所介護	7	2	4		5	2	6		3
認知症対応型通所介護			2		1			1	1
小規模多機能型居宅介護	1	1	1		1		1		
認知症対応型共同生活介護	4	2	5	1	2	2	1	1	2
地域密着型特定施設入居者生活介護									
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1						
看護小規模多機能型居宅介護									

※令和6年1月1日時点（休止中を除く）

(4) 地域密着型サービスの適正な整備と普及

重度の要介護者、一人暮らし高齢者及び認知症高齢者の増加、更には働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、多様で柔軟なサービスを利用し、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、日常生活圏域別の利用見込みを基に、必要なサービスを整備するとともに、利用促進を図ります。

サービス事業者の指定に当たっては、指定基準、運営基準に基づき審査を行い、適正な事業運営を行うことができるよう努めます。

(5) 第9期計画における介護保険施設等整備量

【第9期計画における介護保険施設等整備量】

(単位:人)

区 分	整備量
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特養)	29
介護医療院	70
地域密着型特定施設入居者生活介護	29

2 事業費の見込みと介護保険料

(1) 計画期間の事業費

在宅サービス別給付費は、各年度のサービス利用者数の推計値にサービス1人1か月（1回（日））当たりの給付費を乗じて推計したうえで、12か月を乗じて、サービスの利用回数（日数）があるサービスでは各年度の1人1か月当たりの利用回数（日数）を更に乗じて、次のとおり見込みます。

施設サービス別給付費は、各年度のサービス利用者数の推計値にサービス1人1か月当たりの給付費を乗じて推計したうえで、12か月を乗じて、次のとおり見込みます。

（単位：千円）

区分		令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
在宅サービス	訪問介護	3,814,407	3,910,648	3,977,836	4,715,305	4,541,368
	訪問入浴介護	88,638	88,750	88,750	88,750	88,750
	訪問看護	1,566,727	1,645,498	1,666,525	1,965,994	1,895,067
	訪問リハビリテーション	186,928	189,338	192,662	225,627	217,160
	居宅療養管理指導	564,295	584,719	594,661	703,537	677,348
	通所介護	5,162,153	5,223,493	5,227,783	6,142,561	5,913,624
	通所リハビリテーション	2,151,324	2,162,514	2,173,911	2,514,112	2,423,710
	短期入所生活介護	3,290,058	3,317,534	3,364,334	4,022,867	3,866,575
	短期入所療養介護	77,563	78,361	79,393	93,836	90,384
	福祉用具貸与	1,626,424	1,684,311	1,728,319	2,025,496	1,951,215
	特定福祉用具購入費	53,811	54,172	54,537	63,860	61,348
	特定施設入居者生活介護	1,859,051	1,861,841	1,862,279	2,195,287	2,112,501
	住宅改修費	131,844	133,648	129,902	147,565	142,173
	介護予防支援・居宅介護支援	2,547,956	2,601,005	2,645,268	3,088,686	2,975,098
① 小計		23,121,179	23,535,832	23,786,160	27,993,483	26,956,321
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	658,945	675,557	691,948	819,301	787,118
	夜間対応型訪問介護	372,338	381,571	390,332	471,847	450,385
	地域密着型通所介護	1,845,215	1,897,183	1,935,878	2,271,535	2,189,679
	認知症対応型通所介護	182,886	185,209	188,457	224,336	213,913
	小規模多機能型居宅介護	551,557	550,880	560,916	660,672	634,752
	認知症対応型共同生活介護	3,068,782	3,073,093	3,073,522	3,637,780	3,497,756
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	69,637	81,933	78,993
	看護小規模多機能型居宅介護	93,778	97,223	97,223	113,425	110,098
施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	358,186	359,002	449,087	541,976	517,178
	② 小計	7,131,687	7,219,718	7,457,000	8,822,805	8,479,872
	介護老人福祉施設	5,304,688	5,312,511	5,313,621	6,380,354	6,136,701
	介護老人保健施設	3,452,403	3,457,637	3,458,501	4,109,457	3,959,034
施設サービス	介護医療院	415,043	560,301	708,792	846,034	821,328
	③ 小計	9,172,134	9,330,449	9,480,914	11,335,845	10,917,063
	④ 特定入所者介護サービス等給付費	772,393	781,104	788,915	846,860	817,163
⑤ 高額介護サービス費	1,154,713	1,185,391	1,215,361	1,345,853	1,298,658	
⑥ 審査支払手数料	56,907	58,444	60,022	65,634	63,332	
⑦ 給付費合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	41,409,013	42,110,938	42,788,372	50,410,480	48,532,409	
⑧ 地域支援事業費	1,836,903	1,845,518	1,854,730	1,900,402	1,853,190	
⑨ 保健福祉事業費	114,034	120,000	120,000	154,608	154,608	
総事業費(⑦+⑧+⑨)	43,359,950	44,076,456	44,763,102	52,465,490	50,540,207	

【地域支援事業費*】

(単位:千円)

区分			令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
介護予防・日常生活支援総合事業	サービス事業	サービス事業	810,572	817,548	824,617	831,858	807,349
		訪問型サービス	229,774	231,324	232,885	236,587	229,616
		通所型サービス	580,798	586,224	591,732	595,271	577,733
		介護予防ケアマネジメント事業	129,610	129,610	129,610	129,610	129,610
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656
		介護予防普及啓発事業	25,280	25,280	25,280	25,280	25,280
		健康ステーション事業	23,615	23,615	23,615	23,615	23,615
		地域介護予防活動支援事業	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
		高齢者居場所づくり事業	10,847	10,847	10,847	10,847	10,847
		一般介護予防事業評価事業	5,644	5,644	5,644	5,644	5,644
		地域リハビリテーション活動支援事業	177	177	177	177	177
上記以外の介護予防・日常生活支援事業		8,832	10,438	12,581	10,611	10,298	
包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	595,519	595,519	595,519	626,962	608,490	
	地域ケア会議推進事業	1,398	1,398	1,398	1,398	1,398	
	医療介護連携事業	15,155	15,155	15,155	15,155	15,155	
	認知症総合支援事業	9,290	9,290	9,290	9,290	9,290	
	生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業	59,157	59,190	59,190	59,190	59,190	
任意事業	介護給付適正化事業	47,737	47,737	47,737	51,188	49,678	
	家族介護支援事業	7,143	7,143	7,143	7,659	7,434	
	認知症高齢者見守り事業	489	489	489	524	509	
	認知症高齢者家族支援サービス事業	6,654	6,654	6,654	7,135	6,925	
	その他事業	69,139	69,139	69,139	74,130	71,947	
	成年後見制度利用支援事業	9,137	9,137	9,137	9,798	9,509	
	住宅改修支援事業	96	96	96	96	96	
	地域自立生活支援事業 (高齢者住宅等安心確保事業 高齢者見守り事業 介護相談員派遣等事業)	59,906	59,906	59,906	64,236	62,342	
A 介護予防・日常生活支援総合事業		1,032,365	1,040,947	1,050,159	1,055,430	1,030,608	
B 包括的支援事業・任意事業		804,538	804,571	804,571	844,972	822,582	
地域支援事業合計(A+B)		1,836,903	1,845,518	1,854,730	1,900,402	1,853,190	

(2) 介護保険料

介護給付に必要な費用は、公費（国・都道府県・市区町村）で1/2を負担し、残りの1/2を被保険者の保険料等（65歳以上の人は市区町村が決定した介護保険料、40～64歳の方は加入している医療保険者が決定した介護納付金）によって賄っています。

本市の令和6（2024）年度から令和8（2026）年度における65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、次のような方法で算定しています。

【保険料算定方法（1人当たり基準額）】

- 保険料必要額：28,654,616千円 <3年間>
- 被保険者数（所得段階別加入割合補正後被保険者数）：362,928人 <3年間>
- 収納率：99.2%
- 保険料基準額算定式：

$$28,654,616 \text{ 千円} \div 362,928 \text{ 人} \div 99.2\% \div 79,600 \text{ 円/年}$$

本市の介護保険料基準額は、上記により算出した79,600円で月額6,633円となりますが、令和22（2040）年度には、月額9,000円超え、令和27（2040）年度には、月額9,300円を超えると予測されるなど、介護保険事業の財政が逼迫することに伴う利用者負担の大幅な増嵩が危惧されることから、介護保険サービスの効果的な提供や、効率的かつ適正な利用に加え、介護予防・重度化防止に向けた取組の推進が、ますます重要になると考えられます。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の介護保険料率については、次のとおり算出します。

段階	対象者		基準額に対する割合	月額 (円)	年額 (円)			
	市町村民税課税状況					基準判定所得		
	本人	世帯						
第1段階	-	-	生活保護受給者	0.455 (0.285)	3,025 (1,892)	36,300 (22,700)		
	非課税	非課税	老齢福祉年金受給者					
前年課税合計以外所得の額			80万円以下	0.630 (0.430)	4,183 (2,858)	50,200 (34,300)		
			80万円超～120万円以下					
		120万円超	0.675 (0.670)				4,483 (4,450)	53,800 (53,400)
		80万円以下						
課税		80万円超	基準額 1.000	6,633	79,600			
		課税	-	前年合計所得金額	120万円未満	1.200	7,967	95,600
120万円以上210万円未満					1.300	8,625	103,500	
210万円以上320万円未満					1.500	9,950	119,400	
320万円以上420万円未満					1.700	11,283	135,400	
420万円以上520万円未満	1.900				12,608	151,300		
520万円以上620万円未満	2.100				13,933	167,200		
620万円以上720万円未満	2.300				15,258	183,100		
720万円以上820万円未満	2.400				15,925	191,100		
820万円以上	2.500	16,583			199,000			

※第1段階から第3段階は、公費による低所得者の保険料軽減強化実施後の（ ）書きの数値になります。

3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(1) 共生型サービス

地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築においても、高齢者だけではなく、障がい者、子どもを含めた地域づくり、包括的支援体制が求められています。

平成30(2018)年4月から、介護保険制度と障害福祉制度に、新たに共生型サービスが位置付けられ、同一の事業所での高齢者と障がい児者へのサービス提供が可能となりました。当該指定の申請があった場合は、指定基準に基づく適切な審査を行い、サービス事業者を指定することで、障がい児者が高齢になっても、引き続き同一の事業所でサービスを受けることが可能になるよう努めます。

(2) 介護給付適正化の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

今後、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年、更には、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を、今後も推進していくことが必要となります。

このようなことから、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度の6年間に計画期間とする「第3期高松市データヘルス計画」に基づき、介護給付の適正化を一層推進します。

① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査*票の特記事項や主治医意見書との整合性を確認し、必要に応じて助言や指導を行うことにより、要介護認定調査の精度を高め、適正かつ公平な要介護認定に努めます。

② ケアプラン等の点検

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、点検及び指導を行うことにより、利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、適正な給付となるよう努めます。

また、住宅改修を行う際に、介護保険が適用される部分と適用されない部分について、施工前後の写真等による厳正な審査や、竣工時の訪問調査等により、利用者の身体状況や生活状況等の実態に即した、適切な住宅改修が行われるように努めます。

更に、福祉用具については、購入の必要性や利用状況について点検を行い、利用者の身体状況等に沿った適切な給付となるよう努めます。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会*の介護給付適正化システムを活用し、縦覧点検や医療情報との突合により、不適正な給付の発見に努めます。

④ 給付実績を活用した分析・検証

国民健康保険団体連合会から提供される給付実績情報を認定情報と突合し、矛盾点がないか確認するなど、適正なサービス提供が行われるよう努めます。

⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援

介護サービス事業者に対し、運営体制及び請求事務等に関する確認を行い、法令に基づいた適正な事業の実施を促します。

(3) 特別給付・保健福祉事業

保険者は、法定の保険給付以外に、介護保険法の趣旨に沿って、市町村の状況に応じた独自の給付事業を実施することができますが、その給付事業の財源は、全て第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

特別給付・保健福祉事業については、第1号被保険者の負担増につながる事等から、介護保険の給付状況や介護保険外の各種福祉サービスの実施状況を踏まえ、事業の在り方について検討します。

4 介護保険サービスの質的向上と業務の効率化

介護保険制度が広く市民に周知され、介護サービスの利用が浸透する中、多くのサービス事業者の参入により、介護サービスの供給体制は整いつつあります。

また、介護が必要になれば適切に認定し、真に必要なサービスを過不足なく適切に提供できることに加え、医療と介護を効果的・効率的に受けられるなど、利用者及びその家族が安心と満足を得られる質の高い内容が求められています。

こうした要望に応えるため、市民に対して介護サービスに関する情報を提供し、利用者に対する自己負担の軽減制度の活用促進等により、サービス利用の利便性を高めるとともに、サービスの質の向上を図るため、サービス事業者等に対する指導、助言を行います。

(1) サービスの質の向上

介護保険制度の基本は、利用者の心身等の状態に応じ、利用者の自由な選択に基づいた介護サービスを提供することにあることから、利用者等が、安心と、より高い満足を得られるサービスの質の向上を目指します。

① サービス事業者との連携

利用者一人ひとりに満足のいく介護サービスを提供できるよう、サービス事業者の連絡組織である「高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会」、「高松市指定訪問介護事業者連絡協議会」、「高松市指定通所介護事業者連絡協議会」等を通じて、引き続き、サービス事業者の連携を支援するとともに、必要な情報の提供や組織内研修等により事業者全体のサービスの質の向上を図ります。

また、介護と医療の必要な高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護支援専門員が主治医と連携しながら利用者についての情報を共有し、利用者中心の医療・介護・福祉サービスを、関係者の協力の下に提供できるよう支援します。

② サービス事業者への指導・助言

平成 24（2012）年度から、県に指定権限等があった介護施設及び居宅サービス等について、中核市である本市に指定権限等が移譲されたことより、市内の介護サービス事業者の指導監督は、全て本市が行っています。

サービス事業者に対する指導監督については、制度改正の内容や過去の指導事例等について、講習等の方式で行う集団指導や、高齢者虐待や不適切な報酬請求の防止等に向けて、定期的に事業所を訪問して行う運営指導のほか、運営基準等の違反及び不正請求が認められる場合等には、随時、監査を行い、サービス事業者の資質と利用者の処遇の向上に努めます。

また、利用者及びその家族等が満足のいく介護サービスを選択できるよう、又は提供を受けることができるよう、サービス事業者に対し、介護サービスの内容や運営状況についての公表を促すとともに、「高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会」から、事業者のサービスの質や運営の評価等の意見を聴取し、介護サービスの適正な運営の確保を図ります。

地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等の各事業所については、利用者・家族、地域住民の代表等により構成される運営推進会議に市職員を派遣し、適切な指導・助言、情報提供を行うなど、地域に開かれたサービスの推進、及び質の向上、透明な運営の確保を図ります。

地域の介護支援専門員に対しては、幅広い視野を持った適切なケアマネジメントが実施できるよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が研修会等を通じて、支援を行います。

③ 相談・苦情への対応

介護保険制度の複雑化や介護サービスの利用増加に伴い、サービス内容、要介護（要支援）認定、保険料賦課等を始めとする苦情・相談が増加、多様化していることから、各窓口における連携を密にし、迅速かつ丁寧な対応に努めるなど、相談体制の充実を図るとともに、利用者に対し、介護保険制度の内容や介護サービスの適正な利用について理解が得られるよう、広報紙やホームページ、市政出前ふれあいトーク等を通じて周知に努めます。

また、平成 27（2015）年度から介護サービス相談員を介護サービス事業所等へ派遣し、利用者からの相談に応じることで、利用者の疑問や不満、不安を解消するとともに、必要に応じて介護サービス事業所等に改善を求めることで、苦情に至る事案の未然防止を図っています。

（2）サービスの利便性の向上

介護に対する市民の要望に応えるため、市民に対して介護サービスに関する情報等の提供を行うとともに、利用者に対して自己負担の軽減制度の活用を促進し、サービス利用の利便性を高めます。

① 市民への情報提供

ホームページ、市政出前ふれあいトーク等、広報活動による情報提供に努めるとともに、サービス事業者に対し、介護サービス情報公表システムを活用したサービス内容や事業者に関する情報公開と、第三者評価*の積極的な採用を促進します。

② 低所得者に対する利用料の負担軽減

利用者の所得に応じて、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費を支給するほか、低所得者に対して、施設サービスにおける食費・居住費の補足的給付や社会福祉法人による利用者負担の減額等を行い、利用料の負担を軽減します。

(3) 公平・公正かつ迅速な要介護認定

要介護状態区分により、サービスの利用限度額や負担額が変わること等から、真に必要なサービスを過不足なく受けられるようにするために、要介護（要支援）認定に向けた調査や審査の公平・公正化が求められます。

このため、介護認定審査会*委員及び調査員の更なる資質の向上を目指し、香川県等が実施する研修会や、市主体の研修会等を通じて、認定*調査や審査・判定の平準化を図ります。

また、介護サービスを必要とする人が、少しでも早く要介護認定を受けられるよう、制度改正による認定事務の簡素化を適切に運用するとともに、申請受付から認定調査、調査内容の確認までの更なる効率化を図ることで、迅速な認定に努めます。

(4) 業務の効率化

令和22（2040）年に向けて、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大や生産年齢人口の減少が見込まれており、介護を担う人材の確保と介護現場の業務効率化が課題となっています。

介護現場の業務効率化は、利用者に対するサービスの質の向上につながるとともに、働く環境の改善による職員の負担軽減にもつながり、介護の仕事の魅力向上・介護人材の確保・介護サービス事業者の経営の安定も図られます。

今後、県では、適切な支援につなぐワンストップ型の総合相談センターを設けることとしており、県主導の下で、介護現場の業務効率化に資する様々な支援・施策を総合的に推進します。

① 文書負担軽減に向けた取組

- ・標準様式の原則化
- ・「電子申請・届出システム」利用の原則化

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援（地域医療介護総合確保基金）

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

庁内組織として、高齢者福祉に関する各種行政施策・事業の効果的かつ総合的な展開と柔軟な執行体制の確保を図るため、高松市高齢者福祉推進本部会（以下「本部会」という。）を設置しています。

また、施策・事業に関して具体的に調査研究するため、本部会に高松市高齢者福祉推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置き、各課が所管する既存事業も活用しながら高齢者福祉を推進することとしています。

本部会及び連絡会において本計画の検討・立案をすることで、関係局・課の間で相互に問題意識を共有し、協力・連携して施策を推進します。

くわえて、市民及び地域団体、保健・医療・福祉の各分野の関係機関等との緊密な協力・連携を図り、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

2 サービス提供体制

（1）情報提供・相談体制の充実

保健・医療・福祉の各分野のサービス内容、利用方法等を分かりやすく説明したパンフレット等を作成・配布するとともに、広報高松や市ホームページ、保健・医療・福祉関連情報のネットワークシステム「WAMNET*」（ワムネット）等を活用するなど、広報活動の充実を図ります。また、地域包括支援センターや老人介護支援センター、民生委員・児童委員、保健師等の訪問活動を通じて、きめ細やかな情報提供に努めます。

また、気軽にサービスの利用相談ができるよう、介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、保健の各部門と連携を図るほか、老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口として位置付けることにより、相談窓口の一本化に取り組み、相談体制の充実に努めます。

(2) サービス提供体制の充実

参入意向のある介護サービス事業者に対して、新規の開設を円滑に進められるよう、適時適切な情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

また、高齢者のニーズに合った最適なサービスを提供できるよう、サービス事業者を始めとした関係者との円滑な連絡調整や適切な指導・支援を行うため、地域包括支援センターを活用した地域における関係者間ネットワークの構築を促進するとともに、人的資源を生かしたサービス提供体制の構築を支援します。

(3) 苦情解決体制の充実

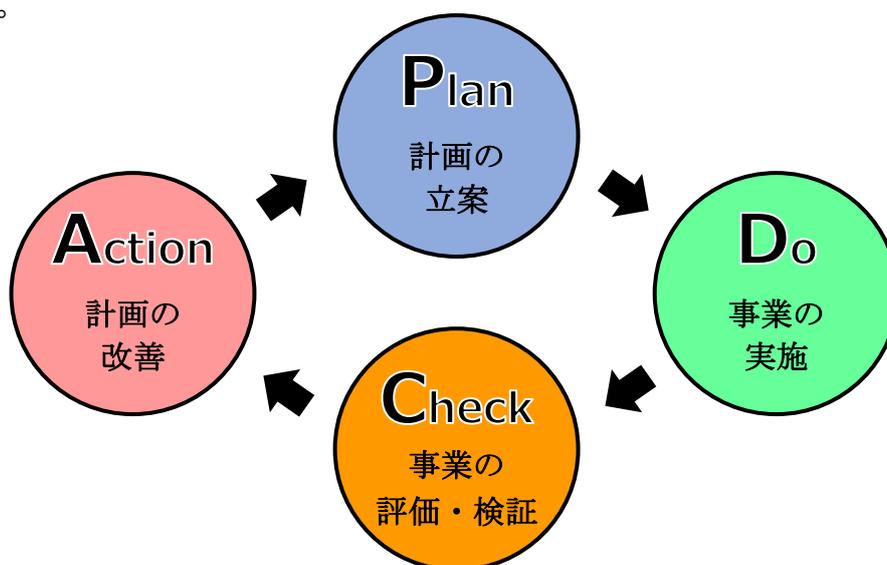
サービスの利用者からの様々な相談・苦情がサービス内容の改善につながるよう、高齢者の日常生活に関する総合的な相談窓口である地域包括支援センターを始め、本市相談窓口において適切な対応に努めるとともに、迅速、適切に苦情解決する体制の充実に努めます。

なお、介護サービスに関する苦情は、香川県国民健康保険団体連合会との連携を図る中で、介護保険担当窓口において、必要に応じて、サービス事業者に説明・改善を求め、問題解決を図るなど、適切な対応に努めます。

3 計画の進行管理

本計画は、「計画の立案（Plan）」、「事業の実施（Do）」、「事業の評価・検証（Check）」、「計画の改善（Action）」のPDCAサイクルによるマネジメントを実施し、毎年度を1サイクルとして、各事業（取組）の目標達成状況又は実績の報告を求めることで、事業の所管課においては、実施状況の把握と事後評価を行い、次年度における事業の改善・充実につなげます。

また、本市の総合計画や地域福祉計画等との整合を図るとともに、本部会 及び連絡会や、学識経験者、関係団体の代表等で組織された高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会に定期的に進捗状況を報告し、意見を聴く中で、適切な進行管理に努めます。



4 情報の公開

本市における「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」第7条に則り、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会の会議を公開し、会議内容、アンケート調査結果等を本市ホームページにて公開するなど、策定に関する情報を公開するとともに、パブリックコメント*を実施し、市民の意見を計画に反映するよう努めます。

資料編

1 成果指標及び数値目標の一覧

(1) 第9期高松市高齢者保健福祉計画の成果指標

指標名		内容
1	高齢者福祉の充実に対する市民満足度	第7次高松市総合計画において推進している施策の市民満足度調査において、「満足」「やや満足」と回答した方の割合の合計(年度毎)
2	介護・支援を必要としていない高齢者の割合(自立高齢者率)	介護・支援を必要としていない65歳以上の高齢者の割合(毎年9月末日)
3	介護・支援を必要としていない後期高齢者の割合(自立後期高齢者率)	介護・支援を必要としていない75歳以上の後期高齢者の割合(毎年9月末日)
4	生きがいがある高齢者の割合	計画策定に係る「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート」の調査項目

(2) 施策ごとの数値目標

●基本目標 自分らしい生活と生きがいづくり

施策	区分	内容
1 介護予防・重度化防止の推進	「フレイル予防講座」参加者数	「フレイル予防講座」の参加者数の合計(延べ人数・年度毎)
	要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率	要支援認定者(サービス利用者)が介護予防サービス計画の更新時に「維持」「改善」している人の割合(年度毎)
2 居場所づくりの推進	居場所への参加者実人数	居場所の参加者・利用者数の合計(実人数・年度毎)
	主観的健康感の維持向上率	居場所参加者に対し、年度始めと年度末に実施する調査において、主観的健康感(5段階評価)が維持又は改善した方の割合
3 健康づくりの推進	特定健康診査受診率	特定健康診査の受診率(年度毎)
	後期高齢者医療健康診査受診率	後期高齢者医療健康診査の受診率(年度毎)
	高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種接種率	65歳以上の高齢者のうち、季節性インフルエンザワクチンを接種した人の割合(年度毎)
4 社会参加・生きがいづくりの促進	多世代交流を実施している割合(居場所)	居場所のうち、子どもとのふれあい加算の支給を受けている割合
	シルバー人材センター会員の就業実人数	シルバー人材センターの会員のうち、実際に就業した会員の人数(年度毎)

●基本目標 共に支え合い、つながる地域づくり

施策	区分	内容
1 包括的な 相談・支援 体制の推 進	住民主体によるサービス(サービス B)を提供している地区数	住民主体によるサービス(サービス B)を提供している地区数(年度毎)
	まるごと福祉相談員のアウトリーチ(地域で情報収集・個別訪問等)件数	情報収集・周知活動回数、アウトリーチ回数(本人との関係性構築)、同行支援延べ日数の合計(年度毎)
	介護相談専用ダイヤルの相談件数	24 時間 365 日受付の「たかまつ介護相談専用ダイヤル」相談件数(年度毎)
	見守り協定締結事業者数	市・民児連・企業等の3者による「地域で支え合う見守り活動に関する協定」締結事業者数(累計)
2 認知症施 策の推 進	認知症初期集中支援チーム訪問実人数	認知症初期集中支援チームが訪問し、早期対応に向けた支援を実施した人数(年度毎)
	認知症サポーター養成人数(累積)	認知症サポーター養成講座を受講し、サポーターとなった人数(累積)
3 地域包括 支援セン ターの機 能強化	総合相談支援件数	地域包括支援センター及び老人介護支援センターにおいて相談を受けた件数(年度毎)
	地域ケア小会議における個別課題の検討件数	地域ケア小会議のうち、個別課題について検討した件数(年度毎)
4 介護保険 サービスの 推 進	第9期計画期間中の施設・居住系サービスの整備率	第9期計画期間(R6～8)における、施設・居住系サービスの整備見込量に対する達成割合(年度毎)
	ケアプラン点検件数	給付費適正化主要3事業のうち、ケアプラン点検を行った件数(年度毎)
	介護サービス相談員派遣受入事業所数	介護サービス相談員派遣事業において、相談員を受け入れた事業所の数(年度毎)
5 在宅医療・ 介護連携 の充実	多職種連携構築度評価平均得点	多職種連携研修等に参加している専門職による、地域の多職種連携構築度評価の平均得点(10 点満点・年度毎)
	要介護者の在宅比率	在宅での要介護認定者の割合(毎年9月末日)

●基本目標 安心して暮らし続けられる環境づくり

施策	区分	内容
1 住まいの整 備・充実	「住みやすさ」に対する市民満足度(70 歳以上)	第7次高松市総合計画における市民満足度調査において、「住みよい」「まあまあ住みよい」と回答した人の割合(70 歳以上)の合計(年度毎)
2 外出支援の 充実	ゴールド IruCa 保有率	70 歳以上の人口に対するゴールド IruCa 発行枚数の割合(年度毎)
	ノンステップバス導入率	市内バス事業者におけるノンステップバスの割合(年度毎)
3 安全で住み よい環境づ くりの推 進	高齢者の消費生活相談における解決割合(他機関への誘導を含む)	高齢者から寄せられた消費生活センターへの相談のうち、解決に導くことができた(他機関への誘導を含む)割合(年度毎)
	高齢者交通安全教室等参加者数	高齢者交通安全教室の参加者数(年度毎)
4 災害時の援 護体制の充 実	個別避難計画の作成率	避難行動要支援者名簿の登録者のうち、個別避難計画を作成している者の割合(年度毎)
	地域コミュニティ協議会単位の地域防災訓練(避難所運営訓練等を含む)実施率	地域コミュニティ協議会(44 地区)のうち、地域防災訓練(避難所運営訓練等を含む)を実施した割合(年度毎)

2 日常生活圏域・地区・町名の一覧

日常生活圏域	地区	町名
① 中央西	日新	新北町、瀬戸内町、扇町3丁目
	二番丁	扇町1～2丁目、昭和町2～2丁目、サンポート、錦町1～2丁目、浜ノ町
	亀阜	旅籠町、中新町、天神前、中央町、中野町、亀岡町、番町4～5丁目、紫雲町、宮脇町1～2丁目、西宝町1～3丁目、茜町、西町、幸町、峰山町
	四番丁	田町、番町1～3丁目、玉藻町、丸の内、内町、寿町1～2丁目、西の丸町、西内町、兵庫町、古新町、磨屋町、紺屋町、鍛冶屋町、丸亀町、南新町、亀井町
② 中央東	新塩屋町	今新町、大工町、百間町、片原町、鶴屋町、本町、北浜町、朝日町1～6丁目、東浜町1丁目、城東町1～2丁目、朝日新町、通町、井口町、未広町
	築地	塩屋町、築地町、塩上町1～3丁目、八坂町、福田町、常磐町3丁目、瓦町1～2丁目、古馬場町、御坊町
	花園	塩上町、常磐町2丁目、多賀町1～3丁目、花園町1～3丁目、観光通1～2丁目、東田町、藤塚町、藤塚町3丁目、観光町、上福岡町
	松島	福岡町1～4丁目、松福町1～2丁目、松島町、松島町1～3丁目
	栗林	藤塚町1～2丁目、栗林町1～3丁目、桜町1～2丁目、楠上町1～2丁目、花ノ宮町1～3丁目、上之町1～3丁目、室町、室新町
	女木	女木町
	男木	男木町
③ 鶴尾	鶴尾	東八ヶ町、西八ヶ町、紙町、松並町、西春日町、勅使町、田村町、上天神町
④ 太田	太田	三条町、今里町、今里町1～2丁目、松縄町、伏石町
	太田南	太田下町、太田上町
⑤ 一宮	一宮	三名町、鹿角町、成合町、一宮町、寺井町
⑥ 香東	川岡	川部町、岡本町
	円座	円座町、西山崎町
	檀紙	檀紙町、御厩町、中間町
⑦ 木太	木太	木太町

日常生活圏域	地 区	町 名
⑧ 古高松	古高松	春日町、新田町、高松町
⑨ 屋島	屋島	屋島東町、屋島中町、屋島西町
⑩ 協和	前田	前田西町、前田東町、亀田町
	川添	元山町、東山崎町、下田井町
	林	林町、六条町、上林町
⑪ 龍雲	三谷	三谷町
	仏生山	仏生山町
	多肥	多肥下町、多肥上町、出作町
⑫ 山田	川島	由良町、川島本町、川島東町
	十河	小村町、亀田南町、十川西町、十川東町
	西植田	池田町、西植田町
	東植田	東植田町、菅沢町
⑬ 勝賀・ 下笠居	香西	香西本町、香西東町、香西南町、香西西町、香西北町
	弦打	郷東町、鶴市町、飯田町
	鬼無	鬼無町藤井、鬼無町是竹、鬼無町佐料、鬼無町佐藤、鬼無町山口、鬼無町鬼無
	下笠居	神在川窪町、植松町、中山町、生島町、亀水町
⑭ 塩江	塩江	塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1～3号
⑮ 香川	香川	香川町大野、香川町寺井、香川町浅野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町東谷、香川町安原下第1・3号
⑯ 香南	香南	香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光
⑰ 牟礼	牟礼	牟礼町牟礼、牟礼町大町、牟礼町原
⑱ 庵治	庵治	庵治町
⑲ 国分寺	国分寺	国分寺町新居、国分寺町国分、国分寺町福家、国分寺町新名、国分寺町柏原

3 地域包括支援センター・老人介護支援センター

お住まいの 地区	地域包括支援センター		老人介護支援センター		
	名称、所在地、電話番号		名称	所在地	電話番号
日新 二番丁 亀阜 四番丁 新塩屋町 築地 花園 松島 栗林 女木 男木 木太		高松市地域包括支援 センター(中央) 桜町一丁目 9-12 ☎839-2811	さめき	宮脇町二丁目 37-21	831-4498
			あかね	西町 4-1	834-1165
			玉藻荘	北浜町 7-10	811-4670
			はなぞの園	上福岡町 2004-1	837-0307
			高松市社会福祉協議会	福岡町二丁目 24-10	806-0500
			法寿苑	木太町 3308	832-5400
			さくら荘	林町 76-14	868-0720
鶴尾 太田 太田南 一宮 林 三谷 仏生山 多肥		サブセンター仏生山 仏生山町甲 218-1 ☎885-4481	西春日	西春日町 1510-1	869-1230
			おりいぶ荘	太田下町 2020-1	815-1818
			一宮の里	一宮町 875	886-5777
			さくら荘	林町 76-14	868-0720
			竜雲舜虹苑	仏生山町甲 3100-2	889-1091
			なでしこ香川	多肥上町 1423-1	815-2000
前田 川添 川島 十河 西植田 東植田		サブセンター山田 川島本町 191-10 ☎848-6451	弘恩苑	前田西町 683-7	847-3131
			すみれ荘	十川西町 1234-1	848-0852
			高松さんさん荘	西植田町 4212-1	849-1333
香西 弦打 鬼無 下笠居		サブセンター勝賀 香西南町 476-1 ☎882-7401	ヨハネの里	鶴市町 241	802-3126
			大寿苑	鬼無町鬼無 882-2	881-6565
			ハピネス	中山町 741-1	881-8666
古高松 屋島 牟礼 庵治		サブセンター牟礼 牟礼町牟礼 302-1 ☎845-5711	香色苑	高松町 1350-22	844-9280
			逅里苑	屋島東町 408-1	844-8500
			守里苑	牟礼町牟礼 2321-14	845-4417
			あじの里	庵治町 4151-7	870-3500
川岡 円座 檀紙 国分寺		サブセンター国分寺 国分寺町新居 1298 ☎874-8961	岡本荘	岡本町 527-1	885-3333
			大寿苑	鬼無町鬼無 882-2	881-6565
			高松市社会福祉協議会国分寺	国分寺町新居 1150-1	875-9294
塩江 香川 香南		高松市地域包括支援 センター香川 香川町川東上 1865- 13 ☎879-0991	高松市社会福祉協議会塩江	塩江町安原上東 99-1	893-0440
			高松市社会福祉協議会香川	香川町大野 450	840-5133
			高松市社会福祉協議会香南	香南町横井 1028	879-7294

4 計画策定の経過

日付		会議等	内容
令和4年 (2022年)	6/1 8/31	在宅介護実態調査	市民意識調査の実施 ・調査期間:6月1日~8月10日 ・調査対象者:1,016人
	10/20	令和4年度第2回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	・第8期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について ・第9期高松市高齢者保健福祉計画の策定について ・第9期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の実施について
	12/1 12/27	高齢者の暮らしと介護に関するアンケート	市民意識調査の実施 ・調査期間:12月2日~12月28日 ・調査対象者:6,800人 (有効回収数 3,889)
令和5年 (2023年)	2/1 2/28	高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会委員の募集	委員公募の実施 ・募集人員:4人 ・募集期間:2月1日~2月28日
	6/14	令和5年度第1回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	・第9期高松市高齢者保健福祉計画の策定について (1)第9期高松市高齢者保健福祉計画の位置付け等について (2)第9期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果報告について
	7/18	令和5年度第1回高松市高齢者福祉推進連絡会(書面会議)	・第8期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について ・第9期高松市高齢者保健福祉計画の策定に係る基礎調査の結果について ・第9期高松市高齢者保健福祉計画の骨子(案)について
	7/21	令和5年度第1回高松市高齢者福祉推進本部会(書面会議)	・第8期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について ・第9期高松市高齢者保健福祉計画の策定に係る基礎調査の結果について ・第9期高松市高齢者保健福祉計画の骨子(案)について

日付		会議等	内容
令和5年 (2023年)	8/7	政策会議	・第9期高松市高齢者保健福祉計画の骨子(案)について
	8/30	令和5年度第2回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	・第8期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について ・第9期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果について ・第9期高松市高齢者保健福祉計画の骨子(案)について
	11/24	令和5年度第2回高松市高齢者福祉推進連絡会	・第9期高松市高齢者保健福祉計画(案)について
	11/28	令和5年度第2回高松市高齢者福祉推進本部会	・第9期高松市高齢者保健福祉計画(案)について
	12/25	政策会議	・第9期高松市高齢者保健福祉計画(案)について
令和6年 (2024年)	1/24	令和5年度第3回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	・第9期高松市高齢者保健福祉計画(案)について
	2/1	高松市議会教育民生調査会	・第9期高松市高齢者保健福祉計画(案)について
	2/2 3/4	第9期高松市高齢者保健福祉計画(案)についての意見募集(パブリックコメント)	パブリックコメントの実施 ・意見募集期間:2月2日~3月4日
	2/21	令和5年度第4回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	・第9期高松市高齢者保健福祉計画(案)について
	3		第9期高松市高齢者保健福祉計画策定

5 高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会設置要綱

高松市介護保険制度運営協議会設置要綱（平成18（2006）年2月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38（1963）年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9（1997）年法律第123号。以下「法」という。）第117条に規定する介護保険事業計画の策定等に当たり、広く市民の意見を聴くため、並びに本市における地域包括支援センター事業及び地域密着型サービス事業に関し公正性及び中立性を確保しつつその円滑かつ適正な運営を図るため並びに法第115条の45第1項に掲げる事業を実施する体制の整備に資するため並びに法第115条の48第1項に規定する会議及び高松市生活支援体制整備事業実施要綱（平成30（2018）年4月1日施行）第5条第1項に規定する協議体（同要綱第4条第1項第1号の区域の協議体に限る。）として、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）前条に規定する老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定等に関すること。
- （2）地域包括支援センターの設置、運営等に関すること。
- （3）地域密着型サービスの運営等に関すること。
- （4）法第115条の45第1項に掲げる事業を実施する体制の整備に関すること。
- （5）法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施に関すること。
- （6）法第115条の45第2項第5号に規定する事業の実施に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、前条に規定する協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）介護（予防）サービス提供事業者及び職能団体の関係者
- （2）介護保険被保険者
- （3）地域における権利擁護又は相談事業を担う関係者
- （4）前各号に掲げる者のほか、高齢者保健福祉、介護保険制度又は地域ケアに関し識見を有する者
- （5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 協議会に特別の事項を協議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議が終了したとき又は第4条第1項に規定する委員の任期が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 臨時委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(部会)

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事等)

第9条 協議会に幹事を置き、健康福祉局長、健康福祉局長寿福祉部長、健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課長、健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課主幹(地域包括ケア推進担当)、健康福祉局長寿福祉部介護保険課長及び健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター長をもって充てる。

2 幹事は、協議会の会議に出席し、意見等を述べることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に幹事以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、会議において知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員又は臨時委員を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、次の各号に掲げる所掌事項の区分に応じ、当該各号に掲げる所属が行う。

(1) 第2条第1号、第4号及び第6号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課

(2) 第2条第2号及び第5号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター

(3) 第2条第3号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部介護保険課

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2（2020）年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は同年2月1日から施行する。

(高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会設置要綱の廃止)

2 高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会設置要綱(平成 14(2002)年4月1日施行)は、廃止する。

(招集の特例)

3 この要綱による最初の協議会の会議は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(準備行為)

4 第3条に定める委員を委嘱するために必要な準備行為は、この要綱の施行前にも行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3（2021）年4月1日から施行する。

高松市高齢者保健福祉・介護保険制度

運営協議会委員名簿

(令和5(2023)年4月1日～令和8(2026)年3月31日)

区分	氏名	役職名
会長	長山 貴之	香川大学経済学部長
職務代理	大橋 英司	高松市医師会理事
委員	井上 正朗	高松市歯科医師会理事
	植中 公幸	公 募 委 員
	岡下 照子	高松市婦人団体連絡協議会理事
	喜岡 俊治	高松市コミュニティ連合会理事
	喜田 清美	高松市保健委員会連絡協議会会長
	小西 啓太	高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会会長
	近藤 厚志	公 募 委 員
	近藤 有紀	公 募 委 員
	田中 邦代	香川県看護協会専務理事
	田中 克幸	高松市社会福祉協議会常務理事
	恒石 啓介	公 募 委 員
	野上 貴史	高松市老人福祉施設協議会副会長
	萩池 愛子	高松市老人クラブ連合会副会長
	前田 峻司	高松市民生委員児童委員連盟会長
	松村 雅彦	高松市指定訪問介護事業者連絡協議会会長
	三瀬 誠	香川県社会福祉士会会長
三井 浩平	高松市指定通所介護事業者連絡協議会会長	
元木 泰史	高松市薬剤師会会長	

〈委員は五十音順〉

6 高松市高齢者福祉推進本部会要綱

(目的及び設置)

第1条 高齢者福祉に関する各種行政施策・事業の効果的かつ総合的な展開と柔軟な執行体制の確保を図るため、高松市高齢者福祉推進本部会（以下「本部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項を処理する。

- (1) 高齢者福祉に関する施策の総合的な検討及び推進に係ること。
- (2) 高齢者福祉に関する施策についての各部局間における連絡調整に係ること。
- (3) その他高齢者福祉に関する重要事項に係ること。

(組織)

第3条 本部会は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、会長が必要と認めるときは、同表に掲げる職にある者以外の職員を委員に充てることができる。
- 3 会長は、本部会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見等を聴くことができる。

(連絡会の設置)

第5条 第2条各号に掲げる事項を調査研究するため、本部会に高松市高齢者福祉推進連絡会を置く。

(庶務)

第6条 本部会の庶務は、健康福祉局長寿福祉部長寿福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成2（1990）年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4（1992）年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6（1994）年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11（1999）年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17（2005）年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20（2008）年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20（2008）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23（2011）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24（2012）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30（2018）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31（2019）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3（2021）年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

会 長	健康福祉局長
委 員	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	消防局長
	病院局長
	教育局長

7 高松市高齢者福祉推進連絡会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市高齢者福祉推進本部会要綱(平成2(1990)年6月1日施行)第5条に規定する高松市高齢者福祉推進連絡会(以下「連絡会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充て、幹事長が必要と認めるときは、同表に掲げる職にある者以外の職員を幹事に充てることができる。

3 幹事長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名した幹事が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 連絡会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見等を聴くことができる。

3 幹事長は、必要に応じて、連絡会に作業部会を設けることができる。

(報告)

第4条 幹事長は、必要に応じて、連絡会における調査研究の結果等について、高松市高齢者福祉推進本部会に報告するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この要領は、平成2(1990)年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17(2005)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20(2008)年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22(2010)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23(2011)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24(2012)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25(2013)年4月1日から施行する。

- 附 則
この要領は、平成26（2014）年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成29（2017）年1月11日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成30（2018）年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成31（2019）年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和2（2020）年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和3（2021）年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	局 名	職 名
幹事長	健康福祉局	長寿福祉部長
幹事	市民政策局	政策課長、コミュニティ推進課長、くらし安全安心課長
	総 務 局	危機管理課長、広聴広報課長
	財 政 局	財政課長
	健康福祉局	健康福祉総務課長、健康福祉総務課地域共生社会推進室長、国保・高齢者医療課長、障がい福祉課長、生活福祉課長、長寿福祉課長、長寿福祉課(地域包括ケア推進担当)主幹、介護保険課長、地域包括支援センター長、子育て支援課長、こども女性相談課長、こども家庭課長、こども保育教育課長、こども未来館副館長、保健医療政策課長、感染症対策課長、生活衛生課長、健康づくり推進課長
	環 境 局	環境総務課長
	創 造 都 市 推 進 局	産業振興課長、スポーツ振興課長
	都市整備局	都市計画課長、都市計画課、住宅・まちづくり推進室長、交通政策課長、市営住宅課長
	消 防 局	予防課長
	病 院 局	みんなの病院事務局総務課長
	教育委員会 教 育 局	学校教育課長、生涯学習課長

8 用語の説明

【あ行】

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。

医療計画

国が定める良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針に即し、地域の実情に応じて、都道府県が医療提供体制の確保を図るために策定する計画。

医療療養病床

一般病床等での急性期の治療を終えた後の「療養」を目的とする施設（ベッド）。「医療保険」での対応。

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）（人生会議）

将来の変化に備え、今後の治療・療養について患者本人、家族、近しい人と医療従事者があらかじめ話し合い、患者の意思決定を支援するプロセス。

SNS

「Social Networking Service」の略で、「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。

【か行】

介護医療院

増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設。

介護サービス相談員

サービス利用者の話を聞き、必要に応じてその内容を施設・事業者・行政に伝えることで、利用者の権利擁護やサービスの質の向上につなげることを目的とする、サービス利用者・サービス提供者・行政機関の橋渡し役。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が、状態に合わせて適切なサービスを利用できるよう、ケアプランを作成したり、市や事業者との連絡調整を行う専門職。

介護職員等処遇改善加算

介護職員等の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設された加算で、加算を取得した事業者は、介護職員等の研修機会の確保や雇用管理の改善等とともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施することが必要。

介護認定審査会

コンピューター判定による一次判定結果と、認定調査票の記述部分である「特記事項」、「主治医意見書」の3種類の資料を基に、要介護認定基準に照らして、要介護度を最終的に審査判定（二次判定）する機関。

介護福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」によって創設された専門職。専門的知識と技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることを理由とし、日常生活を営むのに支障がある人に対し、心身の状況に応じた介護や指導を行う。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う事業。

介護療養型医療施設

施設サービス計画に基づいて、入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とした介護保険施設（令和5（2023）年度末に廃止。）。

介護老人福祉施設

施設サービス計画に基づいて、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護者に対し、日常生活上の支援や機能訓練等の療養上の介護を行うことを目的とした介護保険施設（原則、要介護3以上の人が対象。）。

介護老人保健施設

施設サービス計画に基づいて、病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な要介護者に対し、居宅生活への復帰を目指して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことを目的とした介護保険施設。

過活動膀胱

膀胱が過敏になり、自分の意に反して収縮してしまう病気で、最も特徴的な症状として、尿意切迫感（排尿したくて我慢がきかない状態）がある。

喀痰塗抹陽性者

採取した痰の中に結核菌等が含まれていないかを顕微鏡で観察する検査方法において、陽性と判定された人。

看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟で効果的かつ効率的なサービスを提供する地域密着型サービス。

基本チェックリスト

65歳以上の方を対象に、運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもりなど、介護の要因になりやすい生活機能について確認するツール。

居宅介護支援

在宅の要介護者が、介護保険からの在宅サービスや、保健・医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、個々の心身の状況や家庭環境、利用希望等を勘案して総合的なサービス計画を作成するとともに、作成された計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整、その他便宜の提供を行うサービス。

居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、在宅での療養生活を送るために必要な療養上の管理及び指導を行うサービス。

ケアプラン（居宅サービス計画、介護予防サービス計画）

介護サービス等が適切に利用できるよう、心身の状況、そのおかれている環境、要介護（要支援）者及びその家族の希望等を勘案し、自立支援・重度化防止に向けて利用する介護サービス等の種類、内容及び担当者等を定めた計画のこと。

ケアマネジメント

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標や、課題解決に至る道筋と方向を明らかにし、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通して、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。

結核予防週間

厚生労働省が定める、結核に関する正しい知識の普及啓発を図る期間（毎年9月24日～30日）。

健康寿命

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

権利擁護

認知症の高齢者や障がい者など、自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって主張し、本人の権利を守ること。

公共施設利用総合情報システム

市民の様々な生涯学習を支援するため、インターネットに接続された家庭のパソコン、公共端末、携帯電話を使って、体育施設や文化施設等の公共施設の空き状況照会や予約申込等ができるシステム。

高齢者虐待対応ネットワーク

高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うための、関係機関や民間団体との連携協力体制。

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

高齢者が地域の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、設備や運営面で高齢者が利用しやすいよう配慮された公営住宅。トイレや浴室等は高齢者が使いやすい構造となっており、緊急通報システムを設置するなど安全面でも工夫がなされている。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者（都道府県若しくは市町村及び国民健康保険組合）が共同でその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的に設立された公法人。設立に当たっては都道府県知事の認可を必要とし、全国47都道府県にそれぞれ設立されている。

個別避難計画

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等が、災害時の避難行動をあらかじめ自ら確認し、迅速、安全な避難につなげるための計画であり、災害対策基本法において、市町村に作成が努力義務化されている。

コミュニティセンター

地域コミュニティ活動の活性化を図るため、地区公民館をコミュニティセンターとして整備している。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

入居者に安否確認及び生活相談のサービスを提供し、バリアフリー構造等を有するものとして「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく都道府県等の登録を受けた住宅。

COPD（慢性閉塞性肺疾患）

慢性閉塞性肺疾患と呼ばれる生活習慣病の一つで、従来、慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれていた病気の総称。たばこ等の煙やPM2.5などの有毒物質を長期間吸い込むことにより、慢性的かつ持続的な炎症によって肺の組織が破壊され、ゆっくり進行し、息切れなどを自覚する頃には、病気がかなり進行していることも多く、肺の組織は元に戻ることがないため、早期診断・早期治療が重要な病気のこと。

市政出前ふれあいトーク

市政の仕組みや現在取り組んでいる事業・施策・今後の検討課題等について、職員が地域へ出向いて説明する事業。

市民後見人

地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神をもった市民であり、家庭裁判所より後見人等（補佐人・保佐人を含む）としての選任を受けた者。

社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」によって創設された専門職。専門的知識と技術をもって、心身や環境上の理由によって、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導等の援助を行う。

重層的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）

令和3（2021）年4月1日から施行された改正社会福祉法に基づく事業で、高齢・障がい・子育て・生活困窮分野の相談支援や地域づくりに係る既存事業を一体的に実施するとともに、多機関協働・アウトリーチを通じた継続的支援・参加支援といった新たな機能を追加し、市町村全体で包括的な支援体制を構築していくもの。

出現率法

「出現率」とは、過去におけるその事象が発生する頻度のことをいう。「出現率」を求め、それに基づき将来人数を推計する方法。

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格を有し、ケアマネジャーの人材育成や地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくり等の役割を担う専門職で一定の研修を修了した人。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟で効果的かつ効率的なサービスを提供する地域密着型サービス。

消費者ウィーク

「消費者の日」（5月30日）を含む1週間。消費者への情報提供と消費者教育・啓発を積極的に推進するため、各種事業を実施している。

消費者被害

悪質商法等により、商品・サービスを製造・供給する事業者が消費者に対して不利益や損失、被害を発生させること。

生活支援コーディネーター

介護予防・日常生活支援総合事業において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築とその充実を目的に、①資源開発、②ネットワークの構築、③ニーズと取組のマッチングといったコーディネート機能を担う人。

生活習慣病

食生活、運動、休養、飲酒、喫煙等の生活習慣が、その発症・進行に關与する症候群。脳卒中、高血圧、心臓病、がん、骨粗しょう症、歯周病等が挙げられる。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのないなどの理由で申立てる人がいない場合は、市長が申立てることができる。

セルフ・ネグレクト

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態。

総合計画

総合的・計画的なまちづくりや市政運営の根幹をなす計画。

総合的な学習の時間

平成14（2002）年度から始まった教育活動で、地域や学校の特色に応じて創意工夫をこらし、国際理解、情報、環境、福祉・健康等について学習する時間。

【た行】

第三者評価

事業者の提供するサービスの質について、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行うこと。

第6次高松市総合計画

目指すべき都市像を「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」とし、令和5（2023）年度を目標年次とする、高松市の総合的かつ長期的展望に立った市政推進の基本指針として策定された計画。

高松版生涯活躍のまち構想

地域コミュニティ協議会を軸に、移住者を含むアクティブシニアが、地域に溶け込み、多世代の地域住民と交流をしながら、自らの経験やスキルを生かして生涯健康で生きがいを持って活躍できるまちづくりの全市的な展開を目指す構想。

短期入所生活介護

在宅の要介護者等が、老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活並びに機能訓練を受けるサービス。

短期入所療養介護

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練並びに日常生活上の世話を受けるサービス。

地域医療構想

医療法第30条の4第2項第7号及び第8号の規定に基づき、都道府県が医療計画の一部として、将来の医療提供体制に関する構想及びその達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項を定めるもの。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域コミュニティ協議会

高松市自治基本条例第23条に規定される公益団体。市民が地域の個性を生かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民主的に運営される組織。

地域支援事業費

市町村が、介護給付や予防給付といった個別の保険給付とは別に、要介護（要支援）認定の有無にかかわらず被保険者を対象とし、事業という形で要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスを提供するための費用。

地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域住民等の参加を得ながら、地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策等を示し、地域福祉の推進を図ることを目的とした計画。

地域福祉ネットワーク会議

高松市においては各地域コミュニティ協議会単位で設置する第2層協議体のことで、生活支援コーディネーターの働きかけにより、住民主体による地域の課題解決に向けた検討を行うために設置される会議。

地域包括ケアシステム

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報を始め、地域包括ケアシステムの構築に関する情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されている。

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴等の介護や機能訓練を日帰りで受けるサービス。

中核機関

高松市から委託を受けた、高松市社会福祉協議会権利擁護センターにおいて、地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度の広報や相談、利用促進を行う。協議会を市とともに運営し、専門職団体等の地域連携体制を構築するために設置した機関。

貯筋運動

公益財団法人健康・体力づくり事業財団が普及を行っている運動で、座位若しくは立位で自重を利用した5種類の運動を行うことにより、高齢者の生活機能維持のために必要な足腰の筋力を鍛える運動。

通所介護

在宅の要介護者等が、デイサービスセンターへ通い、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話並びに機能訓練を受けるサービス。

通所リハビリテーション

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設、病院、診療所へ通い、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けるサービス。

つながる福祉相談窓口

地域の行政組織の中核として、市民に身近で幅広い行政サービスを提供する各総合センター等に、福祉の総合相談窓口として設置し、制度・分野にかかわらず幅広く相談を受け、関係機関へのつなぎを行うことで、住民サービスの向上を図る。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、日中・夜間を通して、定期的な巡回により、又は随時通報を受けて、居宅において介護及び看護を介護サービスとして行う地域密着型サービス。

特定健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの者を対象として、保険者が実施することになっている健康診査。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している要介護者等に対し、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の介護を行うサービス。ただし、介護専用型の場合、利用は要介護者に限られる。

特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援のこと。メタボリックシンドロームの人には「積極的支援」、その予備群には「動機付け支援」、それ以外の受診者には「情報提供」が行われる。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会において、福祉サービスの利用手続の援助や日常的な金銭管理を行う事業。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

厚生労働省が平成25年度（2013年）に公表した認知施策の推進計画「認知症施策5カ年計画（オレンジプラン）」に代るもので、平成27年（2015年）1月に公表され、認知症施策を省庁横断的に取り組むこととした認知症対策の国家戦略のこと。

認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練を行う地域密着型サービス。

認知症対応型通所介護

認知症の人がデイサービスセンターなどに通い、日常生活の世話や専門的なケアを受けられるサービス。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。

認定調査

要介護（要支援）認定の申請があったときに、調査員が訪問し、本人と家族などへの面接によって行う聞き取り調査や動作確認調査のこと。一次判定結果や特記事項は、要介護（要支援）認定を行う介護認定審査会で使用される。

【は行】

HUG（ハグ）

避難所運営をみんなで考えるためのひとつのアプローチとして開発された図上訓練。避難者の年齢、性別、国籍などそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるのか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験するゲーム。

8050問題

経済的にひっ迫した80代の親が、同居の50代の子を養い、生活困窮と介護が同時に生じ、親子で社会的に孤立してしまう問題。

パブリックコメント

基本的な政策等を策定する際、その政策等の趣旨、目的、内容をホームページ等で公表して意見を募集し、寄せられた意見を考慮して、最終的な意思決定をすること。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人など多様な人が、社会参加をする上での障壁（バリア）をなくすこと。

BMI

Body Mass Indexの略で体格指数のこと。体重（kg）÷〔身長（m）×身長（m）〕により算出する。BMIが25以上を「肥満」、18.5未満を「低体重（やせ）」としている。高齢者の場合はBMI20以上が望ましい。

避難行動要支援者名簿

災害発生時等、自ら避難することが困難な者について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿であり、災害対策基本法において、市町村に作成が義務付けられている。

フレイル

高齢期の虚弱のことで、病名ではなく、心身の活力が低下し、健康障がいや介護が必要になる状態になる危険性の高い状態をいう。フレイル予防には、適度な運動やバランスのとれた食事、社会参加等が大切とされている。

訪問介護

訪問介護員が要介護者等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の日常生活の世話をを行うサービス。

訪問看護

訪問看護ステーションの看護師等が、かかりつけの医師の指示により在宅の要介護者等を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

在宅の要介護者等に対し、移動入浴車等により訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

訪問リハビリテーション

心身機能低下のために寝たきり、又はこれに準ずる状態になった在宅の要介護者等に対し、リハビリテーション専門の職員（理学療法士、作業療法士）が居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

ポピュレーションアプローチ

健康リスクに対する取組の一つで、保健事業の対象者を一部に限定せず、集団全体を対象として働きかけを行い、全体としてリスクを下げる手法。

【ま行】

まるごと福祉相談員

高松市から委託を受けた市社会福祉協議会の福祉専門職（社会福祉士・ケアマネジャー等）。地域の拠点へ出向き、情報収集や戸別訪問を行うなど、アウトリーチを実施し、困りごとを抱える個人や世帯の相談支援を行う。また、世帯全体の課題を整理し、必要な支援をコーディネートするとともに、関係機関と連携し、定期的に状況を見守りながら困りごとの解決を目指す。

メールマガジン

電子メールを利用して発行される雑誌。ホームページから購読申込すると、定期的又は不定期に、購読者宛に電子メールで配信される。本市においては、健康情報や文化情報等、6種類の中から利用者が選択できる。

【や行】

夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問又は随時通報により、要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話などを行うサービス。

有料老人ホーム

高齢者を対象とした住居のことであり、介護、食事の提供、生活支援等のサービスを提供する施設。

【ら行】

レスパイトケア

介護の必要な高齢者や障がい者のいる家族への様々な支援を指す。家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的とする。

【わ行】

WAMNET（ワムネット）

独立行政法人福祉医療機構が運営する保健・医療・福祉・介護関連の情報を総合的に提供するための全国的な情報ネットワークの名称。

第9期 高松市高齢者保健福祉計画

発行年月：令和6（2024）年3月

発行：高松市

高松市健康福祉局長寿福祉部

長寿福祉課 電話:839-2346 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

介護保険課 電話:839-2326 //

地域包括支援センター 電話:839-2811 〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号

※ 計画の詳しい内容については、高松市ホームページでご覧いただけます。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/korei_fukushi/8thkeikaku.html